

季刊

# 労働運動



1972

■階級的労働運動の構築をめざして

## 特集 I 春闘

72春闘にのぞむわれわれの立脚点＝全国労活(準)世話人会  
巨大なる擬似運動＝前田裕吾

## 特集 II 民間労組の分裂問題

少数派組合の問題点＝佐藤芳夫  
民間労組における組織分裂の分析＝根岸敏文

討論 マル生批判の視点

産報化へひた走る労戦統一の歴史的意味＝清水一

■レポート 全港湾西成分会 / 電通臨労支援共闘会議  
三菱長船労組 / 全昭電青年労働者共闘会議

労働争議地図

2

季刊労働運動編集委員会



風媒社

図書目録・呈

名古屋市中区不二見町7-1

# 第二次世界大戦論

戦火と飢え  
を超えて

すべての帝国主義国とプロレタリア国家がその政治的、軍事的、及び経済的な総力を動員して戦った第二次世界大戦の必然性と歴史的性格を、主として第一次大戦と対比しつつ分析、激動する戦後世界体制の解明をめざすとともに、現代革命の視点を模索する！  
予価 ¥1000

鶴嶋雪嶺著 / カメラ・富塚良一

〈近刊〉  
川上忠雄著

# 暗殺者の心理

一・レヴィン / 長谷川正史訳

世界各国に張りめぐらされた膨大なスターリンの謀報組織とトロツキー暗殺網の恐るべき全貌、組織に操られた暗殺者ラモン・メルカデルの行動と心理を解き明かすことによつて、革命の非情と歴史の暗部を浮彫りにした比類なきドキュメント！  
予価 ¥1000

# 情況出版

新宿区平塚3-160 渡辺ビル  
電話 368-0770 振替東京106464

人類学的視点からするフロイト批判

ウィルヘルム・ライヒ

# 性道德の出現

「ある思想家が浮びそして消え、またある思想が捨てられまた浮んでくる」といった（転変）のなかで、ひとときわ色鮮やかな光彩を浴びて六〇年代後半に劇的な再生をとげたライヒが、その初期の三〇年代に残した學生の著作。マリノフスキー「未開社会の性生活」を引きながら「家族」の起源へとたどりつづつ、ブルジョア社会の性モラルの出現をときあかしくいかにしてそれが支配の具たるかをマルクスへと結んでいく。フロイト門下の寵児でありながら、初期フロイトの性抑圧理論を頑なに守り、ために精神分析学界的迫害をうけてついに獄死するにいたった孤独の思想家ライヒが「性抑圧の理論」を展開して世を驚愕させた名著の完全翻訳 ■四六判・980円

十月革命は神話だったか!?

十月革命への挽歌

菊地黒光著

十月革命は神話だったか? 一九一七年十月ペトログラードに狼火をあげたロシア革命の炎は、またたくまにロシア全土を覆って全世界を震撼させた。だが、打ち続く飢饉とそして前衛党の大衆との接点の喪失は「革命」を次第に内側から変質させていく。クロンシュタット叛乱、左翼エスエル蜂起、マフノ叛乱、これらは十月の革命と反革命の余塵のいまだくすぶるなかで、なお矛盾の絶えざることを告発したまことに「造反運動」であった。ポリスエヴィキ政権の生成と確立のなかにスタリニズムの萌芽をよみとり、「十月革命の神話」との訣別を決意した著者が、愛憎をこめてその全貌を「情況」に描いて好評を博した気鋭の論文を集成 ■四六判・予価1200円

# ローザ・ルクセンブルク論集

滝田修 / 清水多吉 / 過ぎし日、スターリニズムの確立とともに酒井角三郎 / 他執筆

「バルを規模で革命家ローザは鮮える。滝田修論文二四〇枚収録 ■四六判・980円

# 結社と技術

長崎浩政治論集

蜂起にむかう戦士の団結を「結社」として表現するものはなにか。全共闘運動のイデオログである著者が「叛乱論」を越えて政治と革命に接近する ■四六判・880円

# 旗は大地とともに

山口 武秀

戦後農民運動の面影をつくり、今また三里塚の野に決起、白馬にまたがり常東三方の指揮をとった著者の戦後における闘いの記録、増補新装版 ■小B6判・480円

# ライヒ

性の抑圧と革命の論理

新装版・480円

マルクス主義家族論の陥穽 □ 清水多吉 狂気の人間学 □ 片岡啓治 孤独者ライヒ □ 種村季弘 抹殺されたものの伝説 □ 平田武雄 三〇年代ライヒ □ 二重の除名 □ 山崎カヲル ソヴェト・ロシアの革命のテゼと反テゼ □ 野田茂徳性における悪魔の復讐 □ 伊東守男 性の解放と社会革命 □ 江口幹 / 他 詳細な年譜を付して新装版出版 / 好評発売中

# 地域闘争

72号  
4月号

特集 奪われた教育を自らの手に

夜間中学生の告発

夜間中学を育てる会

或るサリドマイド児の母の記録

○住民運動の中から教育をさぐる

公害から銚子を守る市民の会・富士川町いのちと

生活を守る会・東京湾公害海上大学

○先生あなたは……農村（山形）と遊地（新島から）

○教師の模索

柳下村塾の祈り

伝習館救済会

○PTA改革の技術

矢崎 好子

連載 続人間腐蝕

深田 俊祐

5月号予告 愛媛県・伊方原子力発電所反対闘争

新全誌の最大拠点・西瀬戸総合開発（周防灘  
志布志湾・宿毛湾）の主要エネルギー基地と  
なる伊方原発反対運動の報告

この雑誌は70年8月、第一回地域  
斗争シンポジウムの中から創刊さ  
れ、全国の地域斗争・住民運動の  
発展と勝利を願って、運動の経  
験交流を目的に発行されています。

発行 ロシナンテ社

京都市左京区高野原町38  
電話〇七五（七八）三九五四  
郵便振替 京都四二二五一

## 特集 I 春闘

### 七二春闘にのぞむわれわれの立脚点

—— 帝国主義に対決する階級的労働運動をめざして ——  
全労活(準) 世話人会……………5

### 巨大なる擬似運動

春闘方式定着後の労働運動

前田裕吾……………14

#### 〈資料〉

1 七二春闘を国民ぐるみ闘争として 春闘共闘委……………21

2 新たな繁栄を求めて 同盟……………21

3 戦線統一と福祉経済への転換を 全民懇談大幹事会……………22

4 変革期に立つ日本経済と賃金問題 日経連……………23

## 特集 II 民間労組の分裂問題

### 少数派組合の問題点

佐藤芳夫……………24

### 民間労組における組織分裂の分折

根岸敏文……………31

#### 〈資料〉

分裂組合—— 戦闘的第一組合について 都労活事務局……………41

#### 討論 マル生批判の視点

—— 公労協労働者はどう闘うか —— 新崎盛暉……………72

沖縄七二年返還とは何か? 清水……………80

産報化へひた走る労戦統一の歴史的意味 淀北一郎……………88

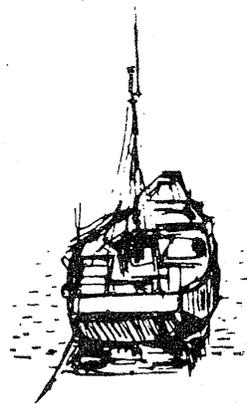
京都地方地域労働組合の思想と行動(下) 玉川洋次・高木真歩……………98

かみのだんがん	船船通信士労働組合/日本カーバイド
訪中記	合化労連エチル化学労組
プロ文革後の苦難と創造	古布 充……………44

### 既成労働運動の枠を破って……………103

全港湾西成分会/電通臨労共闘会議/三菱長船労組/全昭電青年労働者共闘会議  
「ハンドブック」 企業倒産・大量解雇といかに闘うか……………112

■パンフ抄録 70 ■投稿 前田哲夫 120 ■編集後記 122



## 労働争議地図

偽装解散に抗して 日本教育新聞労組	44
臨時工の首切は許さない 日野自工羽村工場	45
暴力ガードマンとの闘い 教育社労組	47
野間資本を追いつめる 光文社三労組	48
三ヶ月に及ぶメデア防衛闘争 日本読書新聞労組	49
一人一人が自立した抵抗闘争を 全造船機械石川島分会	50
労働センター構築が鍵 山谷自立合同労組	51
労災認定を勝ちとるぞ ガドミ公害石井さんを守る会	52
長谷川体制の残渣一掃めざす 時事通信労組	53
新労組結成にふみきる 東京都学校事務労働組合	54
一株運動で資本と対抗 鷺合ボーリング場労組	55
ドルショック合理化首切り 三井東庄三労組	56
組合員を権力に売り渡す都職労 都職差別撤廃共闘会議	57
全金脱退の危機 日特金属	58

春闘ピケで六名解雇 ミツミ電機	59
部門閉鎖で四十九人が解雇 合化東洋酸素川崎支部	60
右からの統一と闘わぬ社共 ソニー労組	61
経営危機にストで闘う 北海道S学園教組	62
重過失致死で会社を告発 日本カーバイド労組	63
川又日産社長を告発 愛媛・出稼ぎ者の権利を守る会	64
労働者の首切る労働組合 一畑電鉄	65
大会も開かず組合員を除名 日本庄着端子	66
見せしめの公害パージを許すな エチル化学労組	67
解雇は当然という労働組合 谷川運輸太田垣君を守る会	68
同盟タイハツに反乱の火あがる 北方君を守る会	69
日共民青に自己批判を要求 大阪・吹田市教組	73
「山下」首切りの責任をとれ 兵庫県三原高校	74
反戦と知って採用中止 解雇 全金京都寺内製作所支部	75
革新市政・日共も首切り支援 京都南市民センター	76
バイト労組つくり二度の首切り撤回 京都九条病院	77
二転、三転して最後は解雇 伊丹・倉毛エレクト労組	78
デモ逮捕での解雇は無効 三菱長崎造船労組	79



春闘 I

72春闘にのぞむ  
われわれの立脚点

帝国主義に対決する階級的労働運動をめざして  
第一次草案

全国労働組合活動家会議準備会世話人会

一 はじめに

七二年春闘は、スタグフレーション下の闘いと  
して、春闘共闘委員会は、『一万五千元～二万  
円』の要求をかかげた。

一月二十日、日経連は『変革期に立つ日本経済  
と賃金問題』と題して、賃金白書を発表し、『賃  
上げはほとんど不可能である』と、基本的に『ゼ  
ロ回答』の姿勢を打ちだしてきている。

マスコミも、労使共に、『対決型春闘』を強調  
し、円切上げによる構造的不況の追い打ちの激し  
さを、資本金陣営は、生産性基準原理の強調を、  
さらに進めて、『賃金決定は先行きの業績、生産  
性の見通しに即して行われるべきである』と、将  
来の生産性予測の導入を強調し、能力主義に徹し  
た賃金配分方式や、長期不況対策として、資本の  
御都合主義丸出しの、『日本的レイ・オフ制の確  
立』を意図してきている。

これに対し、春闘共闘委等は、『円の切上げを  
招いたのは低賃金のせい』であるとして、景気の  
動向に左右されることなく、大幅賃上げを勝ちと  
る？との態度を打出している。

日本資本主義発展の最大の功労者であり、労働  
貴族の代表リトダーでもある、鉄連の宮田義二  
は、『一発回答を打破してみせる。そのために  
は、熔鉱炉の火をとめることも辞せず』と、戦後  
初のバンキング戦術の採用という大見得を切り、  
七二春闘は、労使対決の正念場であり、いまや、

季刊 労働運動 1971

階級的労働運動の構築をめざして

階級的労働運動の構築のために

為替戦争と階級戦争＝川上忠雄/佐藤浩一

ゼネ石精闘争が問うたもの＝小野木祥之

総評大会批判＝清水 一

三池CO闘争と先進的労働者階級の任務＝須田昌啓

解同に自己批判した吹田市長＝師岡祐行

労働争議地図

レポート

三菱名古屋航空機/日本カーバイド

浦賀ドック/玉島ドック

編集委員会からのお願い

★読者のご協力を  
各地に分散、孤立して闘っている労働者の、一つの結集方法  
として本誌は発刊していますが、その本誌を継続して発刊する  
態勢を支えるのもまた、各地の労働者において他にありません。  
季刊労働運動編集委員会では、次の諸点を要望いたしますので、  
読者の方々の協力をお願いします。

★投稿について

本誌の読後感などをお送りください。特定の記事に対してで  
も、本誌全体についても結構です。四百字詰原稿用紙三枚で  
いかに書き、職場名、組合名、氏名も明記してください。どう  
しても誌上匿名を希望される方は、そのむね添記してください。  
「労働争議地図」は、四百字詰原稿用紙一枚にまとめてお送り  
ください。要領は、本文中の「地図」にならってください。  
特別記事があれば、四百字詰原稿用紙二十枚でいかに投稿し  
てください。ただし、この場合は、毎号の編集企画の都合もあ  
りますので、早目に編集委員会にご連絡くださるようお願いし  
ます。

★パンフ・ピラ類について

編集委員会では、各地の労働者が発行しているパンフレット  
やピラ類を蒐集し、また逐時本誌上で紹介していこうと考えて  
います。ぜひ、それらを編集委員会まで送ってください。

★定期購読のお願い

本誌の財政基盤を固めるため、ぜひ定期購読をお願いします。  
一年分(四冊)郵送料とも千五百円です。

★連絡先

尼崎市東難波町三丁目二の二〇 阪神現代社気付  
「季刊労働運動」編集委員会 電話〇六一四八二一〇〇六〇  
振替 神戸四三六一五  
東京都中野区東中野四一八八一 第二最上荘十八号  
「たいとう社」 電話〇三三三六二一八八〇五

右から左までもが、土俵で相対するかのような、宣伝になっている。

冷静にみた場合、最大の闘争の呼号も勇ましい鉄連が、実は年末一時金が、前年より二万五千円も切り下げられ、職場の大衆的反発の盛り上りに、泡を喰った鉄連執行部の実態と、バンキングといいながら、春闘共闘の四月未決戦と時期をずらした、五月突入の戦術では、責任転嫁のオスリ合の幕が、今から用意されているとしか、いいようがない。

しかし、敗北、後退、沈黙、逃避、全戦線をおおう右旋回という、六〇年代を通じて、とくにその後半に顕著となった大衆的反発のきざしは、抵抗、反撃、部分的勝利、或は、ゼネスト的、日産季節的の反乱といった中に、左旋回の下地は充分に潜んでおり、三菱長船、石川島、浦賀等々にみられる『少数派組合運動』は、『統一と団結』理念の内実なき歴史的外殻が、打ちやぶられ、階級的労働運動の構築へと、労働者の階級的団結とは何かを、あらためて問うことになったのである。

さらに、総評対同盟に示される、『左』『右』の対立基準は、三〇年代の『民同左派、日共連合』対『新旧右派』という保守対革新に照応した労働組合運動の流れであったが、七一年春闘や、三里塚、沖縄闘争を通じて、漸く、第三の潮流が形成されつつある今日、その様相は大きく変らざるをえなくなりつつある。

それ故、七二春闘に対応する場合、春闘そのも

の史的総括は、必ず要請されるし、また、われわれが単にモノトリーのみ終始しない闘争の方向を提起せねばならないと考える。

勿論、円の切上げを招来した今日の状況は、単に日本一國の問題である筈はなく、ベトナムをはじめ、世界の状況変化、戦後世界体制の転換点として、とらえる必要があるが、春闘を中心に展開することとしたい。

## 二 春闘の史的総括

一 一七年もの長い間、日本の労働組合は『春闘方式』の中に閉鎖されてきた。

閉鎖されたというだけではない、生産性向上に従属してきた『春闘方式』は高度成長政策の破たんとともに、帝国主義労働運動―産報化への媒介物にさえなろうとしている。

二 賃金闘争は、労働組合にとって、もともと普遍的な任務であり、団結の基礎とされてきた、だが歴年春闘を経るごとに春闘を形骸化させてきたのは何故だろうか？

春闘方式が独占の生産性向上運動ともに出発し、両者は終始、形影相ともなって噴出する労働者の賃金闘争を生産性の枠内に引ずりこみ、抑圧しつづけてきたということではなかったか。

日本生産性運動は、日本帝国主義復活の軌道をしくMSA協定―日本産業の軍事的再編成ともにも導入されたが、春闘方式は、この政治攻撃に

対する労働運動の屈服の表現だった。

日共と世界労連の指導(三・四回大会)とも、無縁ではない。

三 春闘方式の特徴は、したがって生産性にも合った賃金要求―生産力賃金論―利潤分配論―ブルジョア賃金理論に立脚し、ベース賃金―職務賃金の促進として機能した。

『春闘は生産性向上の絶対の好機となっている(生産性本部の職員の話)』し『いわゆる社会的相場は、もっぱら人手不足と、インフレと、景気動向―生産性の市場要因によってきめられ、労働組合の闘争力、交渉力の影響はほとんどみられるべきものはない』(金子英雄)といわれるまでになっている。

それはまた、労働者階級の賃金論と、賃金闘争理論の忘却、喪失の過程でもあった。

賃金闘争をひろげ、階級的団結を波及する全国最低賃金制の闘争は、企業内初任給引上げ(年令別最賃)に解消して、若い労働力獲得の企業に従属するにいたっている。

四 生産性向上運動の導入は、まず職場闘争と二七年の総評賃金綱領にもみられた賃金思想の圧殺からはじまった。

二七年の炭労・電産ストにみられる敵の対応、全日産争議に対する総資本の攻撃などである。

五 昭和三十年十月発表された岩井・太田ラインの『賃金行動綱領』は、職場要求・職場闘争を『総搾賃金の額上げ』に収れんさせた。

今日みる『クソもミソも一しよにした名目賃上げ額の高さ』が、成果のすべてだとする価値基準の設定であった。

生産性向上という資本家の労働力の使用価値に賃金闘争を従属させたことは、また職場から労働組合運動を放逐し、階級的賃金闘争の力の源泉を失なわせることでもあった。

六 現在の賃金水準は官公労ベースによっても、昭和十年のおよそ半分にも切り下げられている。

労働災害の多発は、生産過程における労働条件の維持・改善の闘い(職場闘争の起点)の無力さ、空洞化の象徴であり、公害と闘うすべてを失なっていることの根拠である。

今日、賃金要求は熾烈である。だが、総評も同盟もJCも、この熾烈な要求に対して擬似的賃金闘争(春闘方式)の枠内におしつぶし、とりわけ同盟・JCは、生産性に依拠(高成長)する思想をテコに、産報化、(再編)の道を歩もうと躍起である。

ことしの賃上げ目標をいち早く『一万円―二万円』の目くされ金に『大幅』とか『スト倍増』などの美辞令句をかかげて、労働者の現実感をますます萎縮させ、いままで培ってきた企業意識に『大衆路線』をすりかえようとはかっている。

## 三 階級形成に向う春闘を！

### (一) 現代合理化攻撃と七二春闘

ドル体制崩壊に象徴される戦後体制の終焉、崩壊、再編成は、日本資本主義の戦後史上、最大、最長といわれる『イザナギ景気』を完全にストップさせ、第二次大戦後かかってない激動の時代に突入させた。

政府・独占体は、当面する大不況に対して二兆円という最大の国債発行をテコとした大型財政投融資を中心に、不況脱出を図るとともに、育成してきた労働貴族・労働官僚層に依拠して、プロレタリアート、勤労人民に対し、大規模な体制的合理化攻撃と、インフレレション、重税を課した搾取・収奪を集中的に強化し、さらに、戦略産業以外の産業、例えば農業、鉱業、繊維、中小企業の切りすて統合、破壊を強行しつつある。

同時に、アジア全域への資本・商品輸出、帝国主義的侵略、軍国主義の強化飛躍によって、パニックへの拡大くいとめを図りつつある。

六〇年代合理化は、その前半の特徴を、設備投資を軸とした、労働・生産過程全般にわたる『技術革新の合理化』とし、後半はその基礎の上に『人の合理化』、人間管理、能力主義管理の徹底化、全面化としてきた。

現代合理化は、それらをさらに集大成するとともに、『生首のとぶ合理化』、『思想管理、イデオロギー的獲得の合理化』となってプロレタリア

ートにおそいかかっている。

『スクラップ・ダウン政策』は、パート・タイマー、臨時工、社外工の首切りを基礎に、大量配転、大量出向から一歩進め、工場閉鎖、本工首切り(例えば、合理化約十二万人中約五千人、下請関連を含めると万単位に、また繊維の失業約二十万といわれる如く)となり、あるいは新規採用取消し(八六四社、一二四二事業所、電機産業三二四八七人、昭和四十六年十月末現在)、レイオフ等となって現出している。

中小企業は、戦後最高の倒産件数を数え、浮動下請はもろろんのこと、独占体によって育成・強化されてきた系列下請でさえ整理、倒産、統合においてこまれている。

職場では、六〇年代末の『人間管理』一歩進んで、日本主義イデオロギーや、『アジアの大国としての使命』、『アジアの盟主』、『アジア安定のわが社』等による思想的獲得と攻撃が、一連の合理化攻撃の柱として、職制―本工上層を中心に展開されている。

国鉄マル生運動は、鉄鋼より十年おくれられているといわれた合理化のたちおくれを、最新の思想・理論武装によって、一挙にバン回し、職場の労働運動撲滅をめざす等、七〇年代の合理化攻撃の先端をきるものであった。

沖縄の闘争との関連による上からの形だけの『処分』等により、国労・動労の『判定勝』とされているが、方法を改めての再攻撃は必至であ

り、職場からの自然発生性による盛り上りを、現局面でどう固め備えるかが問われている。

七二春闘にのぞむ総資本は、不況を利用した根本的合理化体制の浸透とひきかえの一定の賃金上昇（例えば、昨年なみといわれるような）を中軸にすえている。

六〇年後半のような、安直な賃上げではなく、構造的転換を迫られている。

時間短縮（トヨタ、日産等世界企業の外国向けの週休二日制論等）は、単位時間内労働密度の極限的アップ、賃上げとのパートナーとして『一括処理』による切りぬけ策が、飼いならした労働将校群を手代に、労資政、三者一体となって図られている。

### (一) 帝国主義的『労働戦線統一』の展開

帝国主義的『労働戦線統一』は、いよいよ『仕上げ』段階を迎えている。

そのイニシアチブを握るニューライト、JC派は、すでに『実践的労働組合主義』路線を確定しおえ、二日、全国労協結成による地方的結集の完了の上に、全金をまきこみ中央突破作戦を、今春闘のリードの上に（総資本の意を体して）一挙に進める段階に入った。

昨秋の第三次琉球処分を前後して、最大の戦力をもつ沖縄県労協は、『復帰協』革新共闘路線の上に『本土並み労組化』を共同化がさまざま

にテコ入れされている。

沖縄プロタリアートの流動分解と、階級的自立、形成への道は本格的段階に入り、それとの連帯をどううちたてるかが本土の我々に具体的に問われている。

『真の統一』をとる新人民戦線派と社共勢力、とくに日共は、その新改良主義、新第二インター化、新民同化路線により、東京、大阪の教組等の主流にのし上りつつ、日教組、自治労等で急速にのびた上で、さらに右翼的構造改革路線を定着化しつつある。

購買力増大による不況克服—日本鉄鋼産業の民主的平和発展論等の産業政策、円切り上げ問題のブルジョア的対応（米ドル切り下げ要求—日本ブルジョアの要求と一致）等により、体制内左派、新改良主義の本質を満開させつつある。

それらは、全金・合化等に『イタリアCGILや、フランスCGTを範とする政策、運動、組織論』となって『総評左派』労組と、国内日共勢力等に具体化され、民族主義の議会主義と相まって親帝右翼労組との『共通の土俵』作り—『大統一』へと向いつつある。

宝樹構想の歴史的原点は、一九三〇年代初頭の日本帝国主義の中国侵略に対応した『城内平和』としての労働戦線の統一、当時の全協、全評等左翼を切捨てた上での右翼—中間大連合としての『日本労働クラブ』であった。

宝樹テーゼは、この六年間の激動の中で内容的

出しはじめたのであった。

七二春闘は、鉄鋼ストライキが十三年ぶりに何らかの形でやらざるをえなかつたといわれる如く、（その鍵は、職場労働者大衆の盛り上がりであり、そこにストの有無、形態も規定される）昨年よりさらにその様相は拡大し、自然発生的な下からのさまざまなヤマネコのな、あるいは、民同的外被をおびやかす闘争は、より拡がり、より深まるであろう。

右翼、中間勢力による大勢の組織的支配力は、資本との連帯動作によって、上から強化される可能性が強いが、であればこそ、下からの反発、抵抗、闘争は一方の極に必ず現出するであろう。

化学、繊維、鉱山、精糖等、首切りを伴う産業と当該工場を中心とした反合理化闘争（名古屋精糖の十二月一カ月で五日しか操業しなかつた激烈な闘争と、激しく闘われながら、太田薫—中労委路線に押えこまれた日本カーバイド、三井東圧等のパターンがある）、鉄、電機、自動車、機械、石油化学等の戦略産業における本格的合理化のなかでの対立の激化など、不況の深化と通貨危機の二重ショック下で、年末闘争と重なった反合理化は、旧来のきまつた運動論とは全然ちがったところで激突しはじめたことを大きな特徴とする。

鉄鋼大手労務担当重役のいう如く、すでに年末段階から『人心は動揺している』。

今回の不況は労働運動との関連でみても、明らかに従来と異なる特徴をみせている。

修正をうけ、左翼—日共—排除としたものが、石川島にみられる如く、日共の根本的変質と右施回の中で、今やそれは、体制にとって許容されるべき中間勢力であり、それによって、反帝労働運動をめざす新たな左翼勢力が、排除『切捨て』の対象となりつつ、新右翼—新中間の大連合、『大統一』コースが、日本帝国主義のアジア再侵略に呼応して具体化され、春闘を通じて準備されつつあるし、日共は自らその動きに積極的に乗り、理論的実践的に対応しつつある。

職場において、資本の支配体制が確立しているとはいえず、右翼的再編成の大衆的基礎作りのためには、とくに昨年の宝樹—南波佐間体制の『野たれ死に』を経ただけに、今春闘ではある一種の『成果』と、『戦闘的言辭』が必要とされる。

『大衆の味方』ぶらの演技と演出のためには、下からの噴激と盛り上り如何では、みせかけのストライキさえも辞さず、—より戦闘化することを防ぐための防波堤としての『抗議』ストがその本質という、右、民同、日共の仮面を具体的にどう暴露し、ひっぱがし、それを大衆的のりこえる力こそ問われよう。

また、金属、化学中心に闘われてきた戦闘的階級的少数派組合の地区的、産別的結集、横断的結合が、春闘を通じてより一歩進められ、さらに各戦線でそこに即した具体化が求められよう。

日産—三菱長船—石川島—浦賀—ゼネ石—日本カーバイド等の苦闘と、貴重な実践の普遍化、

それは、戦後五年周期の経済不況に際し、不景気に弱いといわれ、かつてそうであった労働者大衆が、変化をみせはじめていること、景気・不景気に関係なく、かこくな労働、とどまるところのないインフレ下の生活難、青年労働者のなから生れてきた疎外感、企業意欲の稀薄さ等の複合化のなかで、企業の利潤低下の躍起のひきしめにもかかわらず、労働者大衆が次第に『不景気にも強く』なりつつあることである。

勿論、それはまだ極めて流動的であり、さだかなく、何よりも階級的労働組合と、政治的核体の圧倒的弱さから（一面小ブル性を含むが）、すぐれて自然発生的なものである。

問題は、この自然発生性の中にひそむ『革命のヒドラ』的要素を見出し、—あらゆるストライキにひそむ—引出し、それをいわゆる革命直結論ではなく、職場を基礎にした経済ストライキの下からの組織化と、継続化と、継続的発展、闘争に見合った組織形態の定着化へ、総じて政治闘争への転化をも目指す目的意識的な闘争として発展させ、継続化させるなかにある。

それを通じて、右翼—中間勢力をこえる第三の潮流、階級的な反帝労働運動の大衆的潮流の構築を、既成戦線への対応を含めて、運動的、組織的にどう形成していくにある。

同盟から総評を貫らぬ既成戦線が、総じてドルショック—円切下げによる不況を賃上げ—消費購買力増大で克服へと、不況克服を七二春闘の基

理論化と、その運動論、組織論のより明確化が必要である。

総評こそは、かかる状況のなかであって、旧来運動の延長路線—延命策の見出しに必死になつていよう有様であり、チグハグな方針が当然のこととして受取られる無神経に陥入っている。

戦後運動の階級的視点の喪失の上に築かれた、内実ゼロの『統一と団結』論は、労働統一問題に、メンツ問題の解決さえつけば、易々と同意しうる事態にまで至っていることを見逃すわけにはいかない。（我々の目指す共同行動、統一戦線の形成は今後の課題である）

それ故にこそ、職場の内実の構築と、その上での前例の如き教訓をもとに、『反撃の体制づくりが、第一に要請されるだろう。』

### (二) 階級闘争に向う春闘を

われわれは七一春闘にさいし、生産性向上運動にくみこまれ、そのバイパスの機能となつてきた春闘方式の根本的打破をめざし、『春闘をなくす春闘』、階級形成をめざし、合理化とパートナーさせない賃金闘争等を提起してきた。

われわれの主体の未成熟から、それらは問題提起の域を出なかつたが、闘争そのものは、大方の予想をこえて、私鉄、国鉄、電機、石油、化学、中小企業界等で、ここ数年来なかつた一定の大衆的高揚を示し、六〇年代春闘に長くどたえていた、いわゆる『反乱』的闘争のきざしを随所に現

礎におき、まさに戦後世界体制の崩壊のもとでの日本資本主義の体制的危機への克服へと一役買わんとし、初めから『相手の土俵で相模をとる』域を出ないものであることを、徹底的に暴露しなければならぬ。

体制的危機に対して、より徹底的に体制を問題とし、日本帝国主義に対決する階級形成へ向う七二春闘へと発展させざる闘いを形成すること、ここに七二春闘における決定的に重要な課題があるのである。

それは資本、右派のイニシアによる春闘↓右への労働統一に対決して、下からのストライキ↓新たな地区、産別共闘、争議団共闘、全国結集をどう一歩具体化するかが等々にかかっている。

以上の立脚点にたつて、七二春闘においては、次の具体的諸点が、その総合性において問われるであろう。

### 1 正しい賃金理論と賃金闘争理論で武装すること。

国際労働運動は百年前から『公正な一日の労働に対して、公正な一日の賃金』というものは、もう『古くなった標語である』こと、賃金の下向運動を阻止すること、もろもろの結果と闘うだけでなく、(こういう活動は、正當なばかりが必要である。今日の生産様式が存続するあいだは、この活動を廃止することはできない)これらの結果の諸原因と闘う必要があること、対症療法のみではなく、病気を根治すべきこと、そのために『賃金制

度の廃止』のスローガンが必要であることを提起してきた。

そしてさまざまな、入れ替り、たち替り現われる凡百のブルジョアジーの代理人である、改良主義、議会主義勢力と熾烈な闘争が展開されてきたのである。

賃金の根本理論についての再把握が必要であり、その基礎の上に、昭和二十年代の戦闘的な賃金闘争理論を、その後の時代的發展と賃金体系近代化、一方における電産―日産型賃金闘争の系譜をうけつぎ、現代の階級的労働組合にみあったものに発展させなければならない。

例えば、『賃金綱領』の根底にあった『同一労働同一賃金』とは、本工と臨時工、男性と女性、日本人労働者と朝鮮人労働者との一切の差別をなくすこと、それに向う要求と闘争であること、そのためには、現存する格差分だけ、本工より臨時工や下請工の男性より女性の、日本人より朝鮮人の賃上げ額要求額が上回らなければならない。

この視点を欠いたとき、この『同一労働、同一賃金』のスローガンは、資本の武器に転化してしまふものである。

『大幅賃上げ』とは、少くとも基準賃金の三割以上であること等は、その後の事態の発展にそつて、今日具体化するべきであろう。

『一率大幅』のスローガンをいっても、現代合理化は、六〇年代初期の工場別、事業部制から、今日ではさらに部課単位、セクション単位にまで

### 3 本工的賃金闘争の打破を。

六〇年における労働運動の右旋回の過程は、同時に職場と、その組織の空洞化であり、年一回の闘争スケジュールたる春闘は、閉鎖的な本工的闘争に固定化して、広大なパート・タイマー、社外工、臨時工、季節工のきりすてと犠牲、二重搾取の過程でもあった。

今日、近代派―ニューライトと民同、日共は、臨時工について一般的な労働条件引きあげ論をかかげてはいる。

それは、むしろ底辺からの矛盾と、亀裂の拡大、反逆の噴出を予防するための安全装置としてであり、構造そのものに一指も触れないことをその特徴とし、任務としている。

かかる状況下に、われわれは、一人のパート・タイマーが首切りを不当として拒否したことを、一年間以上守りつづけ、入門―就労闘争を展開してきたソニー少数派組合の経験を持つ。

さらには、山谷―港湾、南大阪における釜ヶ崎―港湾―金属地区共闘の萌芽もある。

日産季節工の反乱に、資本と一体化した労組と、本工上層が敵対したのと全く反対に、職場に於て、本工―底辺労働者の共闘は、あらゆる芽をとらえ組織されるべきであるし、その基礎の上に地区的、産別的共闘がめざされるべきである。

### 4 産業公災害に対する闘争。

細分化され、その単位別生産性と原価計算との関連において、集団能率給化され、労働者間競争がかってなく個別から集団別に組織化されているとき、これらの問題をぬきにした一般的なスローガンは、空語にすぎない。

インフレーションによる賃上げの吸収、再買取りが構造化されている今日、一切の合理化との取り引きによる一定の賃金上昇は―ましてや同盟の一三、〇〇〇円、鉄連の一二、〇〇〇円要求等も、ともに生産性向上の許容枠内要求であれば、なおのこと―名目賃金の上昇と引きかえの職場における資本、職制秩序の全一的支配貫徹、労働者の魂まで、奪い取る合理化のローラーであり、一切の抵抗・闘争の根絶化である。

生産原点から、かかる歴年の春闘方式を打ち破つていく一歩を築くこと、そのためには要求のたて方そのもの(光文社争議の出發となった要求のたて方に学ぶべきである)、戦術、妥結(ここ一、二年の職場のエネルギーはうやむや妥結時に多く噴出している)を貫き、春闘後に『残る何か』をめざすべきである。

### 2 職場闘争の大衆的復権と発展。

職場闘争の復権は、ここ一年來、いくつかの潮流でいわれているが、その根本的弱点は現民同体制を支え、その許容枠内の『正當な労使慣行』にみあう、即ち、資本秩序を根底からゆさぶらなにもに限定していることである。

死者六〇四八人、休業八日以上の負傷者三五八、三九六六人(昭和四十五年度)一日千人の死傷者と職業病の激増という、インテキな官庁統計でさえ発表せざるをえないほど、工場内の労働災害は大型化、激増し、工場周辺と地域には公害の広域化と拡大、公害病と死者の増加となっている。これこそ高度経済成長経済の結果であり、原因でもあった。

労働災害は、造船(三菱長船・日立造船・函館等)、土木建設(大阪尻無川・葛飾三ツ木の死者)等々に象徴される如く、本工とともに、より多くは社外工、季節工問題である。

官庁統計が、資本の申告をうのみにした本工のみの労災事故であり、社外工、季節工はマスコミにのらない間は常にうやむやに葬りさらされてきた。

にも拘らず、労災の大型化、死者の漸増、誰の目にもはつきりとわかる、文字通りの『使いすて』と、人命無視の合理化への怒りはけんざい化しつつある。

であればこそ、『下請労働者の利害より、会社の利益を』と、いつてきた労働貴族の宮田早苗(新日鉄労組組合長)さえ、労災死者に対するストライキ提起を、いわざるをえないのであった。

三菱長船、石川島など少数派組合の労災闘争の経験は、早急に普遍化され、さらに具体的に進める時期である。

公害発生源企業(電力、石油、化学を中心とし

た)における横断的連帯共闘の萌芽を發展させるためには、市民運動に解消することなく、職場からの反合同争、反労災闘争と結合した労働者の反公害闘争(チソン一組、東洋エチル等)を、広範な大衆闘争—告発闘争はその一部—として進む方針の具体化と、その実践が必要とされる。

### 5 少数派組合の独自ストライキ、争議団、工場内左翼反対派等を組織的な軸にした下からの自主的、職場—地区—産別共闘を。

三菱長船、日産プリンス、ゼネ石、石川島等々におけるストライキは、二組内大衆への公然たるよびかけ、系統的ピラマキ、赤腕章、ゼッケンの堅持、構内デモ、大衆の目に見える反職制闘争とストライキ等を通じて、多くの共感、公然、非公然の支持となってきた。

スト権行使の組合員への移譲(長船)等と共に、経験を集約し、整理し、理論化しつつある今春闘では、さらに一層の發展を問われている。

また、満二年におよぶ光文社の頑強な争議団は、『神吉体制打破』から、出版大手の講談社、野間資本との対決に發展し、出版共闘から地区共闘へと向いつつあるが、地区、産別で自主的に支えあい、支援共闘の芽を広げると共に、逆に争議団自身が、系統的なオルグ集団として、日常的に共闘の中軸となって形成していくことが求められている。

教育新聞争議団を始め、現存する争議団と地

区、産別労活は、春闘前、中、後に、自然発生的に噴出する諸闘争—電機A、B、C社の如く—の組合との意識的連帯が必要である。

### 6 思想闘争の展開と、青年労働者の多数派形成へ。

大型不況下の七二春闘は、例年にもまして、資本—労働者階級の、さまざまな資本主義擁護論、社共流の福祉国家論、体制内革新論等が、集中的にさまざまな契機をとらえて、多様に展開されるし、すでに行われている。

それは、要求から妥結にいたる全過程を貫き、公然、陰然と、民間、日共をもまきこんで、闘う労働者に毒素をふきつける。

それに対して、われわれが当面の闘争、ストライキ等の単純対置にとどまるだけではたおくれ

勿論、大衆の実践、大衆的対決こそ、最も大事ではあるが、敵の右翼ブロックによる。イデオロギー管理、思想攻撃に対して、それに対抗しうる立場、思想性が重要であり、現場、工場の具体性に即して、生き生きと暴露し、『労働者階級の完全な解放』、『賃金制度および、資本支配一般の廃止』等の思想闘争が、中核的集団や、自主的組織によって必要とされる。

不況宣伝(宣伝のみでなく、事実戦後最大の不況なのだ)が、猛烈におこなわれるからこそ、逆にこのことをさけて通ることはできないであろう

し、精力的又は積極的になされるべきである。特に、明日を担う青年労働者は、もっとも早く時代を反映する。

本工→エリート社員の道を歩む一—二割の会社派の対極に、新たな価値観、理念を求め、戦闘化しつつある一定の層が、反戦派の闘争を受けついで形成されつつある。

例えば、国労本部青年部の意識調査(七一年四月)は『新左翼といわれる青年たちの思想や行動についてどう思うか』に対し、『支持する』は、一〇・四%をしめ、『わからない』四六・八%、『支持できない』四一・一%、これを調査分析した国労本部調査資料室をして『青年労働者十人に一人の割合でこれらの集団の思想と行動を支持する青年が存在している点に注目される』と、いわしめている。

このことは、マル生闘争を通じ、あるいは現代の時代状況に即し、明らかに青年労働者中心に、一定の大衆的戦闘化が生れつつある一つの政治的表現である。

そしてこれらの底には、労働力流動化等による物的基礎をもち、『近代化』や『近代文明』に疑問をもち、『異議申し立て』をはじめた変化の現われがある。

企業意識にもとらわれないこの層は、生活の糧としての賃金に関心を持つと同時に、形骸化し、スケジュール化しつつした春闘方式には、全くノッポをむく。

そして、銭、物、量に単純にとらわれない全人間的欲求、人間解放につながる『魂』にふれる闘いへの共感を示す。

春闘の額や、スケジュール的儀式よりも、ストライキそのものに解放感を感じ、積極的に行動に身を投ずるその底には、これらの変化がある。

妥結時に半数におよぶ不信票をだす(電機大手のいくつかの工場等) 推力は、ここにあるが、と同時に、労資間秩序を、なお、安定的なものたらしめているのは、その散発性、自然発生性にあった。

資本秩序、民間方式に反逆しはじめた青年労働者に、その行動にふさわしい組織と、中核形成を定着し、全体における多数者形成をどう進め

るか、今春闘は、意識的な追求課題である。

### 7 職場新聞、工場新聞の系統的発行、オルグ体制、研究者集団との連携。

都職差別撤廃共闘の『紙鉄砲』や、石川島の『みずむし』『フック』を始め、自主的運動体に応じた多様な『職場新聞』は、定期的に自主編集で、一定の大衆的基礎をもちつつ発行されだしている。

金も、地位も、『権力』もないわれわれは、広大な労働者大衆に、手作りで、人々の琴線に触れる内容をもって、系統的に宣伝し、訴え、闘う主体形成をめざして、組織の要を作っていくなくてはならない。

それらの土台の上に、情報センターは形成されていくし、相互作用していくであろう。

長期に闘っている争議団共闘を、より拡大発展させつつ、争議団を軸にした、多様なオルグの目標工場、経営への配置と、集団化、連携と均質化は、今春闘の獲得課題の一つである。

運動の潮流化のためには、機関紙(誌)—組織(核)としてのオルグ集団)—財政は、

三位一体のものとして追究されなければならない。

さらに、労働運動への系統的協業をめざす、経済、政治、労働、文化等、各部門の研究者集団の確立と、相手協力体制がのぞまれる。

### 8 自衛隊の沖繩派兵阻止闘争

第三次琉球処分は、日本軍隊の沖繩派兵はアジアの政治的、軍事的要求を—中心とした執行過程を伴って完了する。

昨秋の沖繩闘争は、長期にわたる本格的な闘争の開始でもあった。

11・10ゼネストを始めとした現地闘争に、本土プロレタリアートは、一時、各主体の『天プラ政治スト』、非協力、あるいは敵対化し、沖繩労働者、人民に真に連帯する独自の闘争を、われわれは殆ど組織しえなかった。

その反省の上に、漸く『復帰協』革新共闘の分解、自立、形成に向う現地の先進的労働者と、どう連帯した闘争をくむか、当面の四—五月自衛隊派兵阻止闘争は、その第一歩として、職場からの教宣、在本土沖繩労働者への支援(横浜電機工場の山ネコストに、本土労働者は傍観、あるいは敵対した)などをふまえて、とりくむべきである。



# 巨大な擬似運動

## 春闘方式定着後の労働運動

前田 裕 吾

とを黙視することはできない。

日本資本主義の再建は、朝鮮戦争による特需景気を中心に、戦後完全にスクラップ化した鉄鋼を中心とする基幹産業の復興から始まった。

戦後初期の段階において、資本のつた再建策が、国鉄、船舶、東芝を代表例とするように、人件費の削減—大量解雇といった第一期の過程を経て、朝鮮特需を中心とした基幹産業への設備投資と、復興は、他部門をはるかに引離しての発展であり、朝鮮戦争の終結は一挙に、かかる基幹産業に全矛盾を集中させることになった。

スクラップ化と、ビルド化が、相進行する五〇年代半ばの闘争は、全体化されにくい構造のなかにおいて、地域ぐるみ闘争として、拠点労組を取

巻く、同じ地域の労組をはじめ、市民・農民がこれと共同戦線を張り、企業別組合の持つ政治的弱点の克服と、連帯性を実際の闘争の中から追究したといえる。

しかしながら、実質的に戦後はじめて運動の経験を持ち、しかも異常な飢餓状況の中から出発をとげた労働者大衆にとって、即自的行動には、かなりの力量を發揮しえても、不断の階級意識の質的転化と、目的意識性にまでは至らない弱点多くあった。

二・一ストに、革命の前夜の位置づけがあったかと思えば、僅か一週間後に産業復興政策に乗せられ、資本主義再建に協力することになったのも、その一例である。

運動そのものは、闘いの経験をえると同時に、運動の質の深化が追究されなかった場合、そこには擬制としての運動しか残らず、労働組合の存在も、また同様である。

労働運動の戦線の再編というとき、毎年繰返される春闘は、いかなる問題をもたらしたかを、われわれは充分追究するべきであろう。

### 二 モノトリ共闘としての春闘

春闘方式の誕生が、賃上げ共闘としての存在であることは、二つの面において検討される必要がある。

### 一 はじめに

春闘方式は、五四年の暮に結成された総評内五単産共闘(合化・炭労・私鉄・電産・紙パ)が、五五年に、電機労連・全国金属・化学同盟を加えた『春季賃上げ共闘会議』の発足によって、その第一歩がふみだされた。

この八単産共闘は、その名の通り『賃上げ共闘』として成立したのであり、しかも、高野指導下の日鋼室蘭闘争に代表される『ぐるみ闘争』批判として登場してきた背景が、以後、定着した『春闘』の性格に、一定の意味を附与してきた。

ある。

一つは、総評の政治闘争偏重批判として出発したことである。

五九年に至る過程は、朝鮮戦争をめぐっての『平和四原則』の採択—占領政策への対決—をして以来、MSA、破防法に対する一連の反対運動は、労働者階級としての明確な政治闘争として闘われた。

そのことは、日本資本主義の復興が、朝鮮特需を媒介とし、再軍備経済と、軍需下請けとしての構造をもった発展であり、資本の、特に五二年以降の急速な企業合理化・設備投資の拡大を行う一方、労働者に対しての賃上げストップ政策を、日経連を先頭に実行してくる方向に対して、合理化絶対反対の方向を打出し、全面対決の様相になっていた。

しかし、日本の労働組合の弱点は、前文で触れたように、飢餓状況と、経営主体の混乱、資本秩序の動揺といった中で、工場ごとに、企業ごとに、戦前の身分制度をこえて、職員工員混合組合として、自然発生的に、それ故に、またたく間に組織しえた。

逆にそのことは、労働組合への結集の客観的條件を生かす、思想的、意図、目的性は、安易に流れることも容易ならしめたのである。

工場ぐるみの全従業員組織として組合が創成されていったことは、工場評議会としての一面と、経営評議会としての側面を、その当初から併せ持

ったのであり、事実、生産管理闘争は、戦後の闘争手段として、各地で行われたのも、その故であり、また、荒廃の中からの産業復興の動きに、安々と乗せられてしまったのも、生活安定のスコ—ガンの前には、全ての労働者が即自的結集を可能としたように、その過程での目的意識性が欠如した場合の結果として、また必然のなりゆきでもあった。

仮想の理念としてであっても、平和希求意識の定着の様相は、社会構造の多重化からくる構造的矛盾とも相からみあって、一定の限界を持ちつつも、政治的要求での企業の枠をこえた結合を、一時的に可能にした。

五一年の平和四原則採択後の総評の運動が、対日講和条約、日米安保条約調印に反対し、労法改悪反対闘争に、更に内灘基地闘争へと進み、教育防衛闘争へと、労働者の共闘は進んでいったのである。

しかし、この闘いの進行は、即自的な結合のもとに組織された労働組合にとって、大きな課題を提起した。

政治的要求での労働者の共闘が進めば進むほど、闘う労働者自身の変革ぬきには耐えられないものであり、さらにそれは、労働組合自身にも、労働者階級の階級組織としての任務は何であり、いかなる目標を持つのかということ問はずにはいられなかった。

それは労働組合員自身に、一定の思想的共通性

をも、当然のこととして要求されてくる。弱さの表現も含めて、内部での葛藤も激しくなり、さらに、資本の側の立直りと、反撃の前に、戦後運動の整理が、両者共に必要になってきた。

高野指導を政治的すぎるとして登場した太田・岩井の方式は、それなりに問題をにつめた高野の指導に対して、賃上げ共闘(モノトリ)こそが、労働者の最大統一要求であると提起したのである。

あきらかに、太田・岩井路線の方向は、再度、運動の質の問題から、即自的な行動へと逆転現象の役割りを果たしたのである。

『千円は千円でも、闘いといった千円は血の千円だ』とする見解と、『いかにとうろうと、千円は千円の値打しかない』とする両者の見解に、本質的な相違がみられる。

第二の点は、にもかかわらず、何故に太田・岩井ラインが、総評人事までも含めて、主流となりえたかということである。

運動の質の低下をもたらしながらも、大勢を制するに至ったのは、日本独占の確立期と以後の国家独占へと移行するなかにおいての労使関係のあり方を、それなりの意味において、先取りをなしたことに起因する。

五三・五四年の日経連をはじめとした資本の賃金ストップ政策によって、しかも、資本の側の厚い連帯の壁を、単産毎の賃闘としては、非常に困難な局面を招いた。

公労協においても、五四年の賃闘は、公労委の調停は一月に出たものの、その内容は『賃上げは認めず、現行賃金の枠内での、給与の不合理・不均衡の是正、勤務地手当、昇給制度の改訂案を労使間で協議せよ』というゼロ回答であり、結局五五年の春に、闘争を持越し、民間の春闘と合流することになった。

このことは、結果的に、日経連等の提唱した『定期昇給をもってベ・ア闘争に代える』秩序と一定の計画性を持ちうる方向と一致することとなり、春闘は、定昇にいくらか上積みするのと同じく、現在に至る方式に定着していったし、さらに、公労協も含めた官業労働者の賃金までもが、その大枠に汲みとることになったのである。

それは、戦後過程のなかから出発した日本労働運動自身の一つの区切りであり、太田流の表現として『今日の民同指導者は、産別会議が存在した当時の考え方を、いささかも脱却していない、今日の労使関係では、総評が最左翼として扱われており、労使関係の変化を十分意識化しなければならぬ』ということであり、技術革新に伴う年輩熟練労働者の老齢化、年功序列体系の矛盾、若年技術労働者の高賃金、同一労働同一賃金要求といった労働関係の体質変化を伴う労働組合運動の変質と、その意味での必然性を持っていた。

春闘は、以後、その時々の政治問題がとりあげられはしたが、賃上げ妥結をもって終る形となり、従来の統一闘争といわれるものが、殆ど政治的の担うところとなり、経験と熟練による年輩労働者の作業上の相対的地位の下落を生み、年功序列的職場の労働構造の秩序は崩れることに通じてゆく。

その内的裏づけとして、生産性向上運動⇨生産性が向上することによって、労働者生活も安定するという考え方を媒介として、会社あつての組合という企業別組合主義の弱点を見事につくことになり、合理化による首切りが回避された場合には、合理化・生産性向上は、むしろ組合の肯定するところとなった。

技術革新が企業のインシヤティブで行なわれ、スローガンとしての合理化反対のみで、この過程に対応できなかった組合運動は、この間に逆に生産過程における資本のリーダーシップが確立され、作業基準・服務規程など現場管理体制の掌握がなされてしまうことを許し、運動の基盤が切崩されていった。

それゆえに、企業毎の賃金交渉方式は、企業競争に必死な資本にとっては、そう譲歩することはできず、組合自身の内的弱体化も含めて、行詰りをみせはじめたのである。

産業別統一闘争方式としての春闘は、まさにその打開策として登場した。個々の企業別労働力の力をもってしては、打ち破ることの不可能な、市場競争に基因する賃金ストッパ政策の壁を突破するための有効なものとして、市場競争に対して、各企業が不均等に不利に

課題に対してであったのが、五五年以降、労働運動の中心が、経済闘争に推移してゆくことになったのである。

### 三 合理化・生産性向上運動と

#### 春闘

五五年までの合理化は、その多くが企業整備と表裏一体の関係にあつたため、総評は基本的に首切りと結びつけて受けとめ、合理化絶対反対の方針を打出した。

同じように、生産性向上運動に対しても、労働者と労働組合に労資協調の幻想をあたえ、実質的な労働強化と賃下げと首切りを強行し、労働運動を弾圧し、その産報化を狙って分裂のクサビを打ちこもうとするものと位置づけていた。

しかし、合理化⇨技術革新は、全産業に同時にあらわれてくるのではなく、またスクラップ産業と、ビルド産業においてのあらわれ方、好・不況時でのあらわれ方、共に異なったものとしてでてくる。

合理化は、産業革命以来、資本主義発展の必然的過程であり、また企業間の資本主義競争に媒介されて、必然的な進歩をもたらしたものである以上、企業としては、合理化を強力に推進する以外に競争に勝ちぬくことはできないと同時に、存在も否定される。

また一方において、その企業の発展なくしては、企業別組合の雇用確保や、労働条件の改善、賃上げも不可能になってくる。

日本の労働組合が、企業内全従業員組織として構成されていることの弱点は、この場合は見事に全面化する。

合理化は、その技術革新や設備面も含めて、企業ごとに異なっており、企業の枠をこえての共同闘争は、一般論としてはなりたちえても、実際的には非常に困難な局面を呈する。

事実問題として、尼鋼闘争や、日鋼室蘭の例も、その典型の一つであり、(この両者の場合、それ故に、地域ぐるみ共闘としての横への拡大を求めたのは、その意味では成功の部類に属する)その結果としての困難性は、より果敢に闘われたにしろ、内部からの分裂と敗北の過程をたどらざるをえなかった。

しかし、五五年以降の合理化の局面は、不況下の人員整理という形態よりは、経済成長過程における設備投資⇨技術革新を中心に展開された、いわゆるビルド部門の合理化の形であり、日本経済自体としては、むしろ合理化の発展が急激な設備投資で支えられ、投資財生産部門を中心に機械産業の発展と、新たな労働力需要を必要とし、下請や、中小企業の拡大を雇用増によってまかなわれたのであり、直接の首切りというよりは、配置転換が主要問題となった。

さらに、新技術の導入は、若年新規採用労働者

ならぬ形態で賃上げを要求し、闘争すること、産業別に統一した要求をもって、スケジュール闘争をすることである。

表面的には、『総資本対総労働』の闘いとして、全労働者の闘いとしての性格を持ちながらも、その節度ある、秩序だった闘争方式であり、しかも政治的課題は、第二義的であつたとすれば、資本自身の最も安心した、気の許せる闘いであり、生産性の向上こそは、賃金配分も可能とのポーズで、まさに、合理化、生産性向上と引き換えに『賃上げ』は存在するところとなり、『春闘』自身は、合理化推進のための構造的保障と化していったのである。

### 四 第三者機関・春闘共闘・

#### 春闘相場

本来、賃金闘争は、その企業内においての労働力売買であり、それ故に労使の力関係によって、結論はだされるものである。

春闘方式の定着が、日本独占の確立と軌を一にしたことは、単に労使の力関係の表現としてのみならず、社会的影響を、その全体化が進むほどに特たざるをえなくなってきた。

中央労働委員会、公共企業体等調停委員会の存在は、その構成が、労働者側・使用者側・公益代表委員との三者構成としてあり、その効用は、中

立第三者的機関の装いのもとに、政府・独占的政治的統制賃金としての有効性を、労働組合自身もまきこんで機能を発揮することにある。

労働組合にとって、生産性向上への協力は、見返りとしての賃上げ配分が必要であり、資本の強固な壁を破るためとして、賃上げ共闘は、下部労働者の即自的要求を無媒介的な背景として、春闘は闘われてきたのである。

生産性の向上⇨企業競争への勝利と生存利益配分⇨としての、それなりの位置づけは、曲りなりにも労働者大衆を組織しえた。

しかし、一度要求をかかげ、職場での一致した要求として闘いのろしが上った場合、組合官僚や、資本の意図をのりこえて、闘争は展開するし、続行される。

それだけ、日本労働者の低賃金構造は、資本や民間幹部の思惑どうりにはいかにない、基本的な弱点を内にひそめていたといえる。

それ故に、春闘での回答、妥結額は、それなりに職場労働者を納得さしうる根拠を持たざるを得ない。

そのためには、第一に、闘ったあげくが、これだけであるという証明、即ち多くの場合は十分闘いえなかった責任を、他労組の弱さと、共闘としての連帯のためにと称して、自分の組合のみの独走は、エゴであるとして、強引に妥結に持込んでいくことが必要になっていた。

『統一と団結のために、不十分ながらも、闘争

中止のやむなきにいたった。この教訓を生かして、職場での討議を深め、力を蓄え、再度、明日からの闘いを前進させよう。との妥結時の常用文句が、毎年毎年語られ続けてきたのである。ここに示される共闘とは、モタレイ共闘であり、責任転嫁の共闘であり、民間幹部の自己保存としての共闘でしかない。

そして、この共闘の弊害を破つての前進の途は、はるか、かなたの問題として、決して身近かな、自らでの解決不可能なものに、ことさらに位置づけをしようとするのである。

第二の点は、春闘相場である。大幅要求・小幅妥結を納得させるものは、その小福金額の必然性についてである。

特に六〇年以降は、要求額の統一のみならず、妥結額も平準化され、社会化されてくる。

いかに高利潤をあげている企業にあつても、社会化された賃上げ水準を、それほど大きく上廻ることはできない。上廻ること自身が春闘共闘の破壊に通じるし、資本内部での矛盾の激化をさらすことになる。

この保障として、第三者機関が存在するのであつて、中労委・公労委（名称が変つても中味は同一）の機能は、社会的平準化された春闘相場の、妥当性、普遍性を、中立的装いのもとに裁定するのである。

しかも、その実質は、完全な政府の統制賃金政策として、経済成長に見合った所得政策としての

即ち、企業の生産性の高低があるにもかかわらず、春闘相場による一率化の獲得方式に対して、右からの批判として、自主交渉路線が登場することを必然化ならしめた。

マンネリ春闘批判として登場したその本質は、資本の国際競争力強化が要請される時、労働者側からの企業防衛、企業との一体化論を生み、労使の利害関係の同一認識の強調にまで達し、企業セクトの丸出しと、資本競争への労組の積極的な支援、参加を、新たな階級関係の到達、克服された資本主義、共に富める新社会建設へのスロガンとなり、IMF・JCの登場を許し、また全民懇や、労戦統一の基盤を生みだすにまでいたつたのである。

## 五 擬制としての労働運動

春闘方式の登場が、モノトリ共闘としての性格を持つていたにしろ、高野を放逐し太田・岩井ラインの登場を許した背景には、それなりの（限定つきではあつたが）要因があつたといわねばならない。

日本独占の確立と、新たな国家独占資本主義の発展段階を迎えて、モノトリ要求であつても、企業、一単産の闘いでは困難であり全体的な闘争の中でしか、それなりに勝ちとれない側面があつた。

それ故に、政治主義を排し、経済闘争に、五五

政治的賃金としてある。

労使の力関係の対決は、賃金決定機構としての第三者機関の介入（現実には労使の調和的機関であると同時に、統制賃金の合法化を果しているのだが）によって、まるで闘いの焦点はボヤカされ、争議当事者間での問題が、中労委・公労委の斡旋調停・或は仲裁によって決定され、春闘相場が誕生する。

それに至る過程は、要求の提出―企業のゼロ回答―若くは低額回答―交渉決裂―調停申請―調停不調―ストライキ決行―再度の調停としてあり、例年同じことである。

労使の自主交渉によつての解決はなく、第三者にその判定―賃金決定者としての権限委譲の方式は、必然的に闘う職場労働者の動向とは全く無関係にあり、それ故に、労使共に第三者機関の権威づけをしない限りは、なりたない構造となつてゆく。

職場労働者にとつての春闘とは、企業の回答への対応というよりは、第三者機関への圧力としてのストライキであり、闘いであるとの認識にまで至つてしまふのであり、事実として、その認識は正当である。

春闘が、全体の労働者を包含すればするほど、圧力として同時に、全体をまとめた賃金相場はなりたちうる。それ故に、春闘への結集が少なければ、逆に、政策的統制賃金としての効用も果さないということになり、春闘は労使共に、その

年以降の労働運動の中心を据えることに、高野時代の闘争経験をもちながらも、組みこまれていたのである。

労働者の闘いが、賃上げ要求を中心に、若干の政治的諸要求を附加したにしろ、モノトリ中心の闘いへの収斂の結果は、全ての運動の成否の判断が、いくらかとれたか、におかれることとなり、換言すれば、労働者の闘いは、モノトリでなければ闘えない、という体制側にあつては、まさに絶好の伝説を作りあげることになった。

『ストをやつて、賃金カットをされるが、これだけとれば、カット分どころかオツリがくる』とのオルグは、まさにストと賃上げを天秤にかけての闘いとして、改良要求そのものが目的化し、そのために、労働者の共闘という階級連帯概念の歪曲が進行したのである。

本来は、改良要求から出発した労働者の闘いは、闘いの過程で、資本の凶暴さと、権力との癒着した弾圧の中で、闘争の質的転化が追究されていかねばならない。

政治課題のみならず、モノトリ要求であつたにしろ、闘争が全体化する側面は、まさに有効にとられねばならなかつた。

独占資本と国家権力の一体化した中において、まさに階級闘争の全面化の時であるともいえる。

しかし、ひとたび原則がはづされて、モノトリ・オンリーに歪曲化され、しかもそれが定着化

成立に協力するという皮肉な事態にならざるをえず、賃金水準そのものが、国民経済の中で、その長期的成長率に見合つての調整としての性格をもち、現状の枠内での安定賃金としての役割を果すことになった。

更にこの現象は次のことを生みだした。賃金水準の平準化は、どこの職場についても同じ賃金をとるとの観点から『労働力流動論』が生れてくるのであり、これは合理化による人員削減、配置転換への、労働組合側からの積極的な階級意識の武装解除としての任務をもつたものである。

その賃金論的根拠は、横断的賃金論であり、逆に、資本の側の欲する労働構造に、そのまま順応することを意味した。

また、同じ基盤の中から、『労働力販売株式会社論』も出てくる。労働力をいかに高く売るか、そのためには全体をまとめて、商品としての取引が必要となり、かくして職場、支部等の権限を中央に集中させ、中央交渉一本化、物量を背景に商取引を行う有利な条件を作る、との観点に立つ。

ここに至つて、労働者であり、一労働組合員の存在は、その質的、階級的自覚とは、全く無関係に、一ケの商品、物としての存在でしかありえないことになる。

この考えの定着が進んだ場合、さらにそれは一歩進んで、賃上げ共闘自身の持つ拘束性を批判せざるを得ない時点に到達する。

した場合、その及ぼす影響は、全く異なった様相を呈してくる。

即ち、こういった性格の春闘こそが、労働者にとつて、唯一の闘いであり、しかも、それこそが労働運動であるとすれば、擬似階級運動の本流化であり、階級意識、階級闘争自身の矮少化である。

それ故に、六〇年安保においても、七〇年闘争においても、組織された労働者部隊としての労働組合が、この政治課題を、ともに受けとめるどころか、闘いそのものを放棄してしまい、また一部の先進的活動家を除いて、多くの労働者自身が、春闘にみせるエネルギーを、安保にも、沖繩闘争にも発揮しえない現実を、また当然のこととして受取める現状に至つていたのである。

極言すれば『ベトナム反対、沖繩闘争、安保闘争のストをやつたら、いくらの賃上げができるのか』の点であり『ストをやつても、どんなプラスがあるのか』の意識であり、これは、まさに指導性そのものの放棄の結果の現象といわざるをえない。

それ故に、指導部自身は、いまだに政治目標と、経済要求とのセット化なしには、闘いは進展しないと思ひこんでいるのだ。

六〇年代後半の激動期に、多くの青年労働者が、反戦青年委員会として、街頭闘争を、学生ともども担う構造の中には、労働組合の身動きのできない巨大なバケ物としての存在しか、受取めよ

うがないことにも起因する。

春闘方式のもたらした第二の疑制は、労働組合自身の労働者掌握についても、物、量、によつて、その判断基準がおかれたことである。

春闘自身が、年一回の労働力商品の売買である以上、商品は大量にまとまっていなければならない、またその商品は均質的な物労働者であるならばならない。

労働組合は、当然のこととして全従業員丸が、かえこそが、最大の武器となるし、そのためには、それを合法化する根拠を持たねばならないことになる。

『組合民主主義』の形骸的運営がその一であり内実ぬきの『統一と団結』論がその二である。

組合民主主義の民同的運営は、常に多数派見解の全体化としてある。闘争激化の終止も、政治闘争の不発も、経済闘争の偏重も、全てが、『多数の労働者の声をきき、職場に立脚した大衆路線の徹底化を』との美辞麗句は、本質の深い追究をぬきにした、表面づらの運動であり、運営である。

一つの分会において、闘争の終始は、常に左派活動家を押える口実として、『職制組合員の意向は』あるいは『多くの労働者は無自覚であり、体制がとつていないから』となり、それでも押えきれない場合は、『他分会が』あるいは『わが職場、労組は闘いの体制はあるが、全体的にみた場合少数であるから』が、指導部の口ぐせであり、それ故に、常に右と左を足して二で割れば、

無難な平準的な回答になり、運営の規範となつてゆくのである。

それをさらに理論づけするのが『統一と団結』論である。本来、労働者には、自己の労働力以外の何物も持たず、それ故に、巨大な資本に対して、統一して、闘いをいどむ、しかも生産手段を実際に動かす決定権を握っているのであるから、そこに、労働者としての団結力の強さが、資本に対して発揮されねばならないのである。

しかし、統一と団結の意味が、何の目的意識性もなく、単なる数的な統一であった場合、それは現状肯定以外の何物でもなく、労働者の持つ小市民性に依拠することにはかならない。

労働運動は、まぎれもない労働者階級の運動である。たとえ、即自的な改良闘争であっても、その遂行過程の中で、より質的な深いものに順次深化させ、労働者階級の解放にまで到達せねばならない。

内実を欠いた『統一と団結』論は、端的に数字の表現でしかあらわれないにもかかわらず、弱者としての階級的統一であるかの如き幻想を、日共も含めた既成左翼の至上命令となつているとき、運動の形骸化と破壊は、一層促進される。

全造船石川島分会の分裂時の日共フラクションの対応は、『多数が右に行くのなら、我々もそれに同調する、何故なら、それを労働者多数が欲しているから』と、民連に移行した事実が端的にその有様を物語っている。

春闘において、まさに全体の労働者の闘いであり、統一闘争であるということが、この真空理論に支えられて、今日に至つたのである。

そのことは、同時に職場闘争の圧殺と、中央集権化の労働運動の道を切開いたし、労働組合を、社会機構上の存在としての役割りに押しとどめる結果をもたらした。

労働運動の体制内化、社会機構化は、多くの労働者に階級闘争のイメージの消滅させる役割を果し、そして擬似運動の本流化は、全ての階級運動の持つ意味を矮小化させ、議会主義的な解決の場へとかりたてられ、選挙における集票機構としての労働組合の存在にまで墮落してゆくのである。

労働戦線の統一問題に示された一切の動きは、皮肉なことに、この擬制の運動の帰結として、当然のことであり、電機労連の打出した運動路線の基本が、資本と労働は分配で対立する、としてあり、それには労働者階級全体の利益、政治問題の介入の余地は全くないといつていい。

労働者の要求を、自然発生的、即自的段階にとどめるばかりでなく、工場で兵器を生産しようが、公害発生源産業であろうが、雇用の増大と、賃金の上昇さえあれば問題はないという結末になる。擬制運動の結末はもう間近である。戦後運動の深い点検の中から、春闘に代表される運動の歪曲化の側面を、今後どう階級的視点の上に立った運動の構築に転化しうるのかは、益々深い検討が、七〇年代運動の展開のためにも必要とされる。

# 春闘 III

## 資料 I

### 七二春闘を国民ぐるみ闘争として (要旨)

#### 不況時こそ大幅賃上げを

#### 春闘共闘委員会賃金白書

総評・中立労連等で構成されている春闘共闘委員会は、十月十四日に七二春闘構想を、その上に十二月十四日に『七二年賃金白書』を公表した。要約は次の通り。

一、日本における春闘も、国際的景気循環のもとで、不況下の春闘として闘われる。われわれは統一要求として六つの柱をかかげる。

- ① 『一万五千元から二万円』程度の大幅賃上げを中心とする賃金・退職金等の諸要求。
- ② 全国全産業一律最低賃金制の確立
- ③ 人減らし合理化反対、安定雇用の確保、労働強化反対、労働条件の改善。
- ④ 医療保険制度の改善と内容充実、失対賃金、生活保護基準の引上げ等社会保障制度の改善。
- ⑤ 一切のスト制限の排除、組合活動の自由確保、労働運動に対する弾圧反対

⑥ 物価値上げ反対、大幅減税、公害追放、住宅政策の確立。

二、目下の不況は、円の切り上げによって一層長期化、深化しつつあるが、日本経済がこれまで追いこまれたのは、労働者の低賃金が基礎にあった。低賃金の上に、国際競争力の強化が促進されたのであり、このような労働者や国民を犠牲にした経済成長方式の根本的解決は、国内の生産関係(資本と労働、独占と非独占、私的資本と公的資本)の従来の構造を変革することにかかっている。

三、賃金要求の出発点は、労働者自身の職場と生活条件からであり、その延長線上に社会保障や、税制や、公害などの闘いを佐置づける。

激しい消費物価の上昇が『外に強くと内弱に弱い』をつくりだし、これは日本経済の投資財部門に対する消費財部門の遅れの拡大傾向にもつき、大多数の労働者にとって生活必需品の拡大や、家計の

固定支出増にすら収入が追いつけないでいる状況にある。

四、このような物価構造、生活構造、生活課題、生活の標準化と社会的強制力の中に生きている以上、大巾賃上げを勝ちとらねば、生活の矛盾は増大の一方であり、それ故、賃金はわれわれの賃金闘争を通じてしか引き上げることはできない。

## 資料 II

### 一九七二年度運動方針(案)(要旨)

#### 全日本労働総同盟

同盟は去る十一月末、一九七二年度運動方針(案)を発表した。次に掲げる資料は同方針案の第一部「運動の目標と基礎」の要旨である。

#### 一 新たな繁栄を求めて

七〇年代は、「新しい繁栄」に向けて大胆な転換をはかるべきである。「新しい繁栄」の道は従来の成長パターンを転換し、単に量を追求する成長追求型、輸出中心・国際収支黒字追求型から、量と質とを共に追求する成長活用型国民福祉追求と国際協力の積極化へと路線を修正しなければならない。

#### 二 参加と創造の実践

われわれは民主主義労働運動の原点に四つの民主主義を置いている。組合民主主義、産業民主主義、政治的民主主義(議会制民主主義)、国際的民主主義である。「産業民主主義」とは、生産活動の中

資本の主張する企業別支払い能力論や、業種別生産性によって賃金が決まるべきであるという理論は、御都合主義以外のなものでもない。それ故に、七二春闘は、資本優位の政治から勤労国民優先の社会を実現させていく課題を担っておるのであり、それ故に『国民的春闘』として展開せねばならない。

で労使は互いに責任を分かち合い、分配の分野で対立していることを前提にする。労使の立場は異なるが、その関係は絶対的対立ではなく、民主主義に基づいて話し合うならば多くの問題は解決され改善され得るとわれわれは確信する。

### 三 民主主義労働運動の前進のために

われわれは労働運動の流動化とその中における再編統一問題が重要な段階にあることに鑑み、これに対するわれわれの取り組み態度と方針について次の通り明らかにする。

- ① 共通課題について研究、協議、共同行動を進める場をつくる。
- ② 新しい結集体は、全国組織、産業別組織、またはこれに準ずる組織、および単位組合など民間における労働組織を広く結集し、当面する共通問題について、全国的取り組み、産業別取り組みを進める。
- ③ 地方的組織の結成を進める。
- ④ 新しい組織の結成については同盟全体として一体性を堅持して運動の成功

を期す。

⑤ 民間作業における新しい結集は、次の段階として官公労を含む全体的結集に発展しなければならない。そのためわれわれは官公労分野における民主主義労働運動の発展に一層の努力を傾ける。

今日の労働戦線の流動化は「古い階級闘争理論に固執する労働運動、革命路線

### 資料 III

## 福祉経済と戦線統一を(要旨)

——ドル・ショック対策と七二春闘構想——

### 全民懇拡大幹事会

全国民間労組委員長懇話会(全民懇)は、去る十月二十五、二十六の両日伊豆長岡で拡大幹事会を開催し、ドル・ショック対策と七二春闘構想を決議した。以下はその要旨である。

- (A) 情勢認識と基本姿勢(略)
  - (B) 円切上げは早期に実施し現状打開を図るべきである。
- この時期に国民世論である福祉経済への転換をめざし、多国籍調整を待つまでもなく日本の主体的立場で円切上げを早急に実施し固定相場制に再び移行すべきである。
- (C) ドル・ショック不況を打開し雇用の

の労働運動から、民主主義の労働運動、改革路線の労働運動への脱皮と発展の動き、流れである。したがって民主主義労働運動は、この流動化の動きを激励し勇気づける闘いをおし進め、同盟はその中核として存在し続けなければならない。

- (D) 物価対策と七二春闘構想——実質賃金の向上と福祉経済への転換。
  - (1) 物価を二%下げ賃上げは前年アップ率を維持しよう。
- われわれが円切上げを決意することは今日までの生産優先・産業優先の経済を国民福祉優先、生活の実質向上をめざすことである。そして「不況下の物価値上り」(スタグフレーション)を事前に防止してゆくためである。
- (2) 緊急物価対策を推進する国民会議の提唱、また西独の経験からも平価切上げは、物価を下げる絶対的チャンスである。

- (3) 長期不況下においては、賃金決定に際し、一段と生産性基準原理を貫徹する。
  - (4) 業種別付加価値生産性を勘案して業界結束をはかる。最終的には全産業の生産性の動向を配慮する。
- さらに次の諸点を考慮する。
- (a) 先行きの重視(賃金決定は、本年先行きの業績、生産性等の見とおしに即して行なわれるべきものである。)
  - (b) パッケージ管理の必要(時短、退職金要求などはこれら総体を管理する)
  - (c) 業界結束の強化
  - (4) 要求多様化の問題および賃金の能力主義化。
- 賃金体系、制度については、将来、経営環境がきびしさを加えることにかんがみ、一段と能力主義的な賃金配分に徹し、昇給における考課重視、職務給・職能給化等を目標とすべきである。
- (5) 不況と新円レートに耐えうる経営効率化の達成。
  - (1) 欧米企業と日本企業との体質差は
  - (2) 総資本収益率、回転率が低く、金利負担高であり、かつ、レイ・オフ制が欠如している、ことにある。わが国においては高人員費は不況下で経営の死命を

る。もちろん、円を切上げるだけでは足りない。政府に積極的に取り組ませるためにも労働者がその主導権をもって引下げに取り組み実質賃金の向上を確保しなければならない。

- (3) 個別賃金政策の実施へ。
  - (4) 実質生活を高めるために高賃金闘争とともに社会保障、生活環境改善への公共投資、公害対策の徹底などの闘争を展開しなければならない。
  - (5) 雇用・産業構造の転換誘導と経営対策の強化。以下略
  - (E) ドル・ショック対策と戦線統一の積極的推進。
  - (1) 国際交流の積極的展開と労組間レベルでの国際的対策。
- 今日の国際通貨不安はやもすると国益第一主義に陥り、国際経済競争に組合をまき込む危険性がある。こういう事態こそ国際交流と連帯活動を強化しなければならない。
- (2) 産業別組織と産業別労使会議の確立。
  - (3) ドル・ショック対策を全産業的に

討議するために未参加産業中心に全民懇への参加要請をおこなう。

- (4) 戦線統一実施のための具体的提唱
- a 世話人会が苦勞してつくりあげた統一路線案は総評・同盟の中間をゆく今日では最高のものである。
- b 世話人会は統一路線案にもとづき、全国金属を含めた多くの民間単産に統一テーブルに参加するように呼びかけよ。

### 資料 IV

## 日経連「変革期に立つ日本経済と賃金問題」

### 「72春闘に対する基本態度」(要旨)

日経連は、一月二十日、変革期に立つ日本経済と賃金問題」と題する、いわゆる「賃金白書」と、これに基づいた「昭和四十七年春闘に対する基本態度」を発表した。以下はその要旨である。

### 一 「賃金白書」

1、昨年暮れ、円切上げ(一六・八八%)および主要各国の通貨調整が実施され、わが国経済界は緊迫した新年をむかえた。今次の長期不況はその規模および深度において、戦後最大のものとなる。

- 1、昨年暮れ、円切上げ(一六・八八%)および主要各国の通貨調整が実施され、わが国経済界は緊迫した新年をむかえた。今次の長期不況はその規模および深度において、戦後最大のものとなる。
- 2、現下において、経済情勢は日々深

制するが故に、日本的レイ・オフ制の確立が急務である。

- (3) 徹底したコスト・ダウン、自己資本の充実、労務管理の総合的な改善など、経営効率化が急務である。労使共同で産業防衛、経営効率化に徹し、企業の体質改善を実現する決意が望まれる。

### 二 「春闘に対する基本態度」

- 1、企業経営の現状から今年の賃上げはほとんど不可能。労働条件の向上のため合理化と生産性向上につとめるべきである。
- 2、経営性は、よりいっそう生産性基準原理に立つて結束すべきである。
- 3、合理化について労働組合に協力を求める一方、不撤退の決意で具体的な手を打つ。
- 4、労組の賃上げ要求の根拠になっている消費者物価の上昇を押しやる施策を政府に求める。
- 5、賃金決定は、先行きの業績、生産の見通しに即して行われるべきであり、(将来の生産性予測)、さらに、時間短縮、退職金要求なども関連させ総体として決めるべきである。(パッケージ管理)

# 特集 民間労組の分裂問題

1

## 少数派組合の問題点

全造船石川島分会委員長

佐藤 芳夫

七一年二月二六日、関東労働組合交流会、第二回会議の席上で報告されたものである。

### 一 分裂の経過

石川島は四十五年の十一月二十三日に分裂しました。石川島分会は、この時点では二二、〇〇〇人いたのです。

その分裂については、組合の規約もへったくそ

行って、荒堀という当時日共労働部副部長と相談したらいいのですが、結局指示を拒否すべしと決めたのです。

全造船の戦闘的な歴史の旗を継承しようというのが二人になった私と唐沢（現石川島分会書記長）は、「全造船を守る会」と「同盟加入と全造船脱退に反対する会」という二つの会が合流して、分会の存在確認大会を、一月二十三日に、三十人集って開きました。

それ以前に、一人一人を獲得するための努力をしていたが、皆さんも経験している通り、会社は労働者の家庭にいつては、お母さんをおどかさなどの動きがあって、一度参加を決意した人でも、脱落して、結局二十八人になったのです。

その後一カ年間たってみましたが、二十八人は一人も脱落しない。その代り、一人もふえていません。（笑声）

### 二 闘いを通じて組合確認を認めさせ

あれだけのものすごい右翼と会社の防衛の中で踏みきったことをみると、おそらく若い戦闘的活動家分子と思われるが、私も昭和三年生れの四十三才で、副委員長が四十四才です。

組合員の二分の一以上が、世帯持ちです。若い青年が残念ながら少なかった。われわれは青年層に対する思想教育を、ほとんど放棄していたので、逆に青年層が右翼の手足になって動くという

もない、多数なら何でもできるということで、強引に同盟系の執行部が脱退を強行しました。

例えば、上部団体の加入脱退については、規約には一週間前に告示しなければならぬと定めてあるのに、二日前に告示して、一般投票という状況でした。

当時専従役員は十一人いたのですが、二人が社

情況でした。

その間に、はじめ会社の方は、石川島分会はなくなつたのだ、として、団交を申入れても拒否する。

春闘要求を持っていても、「組合としては認めませんから」といつてきたのです。

当然不当労働行為として訴えたが、結局この中で、むこうが、団交をやってくれといわざるをえない情況をどうつくるのか、つまり労働委員会という第三者機関のお助けをもって組合を確認してもらおうというのが中心であつてはならない、と考え、春闘の中で、全面スト、指名ストで闘いました。

むこうの組合員だったら、山猫ストになりますから、統制処分の対象になるし、ユニオンショップ協定もあるので、除名・解雇ということも、できるわけですが、手も足も出ない仕末、事実上、闘いを通じて組合を確認させていったのです。

丁度、私も、今日きている鈴木君（分会災害対策部長）もそうですが、職場では百六十人の労働者のうち、分会の組合員は私一人です。

春闘の中で、昼休みの食事中、いきなり立上つて、何故石権重工三五〇〇人の中で、（東京地区に一二、〇〇〇人おり、これが旧石川島分会だったんですが）二十八人が、ストライキをやつて、どういう意義があるのかを、第二の連中に訴えさせた。

「たしかに二十八人が、ストをやったからとい

会党、日共が一人、あと八人は同盟内の最右翼、これは単に労使協調派というだけでなく、メーデーには、日の丸の旗をかかげた戦後の、労働前衛党という右翼団体の連中です。

こうした中で、一人中、三人の一人が私だけたわけ、全造船から組織維持のための委員会を作れという指示が出されたのですが、社会党系の二人はこれを受け、日共は、議論の末、指示を拒否することにした。彼等は、確に規約違反だとか、会社の不当な介入があつたが、現実に一〇、〇〇〇の人が投票した。結果は、過半数以上が、全造船脱退支持になっているので、この実態をみた場合は、内部に残つて闘つた方がいいのだという、結論になったのです。

丁度この場所（原宿・全造船会館）で論議をしていたんですが、が真夜中に、そちらに二人、こちらに一人いたと思ひますが、党員同士で、ものすごい激論があつたのです。まとまりがつかなくなつて、丁度この近くが代々木ですから、（笑声）柳沢純という、石川島日共の人が、代々木本部へ

って、直ちに生産に重大な影響があるとは思われない。造船産業は世界一だ、年間、世界で二〇〇〇万総トンの船を建造しているが、そのうち日本一国内で、その約半分をつくっている。二位はスウェーデン、つづいて西独、イギリスの順ですが、せいぜい一〇〇〜二〇〇万ですから、格段のちがいです。

そういう中で、日本の造船労働者は、ものすごい低賃金だ、特に余り知られていないのですが、年間一〇〇人近くの人が、作業中に死んでいきます。

ドックに墜落した下請工の死亡は、その中で半数以上を占めています。しかも、硅肺の恐れのある職場も多いのです。

低賃金のため、みんなやむなく残業しています。定時に帰る人は、早退といわれるぐらいで、大部分は午後六時まで残業しているのだ、こういう中での低賃金だ、会社のべらぼうな回答に対して、断固ストライキで闘うのが、当り前の組合ではないだろうか。

こういった分会のストライキをみていて、どう皆さんはお考えになるのか、私たちは決して皆さんの気持を無視するつもりはありませんが、今、こうした運動をみていただき、やがては皆さん自身が闘うことになることを確信しています。

労働者の解放は、労働者自身の手によつてのみ実現できるのです。」

第一波のストライキですから、半数以上の人が、一斉に拍手して下さったのです。とても勇気づけられ、二波、三波に入ってきました。

### 三 団交を遂に勝ち取る

会社は、さっきもいった通り、依然として団交を拒否していますが、われわれは堂々とスト指令をだして闘った五月一日、リーダーに参加したあと、武蔵小金井にある石幡重工勤労部長の自宅へ押しかけていきました。

そこで、まず二三人が自宅の前行き、玄関のベルを鳴らしたところ、奥さんらしい人が出てきたので、「石川島の組合の組合員です」と、いうと、奥さんは、まあ第二組合の幹部と思っただけでしょうね、(笑声)「どうぞ、どうぞ」といったので、みんなどっと入っていった。

むこうはビックリ。勤労部長は、「今日は休日だ、私はプライベートの用があるので、労使間のことは、話したくない」と、いつていたのだが、黒い顔をしている男だが、急に真っ青になって、異様な顔色になったんです。

石塚という組合員が、あとで言っていたんですが、「委員長、勤労部長は、一体何本タバコをすったかわかりますか」と、きいた。僅か三十分の間だったが、十本位すったということだった。

いうことで、内緒にしておく、大衆に知らせるということになる、当然石川島分會にも判ってしまふ。

分會は、公然と暴露しますから、これもやらぬ。そこで、成績加算金として、別枠で出し、その配分の方法もマル秘扱いという具合でした。

### 五 実質労働時間を延長させた、時短

それから、四月十六日から、隔週週休二日制となった。

いままでは、朝八時から、午後四時までであったものを、四時三十分まで、三十分間延長したのです。だからこれは、時間短縮の名による合理化です。これも、「組合要求」によって実現されたのです。作業の準備時間、あとかたづけ時間、は認めない。例えば、終業時間も、目一杯、働かせられている。進んだ職場では、まだ抵抗はつづいていますが。

また、午前八時と、午後一時からの二回、体操は、ロッカーハウスではなく、作業現場で行われますから、八時からの体操には、それ以前に作業衣に着替えて、現場に到着してないといけません。遅刻でもしようものなら、課長を含めて体操しているところへくることになり、誰の目にも、「彼はおくれたな」ということが判る仕組みになっている。

だから最近では、七時三十分、四〇分には、九

このくらいに、あわてていたのです。結局、五月四日の団交を約束させたのです。

### 四 真実を伝えず会社と一体化した

民連

私たちは「みずむし」という東二工場の職場新聞を発行していますが、今日きている鈴木さんが発行責任者なんです。たまたまの鈴木さんが処分を受けました。

これは「みずむし」紙上で、死亡災害があったことをさして、抗議した記事のなかで、会社は人を殺した、という文書を書いたということで処分を受けたのです。

当然、これを拒否して闘うことになりましたが、その「みずむし」は、十二月二十四日、丁度百五十号を発行した。

昨年一年間で、百五十号ですから、一日おきに出していることになりました。

分會として「すいしんき」という機関紙を毎週一回を、一〇、〇〇〇部発行しています。

民連の連中は、職場の中で、われわれの工場新聞の配付を妨害したり、まくとすぐ回収するという事態が起きています。

労働者には真実を知られたくないからです。(そのくせ、自分らは何が書いてあるか、気になるので読みたいのです。)それほど、会社と民連に恐れられる存在になりました。

〇%以上の人が入門してしまうという状態です。ですから、週四十二時間にはなったが、これらの合理化の中で、ものすごく生産性が向上した。

しかも重大なことは、実質的に収入も減るという現象も生れたんです。

いままでは、六時残業だと、四時からの二時間です。月二十五日稼働で、実際に二十二日位ですから、二十日はなかなかできない。

やったとしても、一回二時間残業でなく、一・五時間ですから、(四・三〇一六・〇〇まで)、月三十時間、つまり十時間の残業が減るといふことになる。(残業をするというのもおかしいのですが、とに角残業でもしないとやっていけない状態ですから)

分會が調べたところによると、十三、十四時間の時間減で、収入は一〇、〇〇〇円以上マイナスです。

すると、春闘以前の生活状態に逆戻りという具合になり、その上、生産は以前よりウンと上っているんです。資本家は賃上分をとり返しただけではなく、ウンと儲けられるという仕組みになったのです。

その上、時間外割増の引上げを拒否してますます、生活は益々苦しくなった。そこで、会社の方も、第二組合幹部と話し合って、実は九月二十三日に、平均一五、〇〇〇円の特別一時金を支給するということになったんです。

このままの状態がつづけば、いかに御用幹部と

こういう中で、二十八人が残ったときの理論的支えになったのは、『同盟は労働組合ではない。』、ということでした。

なるほど、現行の労働法上の労働組合かも知れないが、しかし、実際には、労働組合の看板もつた産業報国会、第二労働でしかない。本来、会社が組合に提案する合理化も、組合が、組合の機関に提案するということになっているのです。

一部の幹部が、事前に会社と話し合い、組合名で提案させるです。

例えば、退職金についても、現行の退職時、一時金制をやめて、年金制にすることなどは組合の運動方針としてとりあげています。

この間も、おどろいたんですが、昭和四十七年度のカレンダーを配ったので、みると、石川島播磨重工労働組の名が印刷され、その中にいくつものスローガンがあります。「同僚にめいわくをかけるボカ休みをやめよう。」「休暇は計画的にとうろ。」「カケコミ出勤、事故のもと。朝の体操はみんなで参加しよう。」などと、いつています。

職場ではこれを見て、今後、その日に出す休暇などは、組合から文句をいわれることになるぞ、といっています。

そうかと思うと、妥結についても、その内容は大衆に知らせない。今年の春闘(七一年)でも、造船重機で、一一、〇〇〇円で妥結したので、石播の労賃は、プラス五〇〇円、計一一、五〇〇円で妥結したのですが、他社に知られてはまずいと

いえども、体制を保持することができなくなるとみたのでしよう。

### 六 右と癒着し、墮落した日共

しかも九月二十三日という日は、執行委員の改選、投票日ですから、すごく効果的で、日共は、石幡東京支部現職の三人が、三人とも落選という結果です。

これは、石川島分會の時間外割増に対する追求と、減収の実態暴露の闘いの成果だったとみていいでしょう。

日共は、分裂時、執行委員に一人残っていたが佐藤・唐沢が分會の旗を守ったので、当時、次点と次次点で落選した二人の日共が繰上当選で入っていたので、民連八名、日共三名ということ、この一年やってきたんですが、日共は内部で奮闘するといってきたものの、何もしていないので、大衆から見放され、落選したので。

「内部で闘う」というのは、易しいのですが、結局やったのは、原水協大会を成功させましよう、というピラを流したぐらいですから、当然です。

はじめのうち、日共は、多数が不当労働行為でつくれたことの事実を知っている、(今でいえばマル生ですが)残ったのは具合が悪い。そこで、はじめは「会社の不当介入があったが」などといつたが、これでは第二組合に脱走した幹

部も、民青あたりを抑えられなくなることを恐れて、次第に態度をかえてきたんです。

「あの投票は正しかった」とか、「佐藤らはトロックストだ」などと、いいはじめてきたのです。

私は、トロックストは何だかわからんが、とにかく、日共に反対するものはトロになるのでしょう。

結局、日共は、その組織が半減したし、三人の執行委員も落選させ、新しい民同と呼ばれるようになったのです。

その上、「あの投票は正しかった」ということまでくると、民連や会社の主張とも一致し、みじめな同盟の弁護人にまで、なり下ったといえるでしょう。

組織を温存するために、内部に入って闘うといいつつ、脱走していったのですが、闘わないので、温存どころか、ガタガタになってしまっている。

## 七 石川島分会の悩み

分会の悩みは、分会に入るといことは、賃金差別、昇給、昇格、差別配転もある。

現実に私の場合、勤続二十四年になるのだが、賃金の上では、二十代の民連の代議員と同じ「技能職三級」、なかには二十代で四級と高いものもいる。私の同僚は私より上の専門職三級になっている。

るから、彼よりも四段階も低い職務給に格付されているのが現状です。

一時金も、平均一〇〇だが、私は〇・九九だ。内山君という組合員も、配転させられ、その職場は、地方出張で、事実上組合活動はできない。彼は、出張を拒否して、仕事も与えられないまま、今年の十月から頑張っており、一方、都労委へも提訴して争っているんです。

もう一つの悩みは、組合員が少いので、組合費が高いのです。しかもそれだけではやってゆけないので、第二組合にいらっている労働者に、カンパを訴えてきたんです。

このカンパは、最低でも、六万円から、多いときは、十万円をこすのです。

ところが、最近、民連の連中は、このカンパを妨害してきました。

労働者は、「今日は職制が立っているんで、カンパは入れられないが、明日職場で渡す。」と、ひそかにいつてくれる人もいるし、なかには、「俺の金を入れるのに文句をいうな」と怒る労働者も現れてきたのです。

第二の幹部は、私たちを取巻いて、「佐藤分派集団にはカンパを入れないで下さい。われわれも職場で年末助け合いカンパをやりますから」と、どなったんですが、実は前回よりも二万円以上カンパが、逆に多く入ったという結果に終わりました。

## 八 少数でも全体の運動を

一体、これらの活動を支えているのは、どういう観点、思想なのかということをお話したい。分会の大会方針では、次の考えをまとめています。

第一に労働組合は、今、戦線統一という名の右翼的再編成が進行していますが、これらの動きは、労働組合を体制の補完物、広い意味での労務管理機構化だとみています。

そこで分会は、これらの攻撃を阻止し、労働者の闘いの岩としての任務があるということ、この闘いは歴史の反動化に抗して、労働者の自由と、人間解放の闘いとして位置づけています。

第二は、少数派組合だが、常に全体の労働者の要求を構造的に代表する観点を失ってはならないということですが、

この闘いは必然的に、分会の利益と固く結びつきながら、闘ってゆかなければならぬと思えます。

第三は、多数派労働者を立上らせるための根拠地であり、イニシアチブの行動部隊であるという考えです。

これは、あらゆる労働者の要求を分会が先取りするという敏感性がなければできないことではない。

第四に、一切の差別攻撃を恐れず闘う労働者に

成長してゆく必要があると思います。

むろん、このことは、差別を容認してもよい、差別されても仕方がない、ということでは断じてありません。

差別をなくすためにこそ、まず一人一人が恐れず闘ってゆくことから出発してゆかないと駄目です。

そして、どんな権利侵害も許さない、合理化反対、弾圧粉砕の基本で闘ってゆく決意です。

第五に、資本の企業内従業員組織、産別という枠組みの中に封じこめざる意図を見抜き、これを打ち破り、企業、産業をこえ、未組織を含む、地域共闘を重視して闘い、本格的階級的労働運動をつくっていくことと、闘ってゆくつもりです。当面、石鐘重工の中に、目標をたてて闘ってゆきます。

第六に、同盟内部にも「全造船機械の旗」を立てる方針をもって、闘ってゆくつもりです。当面、石鐘重工の中に、目標をたてて闘ってゆきます。

## 九 わたくしたちの具体的な活動

私たちの以上の視点は、最近、具体的にいくつかの成果を勝ちとりました。

その一つは、実は今年の九月ごろ、台風がくるということで、東京第二工場は、一斉に午後から帰ったんです。

賃金協定によると、午後からの会社都合による休業は、九割賃金保障です。

ところが、同じ条件で帰らせた砂町事業所は、八割保障しかありませんでした。

御用組合は黙っていたが、分会は、団交でこの矛盾をつき、おかしいじゃないかといったところ、はじめは「調べてみる」といつていたんですが、そのあとの団交で、会社はバツが悪くなつて、「実は、あれは事務ミスでした。ひきすぎた一割の賃金は、今度の給料日にお返しします。」と、いわせたのです。

砂町事業所には、分会員は三人です。第二組合の一五〇人を含めて、一割の賃金を返還させたのです。

もう一つは、東京第二の船体修理課の六人の労働者(第二組合員)が、徹夜勤務をやつて、本日から、朝帰ることになったのに、仕事が忙しいからといって、驚ろいたことには、その翌日の午後八時まで、働かせたのです。

第二組合の労働者は、この事実を、御用幹部にいうのではなく、分会に耳うちしたので。

分会は、早速、タイムカードをカメラに収め、基準局に訴えました。これは、御用組合の協約にも違反するのです。

私たちは、これは強制労働だから、調べると申告したので。

これを知った御用組合もあわてて、こう明るみに出されては仕方がないということで、やむをえず、会社に「抗議」したようです。彼らのニュースによると、「佐藤分派集団のや

ることは、ケチつけ運動だが、どうもこのことは事実なようなので、会社に抗議した」と書いてあります。

御用幹部が、いかに所属労働者から浮いてきたかを物語っています。

結局、会社は、「二度とこのようなことのないようにします。」と、こともあろうに、第二組合に謝る仕末、私たちは、誰に謝ろうが、労働者の人権を守るために活動した「労働者全体の成果」と信じています。

私たちは、いくつかの成果をここで誇らしげに語ることも必要かも知れませんが、もう一つ重要なことは、何故、二十八人しから残らなかったかを反省する必要があると思います。

全造船の戦闘的な旗を守ったのは、たいしたもんだらう、なんて、英雄主義的に自己満足していてもはじまらない。

分裂攻撃を許した原因というのを、はっきりさせておく必要があると思う。

私も、過去二〇年近くの間、大組合の専従役員として、ダラ幹部官をこめてきた一人だが、労働組合というのは、左派組合を含めて、幹部が後に控えている何千人、何万人の労働者を、取引きの材料として、一括して取引する大衆団体であったんです。

合理化も、権利も、金に換算して、資本にみんな売渡してきたのが実態ではなかったのか、職場の中に、一人一人が自立して、職制と立ち向う労働

# 民間労組における組織分裂の分析

特集 民間労組の分裂問題 2

文 敏 岸 根

働者の質を作ったところから、問題がある。

また、一括取りきする大衆団体である以上、その権力、「幹部」を握りさえすれば、右にも、左にも、一括して動かせる機構があったんじゃないだろうか。

だから、大衆不在の空中戦にあげられ、私は、御用幹部を叩いていさえすれば、「あれは良心的な奴だ」ということで、選挙でも当選してきただけです。

こうして、組合は空洞化し、潜在的分裂は早くから進行していた。つまり、真の意味での団結などは、なかったんです。

もう一つは、組合民主主義というやつですが、これも形式的にすぎ、労働者民主主義ということについての、深い認識がない。

会社のヒモつきが、会社の援助を受けて多数になつてゆくのも黙殺していたわけですが、つまり、組合内部の矛盾として、平面的に扱えておらず、これが多数になつてくるのだから、多数決に従う以外にないだろう、ということ、事実上労働組合の解体を許してしまったんです。

今度の全造船がとった、民連一派に対する除名措置などは、(国鉄のマル生もそうだが)今日の日共の水準からいうと、民主主義をブルジョア的にしか、理解できないのですから、反対派を除名するのは、どうかと思う、というにちがいないのです。

むろん、方針上の反対派を抹殺するやり方は、少くとも大衆団体としての労働組合という性格からみて、おかしい、誤りだと思ふんですが、資本の手先、手兵となつていられるのも、黙って見過してきた過去の組合民主主義という考えを、この際、改める必要があると思ひます。

## 十 少数派組合としての今後の運動方向

最後に、ここで、分裂攻撃の狙いと、今後の活動のあり方についてまとめたいと思ひます。

分裂攻撃の狙いは、資本の合理化です。三菱重工の分裂は、三菱三重工の合併、半期百億の利益をあげるための一四項目にわたる合理化案提示のための分裂攻撃であつたし、石川島のそれは、「いよいよ十億ドル会社へ」という急成長と、軍需生産増大を契機にかけられた分裂でした。

これを、戦後史的に、概括的にいえば、昭和十四年のドッジラインによる合理化、それにつづく朝鮮侵略(翌二十五年)は、産別を解体し、総評をつくつたし、昭和三〇年に生産性向上本部の発足と、技術革新の波は、総評を分裂させ、全労(現同盟)を生みだしています。

三十五年は、いわゆる安保大闘争のなかで、日本独占は、帝国主義復活、自立をめざして三池労働者を襲つたのです。

昭和四十年は、不況の年であり、日韓条約締結をした年であつたんですが、この時期になると、

三菱長船、プリンス自工、東洋高圧の分裂攻撃が行なわれました。

そこで、帝国主義自立を完成した日本の独占資本は、ナショナルセンターを含めて、産報化するという攻撃です。

特徴的なのは、「統一」の名による分裂です。造船重機二〇万の結末、そのために全造船から脱退というふうに見られています。

私たちは、この情勢の特徴と、敵の攻撃の多様性についても、きちんと学んでゆく必要があると思ひます。

私たちの分会は、その規約で、(人員の少いところにもよりますが)、執行委員会と、大会の間には、中間決議機関はありません。

直接、組合員の意見にもとづいて、みんなが責任のもてる組合づくりをやつてゆきたいと思ひます。

また、今後は、匿名組合員制についても、とりにくんでゆくつもりです。

## まえがき

都労活(全都労働組合活動家会議)は、昨七一年一月「分裂労組—戦闘の第一組合運動の七〇年代における位置づけと展望について」というテーマでパネル・ディスカッションを開催した。このなかで、分裂労組問題について積極的な提起を行い、「六〇年代における分裂労組の位置と役割を今一度把え返してみる①」こと、そして「七〇年代における分裂少数労組の位置、あるいは役割を考えると、『反帝労働戦線』を構築していく場合の先導的役割、位置にあるのではないが。そういうものとして自己規定し、そういう内容を目的意識的に追求していくということであれば第一組合というものはおそらく存在しえないものとしてあるのではないか。そういう意味で労働運動全体のなかで再評価してゆきたい。②」という問題提起が行なわれた。

このような問題提起に対し—或いはそのような主旨の発言にたいして—「少数派労働組合主義」であり「へたをする」と、二〇年代のプロフィンテルン型左翼組合主義(赤色労働組合主義)に固定化するおそれがある③」という批判が行なわれ、労働戦線からハミ出す結果にしかならないではないか等々の非難さえ聞かれたのであつた。もちろん、多くの議論のなかにこのような傾向のものが全くなかつたとはいへないであろうが、この

点に關しての正当な理解と評価はパネル・ディスカッションの資料を直接検討して行ふべきであり、都労活自体の基本的な路線は既に今日明確なものとなつている。

われわれはこのような議論より、このパネル・ディスカッションの主権が都労活と全造船石川島分会を支援する会との共催であつたことが明らかになつた。このパネルが極めて実践的な、現実の闘いとのかかわりで計画されたことがより重要だと思ふ。

都労活は、その発足の当時すでにゼネ石精労組の分裂に直面していたし、全労活の形成準備会議には長船第三組合結成の報告を受け、その会議の議論から石川島分裂への対応が直接的な課題として突き出されてきたのであつたし、昨七一年には浦賀分会の分裂を重要な課題としてとりくんだのであつた。また、例えば出版関係で現在長期闘争に入つている光文社・教育新聞などにおいても分裂—第二組合があり、光文社労組は第二組合解体を重要な闘争課題としてとりくんでいるのである。このように今日の情勢のもとで階級的労働運動を構築し、貫徹しようとする原則的立場から労働運動へ立向おうとするならば、分裂問題は直接頭在化するか否かは別として避けておろさなければならない課題であることは明白である。

総評をはじめとする既成の労働組織がこの分裂問題にいかに対応しており、その決定的とも思われる不充分性の原因等については後に若干の検討

を行うとして、ここでの主題は、「七〇年代における民間労組の分裂」について若干の検討を加えることである。そこで、この課題設定に対して、とくに金属戦線における最近の現実を対象として、検討を加え、分析の不充分な点については問題提起を行っておきたいと考える。

七〇年代に入ってから民間労組の分裂の主要な実例としては、七〇年十一月の全造船石川島分裂に引き続き、七一年九月浦賀・玉島分裂があり、更に、七一年十二月には函館の全造船脱退が強行された。また、全金では浦賀、玉島が合併した住友重機械支部でいまだ全金脱退には至らないが、組織攻撃が激化しており、更に同住友資本の日特金属支部（東京田無、一二〇〇）は、昨年十二月に突如として全金脱退が強行され分裂したし、同系列の北辰電機支部（東京太田一五〇〇）でも現在、容易ならぬ事態にある。

これらの分裂問題は、もちろん日本の労働運動全体からみればその一部の事態であるに相違ないが、しかし、重要な位置をしめる分裂であると思われる。

石川島、浦賀等の分裂労組の個別的事情の検討とともに、その相互関係および単産の対応について若干の検討を行い、最後に一般的な分裂問題について考えることにする。このため、全造船石川島分会および浦賀分会自身が、自からの分裂をいかに理解し、総括しているかを、まずご紹介したいと思う。

## 一 全造船石川島分会の分裂と一カ年の闘いの特徴

### (一) 分裂の特徴

全造船石川島分会は昨七一年十一月二十三日、分裂後一カ年を経て第四十回定期大会を開催したこの大会で確認された「方針」は、七〇年十一月に行なわれた分裂攻撃の特徴を次の五点に要約している。

- (イ) 石川島をはじめとする全造船機械全体に対する組織攻撃は昨年（七〇年）春から唱えはじめられてきた「円切上げ」と日米独占資本間の矛盾、相克の中で景気後退のかけりが現われはじめてきたことに対応する。
- (ロ) 三池、ソニー、ゼネ石精等の分裂は争議中の分裂であり、三菱重工、日産プリンスの分裂は企業合併に伴う分裂であった。今回のそれは石川島と、播磨の合併（昭三十五）—企業連の結成、それにつづく合併、労連の単一化という一連の合理化と組合の右翼的再編成の中で「労働戦線統一」という旗印をかかげての分裂であった。
- (ハ) また、国鉄の生産性向上運動推進のための思想改造（研修会活動）にみられる通り労働者階級の中に資本の手兵を養成する攻撃であり、労働組合は、この不当労働行為を「就業時間中の一業務」としか捉えることができず

粉砕の方針を立てきれない弱点があった。

- (ニ) その対応がおくれたとはいえず、全造船機械本部は、その規約を活用し、分会に対して中執の「直接指導」による組織維持委員会の設置（石川島）、あるいは民連除名（浦賀・玉島）という手段に訴えたことは一定の前進であり、特徴点の一つであった。

- (ホ) 更に、石川島の分裂をめぐって日本共産党は、全造船機械に介入し、石川島の活動家（日共・民青およびそのシンパサイザー）全造船機械本部の指示を拒否せよ、として総評、中立労連、東京地評の路線と対立し、「内部で闘う」という理由で一括、同盟路線へ脱落していったのである。もともと割れていない組合の「内部で闘う」のとは事情がちがう。これは明らかに大衆団体と対立しても党組織を温存させるという誤った方針である。「温存」は必然的に何も闘わない結果を生み、結局、本年九月の役員に当って現役執行委員四名（労連本部一、東京支部三）の落選につながったのである。恐らく言葉の通り「内部で戦闘的に闘う」ならばこれほど惨めな結果は生まれなかったかも知れない。一部これらの活動家は、その主観的意図はともかく、客観的には、同盟の弁護人の役割を引き上げたといっても決していいすぎではないのである。

石川島分会が「方針」のなかの総括であらう。

### (二) 分裂攻撃の狙いと分裂攻撃を許した原因

まず、「方針」は分裂攻撃の狙いについてつきのように指摘する。

「(イ)、端的にいえば分裂攻撃の狙いは資本の合理化である。戦後、昭和二十四年（アメリカの朝鮮侵略の前年）のドッジライン（インフレ停止、賃金ストップ、三六〇円為替レート）の設定、傾斜生産方式によるスクラップアンドビルド政策）による合理化は産別を解体し、総評を生み出した。三〇年、生産性向上本部発足と技術革新、産業構造の近代化（重化学工業化）は総評を分裂させ、全労（現同盟）を生み出した。三十五年はいわゆる「六〇年安保の年であり、日本帝国主義復活、帝国主義自立を目指した独占資本は三池労働者におそいかかった。四〇年不況から鉄の帝国主義に「発展」させるために日韓条約の締結、三菱長船、プリンス自工、東洋高圧の分裂等の事例は資本の合理化の「節」のところで分裂、組織破壊攻撃を加えていることを特徴づけている。

(ロ)、石播重工の場合も旧財閥系列に属しない企業として（株式会社石川島平野造船所）国家の軍国主義強化の一翼を担い、明治政府の旧海軍強化政策の庇護をうけつつ発展してきたのであるが、その陰には囚人や徴用工を牛馬

るこの五点の特徴は、それぞれ相互関連を持つものであるし、その関連性とそれぞれの特徴点について更に深い分析を必要とするのであるが、最も中心的特徴点であると思われる、ロ項に示す「労働戦線統一の旗の下における分裂」について考えてみたい。

「統一」と「分裂」はいうまでもなく反対語である。この矛盾した事態が敢然と存在するところにわれわれは着目しなければならぬし、その階級の意味を把握しなければならぬであろう。この点で石川島の分裂は事態の階級の本質を最も典型的に示している。

石川島の分裂は、企業合併によって結成されていた石播労連（石川島播磨重工労働組合連合会）の単一化の一環として強行されたのであり、しかも石播労連は「民主的労働組合主義を基調とした造船重機械産業の労連結成を指向し」て七一年二月造船重機械共闘会を発足させる中心勢力となるのである。そして、この造船重機械共闘は「労働統一拡大世話人会」の構成メンバーとなり、更に同盟に加盟し（七一年）、七二年二月造船重機械労連の結成を達成し労働統一連絡会議へと参加せんとしているのである。七一年十月二十日開催された石川島播磨重工労働組の定期大会議案書は「この第十一回定期大会は、私たちの十年来の念願であった、一つの企業に一つの組合を実現し、新しい飛躍をめざして第一歩をふみ出す輝やかなしい門出です。同時に今一つの目標である一つ

の産業に一つの産別組合づくりをきめるといふ、まさに歴史的な意義ある大会であります」と述べ、大会スローガンは、その第一に「造船重機械労連を結成し、労働戦線の統一をはかろう」と掲げ統一への発展を謳歌するのである。そして、「この単一化を前提として全造船機械から東京、名古屋両単組の脱退という大事業がなされ」「この際二十七名が全造船石川島分会が存続しているかの如き言動の中から、東京労組（石播労連）から別行動をとる状態に到っている」と指摘しているが、これほど見事な「統一」の名による「分裂」「分裂」による「統一」の実現はないであろう。

われわれは、このような分裂を「統一」の現象面をもっているからきわめて短日に第二組合への移行が、それまで（争議中の分裂）と違っていわゆる「罪悪感なき流動」としてできてきて、第一組合が小党派になってしまふ④」という新しい傾向として把握するだけでなく、その階級の本質を追求しなければならず、その立場からすくなくともつぎの二点が検討されるべきであろう。

その一つは、労働運動の基本理念であり、原則であると云われてきた「統一と団結」の再検討であり、つぎに「短時に小数化してしまふ第一組合」「罪悪感をもたず容易に脱退することのできる組合と組合員の関係」についての検討である。「統一と団結」については、後に検討することにして、「第一組合」（これまでの分会）の検討を石川島の方針によってすすめてみよう。

の如く酷使し、一般労働者に対しても猛烈な権利抑圧と低賃金政策を推進してきたのである。そのために、労務管理もわが国造船機械産業の中では、先導的」とさえいわれてきた。例えば、昭和二十七年の経営協議会設立は、こん日の「労使協議制」Z・A・Z・D・Q C等の「参加」という名の階級対立を隠ぺいする政策を先取りしたものであり、昭和三十五年の長期経営十カ年計画の提唱は業界に「計画流行」の契機を与えた。特に労働者に対する思想攻撃は石川島文化体育会を労資合同で運営するという名を与えつつ、莫大な資金を投入して実質的にはブルジョア文化を企業内に定着させるための「投資」であった。更に、ホーム・ヘルパー制度の採用は明らかに官僚的労働組合よりも敏感な対応の現れである。かくして、これらの長期展望にもとずく「生産性向上運動」投資を回収するために御用幹部を通じて、いよいよ十億ドル会社へ、三菱に追いつき追いつく経営基盤強化を「のろろガン」を与え、第三次防衛整備計画という侵略政策と固く結びつきながら東南アジアに対する帝国主義的進出を完成しようと企画している。ここでは、「全造船機械に加盟していても、事実上は同盟であればよい」ということさえ許さないのである。階級的労働運動の影響をみじんも抜けてはならないここに彼等のねらいがある。造船重機労

### (三) 分裂の意義、一カ年の闘いと到達地平

「方針」は、「十一・二十三以降の取組みについて」のなかで、つぎのように分裂の意義を評価し、一カ年の闘いを要約し、総括している。

『(イ)、昨年十一月二十三日、私達は労資一体の圧力を蹴って断乎全造船・石川島分会の旗を守るため、第二十三回臨時大会に結集した。この意義は特別に大きい。それは資本の丸抱え攻撃を打ち破り、相手に二重の労務管理を強制し、分裂は高くつくことを思い知らせただけでない。分会の活動家であると否にかかわらず資本の権力支配に屈服しないということ、人間の良心、尊厳を資本に売り渡さなかったことである。』

そして再び反撃を開始する労働者の闘いの砦を守ったことである。

(ロ)、同盟は、広い意味での労務管理の補助機関」という認識は、その後の闘いのなかでいよいよ明らかになってきた。「馳け込み出勤やポカ休はやめよう」と労働組合の名において呼びかけるまでになったことは象徴的なものといえよう。「隔週々休二日制・時間短縮」という賃金と労働時間の合理化問題、職能等級制度という人事考課による差別賃金、あるいは退職金と年金制に切り替える提案等は、いずれも労働組合要求という形式を採用し、実は資本の要求を忠実に受け入れたもの

働戦線の統一という名の右翼的再編成は「統一行動」の名による丸抱え方針の貫徹がその本質といえよう。

そして、「分裂攻撃を許した原因」についてつぎのように反省している。

「戦後二十六年」は、安保・三池に象徴される闘いを日本労働運動は蓄積したものの「企業内全従業員自動加入縦断組織」という反階級的な日本的・特殊労働組合組織の「欠陥」を百万遍もくり返し指摘しつつ、今日に至ったといっても過言ではない。ここでは(左派組合をふくめて)幹部が後に控えている何千、何万人の労働者を「取り引きの材料」として資本と一括取り引きする大衆団体であり、合理化も権利もすべて「金額に換算」されて資本に売り渡してきたのであった。このような組合では、一人一人の労働者が鋭く資本の前におどり出て対決することもない。かくして労働組合費は「春闘」という配当をうけるための出資金の側面を持たざるを得ない。労働組合の階級の本質は変らないにも拘らず、戦後革新の指導は「経済主義」の枠から出なかつたこと、および職場闘争の空洞化放置が資本の丸抱え攻撃を許す原因となった。この傾向は石川島分会も同様であり、職場の接点で一人ひとりが自立して資本と対決することよりも、左右いずれが主導権を握るかが争いの焦点であり、大衆不在の労働運動がつづい

に他ならない。私達は少数派組合ながらこの本質を的確に判断し、多数労働者に暴露し闘い、いくつかの成果をあげてきたのである。

(イ)、はじめに私達は、職制と第二組合の双方から石川島分会の存在そのものを否認する攻撃をうけてきた。職場新聞「みずむし」に対する「発行差どめ」(東二勤労)の圧力、就業時間中、職制に呼び出され、分会を脱退せよ」という威し、定期昇給や職能等級の格付、一時金支払時の成績等々「差別」が加えられたが、組合員の資本に対する憎しみと働らく者に対する限りなき愛情は、よくこの攻撃に耐え抜いた。そして、都労委を活用し、いくたの実力行為をもって事態を一つ一つ切り開いてきたのである。

(ロ)、このような闘いを通じて、私達は、次第に分会の欠陥に気づき、形式的組合民主主義から民主主義は闘いの武器だという認識に至っている。そして、「反面教師」といわれるように資本の弾圧が、逆に、一人ひとりの組合員の自己革新を促進し、(大企業労組のように一般組合員として、観客席についているわけにはいかない)、職制と日常不断に対峙し、いささかも屈しない労働者になったのである。

(ハ)、そして分会は、毎週一―二回の「機関紙」「すいしんき」を一万枚も印刷し、石幡東京支部に所属する全労働者にピラ入れをやり抜

たのであった。それは、一括取り引きをする大衆団体である以上その「権力」―幹部―を握ることによって右にも左にも一括して動かせる機構が存在してきたからに他ならない。従って組合の空洞化と潜在的な分裂という事実が明確に存在していたとみて差支えない。資本はこの弱点を正確に読みとり、石川島民連という御用幹部を自からの手兵として培養してきたのだが、私達は、この民連を組合内の一活動グループとして認識し排除すべき相手でなく競走相手としか写らなかつたのであった。この重大な見すごしを強く反省しなければならぬ。』…と。

全造船石川島分会における分裂において、第一組合員分会を僅か二十七名と云う「極限状況」でしか存続し得なかつたことは、日共の脱落という事態を考慮に入れても、「統一」の名による分裂の対応の困難さと共に、それまでの組合活動の根本的な弱点を露呈したものであり、分会の方針も基本的にこの立場―過去の分会活動について強い自己批判を行う立場に立って総括を行っていることは以上で明らかである。そこで問題はこの総括視点を実践化するために、「極限」的組合員数であったにせよ分会の旗を守って闘うことに如何なる意義があるかが考えられなくてはならない、これは一カ年を経た今日においては、この間の闘いの総括を含めた分会の到達地平の問題として検討されるべきであろう。

き、しかも、その資金は、毎回六万円以上にものぼる大衆門前カンパをもって支えられているのである。これらの活動のなから次のことがわかる。すなわち、組織は闘いの道具であり、武器である。従ってそれは組合の大小ではなく、いかに多くの組合員の利益に合致しているかによって、組織の価値が問われるのである。

(ハ)、更に分会は、労働災害や人権無視、権利剝奪などについては一歩も譲歩することなく闘ってきた。東二工場船体課所属労働者(第二組合員)の徹夜、翌日の強制労働の摘発闘争や、砂町事業所労働者に対する不当な賃金カット奪還闘争はこの例である。これは、明白に第二組合とのちがいを事実をもって証明したものである。

(ロ)、特に本年の「七一春闘」は、分会の存続を闘いとしてから、初めての経済闘争であったが、堂々と職場で腕章を着け、三波に及ぶ全面ストライキを決定した。困難ななかでも団交情報第二組合より早く知らせ、他産業、他企業の情報も的確に流し、御用幹部が、故意に陰蔽しようとした「事実」をすべて明らかにすると共に彼等の早期収拾を粉砕し、(一一、〇〇〇円妥結粉砕)、遂に、見苦しいボス交まで迫りつめて行ったのは大きな成果であった。そして何よりも、大衆の面前でストライキを決定したことは衝撃的な実物教育

であり高く評価してよい。

(9) 最後に、昨秋、分裂の激闘期に分会を支え、私達を力強く激励して下さった地域の仲間、組織、支援する会の物心両面の支援を高く評価する。これからの産業別組織は、職場闘争と地域共闘の支えによってのみ前進することを明確に教えている。』

#### (四) 石川島分裂の問題点と教訓

以上で明らかのように、石川島民連の活動による機関掌握(圧倒的多数派)機関による上からの統一、単一化を旗印とする脱退提案が規約に基ずくルールを無視して強行され、全造船からの多数者の脱退と「極小部分」の分会の維持が石川島分裂の実態であるが、石川島分裂から問題点或いは、総括視点として整理すれば、

(1)、「極限的」小數組合として存続したことの意味、正当性の問題

これは、結局第二組合の評価に今日の労戦統一の評価と対応の問題であり、同時に、小數派組合が今後いかに多数派をめざし得るかの展望の問題である。

(2)、「極限的」小數派としてしか存続し得なかった原因の追求

これは、民連活動の容認、民連活動と一体をなす資本の介入への無抵抗、資本の労働者掌握を許してきた反合闘争の放棄、これを必然化した分会の過去の活動内容

(3)、「極限的」小數派としても存続し得た要因—

主体的条件  
内部における活動家—主体の存在が基本的な要因であり、これに全造船本部の組織工作(組織維持の指示)と、外部支援体制(既成組織—支援共闘会議、活動家組織—支援する会)の存在がこれを助けた要因である。  
石川島の分裂と分会の存続は

(1)、全造船のつぎの分裂の焦点である浦賀、玉島更には函館職組の対策へ教訓化され、引き継がれた。

(2)、七〇年代における階級的労働組合の戦術構築に当って、その結集軸の位置をもつこととなり  
(3)、これまでの労働運動の欠陥を鋭く突き出すとともに、その克服を自からの存在に強制される組合として運動せざるを得ない  
結果を生み出すこととなった。

### 二 全造船浦賀、玉島分会の分裂

#### (一) 全造船浦賀分会の分裂

七〇年の石川島をはじめとする一連の全造船脱退、分裂の後、全造船の組織問題の焦点は、浦賀、玉島両分会に移行した。全造船、浦賀、玉島分会は全金住友重機支部と企業合併した後、三労働共闘をすすめてきたが、七〇春闘において会社が差別賞金—等級給の導入提案を行った時点から

「一部学卒者、職制の暗躍がはじまり」五月二十八日にはすでに「民主化グループ」がピラ入れを行ったのである。そしてこの浦賀、玉島における分裂攻撃は石川島の経験を殆どとり入れたものであったし、荒川、金杉等の石川島分裂の立役者、二八会の中心メンバーの直接的な指導が行なわれたのである。

両分会活動家、全造船本部、各支援者を主な勢力とする全造船脱退反対勢力は、石川島における闘いを教訓として不十分さや、時期的遅れなどがあつたにせよ七月から積極的に分会としての活動を開始し、民連解散、除名を行い、反撃を強めた結果住友資本は遂に丸抱えを断念し、九月五日に至り分裂を強行してきたのであつた。分会は十月六日に組合員確認集会を行い同月二十日二十一日に定期大会を開催した。分会の組合員は確認大会時点で約××名であり、第二組合は約三〇〇名である。第二組合が玉島のそれと共に造船重機共闘に加盟したのは云うまでもない。

#### (二) 浦賀分会の「闘いの批判と反省」

結局、小數派として存続せざるを得なかった(石川島とは違った規模ではあるが)浦賀分会は十月六日の組合員確認集会—臨時大会でつぎのように「闘いの批判と反省」を確認した。

「住友資本と民連が丸がえによって組織を破壊しようとした攻撃に対して徹底して対決し闘いを進めたなかで、住友資本にとって最悪のケ—

スである分裂を強行したが、組織を維持したことは成果だといえます。

しかも、資本の常軌をいっした攻撃のもとで、分裂発生当初約九〇〇名にのぼる確認署名を集約し、その他脱退署名を拒否した人を含めて一、一〇〇名をこえる組合員がふみとどまったことは、闘いの成果として評価できます。

しかし、職場の組合員の過半数を確保することができず、とりわけ現場で最も搾取されている労働者の過半数さえ分裂集団に掌握されたこと、更にその後の内部体制強化がおくれ、多くの脱退者を出したことは、方針と指導の不充分性として反省しなければなりません。

反省の第一は組織攻撃に対する対応がおくれ、常に後手にまわってしまった点にあります。民主化グループ発足当時それがまだ小數のうちに徹底して粉碎し、研修会に対する闘いも早くから組織される必要がありました。攻撃は最大の防御であることを再確認する必要があります。

◆ 第二は、分裂後の組織体制固めがおくれたことです。職場のなかでの点検活動、職場、家庭オルグ活動が不十分であり、一旦署名した人のうち誰が脱落したのか不明確のまま時間が経過し、切りくずしのスキを与えてしまいました。

◆ 第三に、組織防衛の対策が、全造船機械本部の指示、処分という上からの対策に依拠し、職場での闘いの積重ねによって民連を追い込んで

いくことができなかつた点にあります。

◆ 第四に、組合が執行部だけの運動、幹部請負い、幹部依存であり職場のなかにいきいきとした組合活動がなくなり出されていなかったことです。一人ひとりが闘いをにない、日常的な職場闘争がくりひろげられるようにしなければなりません。

しかし一方では、この闘いを通じて、若い活動家が生まれ育ちつつあり、寮友会などの自立した闘う組織が生まれたことは、闘いの前進を示しています。

今後、職場の組合員一人ひとりが、役員になつた気持で自立した闘える体制作りと指導体制の強化が必要です。』と。

#### (三) 浦賀分裂の問題点

浦賀分会の分裂をめぐつての総括はほぼ以上につきていと思われる。浦賀分会の分裂はつぎの点を明らかにした。

(1) 民連に対する攻撃的対処を行うことよつて機関掌握をまぬがれ、多数派であつた民連が脱退せざるを得なかつたこと、これは、石川島とは異なる組織人員を分会が確保し存続する結果を得たこと的主要原因である。

(2) にも拘らずやはり小數派として存続する結果を招いた点に関する総括—反省点として、石川島と同様のこれまでの分会活動の欠陥と民連への対処の開始の決定的とも云える遅れと不徹

底性、更に、上からの統制権に依拠せざるを得なかつた点に大きな限界性をみなければならぬ。(但し、全金本部が対住友対策として労働委提訴を主要戦術としたことに対して、浦賀、玉島が、労働委を戦術的に活用した点は正当な対応であると評価しなければならぬ)

(3) したがって、分会の活動家(支援する活動家にとつても)としては、全造船の旗を守ることをスローガンとしながらも、これまでの分会のあり方を容認せず、自己変革的に把握したのであつたが(分会の階級的再生として表現した)本部の統制権に依拠した分会の存続のための主要戦術は、この点に関する制約となり、分裂後の分会の活動に不利な条件となつている。かくして、石川島から浦賀、玉島を経た全造船脱退との闘いは、

① 分裂の根源は、生産性向上運動にあること  
② 積極的な或いは攻撃的な対決によつてのみ成果をあげ得ること

の二点を明瞭に突き出し、その結果九月末に開催された、全造船定期大会は、かかる点を徹底的に総括し、内実化すべきであり、次の攻撃の焦点である函館、佐野安に対する積極的なとりくみを開始すべきであつたが、この大会は、このような内容を闘いとうことができず従来の延長でしかない大会は終つた。この欠陥は、函館職組への対応に直ちに表面化している。

### 三 「造船から金属へ」 拡がる分裂

#### (一) 全造船函職の脱退

全造船・函館ドック分会(約二、〇〇〇人、以下労組という)は、三菱、石川島、川崎などの大手分会の分裂、脱退以降、全造船の中核組合として、その戦闘性を保持してきた組合であるし、浦賀分会分裂後は、全造船傘下最大の組合員を擁する分会となっている。ここでは「職員」だけで組織される、全造船・函館職組も共存している(五五〇名)。

函館ドック資本は昨年三〇万トン修理ドックを建造し、更に本年は三〇万トンの建造ドックをつくる計画をたて、中級造船所から大手資本に互して「飛躍」を狙っていた。当然、組合への対応が必要となった。昨年十一月の大会(代議員制)では「全造船は我々の要求を通していない」として脱退提案がおこなわれて可決、一月に批准投票が行われることになった。

しかし、職組の中で組織された活動家は「反対する会」を組織し、公然と分裂方針に対決した。そこで、幹部は四十七年一月までこのままにしておけぬとして、十二月突如批准投票を強行した。結果は賛成二五・一、反対一七・九、白紙四一賛成率(五三・二%)で「可決」をデッチ上げるに至っている。

#### (二) 全金住機、日特金、北辰電機支部の状況

全金住友機械支部(新居浜、大府他約五〇〇〇名)は、昨年の秋の大会において執行部が提案した「全造船浦賀、玉島分会との三労組中関方針」が代議員の圧倒的多数で否決され、住友重機一、〇〇〇名全労働者の統一という修正提案が可決され、しかも、全金脱退は提案されなかった。これは、全金住友支部が、第二組合との提携を強いられることを意味するものであり、事実、昨年末開催された浦賀の第二組合の大会には全金住友支部の代表が出席し、あいさつを行なっているのであり、しかも、その大会は全金を激しく非難する方針を確認し、その全内容を伝える機関紙が浦賀の第二組合によってバラまかれたのであった。

また、日特金属支部(住友資本、東京田無一、二〇〇名)では昨年夏の支部役員選で執行部を完全に会社側が掌握し、二六〇名の首切り合理化(第一次)に対して闘わず受入れ、二月に予想される第二次合理化にむけて、昨年末全金脱退が急遽開催された大会に提案され七〇対二五〇程で可決、脱退届が全金本部へ届けられた。これに対し、全金支持勢力はすでに指名解雇され、これを不当労働行為として争う二十六名と、内部の十三名合計三十九名で辛じて支部を存続させることになったのである。

更に、全金東京南部地協の拠点支部であり最近まで日共勢力が執行部の過半数を制し、南部地協

の議長を出していた北辰電機支部(X名)は、住機、日特金と同じ住友資本系の企業であるが、こ

こでも、昨年の夏の役員選でそれまで辛じて多数派を確保していた日共に代って会社側が完全に執行権力を掌握し(一〇対五)、たんに全金脱退の機を狙うばかりでなく、むしろ積極的に全金本部に對し内部から「ゆさぶり」をかけている。(内容は省略)、更に同業の電機メーカー支部である山武計器、横河電機、東京計器の各支部へ積極的に工作しているのである。北辰電機では以前から会社が生産性本部の講習会へ組合員を参加させていたが、最近では、組合がこの生産性本部の講習会参加を宣伝し、補助金をさえ出して参加させるに至っている。また、組合事務所には、生産で協力、分配で対立とのスローガンが堂々とはり出されている(日共が執行部多数であり委員長をとっていたときから)ほどであり、全金と違った方針を確立しているのである。この北辰電機支部の全金脱退の危機は時間の問題であり、その危機が迫っていることは、最近、日共系役員を含めて全員一致して、全金への加盟は組織加盟であると確認したというビラを流していることでも明らかである。しかし、ここでの日共勢力は、石川島的外廻を担い全く何の闘いも組織しえていない状況にある。この七二春闘過程における北辰電機支部の全金脱退の如何は七二春闘と、労線統一にとつて決定的に重要な環となるであろう。全金における西の住機、東の北辰と、合化における住友化学

等、労線統一に果す住友資本の役割は無視できないものがある。

### まとめ

1 労線統一という名の帝国主義労働運動への再編過程の一環として、統一の旗のもとに「分裂」が強行されているのが、今日の分裂の特徴であり、この冷徹な事実こそ、労線統一の階級的本質を最も鮮明に示すものにほかならない。

石川島において典型的にみられるように、今日の分裂は労線統一を促進させる最も有力な武器となっているし、その波及的効果は絶大である。

2 この分裂によって生み出された第二組合は、その形成過程からして資本と一体となった、実質的には労務管理機構の一環であり、労働者の抑圧機構にほかならないし、帝国主義諸政策の政治的動員部隊の基盤をなす存在である。

このような階級の本質にも拘らず「労働組合」という名と形態をもつことによって、この階級の本質は隠ぺいされているし、多くの労働者はその擬制組織のもとに包摂されている。

3 この本質的、階級的事実を暴露するものは階級的労働組合としての第一組合の存在と、その闘いの強化を基盤とし中軸とした活動以外にあり得ない。石川島をはじめとする経験的事実は明確にこのことを示している。

第二組合の中に入って闘うことも、口先だけで

の教宣や、第一組合を第二組合化してしまいう闘いの放棄は何ら役に立たない。それらのやり方は、この攻撃における敵の体制を補足する役割一反階級的立場に立つことさえある。ただし、第二組合員内の活動は戦闘的な第一組合の活動と結合したときのみ有効であり得る。

4 戦後日本の労働運動のなかで数多くの経験をもつ争議中の分裂に比し、この統一の名による分裂、又は、既成組織からの脱退は、とりわけ民間労組においては組合員の多数を擁して第一組合を存続させることが極めて困難な事態となっている。

この事実、この分裂が(分裂はつねにその時代に於ける労働運動の到達地平の一環であるのであるが)、今日までの労働運動の実態の集約的表現として存在するからであり、更に云えば、今日の民間労組の主體的、階級的力量を表現するものであるからである。

5 七〇年秋に、全造船の石川島、名古屋、川崎、舞鶴、石船の大手中分会において分裂、脱退策動が強行されたが、全造船の旗を残し得たのは結局石川島分会のみであった事象。

石川島から浦賀、玉島への対応の発展、一歩前進が九月末の全造船大会で何ら教訓化され内実化され得ず、その後の函館職組、佐野安への全造船本部の対応が浦賀、玉島への対応より後退している事象。

更に、全金本部の指導が住友機械日特金属、北

辰電機等の傘下有力支部において殆ど有効性をもたえていない事象。

等々は今日の総評を中心とする既成労働戦線の分裂問題への対応の限界性を示している。

6 そして、この限界性は今日における企業組合連合としての組織性格(名称の如何を問わず)をもつ単産、ならびに総評にとつては構造的に確立している欠陥である。

かつて総評は、三池労組からの数回の大会における要請を受け入れ、「総評としてはじめて」六五年二月「分裂、御用化攻撃に対決し、組織の強化、拡大をはかる全国研究交流会」を開催し、組織局からその討議要領を提起した経験をもって、この集会はその後も数回開かれたが、何ら発展していないまま今日に至っている。

私鉄総連はこのような総評のなかで、最も分裂労組問題に熱心に取組んでいる単産であり、六八年九月に「数年継続的に開催してきた私鉄総連」分裂弾圧組合対策会議の討論内容と資料を中心に整理して「合理化と組合分裂」を発行している。

しかし、現在の「ナショナルセンター」なり産業別組合が……分裂労組のために……規約のなかに個人加盟グループを認めるとか、せめて、分裂組合協議会といった交流と対策の場を設定して予算措置を講ずるとか、具体的な措置が必要④(清水慎三氏)だが、その「問題は正直にいつて、非常にむづかしい問題だ、企業別労働組合の幹部、

組合員は分裂に対して大きな恐怖感を持つ、だから、分裂して小党派になった人びとに感情的には同情し支持するが、おれのところはそうなりたくないというのが本心である。だから、階級の立場に立つて援助するにはどうしても一定の限界が生まれてくる。……全金ではプリンス自工支部にあらゆる面で支援している。しかし、本当にやろうとすれば、いまの状態を一步突き破っていく対策が必要なのだが、そこまでやるだけの体制はとれない⑤」(内山達四郎氏)のであって、「問題を総評の正規機関の場に乘せる」ことは実際に困難であろう。

7 この事態のもとでは「つまり、まだ、産業別組織や、ナショナルセンターが、提起されたよ

### 創立宣言

われわれは、本日船舶通信士労働組合を結成した。これは戦後二十数年にわたる海上労働の停滞を打破し、真に民主的で活気のある労働組合運動により船員労働者の解放を果すための出発である。われわれは全日本海員組合の単一組織の傘下において、その専断的な組合運営により幾多の苦渋をなめてきた。船舶通信士はその地位の安定と生活の向上のため自主的な結束と活動をつづけてきた長い間の経験をおして、新しい労働組合の結成により活路を見出すことに確信をもつに至った。およそ労働者が団

うな機能を果していない状態の現在ではまず自立することを考える⑥」(佐藤芳夫氏)以外にないし、その自立した分裂労組の下からの横の結合と、その分裂労組を核とした、そこでかちとられ、追求されている運動上の、或いは組織上の機能、到達内容を教訓化して未分裂の多くの労働組合の階級の強化を追求するべきである。われわれは今日すでにこのような労働組合の結合をもつことができている。

しかもこれらのことは既成の産業別組織やナショナルセンターが現在のままでよいことを許容するものではない。これらの下からの活動、自立した運動はその全面的強化を目指して単産、ナショナルセンターへの追求を行うであらうし、単

昭和四十七年一月三十日

船舶通信士労働組合結成大会

(「通信士組合ニュース」第一号より)

## 資料

# 『分裂労組—戦闘的第一組合運動』について

## 都労活事務局

### 一 はじめに

「七〇年代における帝国主義と対決する階級の労働運動の構築」を目指し、労働組合の幹部、活動家を組織主体として、昨年七月五日発足した都労活は、その活動の一環として第一線の活動家を重要な課題として第一線の活動家をパネラーとするパネルディスカッション形式による究明の場を設定してきた。この都労活「パネルディスカッション」は七〇年十一月十五日第一回の試みとして「民間労働運動の諸問題」をテーマとして開催し、第二回は「分裂労組—戦闘的第一組合運動の七〇年代における位置づけと展望について」がテーマとなった。

この両者とも、都労活の現段階においては解明しきれない状況にない。したがって、問題提起の範囲をこえていない。しかし、都労活はこのような問題を提起することによって今後の発展を期したいと考える。少なくともこの問題を追究する

ための生きた素材提供にはなっていると考える。

### 二 なぜ分裂労組を問題にするか

われわれが特殊に現在、△分裂組合▽をなぜ問題にするかは、すでに討論のはじめの「問題提起」において展開されているが、ここでもう一度実践的な観点から整理しておこう。

第一に、労働組合運動を戦闘的に担ってきた部分が今日、あらゆるところで形はさまざまであるが、おしなべて「孤立」にさらされており、分裂小教組合は、こうした「左派」の孤立化の端的な表現となっているとき、闘いの展望を实践的に拓くためにも、この孤立化の歴史・社会的性格または分裂の階級の意味を把握しておくことは、いわゆる「分裂小教組合」の活動家のみならず「労働戦線統一」が進む中での労働運動の戦闘的展開を担おうとする全ての活動家にとって緊急の課題となっていると考えられる。

第二に、日本の資本主義が、六五年の日韓条約締結を契機として具体的な帝国主義的進出を開始し、それに伴ってこれに労働者を動員する過程が進む中で、これに対する反抗がいくつもの形をとって展開された(軍需生産拒否の闘争や、反

産、ナショナルセンターはその具体的対応の如何を通してのみ、新たな時代における自己の存在をためされることになるであろう。

8 本文は締切時間に追われて、全く不十分なままに送稿せざるを得なくなった。とくに「最近の民間労働の分裂」が、労働統一の一環として強行されている以上、労働統一自体についての検討がなければ片手落ちであり、また「分裂小教労組を先導的位置として七〇年代における階級の労働組合の戦線構築を行う」という提起についての実態的理論的解明、更に実践的提起がなければ分裂小教労組の展望も語り得ないことは明らかである。かかる必要最小限のことも別の或いは後の機会に譲らざるを得ない。

註 ① 都労活資料集第3「分裂労組—戦闘的第一組合運動の七〇年代における位置づけと展望について」P5

② " " P6

③ 月刊「労働問題」七二〇二月号「小党派組合の意義と機能」P70

④ " " P57

⑤ " " P63

⑥ " " P63

戦青年委等)が、こうした闘いが多くは労働組合の枠の外で展開され、これらに加わった活動家へも攻撃が深まり、孤立が強制されつつある。この「孤立」が、第一点の組合運動の中での左派の孤立と軌を一にした現象であると思われる。

第三に、従来「分裂」という事実が「統一と団結」の対立物として否定的にのみとらえられ、資本・体制の側からは「攻撃の武器」として、労組、主体の側では「後退の論理」として利用されてきたことは、六〇年代までの労働運動の総括としてばかりでなく、労働運動の帝国主義的再編とその完成過程という七〇年代の新たな階級関係のなかで再検討されなければならぬ。

第四に、従来の分裂以降の△第一▽の優越性・優位性が、それ自体として自明のものと考えられることはできない状況が生み出されて来ており、△第一▽への結果と団結の内容に対して、現在の労働戦線の状況総体の中で新たな位置づけと形成・再生産の方途をさぐる事が緊急の要請としてかけられている。

特に第四点は「第一組合」運動の中で持ちこたった「労働組合」概念そのものを歴史的に問いかえす点へゆきつたことをえたい。それは、戦後労働組合運動のもった戦闘性とその失なわれゆく過程の現在の地点からする総括をも含めて、わ

れわれの「労働運動」観そのものの内容形成をせざるを得ない。

分裂労組は一方において分裂状況そのものが戦後日本労働運動の一般的な組織状況としての「全従業員自動加入型企業組合」に對置した存在としてあり、そのことによって逆に「全従業員自動加入型企業組合」のもつ矛盾や問題点を鋭く浮き彫りにしているという特色をもつと同時に、そこでの戦闘的闘争の運動自体も日本労働運動全体に支配的な運動理念或いは「労働組合観」に規定され、制約されていること、その内容は、「統一団結」を至上目的とする「一団・一ナショナルセンター、一産業・一産別、一企業・一労組」という世界労連の基本理念そのものであり、現在進行しつつある労働戦線の再編成過程が正に完成するとき、この世界労連の組織原則が帝国主義労働運動として確立し、そうすることによって実質的には「全従業員自動加入型企業組合」が労務管理機構として完成するのである。

かくて、分裂労組Ⅱ戦闘的闘争第一組合はその存在を維持し、発展させるためには、現在の一般的、支配的な労働運動の基本的理念の克服を迫られる存在としてあるが、それが、これまで分裂労組のなかでかなり支配権を有していた共産党系が石川島分裂の中で明確なとおり、同盟へ脱落するという事態に極めて端的に、

今日までの分裂労組Ⅱ第一組合運動の限界をみることができるのである。この突破の方向は、このパネル・ディスカッションにおいて報告されているようにソニーにおける十年の運動の蓄積を最も戦闘的に継承発展させようとする努力のなかで実践的には萌芽的に形成されており、組織実態的には石川島のなかに明瞭に表現されている。

二月二十八日の第四回都労活・第二回全労活（準）総会で、「臨時工主義」等々という言葉で表現された公労協関係の一部からする批判とそれへの反批判は、こうした視野の確定によって、生産的討論へ昇華することを要求していると考えらる。

### 三 戦後労働運動の戦闘性の解体と分裂組合の成立

戦後日本の労働運動の歴史において、その多くの分裂は基調提案にもあるように、主として争議中の分裂として進行した。ここに生み出された「第一組合」は「第二」を「分裂主義者」、裏切り者、と規定し、「闘う労働組合」として自らを主張した。「三田村学校」等を先手とする資本の分裂策動に對して、闘う団結を守れ、という呼びかけを結果軸と

したのである。ここでは「戦闘性」と「統一と団結」は不可分のものである。だがすでにこの「統一・団結」と「戦闘性」ワン・セットが、そのワン・セットの根拠であった労働組合観（世界労連の、一団・一ナショナルセンター・一産業・一産別・一企業一組合）を問い直さなければ「第一組合」そのものがジリ貧へ追いこまれるはかばかなくなっている。つまり、現局面は五〇年代労働運動の、戦闘性の継承・防衛・再生という観点から展望を考へることは不可能な状況としてある。ソニー労組の報告にこの点は明瞭に語られている。従来の「第一組合主義」の限界は次の二点にある。①世界労連原則を八〇から破ったことによつてすでにその原則そのものが問われるべき関係にはいつたにもかかわらず、これに對する認識を働かしきれなかった。②「分裂」は「陰謀」の産物ではなく、合理化・技術革新のもたらす労働構造・生産体系の変化を客観的条件としていたものであることに対して、有効な事実認識を育てえなかった。従つてこのことから「統一・団結」と「戦闘性」は相互的に解体しはじめ、双方とも保守的な性格を押しつけられた。組合の官僚化と下部の空洞化は、その組織表現であった。

特にこの第②点は、職場の権力支配に對する闘争能力を組合から奪い去った。「職場闘争」として形成される、生産点

・職場での職制支配との闘争を組合組織の上部へすいあげてゆく過程が八春闘構造Ⅴの内容であったことは多く指摘される通りである。

### 四 「労働組合」の変質

合理化をめぐる闘争の敗北・資本による職場秩序の再編の進行、そして「職場闘争」の喪失は、組織の戦闘性に対する組合員大衆の期待そのものを稀薄化し、その結果「団結」への要求は支配構造の中でのもとり機能の要求におし下げられる。職場闘争能力を失った、職場秩序をめぐる対抗力をもたない組合は、こうして労務管理機構化をせまられるはかばかなくなったのである。そして△闘い▽は、合理化とひきかえの賃金引上げとなる。これは、「アメとムチ」と言われてきた。しかし、賃金闘争が「分配率」をめぐる闘争であるという幻想（実は名目賃金の引上げも又「合理化」の一部）の中では、アメとムチではなく、ムチそのものとなる。（六四年前後の「横断賃率論」をめぐる論争の総括）

合理化と賃金がとりひきされただけでなく、社会制度的にもとりひきがおこなわれる。国鉄運賃値上げと賃上げ等。このとき、未組織労働者にとっては、労働組合

の闘争が彼らの生活を圧迫する客観的位置をもつことになる。こうした労働組合の二重の変質が、例えば最近の日産季節工闘争における「組合」の企業防衛機関としての登場に凝縮してあらわれている。「本工組合主義」とは、こうした労働組合の変質の現局面に對する歴史的批判の視点への模索として用いられた用語であった。だからこれに「臨時工主義」を對置すればよい、という主観主義の選択ではなく、歴史認識としての労働組合観の再検討が提起しなければならなかったのである。（二・二八集会で「共通のテーブルにつけるか否か」と言われた点もここにかかわっている）

### 五 選択する「労働組合」

現在進行しつつある分裂にあつては、組合員は「第一」を主体的・積極的に選択しなければならぬ。その選択権の行使によつて自動的に自己の利害が決定される（賃金・昇格・配置等における差別・不利益）し、新たな「労働組合観」の確立を強要される。こうした関係は、「右」が脱退して、「第一」が残される、という五〇年代の分裂とは決定的に異なる点である（石川島の報告参照）。従つて又、五〇年代の分裂以後の歴史を持つ小教組合においても、「第二」は裏切り者、われわれは闘う」という結果軸の再

検討が再び問題となつていく。換言すれば、闘う労働組合の団結の質と内容が今問いなおされているのである。そしてそれは進行する「労働戦線統一」との関係の中で問いなおされている。

「労働戦線統一」論は、かつて世界労連原則そのものが、戦闘性、の全き解体を伴うか、或いは前提として右派の武器に転化したことを意味する。「戦闘性」と「統一・団結」の背離はここに完成した。そしてこの解体の中で、従来の小教分裂組合の主導権を持つてきた共産党が、「戦闘性」をうち捨てて「統一・団結」へかけ出していつている。

現在の小教派組合は否応なく、この「労働戦線統一」論と對抗せざるを得ない。だがこの「労働戦線統一」は単に「右派的統一」でも「闘わない統一」でもない。それ以上に、労働組合をして、帝国主義的政治へ労働者を動員する機関たらしめるものとして存在する。従つて、われわれの「闘い」は、即自的な労働者の要求を出発点とし、基礎としながらも、その闘いの発展は必然的に「帝国主義」そのものとの対決の質を要求されるに至ることは明白であり、先述した「選択」と、そうした選択を媒介として形造られる団結の質そのものが「反帝労働運動」の地平へ向けて展望される以外にない。全国に散在する孤立した小教派の結合も又、こうした水準を要求されるものとして存在

### 六 到達した地平と今後の課題

小教派組合問題のような問題性に対して、今回のパネル討論は、基調提案と各労組の報告をうけた討論の中から七〇年代における分裂労組Ⅱ戦闘的闘争第一組合の位置づけについて大づかみな問題把握にともかくたどりつき、又「小教派」のかかえている共通の問題をとりだし、そこに凝縮されている日本労働運動の矛盾、問題点を明らかにし、石川島支援運動以後の実践的な連帯をさらに一歩前進させる方向を提起した。

今後、①「小教派分裂組合」問題の位置づけの問題、②実践的な運動、③労働運動総体への視点の構築へと、このパネル討論の内容が深化されてゆくべきである。

①位置づけについて。小教派分裂組合の問題の位置については、本パネル討論では、それなりにまとまった提起がなされ、その点での討論が展開された。いままでもなくわれわれの意図は分裂組合のもつ特殊性を単純に一般化したり、あるいは分裂労組を「美化」したり、する点にはない。問題は、現在の「分裂」が戦後型の企業別組合連動総体の戦闘性の喪失と体制内化過程を客観的条件としその

過程の矛盾の発現としてあらわれていること、従つてまた、戦後日本の労働運動の戦闘性がそのうちにかかえてきた、そして克服されないうまにされてきた構造的な弱点をえぐりだす問題がここに提起されていること、それは特に旧来の「統一と団結」が今日「労働戦線統一論」の側の論理と対決する質を喪失していることに集中的にあらわれていること、これらの諸点をあきらかにすることを通じてわれわれの言う「反帝労働運動」の内容を形成する方向を実践的にうちかためてゆくことが緊急に問われていること、にある。

従つて、小教の孤立した分裂労組の闘争の示す問題の位置に對しては、このパネル討論の内容を、各職場の実践レベルで検討を深めることを要請しておきたい。その検討をふまえさらに問題を都労活として集約し、内容の豊富化をはかってゆきたい。

②「位置づけ」の検討の深化は、現実の闘争の実践過程の中でしかありえない。今回のパネル討論に参加している各々の闘争が、その現実的展開のために緊急に求めている点からいっても、今後の検討は、具体的な運動論・組織論のレベルにあるといえよう。小教派組合は、その組合構成員の外に歴大な労働者（二組・非組）を前にしており、一組の闘争は一組の労組員の範囲

をこえてそうした労働者全体に提起されるべき性質の問題である。言い換えれば、一組の全労働者に対する「ゲモノ」が実践的に問われているのである。

従来の労働組合概念でいえば、組合の力量とは交渉権および要求獲得能力の問題であった。だが圧倒的な少数組合にとつてこれは現象的直接的にはいずとも問題にならない場合が多い。このときに要求される運動能力は、組織員を核として労働者大衆を組織する、立ち上らせる能力の問題であり、考慮されるべきは、その観点からの一組、二組、非組の相互関係であり発展である。

今回のパネル討論の中では、各々の闘争の報告は一応なされているわけだが、



天安門前の筆者

昨年十月、約一カ月間にわたり大阪労働者訪中団として中国を参観訪問してきた。

具体的な運動・組織論での相互討論は決して充分になされたとはいえない。この点の深化のためには、石川島については組織された「支援する会」の現段階までの点検をふくめ、孤立を強制された闘争の横の連帯活動を具体化することが実践に問われている。それを通じて、個別の闘争経験がただ「報告」されて終るのでなく、その含む普遍的な意味を教訓としてひきだしてゆく討議の条件をつくりだす必要がある。

労働組合運動の戦闘性の再建・構築は小教組合の場合には、組合組織員を中心として非組合員をもふくめた運動の組織能力として現実に関わりつめられているわけだが、これは「職場闘争」の再生の問

題とわがちがたく結びついている。「職場に労働組合を！」ということばの実践化の追求は、ただちに着手されなければならぬ具体的な問題である。(その第一歩として、次回のパネル討論が企画されている) 組織論の問題は「労働戦線統一」の進行の中で、当然「ナショナルセンター」の問題へもゆきつかざるをえない。これは、今後の問題として残されている。

③こうした過程の中から、われわれの、「労働組合」観もふくめて、戦後労働運動の歴史と、現在の労働組合の動向全体についての階級的視点をうちかためてゆきたい。

訪問先は、広洲、長沙、南京、上海、北京といった大都市の工場、学校、人民公社、病院その他労働者住宅街等で非常に幅広い範囲での日程計画であった。各都市、工場では必ずそこを代表する革命委員会の人達と討論をしたので、現在の中国が進めている政策、方針と、直面している課題について色々な角度から理解することができたと思っている。

私の今回の訪中の一歩大きな目的の一つは、一九六五年末から中国を激動したプロ文革にあり、その事については上海革命委員会の責任者と約六時間討論し、また北京清華大学でも当時の紅衛兵の代表も含めて約半日討論をしたので、『プロ文革が目的としたものとの過程、および現在建設途上にある課題について』詳細に報告したいのであるが、詳しくは次回に譲ってこ

## 訪中記

香港経由で中国入りしてから帰るまでの列車の中で間断なく流される音楽は、音痴の私でさえ殆んどメロディを覚えてしまうくらい曲数も限られているようだし、また中国の伝統ある古曲劇の「京劇」は中国共産党の綱領をみているように定型化されている。文学にしても従来の宮中、皇帝、ブルジョア中心のものは評価されず、一部の日本でもよく読まれているプロレタリア文学が評価されているのみである。

さて、このようにみてくると中国においては「文化は不毛なのだろうか、働く以外の時間を何をしている

ここでは、その側面としての歴史的遺物について報告することにしよう。

中学生を中心とした紅衛兵によりプロ文革は風のように全中国に広がり、まさに「世界を揺るがした」を地でゆくものであったし、当時の実権派(中国では当権派と呼ぶ)を震撼させたわけであるが、にもかかわらず、意外なほど史跡は破壊されず、逆に非常に大事に保存されている。

特に北京市の中心にあり、数世紀にわたる明、清の皇帝が執政した「故宮」、また市の北部にある明、清時代の十三人の皇帝の墓である「十三陵」、第二次世界侵略戦争当時の日本軍が建造した上海市内の「神社」など、労働者が権力を握っている現在の中国において、何の必要もなく、かえって維持するのに経費がかかり、社会主義建設にとり障害とさえ思える「遺物」を大切に保存していることである。ここにプロ文革以降の「文化問題」への現在中国の姿勢の一端をみる事ができる。

## プロ文革後の苦難と創造

### 古 布 充

のだろうか、特に青年層においては」との疑問も当然だろうと思う。

しかし、中国での約一カ月間の潜在中の討論を通じて感じたことは、反面教師として価値あるものは保存し、音楽、京劇にしろ定型化しておりあまり面白くないが労働者文化の基本となりうるだろうパターンとしての「型」が非常に多いで、多くの人々に浸透しているのも事実である。

「知識人、労働者は、限られた範囲の定型化した文化の中から、労働を通じてより優れたものを創造することを確信しています。」と中国の責任者から語られる時、先にも述べた存続させるに値する価値ある文化としての遺跡、教育制度の全面的改革を試みるプロ文革以後の中国の世界人民を解放する思想の遠大で気の遠くなるような創造の苦難を感じた。物質の繁栄のみが第一に考えられて、その社会の中での娯楽文化に際限なくおおいまくられる日本の状態を比較するならば、はるかに中国のほうが、特に青年層においては健康的な希望を光をもっているようだ。

日本の労働組合が賃上げと物とりのみに明け暮れしブルジョア文化と思想を拒否できず、具体的には意識的に放棄している現在では、社会を、人間を解放する意識は絶対に生まれないし前進もない。

今こそ私達は、もっと大胆に労働者に社会変革の思想と文化を強調し、労働組合を階級的な集団として再組織しようではないか!

(大阪中電労働者)

## 労働争議地図

### 日本教育新聞労組

日本教育新聞労組(専門紙労協)は戦後二十五年の歴史をもつ組合だった。前年一月十八日突如、偽装解散攻撃(全員解雇、会社解散)をうけた。会社は一週間たらずして、教育新聞社なるデッチアゲ新社のもとに号数も、題字も、事業内容も全く同一に営業を開始したのである。労組は速に本質をとらえ、職場奪還闘争に立上った。大山恵佐社長は日本教育新聞社長の他教育広報社社長、日本海新聞社長、東京タイムズ印刷社長、財団法人科学技術協会理事、日本短波放送取締役、NET監査役、福田赴夫の後援会役員、等々といった教育を喰いものにし文部省、中教審路線の走狗であることは今や疑いない事実である。教育闘争支援共闘は七十五単組に拡大され、一・一七闘争も支援をきめた。一・一七闘争三日突破闘争は沖繩強行採決の日、機動隊の壁を突きやぶりデモを貫徹し、初めての冬を越す。教育シンポジウムは正に教育闘争の一つのナショナルセンターとなりつつある。

▽日本教育新聞労組、東京都千代田区一の橋二一六二教育会館内◎三二二六二二五六一

### 偽装解散に抗して

### 日野自工羽村工場

日野自工羽村工場(都下羽村町)に準社員(臨工)として働いている北畠君は七一年十一月十五日不当解雇処分をうけ、それ以来、連日入門闘争、ピラ入れ、地域労組、農民、市民、学生に連帯をもとめて闘いを続けている。この努力は「北畠君を守る会」として結集され(七一年一・一一)、ねばり強く闘いは前進している。会社側は解雇理由を二転三転させ、上司に對する暴力から契約期限満了まで定まらなかった。先行する、藤川君の不当解雇撤回闘争に彼が参加し、勝利したことから弾圧対象となった。さらに、「会社の人柱」たる臨工を不況便乗解雇の攻撃となったのである。守る会に支援され入門闘争(毎朝午前七時)は最近に至り、入構を勝ちとる。さらに時間延長してアピールと就労を続けることが課題となってきた。本工組は支援せず退職金規定の四〇%切り下げに応ずるなど御用ぶりに徹底し、労働者の要求は北畠君の闘争貫徹に託されている

▽守る会、東京都青梅市長洲四一三五一中村和夫方、◎四二八一一一五七六六



討論

マル生批判の視点

—公労協労働者はどう闘うか—

H	G	F	E	D	C	B	A
出席者							
(国労大阪新幹線支部)							
(全電通大阪中電分会)							
(全電通大阪中電分会)							
(全電通大阪中電分会)							
(全通堺支部分会)							
(全通神戸中央支部)							
(新左翼紙記者)							
(ゼネ石精労組、司会)							

H(司会) 本日お集りいただいているのは、国労、全電通、全通の活動家の方々と、このところ各方面で話題となっているマル生を論じていただきたい。

マル生運動は、新聞雑誌で見ている限り、かなりカンカンガクガクの論議が行なわれているようだが、何かもう一つ本質が突かれていないような気がしてならない。そこで今日は、職場のマル生の実態はどのようなかを出席者から出していただき、それに対応する民同型労働運動の限界はどのようなところにあるのを見極め、またそこを批判しながら、われわれのやっていくべき運動のあり方を模索してみたい。

資本側のくりだすマル生を、その本質において批判し切っていくことが、こんにち的な課題なのではなからうか。では、はじめに国労から報告していただきたい。

国鉄のマル生

A(国労) 私の職場は新幹線の保線で、当局のマル生運動は在来を中心に行進していた。新幹線に何の闘争でも赤旗が立っては困ると当局は考えているし、労組の方もそれなりに新幹線は別だという感じだった。分会には国労が二百三十名くらい、同盟二組が四十名ほどいた。

ところが、七一年九月二十六日に、施設労働組合なるものが結成されて、国労の分会はまっ二つに分断された。施設労働組合は、全国の国労の中から「施設は施設で」ということで分裂したもので、国労が運輸部門中心の闘争ばかりやっている、施設労働者は全国でまっ二つと四万七・八千名おるがその要求が一つも通らない。施設労働者は現場の第一線で傷害事故が多く、二年ほど前にも八名が連続して列車にはねられて死んだ。そこで、施設協議会——全国的な横の連絡機関——が、「施設の間が仕事をしている場所を列車が通る時は、その列車の運転手は標示を見て警笛を鳴らさなければならぬ

い」という要求を出した。それが運輸部門の役員の中で、それを義務づけられると、運転手が忘れた場合に処罰されるということで葬り去られた。このことが、施設協議会役員の間でこのうつつぶんと重なって、施設労働組合ができたとはぼくらは思っている。

全国一万の施設労働者が時を同じくして結成した。マル生が吹けば、枯葉の如く組合員が散っていく。比率としては、大体同盟二組と施設労働組合と半々に散っていく。ぼくところの特徴は、現職の分会長と書記長がこれに加担していたことだ。分会長は中国にも行った人なんだが——施設労働組合は、当初百十名くらいで国労と半々だったが、いまでは百六十名と過半数を制して、三六協定の締結権をとった。

分裂した方もされた方も当り前やと思っているし、行った方も二組へ行くよううしろめたさがない。それは、施設は施設で固らないとあかん。国労におれば自分たちの要求が通らんとすることがみんなの身に付いている。ストを打つても支援助員ばかり、施設でストを打つても当局

への影響は微々たるものだという労働者の意識もあると思う。

H(司会) 施設労働組合ができたことに、マル生は関係あるのか。

A(国労) オモテウラの関係だ。不当労働行為なんていうもんじゃない。入って二年の者を現場長がつかまえて「君は施設労働組合に加入するか」と一対一でやり、「一寸考える」というと「イヤこの場で返事してくれ。君が加入せんかったら鉄道をやめてもらわなあかん」というぐらいのところまでいっていた。

当局自身が、分会長、書記長から執行委員全部を施設労働組合に引入れる予定で作業していた。九月二十六日の結成当時には、誰がどの組合員かも判別していなかった。ぼくらの反撃の糸口は、入って五年までの青年労働者が三十名から四十名寮にいてそこをまず固め、それから奪回していった。その時点では、ぼく自身「さあ、君は行くのか行かへんのか」と聞かれたほどだ。

もう一つは、全国施設協議会議長——この人が施設労働組合をやっているという話で、ぼくもそう思う——が国労の中央役員としておるのだ

労働争議地図

暴力ガードマンとの闘い

教育社労組

教育社労働組合は警官、暴力団ガードマン進駐、ロックアウト、執行部全員を含む十名の指命解雇という弾圧下で無期限ストで闘っている。教育社は小中・高校生対象のトレーニング・ペーパーの通信販売を軸とした教育企画など年商十二億前後、高森圭介なる人物を社長とする同族会社。同族に、森田重次郎自民党代議士がいる。教育社労組は七一年一月十八日に結成、労働条件改善、「民主的権利」獲得、臨時労働者擁護のために今日まで闘ってきた。前年十二月十四日、臨工職首反対、一時金要求を含めてスト権確立。(〇・五回答、その他略)

二十一日無期限スト、社屋工場ビケ、二十七日東村山署四十名導入でビケ排除、二十八日中濃に入った暴力ガードマン進駐、ロックアウト通告、本年一月三日、十名の大量指命解雇、女子労組員に暴行し頭を三針縫う重傷。不当逮捕者一名発生、地区労、自治労、専門紙労協と連帯し闘争貫徹中である。

▽教育社労組、東京都武蔵野市西久保二一七一一〇〇四二二—五三三四四二〇、四〇五三。

が、このへんを整理できないのが国  
労の悩みであり欠陥であると思う。  
また、大阪は全国でも一番施設労働  
組合の比率が多いところで、国労が  
過半数をとっている職場はわずかし  
がなく、他は全部四十、五十、七十  
といった端数になりながら——かつ  
ては三百、四百とおった職場なのだ  
が——それだけ分裂をくろうても、  
労働者を裏切っていた役員を国労  
から除名することができない職場  
だ。分会で除名手続きをしている  
と、地方本部から役員がきて、「一寸  
待ってくれ、除名をしないと、施設の連  
帯意識からまた半分減ってしまう  
かもわからん」と差止めてしまう。

### 国鉄施設労働組合

H(司会) 施設労働組合は同盟系  
か。  
A(国労) ところが施設労働組合  
は、二万人になったら総評も袖にす  
ることはできないだろう。一万そこ  
らでは総評は認めてくれない、とそ  
の限りでは機関車労働組合みたいなもの  
を目ざしている。二万人になれば、  
国労本部で施設協の議長が天下りす

C(電通) 電通のマル生を具体的に  
報告したい。

国労・全通では、第一組合、第二  
組合があるなかでの生産性向上運動  
として——これは徹底的な合理化運  
動だと思いが——不当労働行為がジ  
ヤナリズでとりあげられている  
が、そういうものでは本質的でない  
のではないか。もっと根深いブルジ  
ョアの労働者支配の意図、支配形態  
そのものが問題にされねばならない  
のではないか。国鉄の莫大な再建計  
画や、郵政の集配部門を中心とし  
た合理化問題を、こんご強権的にや  
っていくための一つの環境整備とし  
て、いまあるのではないか。

ところが、電通には第一組合しか  
ない(若干の第二があるが、ほとん  
ど力にならない)中で、不当労働行  
為を起こすということではなく、そ  
のものズバリ労働者に対するマル生  
運動を展開している状況が、この  
十数年の公社の合理化方針なり、全  
電通が対応してきた考え方のなかで  
準備されてきた。六七・八年ころ、  
本社内の職員局に目標管理を進める  
部課が設置され、日本生産性本部の  
マル生運動の理論的・イデオロギー

るだろう。それまでは、選挙にしろ  
総評・同盟といった政治的機関決定  
はしないことになっている。

面白い話があって、労働金庫を借  
りていた連中について、幹部は同盟  
系労金に振替える予定をしていた。  
ところが、同盟系労金の理事に新国  
労出身者がいて、「施設労働組合は  
施設は施設でいいってつくったた  
め、国労からの分裂ばかりでなく、  
新国労も被害をうけた。その限りで  
は、同盟か総評かははっきりしても  
らわないと労金は貸せない」とけっ  
てしまった。いまは、暫定的に市中  
銀行から借りている。しかし、その  
ことはどうであれ、施設労働組合が  
きたことで、一切の権利が当局によ  
って踏みじられていく。

B(電通) 途中だが、施設労働組合  
は職能別な組合を目ざすというのが  
旗印になるのか。かつて国労から動  
労が分れた時にも、機関車と一般と  
はちがうといって分裂したと記憶す  
るが、今回も総評・同盟を問わず施  
設系の労働組合をつくろうという  
ことになれば、仕事別組合、それを  
一歩発展させれば政治的つながり  
はいまみえなくても民労懇にみられ

的整理を公社にはかりだしたという  
ところから、いまいわれているマル  
生のとっかかりがある。

マル生の表れ方として、一つは営  
業成績を明確にしていくという立場  
で、従来なら通信局単位毎に大まか  
に設定していたが、四十年前後から  
これを細分化してライン別・局所別  
収支決算方式を打だしてきた。二つ  
目は目標管理であり、三つ目は労働  
者の支配形態である。

二番目の目標管理の表体には、広  
域人事制度がある。従来なら、一つ  
の局の土着の労働者を任用していた  
が、それを変えて配置転換していく  
システムをとりはじめた。これは、  
組合の支部なり分会には土着の  
管理者と土着の活動家がいるわけ  
で、その公社からする前近代的労使  
関係を近代的に塗り変えていくとい  
う点に、大きな意味があったのでは  
ないか。また、女子の職域拡大とい  
うのを計ってきた。これは目標管理  
だけとはいえないが、一般的な  
労働力不足に対して女子の職域を全  
面的に解放していく。女子はたんに  
運用部門(電話交換、電信要員)だけ  
でなく、機械職とかいまままで男子が

る「仕事に見合った賃金」という形  
に進んでいく危険性があると推測さ  
れる。現在の第三組合は、民労懇と  
関連は持っているのか。

A(国労) 最終的にはそらだと思  
う。かつて機関車労働組合ができた時  
は、職種にプライドをもっており、  
「おれらは技能をもっているから、  
少くとも賃金を別にせよ」という発  
生だった。

しかし、施設の場合はマル生にの  
ってしまって、自発的ではなく、当  
局が国労の勢力を分断させるため  
だ。国労で役員になっている人がい  
ても、「あいつは残務整理のために  
残っている。いつかはくる。こない  
のはお前だけだ、一日も早くこい」  
というのが全国的に共通している。  
そこへ、当局が組合の役員と完全に  
話をしていくから、不当労働行為が  
あがる心配がない。明らかにマル生  
の一環であると、ぼくらはみてみて  
いる。

### 電々公社のマル生

H(司会) 討論はあとでやるとし  
て、次に全電通の方から。

やっていた職場にどんな採用され  
はじめている。東京国立局の局長に  
本社職員局で目標管理の中心だった  
影山裕子がなるという例もある。無  
事故運動(ZD)もあり、電信関係  
では事故率、不達事故(電報が受取  
人に届かない)などの一定のサービ  
ス基準を年々引下げる運動をやって  
いる。ZDの一環として、たとえば  
線路職の人たちの場合、朝、日の丸  
や公社の旗を掲揚し、身を潔めて仕  
事をしようという——全通では「勝  
つてくるぞと勇ましく」の替歌を歌  
っているそうだが、そこまでいかな  
いにしろ——精神高揚の施策が行な  
われている。提案制度は、本誌前号  
でもふれていたが、いろいろなアイ  
デアを採用し、賞金と任用も含めた  
表賞が頻繁に行なわれている。

また、業務研究会運動というのが  
ある。たとえば服務研究会というの  
は、二十四時間の電報・電話の流れ  
に対応した要員配置を組合も要求し  
ていて、これを線表協議と呼んでい  
るが、この線表の欠陥や問題点を自  
主的に研究・検討している。作業環  
境研究会というのは機械の配置をど  
うしたらいいかをやり、サービス改

## 労働争議地図

### 光文社三労組

七一年十二月六日で光文社闘  
争は六〇日を突破した。現在  
組合員数は七十五名(第二組合  
があり約百十名)。社員組合、  
記者組合、臨労組の三者の統一  
闘争体。これまで臨労組全員解  
雇を含めて、解雇攻撃をうけた  
者二十五名。社前におけるピケ  
その他の実力闘争において、不  
当逮捕された者一六名(その内  
一名起訴)。敵資本は、光文社  
(カッパブックス、女性自身の  
版元)の独占株主である講談社  
(野間資本。野間資本はかつて  
の戦犯出版社で、いままた出版  
産業の大独占として東南アジア  
等への帝国主義的進出を画策し  
ており、光文社闘争圧殺のため  
には争議ゴロや組織暴力団(住  
吉連合幸平一家)を使うことも  
辞さず、彼らを光文社内へ常駐  
させている。だが、六〇日にわ  
たる持久的な実力闘争の貫徹、  
それに裁判闘争の有利の進展も  
相まって、野間資本—光文社経  
営は着実に追いつめられつつあ  
る。なお、例によって上部団体  
出版労協中央(佐々木)は、「一  
組織破壊分子」等の口実で支援  
妨害、敵対に出ているが、戦闘  
的出版労働者の結集軸として光  
文社闘争の戦線はいよいよ拡大  
強化されている。連絡先 豊島  
区南池袋二一三九—一六戸方

## 野間資本を追いつめる

### 日本読書新聞労組

六九年三月から三カ月間にわ  
たって闘われた日本読書新聞闘  
争は、第一に編集労働者にとっ  
ての原則的組合運動とは何であ  
るのかということであり、第二  
は多数派としての新左翼の党派  
性はどのように貫徹されるのか  
(従って革命的敗北主義をどう  
克服するか)の二点が問われた  
闘いであった。

結果的にみれば、経営との緊  
張関係をぬきにした企業自主  
管理論の横行が、対国家権力と  
のなかでの革命的メディア防衛  
闘争という方向を導き出したこ  
の闘いの悲劇性は、最終的局面  
で次のように爆発した。

メディアを軸としての支援者  
(執筆者、読者)の展望なき断  
固路線—革命性の尊守と、労働  
者の要求—首切撤回等四項目を  
対経営との関係のなかの権利防  
衛闘争として位置づけた当該単  
組などの妥協路線とに分裂した  
のである。

いま労組は二点に亘る総括を  
踏まえた苦しい闘いが、地味に  
日常的に続行しているのではあ  
る。

## 労働争議地図

### 3カ月に及ぶメディア防衛闘争

### シャフトシステム

善研究会というのは交換手の言葉づかい、話し方の研究をやっている。業務研究会と同じように、官製サークルもつくられており、すべての職員はどれかに入って運動するようにいわれている。新入社員教育も徹底的に行なわれている。入社後かなりの訓練期間、従来は仕事をやる上での知識の教育に限定されていたが、最近ではむしろ労働組合に対する考え方、労働協約に違反するような教育が公然とやられている。たとえば、生理休暇をとるとなるとか、病気休暇をとるのは誤りだというような。さらに、社内報の運動が幅広く展開されている。これは、社員教育と「PTA」教育をかねたもので、大きな局では月に一度家庭版をつくらせて家庭直送の体制をとっている。この他、係長会議とか主任研修会がずいぶん開かれ、公社の考え方を伝達する「コミニート」(コミュニケーショント)が確立されている。東京の場合は、五人組をつくらせて——これもコミニートだが——それを大担に職場の中に投入している。以上が、目標管理の実体である。

三番目の、労働者支配の方法だが、一つは職務管理の厳正化である。これは、生産性本部の出している重要な柱で、出勤、休憩、食事時間のけじめをつけさせる。たんに何分遅れるというのではなく、公社側の考え方なり規律・規約を労働者に徹底的に教育していくこととしてある。また、市外運用では数年前からシャフトシステム制度が導入された。従来なら、たとえば同じフロアに三つの課があつて、それぞれに六番勤務の職員が構成していたが、その課をとばらして、泊りをする者になった。これで、従来なら泊りや夜勤の時には課長はいないのだが、これだと自分の勤務が終わるまで管理者と付き合わされる。

簡単なことだが、ネームプレートをつけるという運動もある。民間では当たり前かも知れないが、現実には誰ですと名前をつける必要のない職場でもつけさせる。これは、直属の管理者だけではないに、全管理者

による全員の管理あるいは監視方式としてあるで、私の職場では反対していく闘いをやった。シスター制度というのもある。これは、全通のプラー制度と同じようなもので、女子に適用されている。あるいは、任用・配転に際しては介入がある。生理休暇をとる人は任用・配転をさせないで、配転希望者は生休をとっていかないという一定の実績をつくらせたいという配転したり、反戦活動家の配転については、こんご一切組合活動に参加しないという念書を入れたということが、ボツボツ起っている。

以上羅列的に述べたが、電通のマル生運動は昨日今日出てきた考え方はなく、体系的にかなり準備された運動として出てきたものだと思う。

**H(司会)** シャフトシステムという意味は。

**B(電通)** 自動車のシャフトのことで、車の両輪の関係にある、一つの課で小さく回るのはなく、部単位で連携をとりながら回る、と公社は組合に説明したそうだ。一つの部で今日は第一課は泊りの勤務、第二課

### 郵政のマル生

は明けの勤務、第三課は日勤といった形で、勤務別に課をつくってしまった。たとえば、第三課は今日は日勤だとすると、課長も副課長も全部日勤としてやる。あくる日が夜勤だったら、全部夕方三時から出てきて、夜の九時に帰るといふ形で、一つの部で五つも六つも課のあるところでは、見事に管理される。

**E(全通)** 私の職場には、まだマル生運動の波はきておらず、その一歩手前というところで、全通のマル生も一般的なことしかわからないが報告したい。

六四年くらいに、深夜伝送便として郵政の合理化がはじまった。これは郵便部門だが集配部門には班長制度が入ってきて、それを背景に合理化、第二組合の問題も出てきた。



ずらり並んだ送信装置で働く電通労働者

現在は、読取区分機、自動取揃押印機など、ガサツとほり込み込めば区分して出てくるという形までできている。それに見合せて、反撃もゆるやかに職場から自然発生的に起っている。七〇春闘前に闘われた第一次労委闘争(労務政策変更闘争)では、職場の中からマル生や労務管理に対するゲリラ戦が展開された。それは、ぼくらの支部では、ツツをためるといふことである。気に入らなかつたら仕事をせん、サボる、郵便物の山をつくらせていくという、階級的な視点からはとらえ切れなくても、労働者の苦痛の表現としてははじまっています。最終的には民同の壁を突破し切れずに集約されていくのだが、その中に合理化に対して起ってきた職場末端の突き上げの状況がある。

郵便部門の合理化が貫徹され、その中で向うのことを聞かない者は切っていくという形の徹底的な、精神的な面も含めた労務管理が職場に起ってきている。私の職場にもプラー制度があり、これは団交の席上で組合をつぶすためにやっていると口をすべらすほどのもので、向うのことを何が何でも聞かせ、郵

### 労働争議地

#### 全造船機械石川島分会

七〇年十一月、全造船石川島分会は分裂した。当時、石播資本に長らく培養されてきた、石川島民連は、執行部内で多数派を握っていた。(民連八、社会二、日共一)職場ではあらゆる不当差別をほしめまわした資本は、就業時間中に「職場を明るくする会」を職制毎に組織し、組合の全機関を手中に収め、民連を通じて規約無視の全造船脱退をきめ一万二千人を脱退させ、日共も脱落し、旗を守ったのは社会党と反戦派の二十八人であった。

#### 一人一人が自立した抵抗闘争を

賃金、配転等のあらゆる不法に抗し「差別を恐れず」一人一人が自立し、権力と闘い、春闘一時金ではストを決行し、都労委提訴(現在審問中)基準局への申告、摘発等闘っている。

御用派が二月、同盟に加入しますます産報運動へ走る中で、小敷であったも、多数の利益を守り、闘う者になつており、二組の労働者からも毎回七万十萬のカンパがある状況である。

連絡先 全造船機械石川島分会 東京都江東区東陽三二一九

#### 労働センター構築が鍵

##### 山谷自立合同労組

八山谷Vも八釜ヶ崎Vも、ともに年末年始無料炊きだしをまたやらなければならなかった。仲間同士の自衛闘争だ。毎年、毎年、みじめな公園での炊き出しをやらなくてすむ八山谷V八釜ヶ崎Vを建設するために、それぞれ都と府に向つて、大衆団交をくり返してきたが、結果は決つて弾圧を受け、傷つくのは労働者側だ。その権力の壁をどうしたら突き破れるか?それがただに、仲間の団結にかかっていることは判りきつているがその日動かなければ食えないというみずから大きな壁が立ちふさがつていて、願う団結をにぶらせる。そいつをなんとかするには、階級的なホンモノの労働センター構築が鍵になる。なぜならば八山谷V八釜ヶ崎Vは、資本家階級が、収奪を最もうまくやるためにつくりだした現代日本のエンクロージャーだからだ。すなわち、七〇年代階級闘争は、差別分断支配の原点八山谷V八釜ヶ崎Vをどう位置づけるかによって勝敗を決するのではなからうか。

東京都台東区清川二の十七の一 山谷自立合同労組 梶 大介

### 労働争議地

便番号制度を貫徹し、職場を支配するということを前面に押し出している。うちの局では、「郵便番号を書きましよう」というタスキを、職制組合員、主事主任層にかけさせて朝一時間くらい表に立たせるといつてきたが、もちろんぼくらが反対したために、局長、課長がやっついて、毎朝出勤してくる者がヒヤカサということをやっている。

七〇年末闘争にも、合理化への最後の闘争として——ぼくはそうとらえているのだが——民間は第二次労働闘争をとりくんだ。一つの戦術として、何が何でもブツをためるということでやったが、収拾の段階では現場の労働者に対して民間がブツをはかすというふうに現れてきた。たまたま何十万通のブツをはかすことのつらさ、しんどさ、苦痛を労働者自身が問題にしはじめている。夜間労働の急増とか、労働者の隷属状態と、組合への諦めの気持が全般的に起っている。民間は、第三次労働闘争は七一年末に「政治的判断」で組まなかった。全通は来年にまわすというのだが、国労・動労が闘っているのに裏切った年末闘争をやった。

### 仕事のタテマエとマル生

民間は、組織の防衛・強化といつて——七一年一年間に一万ほど落ちたと思う——組織を増やすことに重点を置いていたが、それは裏腹に闘わないことによつて余計落ちていく部分が出てくる。ぼくの職場には第二はないが、向うでテコ入れしている部分は徐々に動きはじめていたといった状況だ。

H(司舎) ぼくは民間の職場にいるわけで、その感覚は外れているかも知れないが、国鉄、電々公社、郵政は国家的事業ということで、民間労働者よりはよほど仕事に対するタテマエ性みたいなものがあるのはではないか。推測だが、そのタテマエ性を否定し切れないで、仕事は仕事だといっているところへマル生運動が巧みに入っているのではない。

たとえば国労の駅ビラを見たら、当局のマル生運動に対決する理論として、安全輸送を確保するためにマル生粉砕と書いてあったのが印象深い。ぼくらの感覚では奇異に映る。ぼくらはたとえば石油をつくるの

に、それほど大義名分を感じない。他の民間産業でも何をつくつていようと関係ないで、ホントにメシを食うためにのみその仕事がある。しかし、公労協関係ではどうだろうか。仕事をすると、しんどい気はするけれども、国民サービスとしては車を動かすのは誰であろうと動かしなあかんのやと、郵便も誰かが配らなあかんという考えがあるのかどうか。

また、電通から若干出たが、マル生イコール不当労働行為というのは疑問で、偽物的にせよ当局のいうマル生の論理に対して、それをまっすぐ批判しているかどうかを問題にしなければならぬ。そこを批判し切らないで、マル生は労働強化だ不当労働行為だといっていたんでは、マル生批判にはならないのではないか。

A(国労) 公共性、タテマエ性の話だが、日曜日は公休がないのが当たり前やと、公休と公休の間は原則として一週間だが、十日、逆に四日というのもあり、国鉄の機構上当たり前というのがこびりついている。新幹線の施設、電気は——在来も

そうだがとくに——夜間作業が多い。夜間作業は、その日の朝九時から午後三時半まで勤務して一旦帰り、その日の夜十時から翌朝七時までやる。あくる日は明けだが、その手当が平均六〇〇円と安い。これが本部本社の協定で月十回、新幹線は八回までとなっている。若い者はいいが、十年二十年勤続している人は、生理上健康上もたない。しかし、新幹線は晩走ってへんし、昼はスピードがあつて危険で入れられへんし、それをやめよという要求につながらない。役員自身も、新幹線の夜間作業撤廃の要求が上つてくると、「アホこくな、お前ら仕事どこへしにいくんじゃ」といつて、もう要求はでてこない。仕事は昼する、晩は家へ帰って寝るといふことを考えるが、何か組合自らが限定をひいていく。

### 「公共性」を全電通がいう

B(電通) 電通の場合は、当局と裏腹の関係で、労働組合の対応をみた方がくつきりとよくわかる。

五五年以前には、「公共性よりも

労働条件の確保が第一だ」として、あるていどはつきりしていた。しかし、その後の十年は、「労働条件と公共性は同じ」なんだという立場をとっている。そのうえに当局がのつ

かつて、近代的労使関係を出してきた。職場段階では一切紛争は起きない、課長とりまき交渉なんかやらない、当然反戦系のような運動はとる必要がない、一切の闘争は労働組合の機関に集中していく、となつていく。そういう組合では、組合員の思想もそのようにつくられていく。

公共的な仕事だから組合員にも責任があるという点で、組合も当局も一体となつて進めてきたことが、この二十数年間の歴史にでている。その枠内では、マル生や電通という近代的労使関係の中で進められる合理化には対決できない。そこから、組合とは当局の労務政策を一寸ぐらいい改良しながらやっていく支配体系の一部なのかという声も出てくる。そのことをはつきりしないと、不当労働行為であるとか、「マル生残酷物語」といつたところで基本的な解決にはならないと思う。

C(電通) 電々公社の形態は、独占

企業で国家直営である。しかし、公社としての独自の意識というのは、だんだんなくなりつつあるのではないか。国鉄の場合、でかい機関車に何千人もの人を乗せて走っていると、使命感はあるだろう。電通の場合には、受付けた電報を間違いない客に届けるという意味では、同じような意識はあると思う。しかし、電信の場合象徴的にあるが、従来送信機をたいて、トンツーマン方式で、モールス符合で仕事をしていた時の労働者意識と、現在のような形態の作業からでてくる労働者意識とはちがう。昔なら、五年・六年かかつてやつとこき一人前の仕事ができただのが、いまでは一年か二年で差はなくなつてしまふ。

最近職場で年間十二・三人やめていく。なぜかといえれば、面白くない、職場に問題があるということだが、とくに自分が電々公社におらなあかんという意識を持合せていないのではないかと思う。

D(電通) その通りだ。使命感をもつて電々公社に勤めているという感覚は全くない。公共性というのは、闘争をやる戦術として使うことはあ

## 労働争議地図

### カドミ公害

#### 石井さんを守る会

カドミウム公害は鉱業労働者やその被害者の闘いとどまらずメッキ関係労働者の課題でもある。「石井さんを守る会」の闘いは、その氷山の一角にすぎない。政府労働省は労災の対象としてメッキ公害被災者を認定しないように逃げ続けている。即ち「労働力の使いすて」化を——そう促進させようとするものなのである。石井栄さん(五十八才)は未組織労働者であるが全国初の慢性カドミウム中毒の一人であるということだ。資本は見えて見ぬふりをし、労基署は権限外とし労働省本省に労災認定を移すという態度だ。この摘発に「守る会」は立ち上つた。表面処理ジャーナル労組(専門紙労協)は直ちに支援に加わり経営の弾圧に屈せず、公害闘争と労働運動の一体化を貫徹しつつ闘っている。守る会は労働者の「カドミウム中毒研究会」の欺瞞性を暴露し、前年十一月二六委員会に大衆動員で反労働者の答申を一時的ながらストップさせたのであった。

▽守る会 鎌倉市岡本八九九、富田荘菅沼清美方(四六七一)四四一五三三。

## 労災認定を勝ちとるぞ

### 時事通信労組

長谷川体制の残さ一掃めざす

昨年七月、長谷川体制を打倒した時事通信では、いま闘争の主役だった時事通信労組をはじめ長谷川打倒諸勢力の間で真の「新生時事」を求めて模索が続いている。長谷川政権に代わる佐藤政権は、人の和の回復を社再建の基本としているが、一部の職場からは、戦犯追及、人民管理、の声があがっている。

一方時事労組は暮れの大会で三年間の体制打倒闘争を担った小原執行部が退陣、安江新執行部は新賃金要求と、旧体制の残渣一掃、を柱に腰を据えた闘争に入ろうとしている。組合は運動方針で組合員の社内外の自主的活動を保障しており、差別を一切認めず、勤続加算の年給給一本という面期的な賃金要求を打ち出している。しかし五月の重役改選を控え、社内株主制度を利用しての旧勢力復活の動きがある一方、社外では長谷川支持勢力が時事攻撃を続けるなど、複雑な政治情勢の中で、体制変革を貫徹できるかどうか、組合の真価が問われている。

る。電報は早く送るといふことがあ  
るが、それに対してはくらは電報を  
ためて、管理者に「電報たまつて  
やないか、早く送るのがモットーや  
ないか、どう理解しているのか」と  
文句をいうことはあるが、意識の中  
ではない。

H(司会) 逆にいうと、それだから  
こそ電通の場合、マル生が向うから  
できてくるのではないか。

C(電通) そうだ、しかも組織的に  
だ。

H(司会) そうすると、そこで出さ  
れているマル生の構造を批判しなけ  
ればいけないのではないか。向う側  
から公共性を押しつけてくるわけ  
で、提案制度なども民間ではずつと  
前からあったが、「オレはこういう  
ことを提案しよう」と考えると、ど  
うせつまらないことを考えているの  
だろうが、そう考えることで「オレ  
が公社を背負っている」ということ  
になる。

B(電通) 電通は、労働組合そのも  
のが公共性を出して、そのことを  
半ば肯定してきた。その結果、組織  
的な不当労働行為はやる必要がない  
わけで、電通版マル生は国鉄や郵政

とはちがう。電通民間が、公共企業  
体の中で電通はまあ生産性が高いと  
いうことに巻き込まれてきた。だか  
ら、労働者は使命感はないのに、組  
合だけが公共性公共性と叫んでい  
る。

E(全通) 現在の全電通を民間とし  
てとらえているのか。全通をばくら  
は民間としてとらえているが、彼ら  
はブツをため、それを物理的に闘争  
を組んでいく。生産性向上運動を認  
めながらも、不当労働行為に対して  
闘っていくという姿勢がある。電通  
の場合は、それを超越して、組合が  
生産性向上運動を推進していく、民  
間まではいかなくても、J.C路線に  
のっかっているそういうものを民間  
としてとらえているのか。国労・全  
通と区別されているのも、そのへん  
のことか。

B(電通) その指摘の方が正しいだ  
らう。公労協の中で、一番民間的に  
先行しているのは全電通だ。組織的  
にも電機労連とつながりを深めてい  
る。幹部間だが、その点では、全く  
民間ともとらえられない、J.Cに結  
びついていく方向で、とくに近畿の  
動向は赤裸々だ。

### 全通も「仕事は仕事」

H(司会) 全通の場合、タテマエ性  
についてはどうだろう。

E(全通) ぼくたちの職場には、年  
令的には三十代半ばの人が残ってい  
る。この人たちは、闘争はやるが、  
仕事は仕事としてやる。ところがぼ  
くたちは、とに角サボッたらいいん  
やと、管理者がみていようと徹底的  
にサボるといふ形の対応をしてい  
る。そこで、職場の中で対立が起っ  
てくる。

F(全通) 名古屋中郵での、軍歌を  
替え歌にするというような、ブル新で  
とらえたすさまじいマル生は、兵庫  
地本全体でみてもまた起っていない  
い。悪慣行といわれる、勤務時間中  
に職制の前を通ってメシを食いに  
行くとか、配送中に自転車を喫茶店  
の前にとめてお茶を飲むといったこと  
をしても、別にいわれない。全国的  
には、東京を出発点として、一切の  
慣行を協約以下の水準に落しこめ  
て、業務指揮権を組合から奪いつつ  
あるが、その事態は全般的には表れ  
ていない。

注目しなければならぬのは、組  
合員一人一人が郵便屋としてどう生  
きていくのかという昇格も含めた問  
題に、民間が一切対応し切れない中  
で、そういうことを餌としつつ業務  
研究会だとか班別懇談会が行なわ  
れ、その中ではヘゲモニーを貫徹し  
つつある。業務研究会は、一面経  
営参加だと思いが、郵便屋とくに集  
配などは社会から見下げられた身分  
としてみられてきたが、自分が郵政  
省という一つの国家事業についてい  
けるんだという意識が課長クラスを  
含めたみんなで行って行く中でつく  
られ、組合員数がななばであるとい  
うこととはちがった問題として、そ  
こにマル生の一つの本質があるんでは  
ないか。だから、悪慣行を残しな  
がらも、そのことを超越して生産性  
向上運動は内部に進行している。

H(司会) 業務研究会はいつごろか  
ら行なわれているのか。

F(全通) 入って間がないのでよく  
知らないが、盛んになったのは班長  
制度導入以降かな。

E(全通) 見方はいろいろあるが、  
たとえば年末の繁忙に対して仮の局  
舎を建るとか、こっちの希望もあ

る。そういう、何かある時に時間中  
に開いてくる。ぼくらが文句いつた  
りすると、逆に利用してくる。そう  
いう業務研究会は昔からあった。そ  
れが、班長制度の中で徐々に確立さ  
れてきている。主任はすっかり集める  
とか、窓口関係者ばかりとか、向  
うなりに細分化してやってきてい  
る。

F(全通) そのことに問題があつて  
も、組合は一切触れない。業務研究  
会、班長会議、主任会議などさまざ  
まの名称の会議は、ぼくらのところ  
では毎週開かれていく。その中で、  
本来組合にいわなくてはいけないこ  
とも「班長会議で合意をえた」とい  
うことで、全体集会では不満が出て  
も実施される。班長会議には職場委  
員なんかも参加していて、ますます  
全通に対する下部の不信が起ってき  
ている。

H(司会) 全通は、大体どの局にも  
第二組合はあるのか。

E(全通) 最初できたのは大阪中郵  
で、執行委員をやっていたのがもつ  
ていった。全国的には全通二十万、  
全郵政五万というところだ。

F(全通) 兵庫でも六・四くらい

だ。他の支部分会でも目立って多い  
ところは少ない。

H(司会) そうすると、全通から第  
二組合へ脱落していくその一人の労  
働者に注目すると、一応タテマエと  
して、言訳としていわれる論議がマ  
ル生と何らかの関係がありはしない  
か。よくわからないが、相像するに  
「オレは郵便マンとしてキチンと生  
きるんだ、ついでに全通ではだめだ  
から第二へ行くんだ」という……。

E(全通) 第二組合をつくる中心に  
なっていくのは一つの思想をもって  
いるが、圧倒的に多くの部分はそう  
ではなく、目先の昇進などの問題で  
だ。また、そういうことに対して全  
通が解決能力をもっていないという  
不信感から流れていく。

東京なんかのことを聞けば、かな  
りはっきりした理論武装をもってい  
るということだ。そのへんも問題に  
していかなあかん段階にきている。

F(全通) 一人くらいだ、ちゃんと  
理論を持つているのは。  
E(全通) たとえば、組合ぶつつぶ  
しの渡り鳥みたいなやつがわつて。  
堺にいる次長とか。そういうのが、  
暴力事件をデッチあげて活動家をバ

## 労働争議地図

### 東京都学校事務労働組合

東京都の公立小中学校の事務  
職員で構成する都教組事務職員  
部では、執行部を握る共産党系  
の策動によって総会の運営が不  
可能になったため、都教組を脱  
退、東京都学校事務労働組合と  
いう新組合が結成された。執行  
部は総会に現行の全員総会を代  
議員総会にしようとして提案した。  
議長は修正案に賛成挙手を求め  
確認もせず少数否決し、その  
直後行った原案挙手の賛成を  
発表せず、現員確認をおこなって  
から再び採決を行い「原案賛成  
二二六票」と発表し「原案は修  
正案より一票多いから成立」と  
宣言した。この総会の経過にみ  
られる現状と、「長谷部委員  
の答申にそって近代合理主義に  
根ざした新しい労働管理制度を  
採用せんとした都側は、その最  
初の組上にわれわれをのせた」  
職種分断攻撃を深刻な事態と  
うけとめた事務職員は、新組合結  
成にふみきった。連絡先「東京  
都港区新橋三十四一十二第一高  
井ビルM二〇六」教育事務研究  
会」☎〇三―五〇一―二四七二

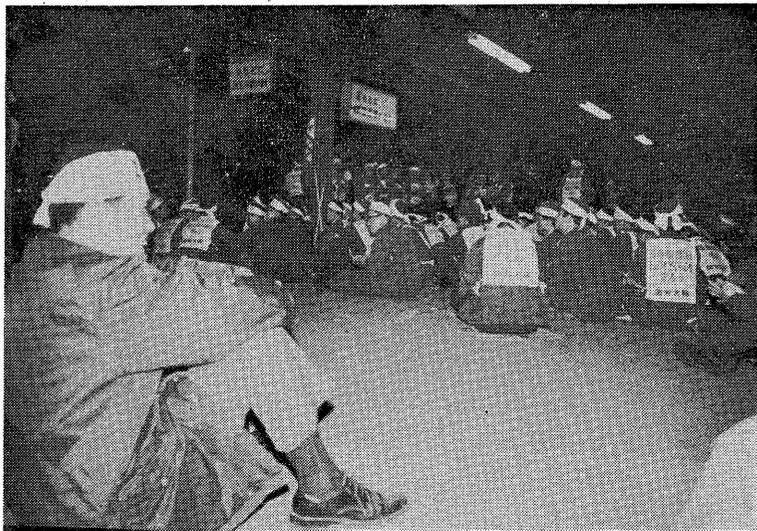
### 新組合結成へふみきる

### 一株運動で資本と対抗

### 鷺谷ボーリング場労組

鷺谷ボーリングセンター(東  
京)では「年中無休」、朝六時  
から夜中二時までの三交代九時  
間拘束、二日に一回の泊込み、  
残業手当、深夜手当なし、平均  
二十二才で四万二千円というひ  
どい労働条件に対して、四十六  
年七月二十六日組合結成(従業  
員四十五人、組合員二十五人)  
組合事務所は認めない、賃上げ  
はゼロ、労働時間と人員もゼロ  
という会社回答に対して八月十  
二日、組合は闘争宣言。会社は  
ビラをはがし、抗議集会には警  
官を呼んで弾圧。九月三十日に  
会社は抗議集会に参加し営業を  
妨害したと七人をけん責減給処  
分にし、一方的な配置転換、興  
信所を使って身元調査をするな  
どのいやがらせをした。組合で  
は二波にわたって抗議スト。十  
月十三日には地評、全国一般、  
区労協などによる支援共闘会議  
発足。親会社である勝村建設に  
せまるため、一株運動をすす  
めるため株を購入、会社へ分  
割手続きをとった。

## 労働争議地図



国鉄労働者の71・5・19ストライキ

第二組合に行くのかわからないが、あとから教えることだ。目先のことで行ったと非難されなくてもいいように、「イヤ実はこちらなんだ」とタメエをいえるように当局が教育するとは、ぼくはできると思う。一人だけ理論をもっていいということではなく、簡単にみんなに入らうから、そこに向って対決していくことが必要なんだから。

国労の場合でも、研修会か何かで、どっかへ連れていってやるのではないかな。

**A (国労)** それは本当の意味のマル生だ。本当の意味での生産性向上運動の本質を勉強する会をつくっている。大体中間職、管理者になる前の人間を出させている。そこでは、露

ージしていくということが、全国的に行なわれている。  
**H (司会)** とりあえず目先の利益で

骨に、国労を脱退せんことには助役、管理職にせんとか、こんどの試験に落ちないようにやる。

**H (司会)** けれども同時に、切崩しというのが一つの形としてはあるけども、全電通のように第二組合のないところでは、それはやらなくてもいいわけだ。たまたま国鉄の場合には組合がいくつもあるもんだから、具体的な保障としてこっちの組合からこっちの組合へ移りなさいっていうけれども、同時にそこで国鉄再建のためにはうんぬん、という一つの大義名分もあるのではないかな。

**A (国労)** もちろんそうだ。

**H (司会)** そのことをもって脱落していくのではないのか、タメエ上は。

**A (国労)** いや、ぼくら奪還闘争で代る代るオルグに行くが、「イヤも労働組合としては国鉄労働組合じゃないのや、ワシもそう思うと、そうやけども宿舎はほしいし昇職もしたい、ここにおいたら宿舎は明日にでもくれる」ということでガンとして動かない。確固たる生産性向上運動をやって赤字の再建をする、それを国労のいうとる運動方針では

きん、国鉄そのものがぶっ倒れる、ワシ断乎として国労へ行かんというやつは誰もおれへん。

**C (電通)** 電通では、第一次、第二次、第三次の合理化計画に入る直前に、いくつかの基本的な見解に対する協約が締結されてきた。いまは第四次合理化計画をやっている。

五年の第二次合理化計画に入る直前には配転協約を結んだ。六〇年の時には、合理化には協力する、職場の紛争を解決するルールを確立する、特別休暇の乱用をしないといった四条件を結んだ。六六年には、第四次合理化計画を前にして六・二五了解事項というのが結ばれた。これは、四条件と同じような内容だが、中央協約以上の職場慣行、地方協約、支部協約は全面的に整理していく、あるいは六十才以上の定期昇給制度をストップさせるといのが含まれている。

したがって、全電通の運動から残り残された形で、いくつかの反戦派が依拠していた職場もあったが、そういうものが逐時整理されてくるといふ最終的な段階として、大阪中電にこの前出された処分があった。

合理化への全面的な拒否ではなしに、合理化の影響をどう最少限にいくとめていくのかという運動として電通の運動はあった。しかも、高度成長の中では一定のおこぼれもあったが、それも困難になりつつある情勢ではないかと思う。したがって、国労の合理化に対してとってきた路線がどういう意味をもっておるかという点を解明したいし、そういう点でマル生運動をたんに現象的にとらえるのはあまり意味がないと思う。

**生産性の否定**

**G (新左翼)** 結局、生産性というのは仕事の能率とか人員の問題に対する概念ではなく、利潤をどれだけあげるかということに対する概念だ。生産性というと、労働者は自分の仕事の範囲でしか概念をとらえることができないから、卑俗に考えるから、さっさとそこに巻き込まれることが強いと思う。

ただ、国営企業というのは、国鉄が典型的だが、もうかるのは私営だ。もうからないやつが国営で、し

かも利益金は全部国庫に吸いあげられるようになっていく。そしたら、利潤なんて概念は国営企業にはもともとないと思う。そこらあたりを、組合でもキッチリおさえてほしいと思う。

もう一つは、公営企業って一体誰のためかということ。新幹線にしてもデータ通信にしても、そういうものが全然国民のために意義がないということ、ピッチリいい切って運動ができないものかなあという感じがする。

**A (国労)** 国鉄では、他の工場とちがって、生産性向上運動なんてナンセンスだ、全然。生産性を向上する目的に現状はそぐわない。ぼくらがなんぼ生産性上げたって利潤になって上ってこない。その限りでは、一番端的には国労の切崩し以外に何も無い。

**H (司会)** それは当局がいっぺん引いて……  
**A (国労)** ぼくは七二年からやと思う、国鉄のマル生は。  
**C (電通)** 合理化に対して全面的に否定する立場というのは、電通でも若い層からではじめている。思想的

**労働争議地図**

**三井東庄三労組**

昨年九月、ドル・ショック合理化としてマスコミを賑わした三井東庄では、年末一時金税込二十二万(三十九才平均)を東庄三労組統一して十月末に要求、会社は十一月初め、住友化学なみの労働生産性実現のため八千四百人体制、すなわち十五万四千四百八十人の労働者削減を逆提案してきた。三井東庄における年末一時金闘争はここで労働強化と首切りを反対する反合理化闘争の性格をもっていた。十一月末から部分重点ストに突入する中で十二月八日税込み十萬円の回答があり、そのまま越年かと思われたが第九波ストの中で突如中労委への提訴が出された。この中労委提訴こそ、一時金闘争から反合理化闘争へと発展する労働者の燃え上がるエネルギーを金額の上積み交渉に閉じ込めるために仕組まれた戦術であった。十二月二十五日に三万五千円の貸付金という中労委あっせんが出され一月早々の全員投票で七五%の高率で受諾が決められ反合理化闘争は消しさられようとしている。

**ドル・ショック合理化首切り**

**労働争議地図**

**都職差別撤廃共闘会議**

**組合員を権力に売り渡す都職労**

七一年十二月三日、都職労働者大会は、バリケードでもって闘う中央委員、傍聴者を排除した密室の中で、「組織整備」案を百名に近い反対を押しきって強行採決した。組織整備とは、ILO条約批准のさい、便乗して公務員法、公務法を改悪し、ILO型労組に七〇年代体制内労組づくりを計ってきた。多くの官庁労組が屈服する中で、任用差別撤廃に立上った都職内反戦派で結成する、都職差別撤廃共闘会議は、当日闘う左派、現業労働者百五十名を集めて、休暇をとって早朝より闘う中央委員、代議員と共に、傍聴体制をとり、組織整備粉砕闘争を闘った。これに対し都職労(社共連合)は、会場が狭い、という口実で傍聴をしめだし、入口をバリケードで固め、闘う労働者を官憲に売りわたし、三名の仲間が逮捕一起訴された。差共闘は、官憲、組合、革新都政の三位一体の弾圧構造に、断固として闘いを続行する。

に六〇年代運動を担った部分というのは合理化反対の路線はとってきたが、それは一つのグループの主張であった。しかしいまは、かなり大衆的な青年労働者が合理化を否定している。

電通には、青年組合員を集めた青年会議というのがあるが、そういうところの発言として、従来の全電通の合理化路線というのは基本的にまがっていったのではないか、というのがやっとではじめた。もう一つは七一年九月に山形の全国大会で、反戦派から全国大会の議案書を撤回しろ、つまり七九年計画に対する全面的な否定の路線がつけられた。

ただ、具体的な運動としてはそれが、合理化を科学技術の発達から必然的なものとして、その弊害を最少限度に押えるという路線に対して、全面的な否定の声が青年労働者の中から起りつつあるというのは、今後の電通の合理化闘争に大きなファクターとなるだろう。

### 人的合理化

将来的には現在の十分の一の要員でやっていると構想がでてくる。これは、中心には中高年齢層の問題としてある。大体、三十才以下の労働者が五十%しかおらない。三十才以上の五十%の部分に、どういように新しい技術修得をさせるかという問題だ。国労の場合、中高年齢層の訓練で自殺者がたという話が数年前からあるが、電通の場合も総体的に成長産業といわれてきたものの矛盾が、いま凝縮された形で蓄積されつつあると思う。

**H(司舎)** 全面的な合理化を徹底化するために目標管理があるのであって、人的合理化ではないのではないかといわれたが、Bさんのいう人的合理化をぼくはこううけとる。

さっきの、名札をつけるとかキッチンと出勤してくるとかいう規律の問題は、つまるところ電々公社の秩序に労働者を組み込んでいくものだ。協約などでしめつけが用意されていても、それだけでは全部もっていけないところの労働者の意識・思想までもを敵側の秩序にもっていかうとするところに、こんにちのマル生な目標管理の現代的な意味があると

**B(電通)** 合理化を機械化や首切りのイメージでとらえたら、これまでの以上のものはでてこない。現在でできてくるのは、いわば人的合理化という側面をもっている。

当たらないかも知れないが、国労の場合には新幹線網体制ができて上れば国鉄の赤字なんてありえないと、それによって君たちの宿舎であるとか労働条件も確保できるんだという思想はあるのではないか。電通の場合、そういう地ならしをする必要がないほど節々でピシッと布石されてきたから、そのうえに目標管理がのっている。労使協調とまではいかないが、高利潤高配分ということが民間にはある。そこでは反合闘争の方針は一切出すことはできないし、出そうとすれば民間運動から一步越えていることになる。

**C(電通)** 国鉄には、スクラップ部門とビルド部門の両極端がある。ローカル線と新幹線に代表されるような。たとえば貨物輸送の赤字は、大口独占資本のための低料金の結果だし、ローカル線は政治的な意図だと思ふ。

Bさんは人的合理化といったが、

思う。

技術革新による作業の単純化の問題もそう。配転にしても、それを強引にやって左側に組合を分裂させられるのを恐れるから、全部うまく公社の秩序に組み込むためにできているのが、目標管理の典型的な特徴ではないか。

**B(電通)** ぼくもそう思う。一切合切を協約や労働組合というところだけでは抱え込むことはできないところに、電通の目標管理は出てきた。それは、一言でいえば企業意識、企業思想、資本主義思想をつくりあげていくものだ。

**C(電通)** ぼくは、たんに企業意識というだけではいまはもうだめなんちがうか。

つまり、たとえば全職同盟の労働者は、一つの企業の中だけでは労働条件の追求はできないために、ブルジョアと一体となって日米関係そのものに對して政治的に立ち表れることが迫られている。そういう意味で、企業意識をブルジョア自身がとつばらっている。公労協の場合でも、国家経営としての直接的な支配体制が打ちだされている。そういう

ぼくは物質的な具体的な合理化を推進していくための周到な計画があるのではないかと思う。公共性ということで表現される合理化の実態、あるいはデータ通信の実態を、われわれの側から充分明らかにしなければならぬ。電通は企業全体がビルド部門といわれてきたが、しかしすべてがそうであったかといえれば、その陰でどのようなシワ寄せや矛盾が存在してきたかを考えねばならない。

たとえば、この十年で公社側の発表によっても約八万名の配転・局転がやられた。この中には希望配転・任用配転は含まれておらず、それを入れたら大体電通組合員の三分の二は何らかの配転をやられている。あるいは、いま早朝夜間職という形での要員の問題があるが、少なくともいままでは技術開発なり技術訓練、あるいは技術に対して労働者の関心を引きつけることでのり切ってきた。そういう合理化や矛盾の蓄積は、膨大なものになっているのではないか、電通内に。これをのり切っていくためには、さらに徹底した合理化が準備されているのではないか。

たとえば電信関係の合理化では、

ところに、人的合理化、あるいはイデオロギー的に労働者の頭の中を全部もっていってしまうという要請があるのではないか。

**H(司舎)** 企業意識というのではない、いまの生産秩序だろう。そこで起きてくる矛盾には、目標をだんだん国家的なものに拡げていくことだろう。

### 「国鉄電気労働組合」

**H(司舎)** そこで再び国労についてだが、Aさんのいうのは要するに憎い国労から可愛い鉄労なり施設労働組合へ移すということと表現されているが、電通などで考えられている思想攻撃を含めたものとしてマル生を考えられないだろうか。

**A(国労)** それはそう。だから、一番初期だといふべきだろう。

たとえば、このあとに電気労働組合というのがある。まだ旗あげしてないけれども、おそらくやるだろう、電気のある職場の分会長に聞いてたんだが、彼は、助役試験に通っているんだが、当局がそれに白羽の矢を立てて、とりあえず大阪でやって

### 労働争議地図

#### 日特金屬

住友資本系列に属する日特金屬(東京田無千二百名)は、全金加入組合であるが、昨年夏の支部役員選挙で御用派が執行部を完全掌握し、秋の第一次合理化二百六十名の首切りに対してはスト権を確立することができず完全敗北した。希望退職で肩たたきを拒否した活動家二十九名が指名解雇され、うち二十六名は保分保全の仮処分申請をした。執行部は昨年末突如として全金脱退を強行し、十二月二十四日臨時大会を開いて七百対二百五十の賛成多数で可決し、全金本部へ脱退届提出した。これに対し全金は積極的な工作を行い、首切反対闘争をやっている二十六名と内部の十三名をもって全金の再組織化に成功した。又同じ住友資本系列の全金北辰電機支部(太田約千五百名)も、中間機関と執行部の主導権は御用派に握られており、全金脱退の危険性はつよまっている。

### 全金脱退の危機

#### ミツミ電機

### 春闘ピケで6名解雇

七〇年七月厚木、九月調布の二工場に現藤原委員長の配転問題を契機に労組を結成、「近代的労務管理」「人間尊重の経営」という企業宣伝は、瀟洒なロツジ風的女子寮が工場構内にあるのに象徴的だが、労基法違反流出の低劣な労働条件に不満がうっ積していた。この不満を背景に戦闘性を獲得、七一年三月電機業界の不況から乗り込んできた三井資本と真向から対決、七一春闘では会社の「低額一発回答」に四月二十三日の第一波ストライキから反撃を開始、五月二十三日から無期限全面ストに突入し六月四日まで完全ピケットを敢行した。この完全ピケが「違法」だとのいいがかりで委員長以下六人が七〇年七月九日不当解雇され、現在撤回闘争を継続中。

労組結成と同時に調布に職制中心の「第二組合」が捏造されたが、二百名足らずで封じ込められている。若手中心で純中立である。

△連絡先▽ 神奈川県厚木市酒井字長町一六〇一

### 労働争議地図

くれと。そやから、国労というの  
は、ただつぶすだけの話だ。それか  
らあとや思う、ぼくとこのマル生  
は。

**C (電通)** それだけ国鉄資本の余力  
はなくなっている、せつばつまって  
いるということだろう。とにかくた  
たきつぶさなあかんと。

**G (新左翼)** 理屈はあとからで…

**H (司会)** いろんなところで、本来  
のよい生産性向上運動からいうと国  
鉄は外れているといわれる。それで  
他の一切のマル生は救われている  
が、国鉄当局も必ずしもいっぺん巻  
き返しをはかるだろう。マル生は  
めないと当局も再三いっている。だ  
から、露骨な不当労働行為はなくな  
るかも知れないが、次には必ず思想  
攻撃を伴ったやつがだされ、具体  
な武器としては施設労働組合が電  
気労働組合が使われるのだろう。

そうだとすると、こんどは国労の  
何十年の反合闘争を含めた歴史の一  
切が、もういっぺん点検されなけれ  
ばならないし、そこでそれこそ国労  
の再生もはからなければならない  
い。これまでの国労の旗をそのまま  
にずっと残しておけということだ

は、ナンセンスだと思ふ。  
**A (国労)** マル生を通じて、国労は  
一応二十万人でとまった。しか  
し、七一年末闘争で誤りを犯してい  
る。当初は、十二月十日前後にマル  
生粉砕と併行したストライキをする  
と思っていた。

ところが、十二月三日の晩に決つ  
とったんだ、妥結が。職場で討論し  
たんだが、かりにこんどの二・六カ  
月分がとれなくても、ストライキを  
打つべきだった。時期的に組合員の  
自覚も高まっていたし。本部本社で  
決って四日にはもう支給だ。やっぱ  
り国労はマル生で負けることを条件  
に譲ったんじゃないか。

機関車は年度末、三月に再度対決  
するという方針を出しているが、国  
労は紛争処理委員会を中心にもつ  
て、こんど起る問題はそこで処理  
するという方針を十二月十七日に決  
めた。これでは、まだまだ分裂はく  
ると思ふ。

**B (電通)** その電気労働組合とか施  
設労働組合とかをつくらなきゃなら  
ない内容とはどういうものか、言分  
としては。

**A (国労)** 二組が大抵十万おつて、  
から通信士が脱退して、通信士組合  
をつくらせている。これは、民社指導  
に対する左からの分裂だ。また、甲  
板員や機関員もいま問題になってい  
る。

**B (電通)** 電通の中にも、電報、電  
話、それ以外と、別々に賃金を決め  
ようとする動きはあり、国労とも  
すごく一致するところがある。

**C (電通)** 組織としてはないが、  
**A (国労)** 一番如実には、合理化が  
妥結して定数配分するとき、各職協  
長と国労の委員長、企画部長でつか  
みどりをやる。力関係で。

**H (司会)** 不思議なんだが、施設組  
合というのは、当局と一体かも知れ  
ないが、成立基礎はあくまでも職能  
別組合で、思想別組合ではない。鉄  
労は思想別組合だが、職能別組合を  
割っただけでは、国鉄当局の進めよ  
うとする全国新幹線網体制などの合  
理化の要請とはピタリと一致しない  
んだが。

**A (国労)** ぼくとこの管理者が、  
「わけがわからない。施設をつくら  
てみたけど、これが機関車組合のよ  
うになつたらえらいことになる」と  
心配していた。とりあえず、いまの

これ以上増やしたらあかんと  
うわ  
けた。

**H (司会)** 当局が。  
**A (国労)** そう。あと国労を分断し  
ようと思つたら、もう職能別しかな  
いと、手は。二組には、いままでの  
援助は打ち切りやと、そういう方針  
らしい。

**B (電通)** その職能別組合をつくら  
うということは、たとえばぼくをオ  
ルグする場合、一番基本的にはどう  
いう形でのうのか。

**A (国労)** 国鉄労働組合というのは  
単一だが、職能別協議会というのが  
あって、この協議会が親組合的なこ  
とをしているわけだ。組織として  
は、すでに施設労働組合的なことは  
キツチリとできるとるわけだ。労働  
条件も、国労が調印はするけれども、  
実質中身の作業は職能別協議会が当  
局とやる。組合とは別にあるわけ  
だ、セクツ的に。全国大会に合わせ  
て、職能別大会も開いていく、委員  
会といっているけど。だから分裂も  
ものすごく早い。

**C (電通)** それはいつごろから。  
**A (国労)** もともと発足は、職能別  
協議会が一組になつて国労をつくら

再建計画に反対している国労をつぶ  
すことだけに当局の目はある。ヤマ  
クモというか、気違いと一緒だ。  
**E (全通)** それに対する直接的な反  
発は国鉄の中にあるのか。

**A (国労)** 大阪が一番ひどい、二組  
も施設でも。そやから、大阪では不  
当労働行為が一件もあがつてこな  
い。先日一人一人で来たが、地本の  
役員がサツと入って、たのむに押え  
てくれと、先に組合員をおどしたり  
すかしたりしてしまふ。一年通じ  
て、一回もオルグにこんやつが

**H (司会)** どうしてそれを表沙汰に  
しないのか。  
**A (国労)** いまの機関の役員でも当  
局とつながっているということだろ  
う。大阪の国労は、二組と全く質は  
一緒だ。本部のストを見ればわかる  
だろう、晩の脱走のくり返しだ。

**C (電通)** 大阪の国労には日共が多  
いだらう。彼らはどういう方針なの  
か。  
**A (国労)** 黙殺だ。しかし、これか  
らのマル生は反対していくといつて  
いる。というのは、これから自分た  
ちの職場にくるから。

国労の本部役員は、国鉄総裁、理

### 労働争議地図

#### 合化労連東洋酸素 川崎支部

七〇年八月、アセチレン製造  
職場の閉鎖で四十九人が不当解  
雇された。東電企業としては業  
績も上がり、配転先も用意でき  
るにもかかわらず、これまで反  
合理化闘争を担ってきた職場活  
動家バーンが狙い。この不当解  
雇に合化労連は支援を決定し  
たが、右翼幹部の牛耳る東電  
労組本部は、団交で解雇を承認  
し、撤回闘争を展開する川崎支  
部を統制違反だとして一切の権利を  
ハク奪ってきた。さらに同年十  
一月には川崎第一支部なるもの  
をデッチ上げ、現在川崎支部七  
十対第一支部七人。平均年齢三  
十五才の被解雇者は二十三人が  
アルバイトで生活を支えながら  
法廷闘争を展開している。

#### 部門閉鎖で49人が解雇

組合の歴史は民間幹部との対  
決から始まり戦闘性を継続して  
きており、その職場闘争は合化  
内や地区でも有名。六七年には  
反合闘争で支部二役が業務妨  
害、不退去罪などで起訴され、  
現在最高裁にかかっている。こ  
の二人も休職扱いのまま。資本  
の弾圧と本部の裏切りと生活防  
衛と三重苦の闘いを進めている

**G (新左翼)** 職能別組合だから悪い  
ということではない。最近海員組合

#### 国労の腐敗ぶり

から通信士が脱退して、通信士組合  
をつくらせている。これは、民社指導  
に対する左からの分裂だ。また、甲  
板員や機関員もいま問題になってい  
る。

再建計画に反対している国労をつぶ  
すことだけに当局の目はある。ヤマ  
クモというか、気違いと一緒だ。  
**E (全通)** それに対する直接的な反  
発は国鉄の中にあるのか。

#### 右からの統一と闘わぬ社共

##### ソニー労組

一九六〇年三月に分裂、現在  
ソニー労組(第一組合)二百五  
十名、新労(第二組合)約千八  
百名、厚労(第二組合)約二  
〇〇〇、一官労組約三百名、稲  
沢労組約五百名。現在ソニーに  
は以上五つの労働組合があり、  
ソニー労組(第一組合)を除  
く四つの組合が昨年連合して、  
ソニーの中で右翼戦線を結集  
し、現在第一組合を吸収しよ  
うと画策している。彼らは今年  
の後半を目前に、経済闘争では  
統一交渉団、統一要求の作成を  
はかり、具体的に作業を進める  
とともに、電機労連とも接触し  
ている。私達の直面している課  
題は、このソニーにおける右翼  
的再編統合を粉砕し、第一組合  
の闘いの総括のなかから戦闘的  
伝統を守り、階級的労働組合運  
動をソニーのなかで勝ちとるこ  
とである。第一組合の多数派を  
占める社共は右からのこの統  
一の攻撃に対決して戦闘性と労  
働者の階級的権利を守ろうとせ  
ず、戦わずして敗北の道を歩い  
ている。私達は大量闘争を第一  
の原則として断乎として闘いを  
押進める。

事に一枚かんでいるという話だ。それがこんどの施勞の件だ。もう腐敗なんていうもんじゃない。だから、上の方で何しようが関係ないという気運だ。自分とこの職場で要求ひっさげて、民主的にやるといっただけだ。

**B (電通)** 職能別組合では、職制が力を持つのではない。熟練した職制を中心に職場を支配・管理していく点で非常に効果があると思う。電通でも、トンツの時分には相当技術的にも有能でないと、組合の役員にもなれなかった。マル生や目標管理は、たんに思想の問題だけではなく、勞務管理、職場支配の要素もあると思う。

**A (国労)** 施設労働組合は、ストばかりやる旧態依然の国労ではなしに、まず再建に協力して赤字をなくし、雇用関係を安定させるんだ、とっている。

### 職場交渉の実態

**H (司会)** 大体各職場からマル生の実態なり、それに対する闘いができたとと思う。これから、親組合の限界

をどうとらえ、それをどうのり越えていくかについて議論していただきたい。

**A (国労)** 国労の民間は、春闘などですべて上からスト指令をだすが、まぎわになってたきつぶしにくる。どういう形でつぶしてくるかといえ、処分と組織防衛論だ。昨年の反合闘争で、ストライキに入らなかったのに、青年労働者の活動家が反幹部的な動きをしたといっただけで、当局と一体となって処分された。

**H (司会)** 国労には青年は少なくて、年輩者ばかりだと聞いていたが。

**A (国労)** そうではない。多くの職場では、二・三年来新規採用はしていないが、青年部は八十名ほどおる。国労は青年部が中心でやっている。しかし、これも小民同化しているが。

**H (司会)** 新規採用者は、どちらへも行けるのか。

**A (国労)** 新規採用者で国労に入ってくるのは半分以上いる。二組へ行くのは、十年二十年勤めて、自分の目的をかなえるために思想を変えて入る者が多い。

**C (電通)** 職場での集団交渉や、一番末端での組合員との直接対決が、分会交渉ということで一ランク引上げられた。分会交渉権はある。

**B (電通)** 電通は、形式的にはいい協約をもっている。しかし、あくまで団体交渉は団体交渉で、集団でフツといくやつは一切認められていない。

までやるといったことも決めてしま

**H (司会)** 六〇年代初めから、職場での交渉権は次第に中央本部にもつ

ていかれたということがあると思う。職場の労働者というのは何もすることがなくて、団体交渉で決ったことが逆に組合員にしろつてくるとくる。国労では、協約上職場に交渉権を持っていて、これは古きよき成果だと思いが、それさえ当局の秩序に組み込まれているという感じだ。この職場交渉権に本来の息吹を与えていけば、われわれの運動の一つのつかかりにならないだろうか。

なぜこれをいうかという、マル生で各地で逮捕者がでている。これは、当局や官権のデッチあげなのだろうが、やはり国鉄労働者が職場で闘っているからではないのか。これが、労働組合を労働者のものにつくり変るきっかけになるような気がし

### ゲリラ闘争とその壁

**H (司会)** 電通の場合には、職場交渉が協約上放棄されているわけか。

**H (司会)** 当局はそれに介入しないのか。

**A (国労)** やっている。しかし、国鉄一家だから。

**H (司会)** それから、分会段階で交渉権をもっているのは、協約化されているのか。

**A (国労)** そうだ。公労委でとった現場協議制度というものだ。三六協定もそこで結ぶ。ところが、大阪ではそれをもっている分会は少ない。

**H (司会)** それは実力でとっていないということか。

**A (国労)** 過半数をとっていないからだ。

**H (司会)** もっと小さい交渉単位はあるか。

**A (国労)** 班交渉というのがある。これも協約上はつきりしており、十五日勤務単位をとっているため、毎月二回勤務について交渉し、その中に問題があれば持込む。

**B (電通)** 定期以外にはやらないか。

**A (国労)** 問題があればやるが、少ない。しかし、当局は時間がないといて逃げる。また、組合側と当局の幹事が予め話をして、組合はこ

出てきて、まあ待ってくれと、これは局長と分会長との間で交渉する、

というんだけれども、おれらが背景にフツだめをやっているわけではないから、どちらも解決策をだせないでいる。結局、実力行使しかない。たしかに分会交渉権は全通ももっているが、これはもう紛争処理の機能もない。職場で、生き生きとしたゲリラ戦をやっていくしか方法はないと思う。

**E (全通)** 民間は、自分たちの枠をのり越えようとする者は、みなつぶしてやる。七〇年六月に、金岡郵便局で一人の労働者が解雇され、分会の決定で就労闘争に突入したが、支部執行部がとんできて圧殺してしま

った。

合理化がきつくなればなるほど、それに対する直接的な反発も強まって、七一年でも六回、課長をとり囲んでワーツとやった。——それに対して、当局は暴力事件をデッチ上げのわけだ——。その間、一時間でも二時間でも仕事は全然しない。しかし、それでも最終的には民間の枠を突破できない……。

### 労働争議地図

#### 北海道S学園教組

北海道私学教組傘下のS学園教組は、基本給一律一百万円アップ住宅手当支給などの要求をかけた、七一年秋年末闘争を沖繩闘争のさ中で闘った。

理事会は経営財政赤字を理由に、人勧並支給をホゴにする場合もあるとオドシを加え、要求を一円たりとも受入れぬと居直った。

組合内部に「実際に赤字ならストをやっても出ないのではな

### 経営危機にストで闘う

「理事会は全国的全道的に連絡をとり、公立適用の教特法を私学にも導入しようとしている。この適用を認めるなら、理事者は一律四割の調整手当——人平均月六千円を支給し、われわれはスト権を奪われる。組合が闘いの中から要求した一円はテコでも呑まないが、組合の闘う力を圧殺するためなら、赤字でも金を出すというのが理事会である。」と。組合大会はこの討議に立って第二波ストに入った。

### 重過失致死で会社を告発

#### 日本カーバイド労組

組合の御用化に反対して合化

労連日本カーバイド労組と訣別して結成された日本カーバイド労働組合(略称日カバ労組)は、七十年八月十五日工場労働災害により死亡した松倉清氏の事故について、十一月十八日会社を富山地検へ告発し、遺族は会社の圧迫に抗して慰謝料請求訴訟の権限を日カバ労組に委任した。松倉さんは乾燥機を修理中、職長の谷野佐徳がスイッチを入れたため死亡した。会社は組合御用化の先兵である谷野を守るため、松倉さんの不注意による事故死にみせかけようとし、偽証工作をおこない、警察や労基署に虚偽の報告をした。日カバ労組は会社を重過失致死、犯人隠とく、公正証書原本不実記載、労働基準法違反で富山地検へ告発した。松倉さんの遺族は会社の非人間的なやり方に憤慨し、会社と結託する日カバ労組の本質を見抜き、慰謝料請求その他すべての権限を日カバ労組に委任した。

### 労働争議地図



全通労働者の作業風景

少なけれ秩序に対する反発、感覚的な要素が濃く、それが同時にエネルギーになっていくかということが問われると思う。こうした労働者の意識、気分を、どのようにして意識的な闘いへ引き上げていくかというところが問われると思う。

**E (全通)** ぼくは、職場でワツといくのは民同左派の戦闘性に許容されているもので、最終的には民同に集約されていってしまう。

**F (全通)** やはり、ぼくらの運動は、あるていど民同左派のつかってやってきた。だから、民同左派とは何かを、分析しておく必要がある。

### ゲリラ闘争をどう持続するか

**H (司会)** かなり民同支配の貫徹している職場からの報告として聞くとき非常に喜ぶが、より厳しく運動をみると、こうした運動は多かれ

ら、民同左派とは何かを、分析しておく必要がある。彼らは、それなりに不満を組織して闘争に突入するが、いつも中途半端な闘争に終わってきた。職場反乱を志向してきた部分は、それをより戦闘化させるという形で闘ってきた。ところが、七一年末闘争をみても、

いまや民同は当局の前に屈服してしまつた。われわれは、民同に代つて、独自の要求で独自の闘争をゲリラ的にやらねばならない段階に達したと思う。

**A (国労)** 国鉄では、管理者が同僚からであるために、それとの敵対意識はもたない。職場でワツといく闘争は少ない。しかし、運転や工務関係では、職制が労務と技術と担当が別れていて、労務が向うから挑発してくるところもある。

**C (電通)** 電通ではこの問題は、六九年秋の中電マツセンストをどう総括するかということになる。この闘争は、こんにちの電通に一つの問題提起をしたと思うが、そうした少数ゲリラ闘争をどう持続させるかが問われる。それを持続させる核形成には、一つの職場を拠点とする方法、青年部運動などが考えられるが、つねに分会執行部と対立するところから、「第三組合論」のようなものもできた。

民同労働運動の中でも、職場の主人公は労働者であるということ、まじめに働き、まじめに国家に尽くす「期待される労働者」がいわれられてき

た。しかし、職場の核がたんなる労働組合の核にとどまらず、権力意識を形成する核づくりが必要だ。

### 青年労働者の特徴

**H (司会)** かつては、労働者の思想性も含めて何とか労働組合が組織していたのが、いまや当局の側がマル生で組織している。したがって問題は、闘争をどう組織的に保障するかではなく、職場の労働者をどちらの思想で組織するかという思想闘争としてあるのではないか。

**C (電通)** 電通では、第二組合がない中で、何か決意主義的に迫っても行き切れない。目先の利益にすぎないと切捨てている、具体的な闘争の中に、現実の労働者の苦しみや悩みが内在しているのではないか。

七一年春に寮・社宅費が中央で一方的に値上げされたが、それに対して独身寮の青年労働者が立上つた。そういつた闘争をつくる過程で、どうこれを全国化するかといったことが問われている。

**E (全通)** 金岡の闘争総括で問題となるのは、最初四人で就労闘争に突

込んだところ、日常的にギリギリまで管理されている労働者が、次の日に数十名組合決定を突き上げて、スクラムを組んで局内で反乱を起すところまでいきながら、最終的に民間に集約されたのはなぜかということだ。結局、年休など労働者の細々とした問題に至るまで、われわれの解決能力が民同を越えていかなかった、というふうに考えている。そこで、なかなか思想というように、スマートにはでてこない。

**D (電通)** 青年労働者の中には、ハレンチな連中やフテクサレた連中がある。競馬にいったり、職場に闘争があれば参加してギャツと暴れるという連中はかなり多いと思う。ぼくも、とにかく職場で暴れたい。公社がやってくるやつに対して、職場でバインと一発やってみようという意識だ。それをどう拡大するかが急務で、組織の問題はその次だ。しかし、むずかしい世界情勢から説き起す、それによって日和ってしまうという逆効果がある。

さっきの寮闘争に結集した連中は、中電ではいま中心的にやっている。あの闘争は反幹闘争で、徹夜で

やってしまひには乱闘騒ぎにまでな

ったが、それを経験した労働者は、またやつたやつたやつたということになる。しかし、その自然発生的な闘いを組織するとなるとむずかしい。

**H (司会)** 電通のような組合は、民間にはたくさんある。そこで、少数のグループが、独自のアジトを構成、場合によっては左に組合を割るということをやっている。そういう意味では、公社が丸がえにしようとしている全電通の組織をどう使うかとか、青年部を核にするというのではなく、なほどこか思想別のグループ形成が必要なのではないか。

**C (全電通)** 全電通の近代的労使関係路線が貫徹している中で、われわれ少数派の闘いは絶望的にみえるが、公社の七カ年計画の矛盾が拡大してくる中で裂け目は起ってくるだろう。その時、われわれ反戦派が全国的にどのような闘いを組むかが問われる。この場合、反戦派内部のセクト主義、すべてを政治主義的に表現するやり方は克服していかねばならない。そして、職場の反乱を、どう全国的に統一していくかということが大事だ。

### 労働争議地図

#### 愛媛出稼ぎ者の権利を守る会

横須賀市の日産自動車追浜工場で事故にあい右足大脚部を切断された赤松良二さんは、一昨年の十二月五日、日産の川又克三社長を相手どり二千七百万円の損害賠償をおこしていたが、このほど愛媛県出稼連、愛媛地評広見地区労らが中心となって「出稼者の権利を守る会」を結成された。赤松さん(四十二)は家族三人をかかえ出稼ぎにでた。地上十層の天井クレーンのレールの鉄柱に電源の増設工事をしていった際クレーン車にまきこまれ重傷をおつた。原因は現場の見張りの責任者がクレーンの運転手に知らせなかったため会社は二百万円でチョンにしろと強要、裁判でも赤松さんの過失責任をデッチあげるなど、恥知らずな態度に終始した。

▽激怒先―愛媛県北宇和郡広見町興野々赤松良二▽カンパ送付先―愛媛県宇和島市新町二一―七地区労内「出稼者の権利を守る会」赤松良二さんの訴訟を支援する会

#### 川又日産社長を告発

#### 一畑電鉄

#### 労働者を首切る労働組合

四十六年九月二十三日、島根県松江地裁、元吉鷹子裁判長は一畑電鉄労組(同盟)の専従書記として解雇され無効の訴えをだしていた足立一男さんに対して「解雇権の乱用はみとめられない、組合の解雇は無効」との判決をいわたした。四十二年十月三十一日「組合を批判するグループ」ともに、組合批判活動をおこなつた」として足立さんは解雇され、地裁にただちに「地位保全の仮処分」を申請。地裁はみとめたが同労組はこれを無視したため、本裁判で争い、四年越しに判決がでた。足立さんは御用組合になった一畑労組の体質改善を求めようとしたことが執行部の感情を害し、これがクビ切りに発展したものとみられている。これとは別に同会社を解雇された八人も訴訟をおこしており、こうした闘いが労働者を勇気づけ、七一年の春闘では十六年ぶりにストをや

H(司会) 反乱の全国的な統一といふのは進むべき方向かも知れないが、たとえば民間で全昭電青年労働者共闘会議(別項参照)の四人の女性、とりあえずそういうことはいわない。三井東庄でも同様に、ゲリラ的な登場をしている。そこでただちに全国指導部を志向すると、再びそこで闘争の疎外が起ってくるような気がしてならない。

D(電通) そこで「アジア侵略反革命」を語ることも必要だと思ふが、なんかこう生ででてくるのは、やはり闘争の疎外となるだろう。

C(電通) その点では一寸ちがうんだ。青年の運動をみてみるとハラハラする点があつて、とにかく十年運動やつてみたいという。すると、「アホちゃうか、お前ら十年も運動やつてそんなことしかよう考えへんのか」というのがはね返ってくる。

春闘のタテ看つくりで、ぼくらが書くのは「反合理化・労働者管理」とか「一切の闘争権を下部に」という表現だ。ところが、青年は横でコーラを飲みながら、なかなか書かない。翌朝きてみると、「世界革命」とバーンとでて、それから「マルク

ス、エンゲルス、レーニン、ペーサーベン、ホーチミン、コカコーラ」ところくる。これ何やと聞くと、これは世界を支配したもんや……しかも、こういう運動は新陳代謝が非常に激しい。ここらにぼくらはズレというか、彼らの方が時代状況を反映しているのではないかと感ずる。

F(全通) やっぱり、歴史性というか、蓄積のない運動というのはポシヤルのではないか。自分のところの職場闘争なり地域の闘争において、自分のカアチャンの問題や将来の結婚の問題を包摂した豊富な運動の質がおれらの中にあるのかないのかという——そのことが一つの政治性だと思ふ——年代を越えた提起をし切れるかどうか、運動の発展の保障になると思ふ。

### 大衆的怒りの組織化

H(司会) 会社を一步出たところでも、ブルジョア思想が支配している中で、会社にいる八時間だけでなく、二十四時間どうぼくらの思想を確立していくかということが問われ

ていると思ふ。

E(全通) 七一年末闘争で、かつては運動をそれなりにやってきた職制などにオルグをかけていったら、「そんなアホみたいなことやめとけ」とか「組合とはこんなもんや」「こういう風に裏切られた」という言葉が返ってきた。そういう部分にはくはものすごく興味をもつ。そこに何を答えていくべきかが、この年末闘争でものすごく問われた。

C(電通) いま司会者がいった思想というのは、マルクスやエンゲルスが提起した階級闘争の中の労働者のイメージ、あるいは副少奇の整風文献における労働者の身の処し方とかそういう古典的なものではなしに、現実に管理され、支配された非常にドロドロした一人の労働者のギリギリに追つめられたところにおいて、自分はこれなんだというふうなものとしていわれたと思ふ。本当に運動の中から何をつかんでいくのかということでは、そうだと思う。しかしいまの社会に対して、どう現代的な社会主義をつくっていくのかという問題へ昇華していく内容をもっていない限りは、大学闘争の中でいわれ

た自己否定運動というふうなものならば、一寸ちがうと感ずる。

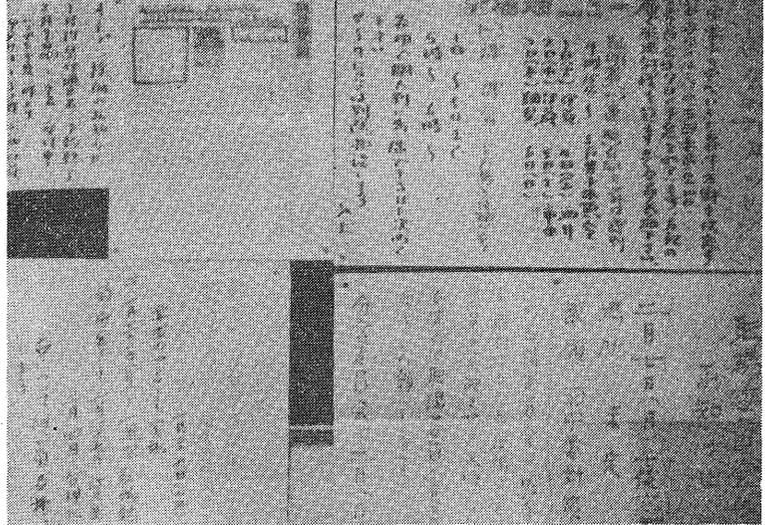
で、いろんなところに、いろんなおかしなやつもあってやつたはずだ。それをわれわれの状況にあてはめて考えれば、やっぱり非常に条件の異なるところにお互いおかれていたわけだ、一つのところで労働者が要求することは、他のところでは労働者

は、決してレーニンでもボルシェビキでもないと思う。あの広大な土地

を疎外するということだ。釜ヶ崎の労働者は、年末を暮すためには仕事はあった方がいいが、大企業労働者はさつきからくり返し出ているように仕事はなるべくサボった方がいい。したがって、両者の要求は異なるけれども、ぼくは両方とも正しいと思ふ。その二つが統一されるべき水準というの

### 提示板の組合電通

は、もっと高いところにあるはずだ。そうだとすると、とりあえずのところ、両者は夫々勝手にワーツと反乱を交えていかなければい



### 労働争議地図

#### 見せしめの公害パーシを許すな!

##### エチル化学労組

昨年一月自動車車の排気ガスに含まれる鉛公害の元凶である猛毒・四エチル鉛の初産工場としてその操業が進行されよとしていた東洋エチル工場が突然閉鎖された。それと同時に、全従業員を一旦解雇し親会社の東洋曹達再就職を斡旋するとして形式的な採用試験を行った。その結果、企業の体質に合わないから不採用という名目で、公害の加害者になることを拒否し企業内部からの告発運動を積極的に展開してきた活動家十五名、を首切った。

エチル化学労組(現在組合員十一名で全員解雇者)はただちに「差別不採用の不当労働行為」の提訴をして長期のねばり強い反撃ののろしをあげた。

地元の青年活動家はただちに「エチル労組を支援する会」を結成し、法廷闘争の継続を物質的に保障し闘争の輪を全国化する活動に入った。企業内告発の後続を保障する上からもこの闘いを勝利させることは重要である(支援する会連絡先)徳山市下上東武井 奥村拓支郎方

### 労働争議地図

##### 日本住着端予

#### 大会も開かず組合員を除名

日本住着端予KKはドル・シヨック不況に名をかりて、人員整理五十八名(組合員の二割)を昨年十一月七日に通告してきた。これに先立って十月五日活動家である浦木靖君へ懲戒解雇の先制攻撃をかけた。その理由は会社自動車の私用「異性との不純行為」というまったくのデッチ上げ。この反対闘争の中心に参加した石川博章君を会社は更に解雇してきた。組合執行部はこの二名を統制処分にした。組合執行部は臨時大会を十一月六日開催し、組合員総数二百三十名中九十一名の賛成をえたにすぎないにもかかわらず、会社案を承認するという暴挙にでている。その後大会も開かず組合員を除名している。しかし、両君に対する組合内の支持はたかまつている。中部地評と「不当解雇に反対する会」に結集し勝利貫徹まで闘いを堅持している。

▽激励先倉吉市清谷福井聡志「不当解雇に反対する会」電話六〇五八〇、倉吉市研屋町中部地評電話二二三三二。

### 国労の幅を絞る

**G (新左翼)** いまの職場は、ゴマをするやつが得をするシステムになっている。これを粉砕していかなければならない。たとえば、港の田中機械の労働者は、昼休みの休憩時間に少し離れた細川鉄工まで毎日かけ足で支援に行っている。肉体労働者にとっ

てしんどいことなんだが、仕事は非常にゆっくりやっている。仕事でゴマすつても得にならんように、組合が賃金の配分権から残業まで管理支配権をもっている。

いま一つは、たとえば事故を起すと、会社は「お前夫婦ゲンカやったらう」と労働者の責任にする。しかし、労働者は、夫婦ゲンカやるのも体制が悪いからやと、何でもかんでも体制のせいにする宣伝をすべきで、そんなことから労働者の仕事への魅力をこわしていく契機になり、職場闘争を持続させる一つの力にすべきだと思う。

**A (国労)** 国鉄は、労働者の健康管理をいっだして、夫婦生活までいいよるけど、ぼくらは大反対してい

る。「お前らというのは、いかにしていまの要員で月の仕事をやらすかという健康管理やろ、そういうのは願い下げじゃ」と。

また、いまの分会制度の中で、過半数をとるといことがどうしてもあるのだが、その枠を広げすぎたという感じがする。広げすぎることによって全体の基準が下がることはいやだ。現実ばかりをみれば、どうしても過半数をとらないかんようになるが。

**D (電通)** その過半数が問題だ。民同はいつも百パーセント運動だが、ぼくらは、二人でも三人でもいいんだと、運動を提起することで過半数を占めていくんだという方針だ。ぼくらの方が正しいんだと、それを提起して圧倒的な中間層を獲得していくんだという方針で、いつも民同と対決している。

**A (国労)** 国労は、そらまた脱落もあるだろうけど、いまの民同も情熱に燃えてやっただともあるだろうけど、やっぱり年を経るにしたがって、もう代るべき時だと思ふ、時代も変ったし。ぼくらも、職場を出発点に国労とも切り結んでいくつもり

だ。

**H (司会)** たんに、よんだところに新風を送るといことにとどまらず、国労の枠を広げすぎたから絞っていくという場合には、そこですてに、かつての国労をのり越えつつある――。

**A (国労)** そういうことだ。

**H (司会)** そういうふうには、国労とも切結んでいくという――。

**A (国労)** その出発点は、まず職場、それから自分自身だと思ふが。現在すでに、国労や職協との対決もないことはない。

### マル生の歴史的意味

**E (全通)** 頭の中の論理ではスカッとしているが、日常的に民同との分派闘争を貫徹するところから先がもう一步よくわからないところがある。

**C (電通)** 国労なり全通の情況と電通とは、それほどちがわれないと思ふ。とくに、「ドルショック」、中労問題を中心に、ここからは権力との全面的な衝突の時期へ展開しつつあるのではないか。この段階にお

ちで、現在が革命的な危機だというのが非常に強い。「ドルショック」以降、非常に変わったことは認めるけれど、しかし帝国主義的な安定を危機だと思ひ込む錯角があった。ただ、労働者が労働強化の面でさいなまれてきているところから、否応なく抵抗というのはこれから出てくると思ふ。思想の問題というのは、そういう中から必然的に変革を迫られてくるのではないか。

**H (司会)** マル生運動というのは精神運動だと向う側がいい、それはつまり向う側が労働者を職場において思想的にも組織しようということだが、現実にはGさんの話のように職場にあるのは労働強化などの問題だ。とすると、マル生運動は、非常に観念論である。そこで、タテマエとしてマル生がもっているはずの高邁な理論も、結局は当局自身गतとえば組合員をこっちからこっちへ移すという不当労働行為の中に矮小化せざるをえない宿命をもっているのだらう。

だから職場の目標管理がすでに破綻を来して、もっと目標を大きく企業や国家に拡大していかないことに

### 労働争議地図

谷川運輸倉庫の太田垣君と「守る会」闘い

谷川運輸倉庫で働いている労働者太田垣君は、昨秋の沖縄返還協定批准阻止闘争で、不当逮捕され、四十日に亘る長期拘留の末、十二月十八日、保釈を勝ち取った。

これに対し、会社側は十一月二十二日、彼の欠勤届を受理し、彼が出社できない状態に置かれていたことを知りながら、「長期欠勤」を理由に、一方的に解雇を通告してきた。この攻撃に対し、戦闘的労働者は守る会(準)を結成して直ちに反撃に立ち上り、彼の保釈後は、就労闘争を連続して闘ってきた。

これに対し、会社は一月十日会社内への立入り禁止を通告してきたが、さらに闘いは燃え広がっている。

### 解雇は当然という労働組合

この闘いに対して労働組合執行部は、彼の組合内における「執行評議員」の地位を問答無用と剣奪し、「自から労働権、生活権を放棄」したものであり「解雇は不名誉」であり、解雇は当然のことであるという態度をとっている。

### 北方君を守る会

一一・一四沖繩返還協定粉砕闘争において不当逮捕され、二十三日間の拘留の後、不起訴釈放された北方君に対して、ダイハツ資本は二十間の出勤停止処分の弾圧をかけてきた。

同盟ダイハツ組は「会社側が懲戒解雇処分を出してきたのでこれには反対した。反省させる意味で出勤停止は当然である」とのべた。

会社は北方君に退寮処分をかけ、彼の生活基盤まで奪おうとしてきた。こうした状況にダイハツ労働者は地域の闘う労働者と協力しつつ、北方君を守る会を結成し北方君の就労闘争を軸に連日のビラ入れ抗議行動を展開し二重の処分撤回闘争を進めている。

ダイハツのトヨタ資本への合併を前に労資協路線をひた走り合理化攻撃を黙認する同盟ダイハツ労働の中から反乱の闘いが開始されつつある。

連絡先  
尼崎市時友長の手二七―三  
北方気付  
北方君を守る会

### 同盟ダイハツに反乱の火があがる

### 労働争議地図

### G (新左翼)

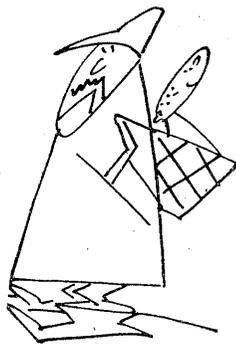
いわる新左翼の人た

それは本日はどうも。

# パンフ抄録

# 友よ!

愛媛県新居浜市  
新居浜郵便局私書箱41号  
雑誌「友よ」グループ



(月刊やさん号)  
No. 39より

まかせるといふことになった。そして各職場で職場会議がもたれたが、妥協を拒否するという決議ができたのは、新居浜支部でただ一つの課だけだった。このスト権の投票についても上からの介入があったと聞く。

会社側の立候補者)に投票しなければならぬのだ。これに対し会社側を支持する人は、例の四名に投票すればよい。つまり、たとえ二つの勢力が均衝していても軍配は会社側に上るといふわけである。

選出される委員は四名、立候補者は六名、うち四名は支部委員会の推せんを得ていた。(中略)

ある課では女子社員を集めて、この四名に投票しろと訓示したというし、またある課では昼休みに組合員を集めて同様のことをやった。当選後に上司が組合員に君達のおかげだ、といってお礼にまわったそうである。また、それほど露骨でない職場では、上司が仕事中にこそそこそと社員の間をまわって、個人的に説得(う)していった。会社側の立候補者が職場に来るといぬいに紹介するのには、反対派の立候補者があいつに来ると、追い帰えしたという話も

## ★逆流に抗して 住友重機械労組の現状 中沢純

……今年の春闘は(注、七一年)、年間臨給制(一年間を単位として、その年の賃金を決定すること)を導入するか否かで、会社と組合の意見がくいちがいが、組合は導入を拒否するという線がなばったのだが、最後になって会社に妥協してしまっ

た。そしてその決定を組合の判断に

要求する仲間の数はぐんぐん増えて車道いっぱいひろがり、交通は完全に遮断、警察の一方的な押しつけに納得できないとする仲間たちは、ふだんからドヤ主、食堂主らと警察が結託して労働者を抑圧していることに對する怒りが次第に盛りあがり、遂に爆発したのである。「あさひ食堂の奴ら威張ってる!」「警察もグルだ!」「やっちゃやえ、やっちゃえ!」「仲間を殴ったやつをあやまらせろ!」どつどつばかりに大労働者群はあさひ食堂に殺到、午後七時すぎ、機動隊が馳けつけたときにはもう完全に粉砕しつくされていた。(以下略)

★寸評 ガリ版刷り二十四ページ、毎月五十円。新居浜市の住友化学、住友重機械など住友系を中心とした先進的労働者の唯一のグループが、この「友よ」をはじめ、反公害闘争などでも健闘している。

## 月刊やさんや 七〇年代 71. 12月 No. 39

### ★記録山谷戦後史を生きて 梶大介

……十一月二十三日、釜ヶ崎の賓客を招いて山谷で一番繁華な八いろは通りVのど真中にあるドヤ組合経営の芝居小屋「吉景館」では「地下足袋まつり」が行なわれていた。丁度、勤労感謝の日でもあり、地下足袋まつりといえ、労働者の祭典と受けとれるが、実際にはドヤ主らのおめがねにかなった者でなければ入場させてもらえないのだ。(中略)

同夜六時半頃、客の一人である山谷労働者若林豊が「あさひ食堂」で、女店員須賀なおえに「ハンライス(御飯半分)と煮込み」を注文した。ところが同女はよく聞きとれなかったのか、「酔っぱらい」と罵りつつ品物を運んでこなかった。若林はなるほど酔ってはいないが、日ごろから客あつかいの悪さに対する不満がかまぐもたげ、同女にチャーハンのスープの残りをひっかけた。それを見ていた同食堂の男店員三名が若林の背を押して外に出し、殴る蹴るの暴行を加えた。それを見ていたマンモス交番から警官が飛びだしてきて、暴行されていた側の若林を交番へひき連れていったのだ。(中略)

★寸評 三十九号は、八最下層の系譜Vとして、第一部が「山谷前史」、それと第二部が右に抄録したものでこれは一九六二年の時のこと。いずれも次号に続く力作である。だが、冒頭論文を含めて、梶の文章が多いのはやや気になる。

★怒りを組織せよ 全港湾建設支部の闘い  
★西成日雇労働者への呼びかけ  
怒りをつめたく燃やそう  
地下水のように  
俺達の怒りは地中深く  
人目のつかぬところで  
日々深く大きく組織されている  
怒りをとぎすまそう  
俺達は黙々と真の實力を  
身につけよう  
酒で怒りを忘れるな  
地下水のように地下深く流れる  
俺達の怒りは、そうだ!  
ピストルも、戦車も、  
ジェット機をも  
焼きつくす怒りだ!  
怒りを組織せよ。



その発端はこうだ。

★編集 山谷問題研究会  
★発行所 山谷自立推進協議会  
東京都台東区清川二一七七一  
電話八七三・八四〇三 価二百円

★寸評 西成分会(本号レポート参照)と、同じく全港湾建設支部人文社分会の偽装倒産反対闘争を、ピラや資料を中心にとりまとめている。他の分会の闘いも知りたいところだ。  
★連絡先 大阪市港区市岡 全港湾関西地方本部建設支部 電話五八一〇六七六

# 沖縄72返還とは何か

新崎盛暉

沖縄返還協定批准阻止闘争が決定的なヤマ場を迎えた71年11月15日、法政大学現代民主主義研究会主催集会上での、沖縄問題研究家としての新崎氏の報告を、文章化したものである。



## 〈戦後政策としての沖縄の地位規定〉

戦後の沖縄は、二十数年間、米軍に軍事支配されてきた。そして沖縄は、太平洋における一つの軍事拠点として、米極東政策の「要石」としてその位置を与えられてきたわけである。第二次大戦の終結間際に沖縄を軍事的に支配した米軍は、戦後処理の段階で、日米安保条約によって沖縄の地位を規定せずに、むしろ講和条約（サンフランシスコ平和条約第三條）で沖縄の地位を規定した。つまり、沖縄を半永久的に米軍政下におくことによってその規定を行なったわけである。

で、このことは一体何を意味しているのか。米軍による占領政策にひきつづき講和条約という戦後処理の段階、日米を中心とする連合国との戦争状態の終結という段階に到ってもなお、そして、安保条約が締結されて日本に米軍基地を保持するという形での日本の独立が成立してもなお、沖縄が講和条約によってその地位が規定され、日本から分離支配されたのは何故かということを考えね

ばならないと思います。

その場合に、沖縄というのは、明らかに日本本土とは違った形でつまり安保条約に基づく基準とは違った特殊な基地として米軍によって位置づけられ、日本政府もその政策を承認していたことをみておかねばならない。そして、そういう特殊な沖縄基地の役割、すなわち核基地として、あるいは自由自在に出撃できる基地として米軍領土と変わらぬ形で支配できる地域。しかも、アメリカの国民に保障しているような権利というものを沖縄人民にはまったく保障しない状態で軍事優先政策を維持するような基地としての沖縄。このような位置づけが講和条約の締結の時点で、ないしは安保条約の時点で、すでになされていたわけです。

したがって、このような米国の政策が戦後一貫して遂行されていく、日本本土からの沖縄の分離支配を前提とした上で、日米軍事同盟、日米安保体制がとられてきたということ

を私たちはまずはっきりと捉えておく必要があります。

## 〈復帰運動の出発点〉

米軍による日本本土からの分離支配ということが戦後政策の一貫としてとられた沖縄の基本であり、沖縄基地の特殊性というものは本土から政治支配という形で形成されつつしてきたわけですが、さて、そういうなかで、沖縄においては、米軍の支配から脱却する運動を復帰運動という形で求めてきたといえるでしょう。

復帰運動が出てきたのは、講和条約が締結されて、沖縄は日本が独立した後も現在の状態のままでおかれるか否かというような選択が住民に迫られた時に、住民のなかからいわば自然発生的に起こってきた一つの運動としてあったわけですね。それは、一つには軍事支配拒否という意味をもっており、もう一つには平和憲法下の日本というものをイメージとしてより美しく描きすぎた面がありました。そういった日本への復

帰を理想として掲げたわけですね。

で、その後の軍事支配に対する闘いが祖国復帰運動に結集する形で進展するわけです。しかし、そうした形で進展してきたがために逆に国家というものに対する見方とか、日本政府の政策に対する批判などが非常に欠落していたという点は見落してはならない点です。けれども、ともかく軍事支配からの脱却を基本的には目指しながらも、現実には生活のすみずみまで支配されているという大衆の生活実感のなから生れた運動として復帰運動が展開されてきたわけですね。しかし、そういうものを完全に無視する形で米国の軍事支配が貫徹されてきました。

## 〈客観的要請としての沖縄返還政策〉

### 今までの米軍による戦後政策が、六七年の前半で逆転しはじめます。

それは、六四年末の佐藤内閣成立段階から、佐藤内閣は「戦後処理」ということを基本的に掲げ、「沖縄の祖国復帰が実現しないかぎり、日本の戦後は終わらない」という名文句を

吐くわけですが、その前向きな（！）

姿勢とは裏腹に、実際の沖縄返還政策は、極東政策に支障をきたさないかぎりにおいての妥協策であり、かつまた米国の単独軍事支配を補強する政策として遂行されたことは疑いを得ません。

ところが、「基地の機能を損わないかぎりにおいて施政権の返還も考える」と米軍に云わせしむるような状況が現出してくるわけです。

そして、そのような状況を生み出すに到った背景として、三つの要因が考えられます。

その第一点は、云うまでもなく、アメリカのベトナム政策の破綻です。つまり、ご承知のように、六〇年代初期からつづげられてきたベトナム戦争に対して、六五年二月の北爆を契機にアメリカは全面的に介入するわけですが、その際に、沖縄の第三海兵師団を中心とする地上部隊が大挙して、ベトナムに派遣される。

そしてその部隊はやがて五〇万を越え、六七年には、ついに朝鮮戦争当時の規模の兵力がベトナム戦争に投入されていることが米国防総省から発表されることになってくるわけ

## 日共＝民青に自己批判を要求

大阪・吹田市教組

一一・一四・一九闘争で一名の死者と一名の逮捕者をだした吹田市教組では、激しい闘いがおこっている。「永田先生の虐殺を糾弾する」との青年部教研ニュースを日共は青年部常任委員で一名多数をもって回収を命令した。組合代議員会では「永田先生ら暴力分子を組合は支持すべきでない」という意見は六十人中十数名の支持をえにすぎず、この意見を主張した組合員に対しては、発言の撤回、自己批判、遺族に対する謝罪表明が圧倒的多数の賛成で可決された。しかし日共は「M先生の発言を考える会」をつくり、分策策動をあくまでおしすすめようとしている。釈放された三谷先生（青山台小学校）が一月八日出勤するや、有無をいわさず担任をはずし、校内にパトカーが横づけになるという異常な警戒のなかでおこなわれた。校長は三谷先生の授業内容を報告せよと命令し、授業内容についてフアン的な干渉をおこなっている。これに対して日共はだまっていたが、抗議行動は急速にもりあがっている。

## 労働争議地図

です。

しかし戦況はアメリカの思うように収拾し得ないばかりか、軍事政策の破綻が明確になり、それにとまらぬ形で政治的な破綻もクローズアップされてきます。

すなわち、宣戦布告なき北爆に対して、西欧諸国のアメリカ批判が起る。

いわば、国際世論のなかでアメリカの威信の低下と孤立化が始まるわけです。

そしてそれが、今年の国連での中国招請のアルバニア案の圧倒的決壊とか逆重要事項決議案の否決という非常にドラスティックな形で顕在化する。

また、国内的には反戦運動の高揚や黒人解放運動などが政府を突き上げる。そしてその反面で、たとえば、社会的思想的な退廃現象がアメリカ全体を被っていくということが顕著になる。

一方、経済的な破綻もベトナムへの大規模な軍事支出にもなつて急速に進行する。

すなわち、反共軍事諸国家に対する経済的軍事的なテコ入れによって

アジアの経済的権益を保持していた

アメリカは、それがもたらした六〇年代初期からのドル危機という状態に、ベトナムへの全面的な介入によってさらに拍車をかけ、ベトナムへの全面的な介入によってさらに拍車をかけてしまったわけだ。

第二点として、沖縄支配政策の破綻があると思います。

それは、戦後の運動、とくに五六年頃からはじまった島ぐるみの軍用地接収の反対運動から発する沖縄の米軍の直接支配に反対する運動が、六七年には一つのピークに達するわけです。

すなわち、六五年の北爆開始とともに、これまでの復帰運動のぬぐいがたい民族主義的性格が、国際的な反戦運動との連帯なしには沖縄の現状打開はともおぼつかないんだという主張が、政治的主張として登場しそれが復帰運動の盛り上がりにつながっていくわけだ。

そのなかでも、「教公二法」阻止の闘いは沖縄教職員会の画期的な十割休暇闘争をバネに大衆運動を高揚させ、議会を警備する警察隊の数十

倍のデモ隊が警察隊をばうぬきに

して議会を逆包囲、警察力をもってしてもなんとか強行採決をやるうとしていた支配勢力を震撼させ、とうとう大衆運動が物理力によってこの法案を廃案にさせてしまったという意味から注目し値すると思えます。

で、「教公二法」阻止闘争に刺激される形で全軍労の闘争などが出てきたことは大衆運動の前進を物語るものでしょう。

一番大きくて無力だった全軍労が、布令に縛られながらも六八年頃からストライキを実質的に行ないはじめ、六九年一〇・九ストを経て、七〇年代の沖縄における闘争の急進勢力として、かつての教職員会にとつて代わる存在として登場します。

そして全軍労の闘いは、米軍政の根底をなす基地機能の維持を内部から突きくずしていく闘いとしてあつたことは衆目の一致するところであると思えます。

したがって、アメリカの沖縄政策の破綻は、すでに六七年の「教公二法」阻止の大衆的な闘いによって促され、政策転換を余儀なくされ、沖

縄返還政策を導き出したといえるでしょう。

第三の要因としては、日米両国の相対的な力関係の変化、とくにアジアにおける相対的な力関係の変化です。

日本帝国主義をたいたアメリカ帝国主義は、中国の社会主義革命の進行や東南アジアにおける民族独立運動の進展などによって極東政策の修正を余儀なくされる。

一方、日本は五〇年の朝鮮戦争を足場に、アメリカの同盟国として米軍の軍事的な需要に応えながらも、その経済力を伸ばしていく。

そうした中で、六〇年安保改定を経て、六五年の日韓条約を締結した日本は、もはやアメリカを上まわる形での海外進出を行なうわけです。

しかし、日本の支配層のなかには経済的な権益をまもるだけの軍事的な必要を感ぜざるという主張が、六〇年代中期に出てきます。

そして、軍事産業の拡大が必然的に日本の軍事的な拡大をもたらしてきます。

### イ 米極東政策の再編強化

このような情勢のなかで、アメリカはベトナム政策の再編強化をこころみるわけだ。

それは、日米間に限定すれば、日本の役割の強化であり、同盟国における地上戦力の強化ということになり、それを決定したのが六九年の「ニクソン・ドクトリン」であるわけだ。

他方、日本の支配層もまた、アメリカの要請であるとはいえないながらも、政治的経済的そして軍事的援助を積極的に買って出るわけだ。

それは日本の内部的要求、すなわち海外市場の確保と軍事的な拡大とに見合うかぎりにおいてですけれども。

したがって、このような政策を全面的に展開していく上で必要となるのは「国民的合意」ということになります。

「国民的合意」を形成するための必須条件として沖縄返還政策が私たち国民の前に押し出されてくるわけだ。

つまり、六七年が日米軍事同盟の再編強化の過程の第一歩となるわけだ。

日米軍事同盟の再編強化の内実はたとえば東南アジアへの経済的援助の肩代わりや、反共軍事政権へのテコ入れから目前の軍事的増強までが沖縄返還のための一つの条件という形で位置づけられるわけだ。

### 口 沖縄返還交渉の内実

六七年十一月の佐藤・ジョンソン会談が、沖縄返還交渉の重要な幹となるわけだ。

すなわち、返還交渉の内実は決して沖縄返還ということではなくて、日米安保体制の再編強化のための協議であったことは共同声明一つをとつてみても明らかです。

「佐藤・ジョンソン共同声明」の冒頭では、核武装された中共の影響力の日米共同による封じ込め、それを補完する意味での日米安保条約の堅持、東南アジア諸国に対する経済援助、さらには特殊沖縄基地の重要性ということが、共同声明のなかで確認される。

そして佐藤首相は、この声明のなかで「両三年内に沖縄が返還されるであろう」というわけですが、国民の追放の目をかわすためにまいった

### 兵庫県三原高校

一昨年十月兵庫県淡路の三原高校で、淡路国際空港の反対運動に従事し、コース制と五段階評価に反対していた山下敏秀教諭は「教育計画にしたがわぬ」と、授業内容を理由に解雇された。この闘争に絶望した生徒会長は自殺した。首を切った当の校長はいまや西宮市立高校に栄転し、ぬくぬくと椅子をあためている。同和教育に力を入れるそぶりを示し、話のわかる校長としてふるまおうとしている。これにいまだおつた当初は山下解雇反対闘争をさばりつづけ、校長への抗議行動も傍観していた執行部もこの自主的な組合員の行動によって、県教委への抗議へとりくまざるをえなくなっている。

### 山下、首切りの責任をとれ!

### 全金京都寺内製作所支部

反戦と知って採用中止・解雇  
昨年の五月、本採用を前提として吉川卓子さん(二十二才)は、二カ月契約のアルバイトとして採用された。七月下旬、会社は採用条件不適合として本採用の申請をとりけす。すぐさま職場から抗議行動がおこり、この拡がりをおそれた会社は九月二十三日、十月二十八日付で解雇する旨を本人に通知する。ところが会社のねらいとは逆に、問題は全金寺内支部全体のたかひを誘発する結果となった。執行委員会や大会で支援決議がされ、団体交渉を重ねるなかで十月二十九日から連日就労闘争を展開、実質就労をたたかいとる。

十一月六日、会社は親会社三菱電機の意向をうけて対決の姿勢をかため、職場に社長名のビラを配り、八日本人に「立入り禁止」を通告。組合が職場集会を開いて裁判闘争を中心としたたたかいは戦術転換をはかるうとしたことから、本人との間に意見のそごをきたし多くの貴重な教訓を残しつつ闘争を終結。

軍事的価値の低い小笠原諸島を返還してもらおうわけです。

したがって、六七年前半から始まった沖縄返還政策の内実は、明らかにさまさまの軍事優先政策の一点にしばって行われてきたことがこの共同声明によって実証されているのではないかと思うのです。

### ハ 日本の自主防衛の研究

この日米交渉が始まる前に、佐藤首相はそれに先立って台湾、韓国、南ベトナムを歴訪しています。

この佐藤歴訪に対して当時の三派全学連の二次にわたる羽田闘争が展開されたわけです。

そして佐藤首相は、この東南アジア訪問が沖縄返還交渉を有利に展開するための条件であると強調した。

つまり、それが佐藤訪米後に明らかにされた日本の自主防衛の強化ということにつながるわけです。

その裏付けとしては、訪米後の最初の国会での所信表明演説の冒頭で、佐藤首相は「自らの国を守るといふ気概が沖縄の祖国復帰につながるんだ」と言明しています。

日本の自前の軍事的力の増強という

のは沖縄の返還とは無関係であったけれども、佐藤政府の政策の上では沖縄返還交渉をやりやすくするため条件作りとしてあったことを見たらねばならないと思います。

### △「日米共同声明路線」の企図するもの

六九年十一月の「日米共同声明」

路線によって、ますます沖縄の基地が重視され、日本の対東南アジアに対する政治的、経済的、軍事的侵略の性格が露骨に打ち出されるわけです。

そのことは、七二年に始まる第四次防衛計画の飛躍的拡大とその根幹をなす沖縄への自衛力強化、自衛隊派兵にみられるように、さらにまたナショナル・プレスクラブにおける

佐藤首相の演説での「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要である」とか「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとってきわめて重要な要素をなす」という前向きな姿勢が物語るにやぶさかでない。そして、七二年に返還が予定される沖縄も含めて日本の基地全体が日

米共同の管理支配下におかれ、いわゆる「本土の沖縄化」政策が着々と進行するわけです。

一方、アメリカ側はちゃんと計算をしていて、「日米安保条約の制約下に沖縄が統合されることはマイナスである。しかし、それを上回る利益を日本はもたらさずである。つまり、日本がこれまでにないほどにアジアの安全に関心の目をむけてくれていることだ。そういう姿勢に照らせば、安保条約の制約も決して制約とはならない。」と強調する。この点に私たちはハッキリと返還政策の企図するものをみなければなりません。

この共同声明の事後処理として、いわば返還協定の調印があったとみてとることが出来ます。

したがって、前文と九条からなる「沖縄返還協定」は多くの問題点を有しておりますが、対米請求権の問題とか裁判効力の継続の問題とかは第二義的な問題として、やはり、返還協定の本質は、日米共同のアジア支配、あるいは「ニクソン・ドクトリン」の実質化という点にあると思えます。

### △「第三の琉球処分」としての沖縄返還

沖縄返還政策の総体というのは、

ある意味では「第三の琉球処分」とか沖縄の帝国主義的な統合を軸として行なわれてきたこと、それだけではなないのであって、もっと幅広い政策の総体として推進されてきたこと、そういうなかで沖縄に関してみるならば、それはまさしく「第三の琉球処分」として行なわれようとしているというふうにとらえるべきだと思えます。で、その場合に基本となるのは、アメリカはもはや施政権を放棄するということが明確になっていることです。

そして、その代わりとして沖縄基地の再編強化があるということ、基地労働者の首は決して基地機能を弱めるということではなくて、むしろ合理化、機能強化の一環としてあることをみなければなりません。

基地の機能は補給中継基地として強化され、そのおよぶ範囲は当然東南アジア全域、すなわち「ニクソン・ドクトリン」の貫徹という形で調整されるわけです。

そして、それに対して、日本政府のとった政策は、住民対策の基本的な思想としての「本土並み思想」の普及です。

これまで復帰運動の側が口にしてきた「本土並み」という言葉が、政府の返還政策の先取りとして何でもすべてを「本土並み」にするという形で事が運ばれようとしているわけです。

この「本土並み」政策のもっとも重要な課題として出されたのが、いわゆる国政参加選挙であったわけである。

国政参加選挙によって沖縄の議員を返還協定の審議や沖縄の議員を返還協定の審議や沖縄復興政策の審議に加え、七二年返還をやりやすくするんだという意図が佐藤政府にはあったわけである。

さらには、教育委員の任命制の実施、警察力の本土並み強化、そして必然的に、自衛隊の本土並み配置、等々にその政策が拡大しています。

しかし、自衛隊の本土並み配備計画は決して「本土並み」ではないというところ、むしろそれ以上の緊密な共同軍事作戦の性格を有した計画で

京都市民センター

いわゆる「カギツ子」対策として、学童保育を市の委託事業でおこなっているキリスト教系「南市民センター」で、七〇年三月、指導員である二人の労働者が解雇された。主たる雇用主は京都市がキリスト教ミッションかのむずかしい問題があるとはいえず、センター側のロッキンにあって二名の労働者と在日朝鮮人学童たちが路傍にほうりたされてしまった。

### 労働争議地図

#### 革新市政日共も首切り支援

二人の指導員は京都地域労組の組合員であるところから、たたいは必然的に労組との対決になっていく。近くの広場で青空保育を続けながら、保護者の全面支援をえてたたいを続行。ところが、闘争が進むにつれてセンター側に有力な味方が現われてきた。日本共産党である。指導員でつづっている連絡協議会（日共系）は、「あれは反戦派だ」と叛旗をひるがえし、地労委では、弁護士夏目文夫を派遣して、「地域労組は反戦青年委の仮装である」と、労組つぶしにやっきである。

(連絡先：京都地域労組)

あることを見抜かなければなりません。

このことは、日米相方が、返還協定調印から十二日後の六月二十九日の日米安保協議委員会において、日本の沖縄防衛の方法ということを書き確認しあっているわけです。

### △反軍・反基地としての沖縄闘争

で、このようなギマン的な返還政策に反対する沖縄住民の声は、それがとくに自衛隊の配備に集中していることをみてとらねばなりません。

九月末に朝日新聞が発表した世論調査によれば、自衛隊の沖縄派遣とすることに關して、本土では賛成五四%、反対は二五%。一方沖縄では、絶対に反対するが五六%もあり、賛成はわずか二二%でしかない。本土と沖縄では賛否がまったく逆転するわけです。

したがって、沖縄住民の意識は、結局、自衛隊配備が緊密な日米共同軍事作戦として、米軍の肩代わりとして行われるということを直感的に見抜いているからだろうと思えます。

### 労働争議地図

#### バイト労組つくり二度の首切り撤回

##### 京都九条病院

バイト、パート、臨時労働者生活がかかっているかどうか重要な点ではなく、経営にとって不可欠の、もっとももうかる労働力である。

このことは新日鉄から九条病院までひとつのラインで結ばれている。

七一年一月十八日、周到な組織活動のもとに四名のアルバイト労働者はたたかいたいどんだ一枚のピラを配っても首になるほどのワンマン経営者。あんのじょう首切り宣言。二月八日アルバイト労組結成、病院をステッカーでうづめるなかで連日の抗議行動、ピラまき。十二月のストライキで団交をかちとり、ついに首切りを撤回さす。

二度目の首切りは、五月十九日、Y君が「沖縄協定粉砕闘争」で逮捕され、四十八日間オリのなかにほうり込まれた。「長期無断欠勤」の理由でさっそく解雇。労組の反撃にあって「休職命令」、これをかけて連日就労闘争を展開。七月五日、無条件職場復帰。(連絡：京都地域労組)

で、このような「本土並み」政策の一環としていろいろな特別措置法が国会に上提されているわけですが、そのなかでもっとも注目しなければならぬのは「沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案」です。

佐藤政府は税制や行政の面で種々の特別措置を講じながら、公用地の強制収用を考えているわけです。

すなわち、現在の土地の地代の六七倍を出せば土地を貸してもよいとする地主団体には、政府がその要求をすっかり呑んでその額を出す。しかし、それでも大体五千人位の地主は基地として土地を提供するのはいやだということで拒否する。そこで、金で応じない部分には右の法案でもって強制的に取り上げようとしているのです。

このようなオドシたり、スカシたりしながら、佐藤政府は返還政策を進めているわけですが、これに対して沖繩の復帰運動というものが大きく転換し始めてきているし、大衆の意識も転換し始めてきているという点を見落してはなりません。

で、沖繩の場合にはすべて復帰運

動として集約される形で運動が進んできたわけです。とくに初期においては基地問題には目をつぶっていたわけですが、ところが「佐藤・ニクソン会談」あたりから、「反戦復帰」という形で自分たちの復帰の理念を表現しはじめています。そして「日米共同声明」が発表される段階で、復帰運動は大きな混迷状態に陥るわけです。

混迷に陥って復帰協は「共同声明路線粉砕」という方針を打ち出すのですが、そのとらえ方は非常にアイマイなわけで、「共同声明」路線の具体的なあらわれとしての基地労働者の誠意の問題に対しては復帰協がこれを支持して闘うという形が生まれないわけでは、このような復帰協の対応の仕方に沖繩住民は、「復帰不安」を抱きはじめるわけです。そして一部の知識人のなかから「復帰拒否」だとか「反復帰」だとかいうような主張が出てきます。しかし大衆運動としての復帰運動は、非常に動員力も低下し、低迷状態をつづけていきます。

そういうなかで、復帰運動が従来吸収していながら、その後吸収しき

れなくなった大衆の鬱積した感情が爆発する形で、たとえば一昨年十二月のコザ暴動が起こるわけです。

コザ暴動の場合にとくに注目しておかねばならない点は、道で車を焼いたということよりは、民衆の一体がまっしぐらに基地に突入して基地の施設を焼き払ったというような、いわば反基地闘争としての性格があるということです。

もちろんコザ暴動というのは、これまでの復帰運動が培ってきた反米民族主義的な側面もかなり濃厚にあるわけですが、そしてコザ暴動というものが、その後の大衆運動、毒ガス撤去の問題とか、その他の運動への一つの大きな衝撃となって沖繩を揺すぶったということは言をまたないことでもあります。

それからもう一つは、七〇年の全軍労闘争が、いわば、本土並み退職金の支給のなかで崩壊していく、あるいは全軍労委員長が国政参加選挙に参加していくという形で全軍労闘争を巧みに収拾していくという過程があるわけですが、昨年の三月頃から全軍労のなかにいくつかの青年部が生まれて、それが独自の運動や組

織的な運動を展開しながら従来の全軍労闘争の枠を乗り越えていったという注目を注目しておいていいと思います。

さらに、復帰運動の運動スローガンの変遷も注目しておかねばなりません。

たとえば、「反戦復帰」と表現していたものが、今年の五・一九全島ゼネストを契機に「返還協定粉砕」ということを掲げて運動が進展するわけです。返還なり復帰なりをこれまで神聖視してきた運動を否定する形で、沖繩の現実をどう変えるかという問題を問うる形で、鋭い問題提起がゼネストを通じて行なわれたということに重視しなければなりません。そして、これをひきついでた形で、最近では全軍労が七二年の運動方針のなかでは「基地撤去」を掲げるわけです。

この運動方針の先取りとして官公労などが一・一〇ゼネストにおいて七〇数のスト権を確立したわけ

です。また、国会の傍聴席で、沖繩青年同盟の労働者が爆竹をたいて沖繩返還協定反対の意志表示をしたわけ

ですが、ピラの要旨は、沖繩自体に決定権を奪い返さねばならないとする思想的な動きが出てきていることを注目してよいことだと思

います。そういうような形で沖繩の運動は流動しつつ、しかしある意味では非常に大きなうねりをもたせて前進してきていることをとらえておく必要があると思

います。一方、本土における運動は、非常に立ち遅れているわけでは、沖繩でのゼネスト段階で唯一「調印阻止」を掲げて闘ったのはごく例外的な部分でしかなかったし、社共はこれに對して全然対応しえなかったという現実があるわけです。

そして社共は、返還協定の内容について「核も基地もない沖繩返還」という立場から批判はするけれども、政府の返還政策の推進過程には現実的な対応ができていないわけ

です。最後に、私たちが再度明らかにしておかねばならないことは、沖繩返還政策というものは、決して沖繩住民への譲歩として出されてきたものではなく、むしろ日米共同支配政策をあくまで貫徹する上で必然化した

ものであり、この政策を阻止しないかぎり決して沖繩人民が本来的に望んでいた軍事支配からの解放というものはないんだという観点を、私たちはハッキリとさせなければならぬだろうと思

います。さらには、もっとも焦眉の課題としてある「返還協定粉砕」なり、「批准阻止」なりという闘いが、この逼迫した段階においては明確に正しいんだということ、そして、この闘いを貫徹することが沖繩人民の二〇数年にわたる不屈の闘いを援護するということが、したがってこの闘いを貫徹することが沖繩人民の軍事支配からの解放につながるということを確認しておかねばなりません。

以上で、沖繩七二年返還政策の総体と、それに対応する、とくに沖繩人民の動きについての具体的な事実関係を、私なりにどう整理しているかということについての話は終りにしたいと思います。

## 労働争議地図

### 伊丹・倉毛エレクト 労組

七一年十月二十一日、倉毛エレクトの組合活動家中川氏は、人事課に呼びだされ配転するよういわれた。同じ職場の仲間一五人が、組合に説明を求めに行き、その後七名が早退した。

倉毛資本はこの行動に対して三十分間の職場離脱を理由に、中川、森・甲斐氏の三名を懲戒解雇、四名に出勤停止処分をかけた。同盟倉毛エレクト労組は、解雇不当として地労委で白黒をつけるようにとの中央委員会決定をだしたが地労委は、直接判断を示さず、苦情処理委員会でケリをつけるようにとの結論をだした。

## 二転三転して最後は解雇

苦情処理委員会では、六対四で懲戒解雇処分を逆に認めてしまった。このように一時は処分は不当との判断を示しつつも、反対運動も展開せず、会社の攻撃を認めた同盟倉毛エレクト執行部に抗して、労働者の権利を守り抜くべく、裁判闘争を軸に、不当解雇撤回の闘いが開始されている。

## デモ逮捕での解雇は無効

### 三菱長崎造船労組

六九年の一〇・二一国際反戦闘争に参加して、凶器準備集合容疑で逮捕された亀屋和明君ら三名に対し、三菱重工資本は、①刑罰法規に触れる行為をした②許可なく欠勤した、などの理由で解雇した。

(長船第三労組の出発は、当時の第一組合多数派)社共が、この処分を黙認の態度をとった事に対して、労働者への権力の攻撃から守れないようでは、組合の意味を失ったとして分裂した経緯がある)

これに対し亀屋さんらと、長船労組(第三・少数派組合)は警察に逮捕されただけで、刑罰法規にふれる行為はしたとはいえない等、不当として長崎地裁に地位保全の仮処分申請をした。一月三十一日、菱田裁判長は全面的に三君の仮処分申請を認め、三人をもとの従業員立場に戻すこと、またこれまでの解雇期間の給与合計を支払うことを三菱重工に命じ、解雇無効が言渡され、反戦派の完全勝利となった。

## 労働争議地図

# 産報化へひた走る

## 労戦統一の歴史的意味

清水

### 急転回した

#### 労戦統一の動き

七一年二月以来、挫折をとりざたされていた労働組合再編成の動きは急転回をみせている。一月二十八日、全国民労協が予定通り旗あげした。これに符節を合せるように労働戦線統一拡大世話人会幹事会は、マスコミが伝えるように一月二十一日夜、いままでの十一単産で作っている拡大世話人会に、全国金属を含めた六単産を加えた十七単産に変更した上、二月下旬には「統一会議」を発足させることをきめたが、早速総評の戦線統一対策委もその夜

これにのることをきめた。ただまがこたえるような素早さであった。

二十一日午後、東京、三田の電労連本部でひらかれた労働戦線統一拡大世話人会の幹事会は①全国金属の参加をみとめる②その場合、現在十一単産で作っている拡大世話人会のかわりに十七単産で構成する新しい組織をつくる③二月下旬には戦線統一の新しい母体のための中間的な組織として「統一連絡会議」を発足させる、などをきめた。

このあと総評は戦線統一対策委で①全国金属の参加がみとめられたのだから、十七単産会議に参加する②その場合労働四団体を含めて春闘での共

同闘争を強める③新しい統一体の運動路線について、世話人はすでに経済闘争に重点をおく「実践的労働組合主義」をうち出しているが、それには拘束されない、などをきめた(一・二二朝日新聞)。

「労働戦線の再編・統一問題は、この一年間総評左派組合の全国金属を加えるかどうかでもめていたが……同盟側がこれまでの反対の態度をかえ、これをうけて総評も同日全国金属を含めての参加をきめたことで決着した」と朝日新聞にはかかれていた。半面、毎日新聞には「このため十七単産の会議だけは春闘前に開催される見通しが出てきたが、統一につ

いての見解の食い違いは変わっていないので、それ以上の進展は望めない模様」などもかかっている。マスコミ、ブナヤの解釈に、ニュースのちがいはあっても、右翼再編の圧力の前に、論議が屈服してゆく一階梯を踏んだということには間ちがいはない。

### 右翼路線に屈服した総評

もともと七一年二月、再編推進派が「統一世話人会」を「発起人会」へ発展解消することに失敗したのは総評機関が推した全国金属のうけいれについて、意志統一することが出来なかったということだった、総評の反発も主としてこの手続きの上のメンツ問題にとどまって「何のために、何に向って統一を推めるのか。右派が指導権をとってよびかけている、統一」の狙いと方向は何かか——大衆的な関心と息吹きをかきたてることからは、縁遠いところにほったらかしたままだった。

そしてこの間、かれらの再編は、労務管理の御用をつとめる組合という名の官僚機構の結集にいそしんでいた。合化労連のドル箱といわれ

る住友化学労組は「脱退」の恫かつ

を合化労連に加えて、総評を分解、再編に引ずるプロモーターに太田委員長を仕立てていった。

総評の最左派を自任する全国金属の場合、日特金属(東京、田無一、二〇〇名)は昨年末、突如として全金脱退を臨時大会できめ(七〇〇対二五〇)、全金に残留したのは人員整理対象者二十六名とその他の十三名にすぎなかった。浦賀、玉島の分裂攻撃に次いで、金属産業にひろげられた住友独占の組織攻撃だった。

同じ住友系列下に入った北辰電機支部(太田約一五〇〇名)も、すでに中間機関はもとより、執行部の主導権も右派に掌握されて全金分解の拠点に仕立てあげられようとしている(労活ニュースNo.10)。西の住友重機も、全金の方針を返上し、いつでも全金を脱退する気配をただよわせることによって、全金幹部に圧力と索制を加えている。

全金と「行をとるにしよう」といつていた私鉄の場合も、京阪神は大阪民労協に、名鉄は愛知民労協に、京浜は関東民労連にとりこめられるなど「大手十三社」の分断が進行して

いる。

「統一至上主義」の毒素は、このような組織分断の基礎をともなうて、いよいよますます総評指導部の脳髓を食いあらしはじめた。

勢いにのった右翼再編派は、各地民労協と拡大世話人会との調整、結集をより緊密なものにしていった。昨年九月末、拡大世話人会は、いわゆる「基本路線」なるものを確認し「産別組織、地方民労協などと充分連携をとり」「地方同盟としては、民労協結成に積極的に参加し、全国地方一体となって対処する」ことをうたっている。関東民労連(三〇〇組合・一一〇万を呼号)は

「労働戦線の再編統一については、拡大世話人会を軸として、これを地域からバック・アップする」と、みずからの再編への任務規定をおこなう。また全国民労協の第二回結成準備会(十一月)でも、これをうけて「拡大世話人会の位置づけは、労働戦線再編統一の全国的な軸とするとの認識にたち、われわれは各地域からバックアップする」と一体化を確認している。

### 右に基盤をおいた

#### 拡大世話人会

次の三条項にまとめられた拡大世話人会の「基本路線」は、以上のよる右翼の結集と調整の上に作られたものであり、それはかれらの自信の表現であるとともに、資本の危機を反映し、帝国主義、日本資本主義のために、より強い組合を作らなければならぬという緊急要請にこたえた焦りの表現であるともいえるだろう。

一、実践的労働組合主義を基本とし、労使は独立、対等である。  
二、議会制民主主義を柱とし、国民的、市民的課題に社会正義の立場から積極的にとりくむ。  
三、政党の関係は、相互介入の原則にたち、政策を通じて革新政党との協力関係をもつ、

こうして、宮田、原口ほかに、総評内にもう一人、太田を再編プロモーターに仕立てあげた再編派は、より柔軟なかまえをとって総評指導部に切りこんだ。「拡大世話人会を

当初の予定通り十七単産に拡大し、その中に全国金属を加えて路線論争をおこなえば、全国金属を孤立させることができる、全国金属が脱退しても、その責任は孤立した全国金属の非に帰せられる」ということであつたといわれている。十一月八日、拡大世話人会は総評三単産(合化、私鉄、全国金属)と会合して、「基本路線」を披露した。

一、全般的統一といっても、無原則にはやれないので、当然一定の制約がある。  
二、実践的労働組合主義とは、行動・実践をともなった組合主義を強調している。

三、政党との協力関係は反自民、反共ということであって、それ以外の革新政党との協力をさしている、(以上前川世話人「電労連」)  
四、労働組合主義の発展は階級闘争路線にまで変ってゆくというこ

とは考えていない。  
五、拡大世話人会からこの試案の基本を変更することがあってはならないと注文がつけられている。  
六、この試案は拡大世話人会、全

プで基本的に了解をえている。  
（以上天地世話人「全金同盟」）  
十一月十八日付全国金属の機関紙には、以上のような拡大世話人会側の説明要旨とともに、佐竹書記長の反論が掲載されている。「統一できる共通の要求を実現するための共同行動をつみ重ね、相互理解を大衆的に深めることが統一運動の緊急課題である」というのが、世界労連の統一運動をなぞった佐竹論文の結語であった。

### △どちらに吹くか

#### 太田ラッパ

住化労組をテコにして太田合化労連委員長を完全に掌中におさめた再編推進派は、全国金属の反論など歯牙にもかけず、拡大世話人会事務局は「統一プログラム」を作りあげた。

- 一、二月拡大世話人会を発展改組して「統一連絡会議」を発足させる。この期間を一年ないし一年半とする。
- 二、「統一連絡会議」は「新ナショナルセンター結成準備会」に発

展改組し、半年ないし一年後に「新ナショナルセンター」を結成する。

というもののようであった。推進派による分断、切取りの公然たる戦闘宣言ともうけとれた。そして、十二月十五日、総評の戦線統一対策委で太田合化労連委員長は「フリー・ハンドの立場」を明らかにして居直った。

「戦線統一についての総評の態度は硬直化しすぎている。世話人会の側もたしかに公社民共闘路線にこだわりすぎている面はないではないが、基本路線について拡大世話人会の幹事会は、試案として提示しているのだ、総評ももっと柔軟に、路線審議の中で共通点を見出すよう努力する態度をとるべきだ。もし総評がこのまま硬直化した姿勢をとりつづけるなら、合化労連としてはフリーハンドの立場をとらざるをえない」と。こうして、一月十一日、東京、田町の「ぼたん」でひらかれた総評五単産（鉄鋼・全鋳・合化・全金私鉄）全国金属委員長会議（市川・大木も参加）は、全国金属陥落の場となった。

太田「総評がどのような態度をきめようとも、合化は拡大世話人会の統一よびかけに加わってゆく。これは中執の決定である。できることならば総評の足なみが乱れない形をとりたい。」  
三橋（私鉄）「十一単産のよびかけには反対、十七単産によるよびかけならば私鉄も積極的に加わってゆく。」  
佐竹「基本路線が不変なら、十一であろうと十七であろうと、統一の性格は右翼再編運動であることは歴然だ」  
宮田「同盟側の二人は不変といったかもしれないが、拡大世話人会の幹事会としては、試案としてうけとっていい」

こんなやりとりののち、全金の佐竹書記長はこの条件を提示して参加を表明、市川、大木も了承したといわれている。①統一連絡会議内の討議で、基本路線の修正もありうること②討議と併行して当面の一致する課題での共同行動を進めること――の二条件は、たまたまと仮に限定してみれば、たしかに全国金属の批判（佐竹論文）のスジを通じたということもできるだろう。だが、ここには、たとえば運営上、討議結果についての歯止めは一つ設けられてはいない。全金の有力支部が次々に崩

され右に丸がえされている実態にバックアップされた統一連絡会議の中で、全国金属のたえまは組織保持のために右翼再編に流れてゆく組織第一主義（保身）の言いわけにすぎなかったものになってしまいうる。

### △世の中は変わった

一月十七日からひらかれた同盟大会で、会長に就任した天池世話人は「世の中は変わった」と会長就任あいさつの中で、次のように述べている。

「……現在、労働戦線の統一が難航しているが進んでいる、この統一運動というものが、日本の労働戦線の歴史の上でもきわめてまれに、労働組合主義の組合の人々の主導権によって進められているという一つの事例をみても、いかに左の側が動揺しているか、そしてその動揺が、われわれの側に近づきつつあるかということ私は立証していると思う……」

戦線統一世話人会の終るのをまつてひらかれた総評の戦線統一対策委員会、総評のたてまえ（統一四原

則「資本への戦闘性」という言葉だけがよりどころとなっている）がどう守られるのかといった受身の姿勢の中で、一部の反対を残したまま確認の形となった。

- 1、それぞれが自主選定した十七単産による話合いの実現につとめる。
- 2、緊急な共通課題での共同行動の実現につとめる。
- 3、いわゆる討議試案は路線論議のたき台とする。ただし路線論議は春闘後とする。

というのが、大木事務局長の報告だった。原口世話人（全鋳）は

- 4、二月中に一人以上の組合を対象によびかけ、共同行動の作業にとりくみたい。この呼びかけの仕方は十七単産で話合ってもらうが、世話人会としては、各センター所属から一単産ずつ、四組合でよびかけるのがよいと思う。
- 5、無所属四百万の扱いが、こんごの主要課題になるが、民労協がこの面を中心に活動してくることを期待している。

と、大木報告を補足し、太田合化委員長は

- 1、総評の意見が何から何まで通るこ

とはないだろうが、骨子はいれられると思うので参加する。

- 2、春闘中に連絡ができるだけでも成果であり、まして統一行動がくれば大きな成果である。
- 3、参加することによって、全民懇や民労協の動きもチェックできる。
- 4、全的統一につながるかどうかという点は、総評五単産代表のモラルの問題だと思ふ。信用できないならかえてもらうほかはない。
- 5、総評のいうことにしたがわらない単産はいままででもあったし、これからの問題についてだけ厳格さを求めるのはおかしい。統一問題についてはもっと柔軟であるべきだ。……

と、反対論（というより疑惑の表明）に立向った。私鉄総連の三橋委員長も、

- 1、一月十一日の七者会議（総評五単産と市川、大木）での決定がそのまま実現されたものと思う。
- 2、ウラがありはしないかとか、これからの運営についても疑問や不安が示されているのはもっともだが、路線が違うからこそ話し合いがあるのだし、五単産は総評の代表として認められているのだから、今後については七者会議で意志統一して出席するという原則

を確認しておけばよいのではないか……

と、全国金属の陥落を足場にして参加論をぶちあげた。

### △大木メモの泣きどころ

この席上、いわゆる大木メモ（路線論議に当たっての総評としての討議試案）が配分されたが、これには

- 1、総評四原則（第二項）の具体化として「改革的労働組合主義」の立場をとる。

(イ) 現段階の政治、経済諸制度のなかでの労使関係は、単に経済上の利害関係（分配）の対立のみとらえることはできない。

(ロ) 政治・経済上の制約の廃除・改革をふくむ労働運動の理念を創造する立場をとる。

- 2、反共主義の立場をとらない。
- 3、政党との関係については、労働組合の団結と自主性を優先させる。当面各団体、産別の政党支持関係の自主性を尊重する……
- 4、国際関係については国内における労働組合の共同行動、団結を中心に考え、各団体の自主性を尊重する。
- 5、各団体は共同行動を進めるため

に、互いの不信感の排除、非難、中傷をおこなわない、組織間の分裂動向を緩和するために努力する。

- 6、民労協について――中央における民間先行による連絡協議の進行に準じて、地方においても県評、県同盟など各団体の地方組織間の話しあいを進め、民労協による再編については逐次整理する。

国鉄におけるマル生運動にみられる資本の攻撃と、これに呼応する分裂集団の実態を捨象したこの「大木メモ」の泣きどころは⑤の項にじみでいるといえるだろう。昭和四十二年の総評大会で採択された「原口提案」にも「すでに加盟関係にある組織に対しては、相互に奪い合いはしない。いかなる全国組織にも所属していない組合や未組織労働者のそれぞれの全国組織が全労働者の戦線統一の立場から、当時、労統一の提唱者として総評内部に健在だった宝樹全通委員長と太田の間の裏取引をあっせんし、集約したこの「原口提案」は、そのまま「組織温存」への陳情書であり、右翼再編への屈服を方向づけたものだった。その組織の機能がどれほど空洞化

し、形骸化しようとも、「組織温存」への労働官僚の執念はいまも昔も変わっていない。「実践的組合主義」に對置された「改革的組合主義」が「密通」のペールにすぎないものでなければ幸いだ。もつとも「改革的組合主義」にはわざわざ「仮称」とカツコがついているように、総評全体のものになったわけではないようだ。太田合化労連委員長によれば「キチキチいい出せばきりがない、岩井氏は階級的組合主義、私は組合主義的組合主義とみんなちがつてくる。ひとりひとり自分が自分の通りしようとしたのでは絶対まともるまい。頭を下げてゆくのではないのだから、もっとおろかでないはないか（一・二総評統一対策委の発言）」ということになるわけだ。

### △現代版産報の成立の前夜▽

以上のような右翼再編への進行を評して全国金属のある幹部は「産報崩壊の前夜のような」といい、ある教授は「昭和十三年、産報連盟から昭和十五年、産報国会への移

行過程によく似ている」といい、また、ある評論家は「もはや総評・同盟の対立などというワクで考えることはできなくなった。現代の労働官僚を支えているものは何かを究明しなければならぬ」といい、そして、なお戦闘性をたたえていた組合運動を知っている高年層の労働者は「いよいよアカンところに来たなあ」と嘆息する。近代戦争は総力戦としてしか戦うことはできない。昭和十三年（日中戦争開始の翌年）時の政府は国家総動員法をしき、争議行為の禁止・制限を制度化し、一その生産増強と能率の増進（生産性向上）を強要する労働対策として、産報連盟を発足させまず労資一体、事業一家、産報連盟の精神運動を展開、昭和十五年には約五百万、六六％という驚異的組織率をもつ「大日本産報国会」を作りあげた。「労働者をして戦時生産の積極的な協力者、自主的担当者として再編成しなければならなかった（小山弘健氏）」わけであり、貧欲な資本に奉仕する「労働者の統一戦線」であった。

「職場はわれらにとって臣道実践の道場なり……勤労はわれらにとって奉仕なり……分をつくし職に生きもって皇国の弥栄（いやさか）をいたさん」とうたわれた創立宣言はたしかに古めかしい。だが、ZDやらQCやらを制度化して、「生きがい論」をふり回し、その「生きがい」をやがて「国益奉仕」に導こうとする右翼再編の道筋は、歴史状況こそ異なれ、産報への道と一つである。「資本と賃労働」に凝縮している生産関係に目かくしして、労働の成果を盗む資本の論理と発想に変わりがあるはずもない。

「……日和見主義は何よりも、労働貴族を作り出す経済的可能性を与える諸関係を弁護するものとして発生する。それは自分だけの特権的な地位を守り、また自民族のブルジョアジーが他民族を略奪したり、その強国としての有利な地位を利用したり、手に入れる自分だけの「権利」を主張するごく少数の特権的労働者と小ブルジョアの利益から発生する。だから労働貴族は、自国のブルジョアジーが全世界を帝国主義的に征服し、抑圧するのを支持し、そうすること

### △現代労働貴族の成立▽

たしかに「層」としての労働貴族

は第一次大戦以降、各国ともに稀薄化し「かつての労働貴族の状態の絶対的改善というようなことは、もう語ることはできない」くなるが「独占資本はまさに、労働貴族の量の減少を、その質の向上でうめ合せる」ようになった（ユンゲル・クチンスキ）といわれている。そして、第二次大戦後の労働者支配は「下からの差別化」と「労働官僚の成長」によって、より複雑巧妙になっているという。

「……それは全く特別に給与の悪い労働者の層を作り出すことによるが下からの差別化なのである！つまり差別化はこの場合、以前労働貴族を作り出したときは正反対の方法でおこなわれている。上層ではなく、下層が作り出されているのだ。……それと同時に手先の買収がますます広範囲におこなわれ、労働官僚が成長する。労働官僚の成長は改良主義者に指導される労働者組織の量的成長に土台をおいている。（同上）」

大橋隆憲氏の研究によれば（「日本の階級構成」岩波新書）高度成長政策がはじまった昭和三十年から（生産性向上運動と春闘方式開始の

年）大企業における臨時工は激増しはじ、同三十五年には大企業への新規入職者のうち四八％を占めるにいたっている。三十五年以降は、急速な設備投資にともなって独占企業が低賃金若年労働者に対する需要を増大させたため、臨時工としての青年労働者の採用が困難になるとともに、社外工（下請工）が増大する。転炉鋼は五八％、平炉鋼五六％、熱間圧延三三％、ヤセメント二三％（昭四一年）といった具合である。

本工に比べて臨時工の給与は四九％（昭和三七年）にすぎないが、社外工は、同じ大企業内の労働に従事しながら、極度の低賃金と長時間労働、就業の不安定性において臨時工以下のような労働条件におかれている。このような差別構造こそ「その生活状態はたえず悪くなっているがみせかけのおこぼれによって、自分はまだいくらかましだと感じさせ、ブルジョア、イデオロギーに感染しやすくする（クチンスキー）」基礎であり、労働官僚の基盤でもあるのだらう。大橋氏によれば、そのような労働官僚は「急速に拡大し」「一九五七年には主要な労働組合役員の一四

の道場なり……勤労はわれらにとって奉仕なり……分をつくし職に生きもって皇国の弥栄（いやさか）をいたさん」とうたわれた創立宣言はたしかに古めかしい。だが、ZDやらQCやらを制度化して、「生きがい論」をふり回し、その「生きがい」をやがて「国益奉仕」に導こうとする右翼再編の道筋は、歴史状況こそ異なれ、産報への道と一つである。「資本と賃労働」に凝縮している生産関係に目かくしして、労働の成果を盗む資本の論理と発想に変わりがあるはずもない。

％が行政機関に関係し、とくに総同盟系（現在は同盟に発展解消）では二五％が各種委員になっており」「外交官にまで進出し、対外政策の一翼をにやわらしているアメリカの水準にまでは及ばないが、労働委員会中心から、現在では教育、産業政策にいたるまで、各種審議会にも顔を出し、政府の政策立案に直接タッチしている……。まさに労働官僚層の天国時代である。」

### △新階級論・新組合主義▽

「組合主義にいろいろな形容詞をつけ合う流行的風潮については前述したが、宮田鉄鋼労連委員長が主宰する右派グループ「鉄鋼会」の「組合主義テーゼ」によれば「階級闘争に反対し、労使の関係は信頼を基礎に、合理化問題も、成果配分の立場で対処する」ことになっている。

昭和四十四年十一月に、四十七万人の結集を誇って旗上げした大阪民労協の趣意書には「一九七〇年代の労働運動は、新たな産業経済体制の中で、観念的な政治闘争や反体制運

動や前近代的マルクス主義や共産主義の硬直したイデオロギーにとらわれていたのでは現実的な問題や利益の追及は不可能だ」と述べられている。六〇年安保の直前に、岩井・太田ラインによって宣言された「日本の労働組合主義（民同運動宣言ともいわれている）は、もろもろの「分派？」を生みながらも、いま、政治階級闘争から労働者を遮断し、労働組合運動を媒体に発展すべきプロレタリア・イデオロギー（意識形態）を支配者へブルジョア・イデオロギーに染めかえてゆくことを中心任務にすえ、統一の結集軸にしようとしているかのようである。

かつての産報が強権発動によっての引きかえ現在の労戦統一という名の産報化が、多量の労働官僚の操作によって、その間に内職機構が食いあらされ、似て非なるものにとりかえられてゆくのが特徴だといえるだらう。しかし、また、かつての産報が、天皇制イデオロギーのしめ木を仕掛け「聖戦完遂」を絶対至上の命題に仕立てて労働者を低賃金と長時間労働に追いこんだように、職場は生産性向上のしめ木にかけら

れ、差別構造の多層化にあえぎ、モノもいないスパイ組織の中に追い込まれているところさえある。このような職場の実態こそ、もろもろの組合主義と、それを軸にした労戦統一の中味をこよなく物語るものはないだろう。

「生産性向上に反対する者は労使の敵だ」とどこかの社長はいい、「仕事ができるかどうかが問題ではない、問題は思想だ」と、ある化学工場の社長がいつているという。IMF・JCの議長に福岡知氏を送り出し、全民懇やら大阪民協やらの推進者であり、代表幹事でもある高畑委員長をいたく松下電器は、労使協調して反戦パージに血道をあげていること有名だが松下と組んで組合主義の右翼潮流を推進している住友独占傘下の職場の実態もすさまじい。住友金属のドル箱といわれている尼崎では、ドル・ショックと対米・対欧輸出規制などで、三交替制は二交替制にシフト・ダウンし、それにともなう組合員の実収は平均しておよそ一万円の減収となっている。だが極度の人減らしの結果、余剰予備人員は零、半病人でさえな

ない機動配置に追いまわられているという。資格制度と職務給はほぼ完成し、ZD運動は「参加しないものは反会社だ」といったムードの中でしんとしている。そのしんと度合いと成果はつとに住友金属ご自慢のものでもある。

「当社の自主管理活動は、ノー・エラ運動」とよんでおり、昭和四十年より具体的に準備をはじめ、翌四十一年四月、直接部門はもちろんで、間接部門、スタッフ部門のすべてを対象として他社に先がけて全社一斉に開始したものである。以来約三年半を経過した現在、この運動はどの職場の隅々にも深く浸透し、確実に定着し、いまや日常作業に切っても切りはなせない状況になってきた。すなわち、管理職および特殊の一部の人を除いた、ノー・エラ運動参加対象者の殆どがこれに参加し、昭和四十四年九月末現在で参加チーム二、七六六、参加人員二五、九三七人(社員)参加率九九・六%となっている、またこれらのうち目標を達成し、表彰を受けたものは約六八〇〇チーム(延約七一、〇〇〇人)を数え、賞金約二、五〇〇万円にもなっている。

一方、効果面では従業員経営参加意識の高揚により品質、歩留り、稼働

率、その他各種能率および各原単位の向上をみ、納期面、安全面にも多大の効果をおさめた、これらの総合結果は金額で表現可能なものについてののみで約一六億(年間)に達している。系列会社、外注労働者の参加も奨励している……。

以上は雑誌「鉄鋼界(四五年一月号)―日本鉄鋼連盟」にのった住友金属KK宮島―E部長の報告である。「原則として工場または係の責任者によって総括される同じ職務系列間の集団を一単位とする」編成に変わりはないが現在ではそのリーダーシップを職制から若い平工員の「自発性」に委ね、これらを「協力会」に結集し、別に秘密の組合役員をふくめた企業防衛隊じみたものも存在しているようだ、ある現場労働者の話である。そのせい、か、かつてみられたラク書もカゲ口さえも、最近ではすっかり影をひそめてしまっているという。

住友化学でも、昭和四十年の春闘で二二日間の長期ストをうって以来、全職制が一人一人を管理する方式がすすみ、研修所での従業員教育をやりはじめた、四十三年の大会で

「生産性向上こそ労働条件を高める源泉だ」とする路線が勝ち、執行部を握ったのは、こうした管理の強化と生産性教育の「成果」によるものであったろう。「国際競争力にうちかつ世界の住友、その従業員になり切れ、反革命の右翼人間になり切れ」―企業の思想集団化が、生産性向上運動の帰着点として進行しているという。

### 御用はいよいよ

欧米の場合、労働官僚といえは、ミーニーAFL-CIOの終身会長のように生産点からも特定企業からも離れた職業的ボスが連想されるが、日本の場合、多くは企業籍をもっている。組合役員は出世コースの関門であり、すぐれた、搾取の手先としての職制コースを経、上ってゆく、それがちっとも不思議でない組織形態。自動加入方式による企業別従業員組合こそ、日本の特殊構造といえるだろう、経営協議会。御用従業員組織の側面と少なくともたて前としてでも労働組合の機能を追

及しなければならぬ側面を合せもつ日本の組合運動は、ちよつとした資本の危機や、政治外圧を蒙るたびに分裂した。産別は米ソ冷戦の外圧と産業防衛闘争の中で惨たんたる崩壊をとり、総評にMSA下の生産性向上運動の導入にあつて、全労の分裂攻撃をうけなければならなかつた。そして昭和四十年、資本が「構造不況」に突入し、日韓、ベトナムなど海外侵略に活路を求めたとき、IMF・JCが準備され、総評が組織危機を狂気のように絶叫しなければならなかつた事態と、宝樹氏による労戦統一が提唱されたのは決して偶然のことではなかつた。IMF・JCは「国際労働運動への進出のため国内の団結」を六五年度運動方針にかき、宮田鉄鋼労連委員長は「国際競争の激化の中で、階級性だけも出ずのは国益に反する。国際舞台では資本家と一しよにやっつてゆく必要がある(六六年六、一九朝日ジャーナル)」を語っている。生産点(職場)における労働組合機能のマト空洞化を足場にした御用側面を担う労働官僚の新しい攻撃だった。

激動の七〇年代「御用はいよいよ御用としてみずから純化しなければならぬ(日カバ労組)」かれらが統合軸にすえたもうるもの「組合主義」とは、差別構造をテコにして美辞令句をつらねながら即自的要求を生産性向上運動と海外侵略のおこばれにつなぐことであり、本来の労働組合運動の抹殺である。労働戦線統一という名の右翼再編運動はその権威と包摂力をためす「臣道実践の道場」だといえるだろう。

独占も、企業別組織の「柔軟性」をつかんで、条件整備に必死の努力をかたむけている。同盟人事に経済同友会(木川田―東電)や経企庁が異常なまでの関心とアプローチをみせた(社会運動通信一一五六号)といわれるのも、その一端と思われる。

そして、いま、労働組合運動の奪還、再建を目指す少数派運動(少数派組合をふくめて)は全国いたるところに噴出してきている。組織戦術を含めて、戦い方は個別状況に応じて多様でなければならぬが、下からの統一戦線を展望する全国的結果が急がれている。

### 日本カーバイド工業株式会社 社長 不破厳殿 抗議文

今回提案された新再建案は、あきらかに「再建案」ではなく「スクラップ案」であります。千名にもおよぶ首切り提案に、今、日本カーバイドの労働者は、不安のどん底につきおとされ、魚津市民にも多大の不安をあたえています。

昨年夏の首切りによっても企業再建出来なかつた責任を単なる役員交替でごまかし、わずか半年たらずで、このような大量首切りを提案する会社のやり方に激しい怒りがこみあげて来ます。

私達は経営者の社会的責任を放棄して労働者にその犠牲を強いるやり方は断じて認めるわけにはいきません。しかも首切りをやらなければ、労使共倒れになるいとおどかしてきますが、首切りをやられた労働者は倒産も同じであり、あとに残ると言われている企業内容も研究所を切りはなし、将来的に何の保障もないどころか、今日の状況から「スクラップ」への一途であることが明らかであります。

原因は化学産業の激しい変化に対応する経営方針の失敗にあり、これは、経営者自身がつぐなわなければならぬ

「生産性向上こそ労働条件を高める源泉だ」とする路線が勝ち、執行部を握ったのは、こうした管理の強化と生産性教育の「成果」によるものであったろう。「国際競争力にうちかつ世界の住友、その従業員になり切れ、反革命の右翼人間になり切れ」―企業の思想集団化が、生産性向上運動の帰着点として進行しているという。

御用はいよいよ

欧米の場合、労働官僚といえは、ミーニーAFL-CIOの終身会長のように生産点からも特定企業からも離れた職業的ボスが連想されるが、日本の場合、多くは企業籍をもっている。組合役員は出世コースの関門であり、すぐれた、搾取の手先としての職制コースを経、上ってゆく、それがちっとも不思議でない組織形態。自動加入方式による企業別従業員組合こそ、日本の特殊構造といえるだろう、経営協議会。御用従業員組織の側面と少なくともたて前としてでも労働組合の機能を追

いのに、今回、日本カーバイドの生命である「塩ビ部門」を三菱化成に売渡し、大量の労働者を首切りし、みえすいた「再建」を口にしてはいることは、これまで血のにじむような努力をして来た労働者や市民に対する背信行為である。

カーバイドや広範な労働者へ死の宣告をする、日本カーバイド(中略) 富山県労働者交流会議 一九七二年一月九日

積極的なマル生分子に狂信的な暴力的エリート管理者、病休者にまたまたいやがらせ

63年度 一九七一年十二月二十五日、十二月二十三日、印通(電々公社印刷通信部)においてまたまた病休に對するいやがらせが発生した。印通の悪質土谷課長は、二十二日頭痛、腰痛、疲労のため、病休を取得した一労働者に対して、協約を無視する中味で診断書の提出を一方的かつ、強権的に押しつけてきた。(中略)

……土永課長自身が協約集を取り出し、早口で読みはじめたが早口の為、理解できずもう一度分りやすく読んで説明してくれとの要求に対し、土谷はその協約集を投げてよこし(以下略)

# 京都地方地域労働組合の 思想と行動 (下)

淀 北 一 郎

## 労組規約と資格審査

### 京都地方地域労働組合格規約

- 第1条 (名称) この組合は京都地方地域労働組合 (通称、反帝労組) といふ。
- 第2条 (所在) この組合の事務所は京都市南区西九条唐橋町三三番地におく。
- 第3条 (目的・事業) この組合は資本家および政府の差別支配に抗し、労働者の要求を実現することを目的とし、そのために必要な事業を行ふ。
- 第4条 (構成) この組合は個人加盟とし京都地域に居住し、または働く労働者を中心とし組織する。

- 第5条 (組合員の資格) 第3条の目的に賛同し、組合加入の手続をし、組合費を納入した労働者は組合員となれる。組合費を二ヶ月以上納入しない場合を除いて、いかなる場合も組合員たる資格は奪われない。但し労働組合法第二条第一号に定める監督的地位にある労働者、その他、使用者の利益を代表する労働者は組合員にならない。
- 第6条 (組合員の権利) この組合の組合員は、この組合のすべての問題に参与する権利および均等の取扱いを受ける権利を有する。
- 第7条 (機関) この組合は次の機関を置く。
- 1、総会
  - 2、委員会
  - 3、闘争委員会

- 第8条 (総会) 総会はこの組合の最高決議機関で所属する全組合員によって構成し、六ヶ月に一回開催する。
- 第9条 (臨時総会) 臨時総会は必要に応じて開催する。組合員と委員の各一名以上が求めた場合、委員会は臨時総会を招集しなければならない。
- 第10条 (総会の附議事項) 総会は次の事項を行う。
- 1、予算、決算
  - 2、委員の選出
  - 3、規約の改訂
  - 4、組合の合併、解散
  - 5、ストライキ権の行使
  - 6、闘争委員会の設置
  - 7、その他
- 第11条 (委員会) 委員会は総会から総会までの決議執行機関であり、委員

- 第12条 (委員) 委員の定数は大会において決める。委員の任期は次期総会までとする。
- 第13条 (代表) この組合の代表は委員の中から選任し、総会の承認をうける。
- 第14条 (闘争委員会) 組合は闘争課題毎に闘争委員会を設置する。闘争委員会は、組合員およびその闘争の主体になる労働者によって構成する。
- 第15条 (議事) この組合の議事は次のとおり行う。
- 1、総会および委員会は構成員の三分の二以上の出席をもって成立する。
  - 2、委員会および闘争委員会の議決は原則として全会一致を要する。
  - 3、委員の選出、罷免は組合員の直接無記名投票により行う。
  - 4、規約の改訂、ストライキ権の行使は組合員の直接無記名投票による過半数の決定を必要とする。
- 第16条 (財政) この組合の歳入は組合費、機関紙、誌収入、寄付金をもってあてる。但し、寄付金をうける場合は委員会の承認を要する。

この組合の財政報告は委員の他に選ばれた二名の会計監査人および職業的に資格のある会計監査人による正確であることを証明書と共に総会の都度行う。

第17条 (組合費) 組合費は基準内賃金の一労働日分とし、毎月十日までに納入する。

第18条 (機関紙・誌) この組合は、対外宣伝用機関紙と内部機関誌を発行する。

第19条 (施行期日) この規約は一九七〇年六月二十五日より施行する。

一九七〇年八月二〇日 一部改正

規約作成にあたってのかれらの討論から若干の特徴を列挙してみよう。

そのひとつは、組合員の義務事項がないことである。しいていえば基準内賃金の一労働日分の組合費の納入が第五条に資格要件として記されているだけである。なお資格要件のなかで労組法第五条の第二項四にある「何人も、いかなる場合において、人種・宗教・性別、内地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと」という規定が注意深くとりのぞかれていることに注目してお

こう。

第二に、執行機関であるが、既存の組合にみられる委員長を頂点とするピラミッド型の執行体制を排除している。委員会と委員のなから選出される代表をきめているにすぎない。決議機関との関係でみると、総会を六ヶ月に一回とし(原案では三ヶ月に一回)、第九条で(臨時総会は、……組合員と委員の各一名以上が求めた場合、委員会は臨時総会を招集しなければならない。)というたうことによって執行機関と決議機関との分離をなくしようとしている。

第三に、特徴として挙げられることは、機関として「闘争委員会」を設置していることである。第十四条で、闘争委員会を設置するのは組合であり、それは課題ごとに設置され、構成は組合員およびその闘争の主体になる労働者であるという三点が明記されている。事実、これまでの労組の主なたたかいは南病院闘争や九条病院、南市民センターの解雇撤回闘争は、その都度設置された闘争委員会が主軸となつてたかわれていた。「闘争委員会」を設置した理由には大きく二つある。反帝

労組が企業内組合でなく、地域合同労組という組織形態からくる特殊性と、もうひとつは、ふつう企業内組合では、執行委員会があらゆる闘争の主体となっており、よしや課題ごとに闘争委員会が設置されたとしても執行委員会が主軸となつていることに変わりはない。たとえば、活動家である組合員が解雇され、撤回闘争にとりくんだとしても、解雇者本人が主軸となつて闘争体制がくまわれることはない。反帝労組における「闘争委員会」の設置は、直接の当事者が闘争委員会の主軸となることを規約上明らかにすることによって、これらの問題を原理的に克服しようとする。ここでは「労組委員会」と「闘争委員会」との性格、機能、役割などの相違がより鮮明にされると同時に、両者の緊張関係が闘争における主体——客体の分離を止揚するものとなっている。このことは「南病院闘争」の総括会議における中心的論点となつたが、ここではふれないでおく。

次に、労組法上の合法性を労組としてとるかどうか、地労委における資格審査の問題である。

七〇年八月九日に開かれた第一回総会で議論百出、「現在のには一つの形式として処理する」ということで結論をだしているが、かれらはその理由を次のように述べている。「労働委員会への届出、資格審査という回路を経なければ、労組法上の権利の享受も大幅に制限されているという現在の労組法体系。われわれは現在の社会体制のスキズミにまで網の目のようにはりめぐらされた秩序のノド元にくらいつき、喰いつぶさねばならない。」(『地域労組ニュース』第一号)。

「上記組合は、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するものであることを証明する。」というオカミのお墨付が九月十八日に出ているが、これがでるまでに公益委員会から規約第2条の「目的・事業」の項は「政治目的と解される」というクレームがつき補正勧告がなされている。地労委事務局とのやりとりのあと、「労働者の解放は労働者自身の事業であるという原則に立ち、労働条件の維持、改善をはかると共に、労働者の政治的、経済的要求を実現することを目的とす

る。」との訂正で一応パス。

「現在の労働組合運動論に対し挑戦しよう。とするとき、労働組合法という、労働者のための法」は我々の前に立ちふさがるのです。労働者が自主的に団結した労働組合に対し、労働委員会という名の行政機構が、この目的では労働組合とはいえないと補正を勧告し、それに従わねば不適格とされる。不当労働行為の救済もえられないというのが資格審査制度の背景に横たわっている無言の圧力です。（『地域労組ニュース』第二号）。

### 民主医療機関南病院闘争

**パート労働者** 一人のパート労働者によって開始された京都南病院でのたたかいは紹介するにあたって、七〇年一〇月五日に全従業員に配られた「訴え」を紹介しよう。おそらくはこの一枚のビラが問題の全容を端的に告げているであろうから……。

病院当局の差別支配、無権利状態にたいする憤り、パート勤務だから仕方がないというあきらめ、常勤者

（再度）南病院に働く組合員の皆さんに訴えます

（これは私（長谷看護婦）が去る六月二十三日の組合大会で訴えたものです）

貴方は一度でも私達パート勤務者の立場を考えて下さった事があるでしょうか。

昨年暮れ常勤看護婦の静注拒否闘争の時、私達パート看護婦は何をしたか。管理者の要請のまま、静脈注射をやりました。私達は貴方と同じ働く労働者であるのに、事実上スト破るをやりました。やらざるを得なかったのです。それが例えまちがっているとしても……

パートには何の身分の保障もありません。十年以上もつとめている或るパートのおばさんは、十年間にすずめの涙ほどしか賃金があがっていないのです。また去る三月末、剰余金の分配がパートにもありましたが、これだけ渡すけれど渡していない人もあるので口外しないでほしい、とのことでした。数日後、あるパートの人から「私は二年以上もつとめているのに金一封をも

らっていない」或る人は「看護婦幹料として五千円もらった」との事でした。

私達働く者は、お互いに納得のいく賃金がほしい。納得さえ出来ればお互いにABCと賃金の差があっても当然と思います。一人一人に口止めしなればならないのは何故でしょうか。このようなり方は全く労働者を分断する、自分さえよければ良いという思想を植えつける差別思想以外の何ものでもないと思います。

昨日（六月十九日）管理委員会から出された緊急通告の「安保を闘う為に診する」というのは、一対どのような思想的背景のもとに出されたのか。まさか日本共産党のように、一片の「安保終了通告」で安保がなくなるといふのと同じように、一片の緊急通告なるもので安保が闘えるとも思っておられるのではないでしょうね。自分は自分、人は人という差別思想を具体的に植えつけておきながら、どうして安保が闘えるのでしょうか。私達労働者はお互いに喜びも悲しみも、ともにわかち合わなければならない生きてゆけないのです。この階級的感情が沖繩を闘い、三里塚を闘いインドシナ人民解放戦争に口先でなく行動で連帯する事が出来るので

す。

貴方常勤の人も医療労働者、私達も時間が短いというだけで病院の重要な労働力である事は変わらないのです。メーデーの時も私達は出勤しました。常勤の人は昼食つきメーデー参加、私達も働いたのだからせめて昼食位出してほしいと申しますとパートは関係ないといふ返事。食べ物のうらみはこわいと申しますが、私達パートの犠牲の上に組合はのっかかっているのではないのでしょうか。幸な事に、当南病院では、組合のしおり第五章組合員の条項第三項で「正職員以外の従業員は本人の希望がある場合、原則として加入を認める」とあります。

私達パートも先づ組合参加を勝ちとり、労働者階級の真の解放の為、闘う隊列に加わる事を誓い組合参加の意志表示にかえたいと思います。

十月五日

長谷 順子  
（パート看護婦）

にたいするひげめ、複雑に交錯する感情をおしこらして毎日黙々と働いていたパート勤務の労働者たちは、自分たちを救える道はただひとつ南病院労組に加入することだと考えた。そこには、ただたんに労働協約の適用がうけられるということ以上に、一人前の労働者として扱ってもらえるという熱っぽい期待があっただろう。そうだからこそ六ヶ月にわたって大会で訴え、執行部と何度かの話し合いをもち、公開質問状までだして組合加入を訴えつづけてきたのである。

しかし、十一月十七日付の南病院労組の最終態度は、管理委員会（病院当局）との合作としか考えられないような規約をねじまげて解釈した一片の拒否通告だった。

「組合の基本的態度として、パート職員にかぶさりきった病院経営を批判しつつ、パート職員に対し、パート職員の組合加入を希望する人達を結集して、パート職員組合結成をすることを提案する。」

- 認めることが困難な為、組合規約第6条第4項によるパート職員組合加入の件は以前のものであり、現状の種々パート職員がふえた現在、実情に合わない認め、先月も報告したとおり保留する。」
- 1、原則として超勤、人員はふやさない。
  - 2、週四十四時間制とする（実働三十八時間）。
  - 3、実施日十一月二十三日からとする。
  - 4、体制を組みやすくするため、土曜夜間診療廃止とする。
  - 5、各人の半休は勤務表にくまれた日とし任意変更はみとめない。
  - 6、業務の都合により半休日のふりかえを行う場合がある。
  - 7、半日単位四時間とする。
  - 8、半休日の欠勤は一日とし、半日休暇はみとめない。
  - 9、土曜日が休日と重なったとき

- 10、一日八時間まで超勤率一〇〇%、八時間以上百二十五%。
  - 11、時間内組合会議は原則として認めない。
  - 12、学習会は超勤扱いしない。
  - 13、上記を基礎に三ヶ月間検討↓細目決定。
- この管理部署が実施されると、パートの首切り、賃金ダウンが予測されると同時に、低所得労働者の患者に一番ひどいしわよせとなる。
- 南病院は堀川病院とともに京都における民医連の中心的役割を果たしてきた。六一年春日庄次郎を頂点にいわゆる構造改革派の党員が日本共産党をはなれていったが、この時、集団離党した人たちが、現在の南病院管理委員会の中心構成メンバーである。本院を南区九条西大路に、第二病院を下京区に、そして伏見、内浜、千本、三栖と四つの診療所をもつ総合病院である。千本と三栖診療所が失対労働者を対象に医療活動がおこなわれていることからわかるように、京都南部の低所得労働者を対象に地域医療を重視するとともに、職域の労働者医療を医療活動の

中心にすえている。

**反帝労組闘争** 南病院労組への宣言を発す 加入を拒否され、たたかひの道をとざされたパート労働者たちは、「個人でも入れる組合」「地域労組」に加入し、「南病院闘争委員会」を組織して全面的な闘争を展開していくこととなる。

### 闘争宣言

南病院闘争委員会  
京都地方地域労働組合

すでに数枚のビラで我々の立場、信条、いきさつを明らかにしてきたが、昨日（十一月十七日）南病院労組吉田代行執行委員長よりパート職員に関して次の回答をえた。

「組合の基本的態度として、パート職員にかぶさりきった病院経営を批判しつつ、パート職員に対し、パート職員の組合加入を希望する人達を結集して、パート職員組合結成をすることを提案する。」

したとおり保留とする。」

かねて長谷看護婦から組合に提出されていた質問状に対する回答は十四日に行なわれたが、その中で病院が二十三日から実施を予定している時間短縮、そのための土曜夜間休診はパート労働者の労働権を奪い、地域住民の医療権を奪うものであることを組合三役は認めながらも、対応策を一切示さなかった。我々は労働組合として当然のこととして、労働者の権利を守り、民主医療機関の目的を推進するための方針が出されることを期待しつつ執行委員会での討議結果を待った。しかしその回答たるやパートは勝手にやりなさい。規約もパートの加入出来るようなものかえてしまうというしろものである。ここに至って当南病院労組はその目的とする、「組合員の団結と相互扶助により組合員の利益を守る」ことを自ら放棄したと断ぜざるをえない。

一九五五年日本共産党第六回国協議会により完全に反革命へと転落した日本共産党と当時断固闘った革命戦士南病院副院長大屋史郎をはじめ数多くの革命的医療関係者は多くの業績を残したにもかかわらず、現在、労働者階級に陰に敵対するものとして存在している。

即ち、職員の労働条件改善に名をかりて、土曜日の夜間診療を廃止し、当院がかかげている、「かかやすい、よりよい医療を行う、そして社会の進歩に役立つ

つ病院」のスローガンをふみにじってしまった。さらに、数年にわたり、劣悪な条件のもとにあっても黙々として働き続けたパート労働者を容赦なく切り捨て、利益共同体への道をまっしぐらに進んでいる。

我々はこの歴史的教訓をおのれのものとして、深くかみしめ、脱走者をのりこえ労働者階級解放のための医療戦線を担うことを再度確認した。これに敵対する一切の勢力―管理委員会及び南病院労働組合の反人民的現状を具体的にあげ出し、南病院闘争委員会並びに京都府地域労働組合に結集する労働者は、地域住民と共に妥協なきたたかいを展開することをここに宣言する。

一九七〇年十一月十八日

土曜夜間休診反対！  
パート労働者の切りすて反対！  
南病院労働者の諸権利獲得！  
闘う労働者は南病院闘争委員会に結集せよ！

### △要求項目▽

- 1、土曜日夜の診療廃止は、中止された。
- 2、四四時間制実施にあたってパート労働者の、賃金等労働条件を低下させないこと。

3、パート労働者の職種別賃金表を明らかにされたい。

4、パート労働者に年末一時金三・五ヶ月十一万円を支給されたい。

5、パート労働者に就業規則通り年次有給休暇及び特別有給休暇を与えられたい。

6、京都府地域労働組合・南病院闘争委員会の掲示板を、本院階に設けられたい。

こうして六項目の要求をかかげ、十九日から団交の要求、連日のピラ入れが開始される。十一月二十八日、パート労働者が有給休暇闘争に入り、これを背景にしてはじめて実質的団体交渉がかけられるまでの一週間、病院当局と労組とのやりとりの一部を紹介しておこう。

### △十一月十九日の交渉▽

病院（要求書にたいする回答）

- ① パートの人は常雇の職員と差別はしていない。一年以上の人には有給休暇も出している。
- ② パートの人は本人の都合に合わせて働いてもらっているのとやかくいわれることはない。
- ③ パートの単位賃金は職員の倍ぐら多い多く出しており、ボーナスの分も入っている。

ている。

労組 一年以上勤めている人で有給休暇をとっている人が何人ありますか。パートの人は病院の都合で一番忙がしくしてしんどい仕事をさせられているのではないですか。一時間百二十円で働いている臨時雇用者の人は職員よりたくさんのお金をもらっているのですか。

病院（団交要求についての返答）パートの人が団結するのは勝手です。けれども団体交渉には応じません。業務ベースで個人々々が要望されることには話に応じます。また南病院労組とのあいだに唯一交渉団体の協約があります。

### △十一月二〇日の交渉▽

病院（団交要求について）パートの問題は南病院だけの問題ではない。京都の各病院も多くのパートをかかえている。社会的に解決しなければならぬ問題だ。だから地域労組が私立病院協会の団交を設定すればそこに参加しよう。

組合 そんなバカなことはない。パートのある人は時間給一二〇円だ。これを引き上げることができない。土曜日夜間休診にして賃金が低下するパートにたいして、また土曜日夜には八〇〜一〇〇名も患者が来る内診診療所を休診にすることは南病院の責任ではないか。パート

トには、有給休暇も与えていない。不安定な雇用条件にいるパートの要求は聞けないのか。

病院 ①パートの賃金は相場より多く出している。一〇〇円も相場である。それ以上は京都のパート全体の問題だ。

②内浜の土曜夜間休診は診療所で判断したのだ。土曜日を休診にしたことは問題があるので再検討を申し入れている。（二十八日から休診）のハリ紙を先に出したことは間違っている。土曜日夜間にあたるパートの人には本人の了解を得ている。

③パートの有給休暇は地域労組から申し入れられるまでもなく与えているし休暇申請があれば労基法の最低基準は出す。

④パートの雇用は不安定ではない。今までにパートで首を切った人は一人もいない。パートの雇用条件の違いは本人の希望によるものだ。パートとの集団交渉は今までもやっている。

労組 ところがその通りには全くなっていないし、まだまだ解決せねばならない問題が山積しているから団交を申し入れているのです。

病院 安井病院の院長と事務長をつれてくれれば団交に応じますよ。（注）安井病院は共産党の拠点経営として名高

### △十一月二十一日の交渉、患者も参加▽

患者 抗議にきたいといっている患者さんがたくさんいます。一週間仕事を休んで明日は休みだからと土曜日の夜にくる患者さんは多い。おもての「夜間休診」のハリ紙はがしてください。

病院 土曜夜間休診は社会の、いう勢だ。土曜日夜間休診にしても、患者がきても絶対断わらない。受診体制はとる。被害を最少限にとめる努力をしている。

職員 職員の労働条件を改善するため休診を実施する。患者さんにはいままですべて説明してきている。

労組 職員の労働条件を改善するのならば人を増やすべきだ。

病院 君ら人を増やすなんて簡単にできると思っているのか。

組合 病院は団体交渉にいつ応じるのか。

病院 あなたがたの組合は認めていないんだから……。しつこいね。パートの要求は聞いているんだから。

病院 君たちの意向は管理委員会に伝えます。結論は管理委員会がだすのだからいまはいえませぬ。

病院 だいたい君たちはね、反戦や全共闘がケガしたとき運びこめる病院がどこにあるんですか、南病院でやるまに

他の病院で運動をやりなさい。  
病院 もう話は終わったんや。帰らなさい。

なお、この日、病院の掲示板に次のような告示がはりだされていた。  
「時間短縮四四時間制については協議がととのわないので、実施を延期する。土曜夜間休診は二十八日から実施する。」

この間、パート医師H氏が自からを告発することによって闘争に参加していることを付け加えておかなければならないだろう。

H医師は二点からなる「自己批判書」を発表しているが、末尾の部分抜きしてみよう。

ぼく自身大学闘争を主体的に闘ってき、労働者の解放、等一度ならず口にしたものとして、にも拘らずその実、特権階級としての医師存在から一歩も抜け出しておらず、ここ半年の間、八太さんを初めとする運動当直の方の出迎えを受けてきたことに関しては、いかに朝の早い勤務であろうと全く弁解の余地はありません。唯、自己批判あるのみです。

▽この自己批判の上に立って、以下の事を病院当局にぼく自身の要求としてではなく、全く当然の事としてつけたいと思ひます。

※ 運転手の業務を、純粋病院医療業務に限ること。

一、千本診への医師の朝の出迎えを一切やめること。

二、笹井院長の業務外の送り迎えを一切やめること。例えば自宅への送迎以上

パート労働者 「私達パート差別粉砕へ決起 労働者は、二十八日一斉に有給休暇をとり、長い間のパートとしてのひげめ、抑圧の歴史を本日、只今実力によって返上し自らの労働者としての権利と力にめざめたことをここに宣言します。」

「今日の私たちの有給休暇闘争は、単にパート労働者の権利を獲得するだけのものではありません。

今年十一月二十八日を期して南病院は、土曜夜間休診を強行しようとしています。私たちは、南病院の医療は患者を切り捨てるという方向で進んではいけないとの立場から、一貫して、土曜夜間休診反対を叫んで来ました。パートの労働者が切り捨てられるのはもちろんの事ですが、地域医療の充実を旗印にしてきたこの南病院が、患者を切り捨てるといふ事はまさに自殺行為です。患者やパートを切り捨て、なおかつ団結した労働者の要求に耳もかかず、団交さえ開こうとしない南病院当局に断固として抗議し

ます。

この日の模様を、十二月五日発行の『地域労組ニュース』は、次のようにつたえている。

ついにパート労働者は実力闘争に立ち上った。五年も六年の間、差別されつつも、パートだからと自らをなぐさめ続けてきたパート労働者が、今までのうらみ、つらみをはらすべく一斉の有給休暇をとったのである。病院当局はなおも、有給休暇は承認してないと、まるでパートは労働者でないかの姿勢をもって一人一人のパートの切りくずしにかかった。ある人には手紙を出し、ある人たちは管理部へ呼び出し、ある人には常勤の職員を使つていやみをいわせて。二十一日におおぞと始めて管理部門の部屋に入り、自分達の代表者たちが管理者とやり合おうのめをみつめていたパートの労働者は、自らを闘争の主体へとおし出したのである。有給休暇が認められなくて賃金カットされたってかまいません。私達自身の闘いなんですからといって当局の切りくずしをかんとけつた六名の労働者は、二十八日公然と腕章をつけ、ゼッケンを腕に有給休暇の一日を闘いぬいたのである。

二十八日早朝から門前でピラまきを

病院側の団交拒否にたいして京都地労委へあつせんを申請。十二月八日にもたれた地労委の第二回あつせんでは病院側はしぶしぶ受諾したが、そこには次のような事情がある。「これは地労委において、『団交拒否を続けているかぎり不当労働行為になるから団交に応じなさい。』と、ハレンチにも京都経営協議会事務局次長から説得されるにおよび、今度は団交拒否をとりきり、団交の時間を八夜の六時からVなどとパート労働者がとうてい出席できそうもない条件をつけてくる」。しかし、労組の追求にあつて、十二月十四日午後二時から組合側十名の参加で第一回の正式団交がもたれた。さらに、病院側が団交に応じた意図は、地域労組に市民権をあたえても、パート労働者の範囲においてVというワーク内におしとどめようとするのであつた。そのことは十二月十三日にもたれた第二回団交の席上、病院側の「常勤(南病院労組員)のなかに地域労組員がいるのかいなのか」との問いにたいして、「答える必要はない」と労組側がつっぱねたとたんに、団交が一方的に打ち切られたこ

開始したパートの労働者、一五名の地域労組の組合員の行動は病院の内外に異様な緊張感をみなぎらせた。笑顔でピラをまく組合員に、笑顔で答える患者、複雑な表情を示す常勤職員、逃げように通り返る管理者。しかし事態は一人の地域労組の女子組合員が配つていたピラを入口のガラス戸にはさみこもるとしたとき爆発した。受付にいた事務部長が飛んでいきなり彼女をなぐりとばしたのである。我々は断乎とした抗議を開始した。たちまち加害者はどこかへ雲がくれし、今度は事務部長と総務部長の登場である。開口一番、うるさい、出ていけ、である。たちまち出来る人垣の中に埋め込まれた管理者の顔色はそう白。管理者の一人が暴行を加えたことをタナに上げ、追い出しにかかるという彼らの姿勢の中に、地域医療の旗印はいづこへ、と感じさせる。あまりの抗議の激しさについに病院当局は全員との交渉に応じる。「君ら話しにに応じないと納得せんだろう。」と言いなから……。

はじめて正面を向いて管理者に口を開いた五〇才になるおばさん。今までハイハイということをかかされていたパートの看護婦の怒りは一挙に爆発した。既に賃金の問題など労働条件の問題はどこかへすつとんでしまい、口をついて出る言葉は、差別に対する怒

り、怒り、怒りである。今朝私に口をきいた常勤の女の子をこの場へひっぱり出してあやまらせない限りこの場を動かないと涙を流しながらつめよるおばさん。管理者の口をついて出るごまかしの言葉の一つ一つに不当性をなじる看護婦たち。

### △団体交渉の内容▽

- 1、土曜日の夜間休診について
- 2、竹内事務部長の暴力行為について
- 3、パートの健康診断と予防注射料について
- 4、パートの賃金について
- 5、剰余金の配分の基準について
- 6、パート労働者の差別扱いについて
- 7、団体交渉拒否について
- 8、パート労働者の有給休暇について

これら八項目についての団体交渉で、夜間の休診にともなうパートの首切りをしないこと、健康診断と予防注射料の無料化、パート賃金表の公開など一定の前進をたたかいとつたが、そのなかでも検査室に働くSさんの場合をみてみよう。

た。その患者にブスコパン注射をしたことによる。

地域労組は、今後どんな事故が発生するかわからない、このような事故を二度とおこさせないために根本的対策を示せ、と南病院笹井院長に団体交渉を申し入れる。病院当局の回答は、

- 1、事故防止対策として、
- 2、処方箋を赤にする。
- 3、薬品禁忌の人にたいして医師が指示する。
- 4、処方箋を書く看護婦が注意する。
- 5、患者にたいして注意書を掲示する。
- 6、パート看護婦・パート医師に禁忌にたいするルールを徹底する。

### 二、事故後対策として

- 1、カンファレンスを徹底する。

これは根本対策でなく、患者と看護婦、パート医師、パート看護婦、事務労働者への責任のすりかえにすぎない。労組は、再度団体交渉を要求したが、これは「団交事項でなく業務上の医学知識および医療技術に

Sさんはご主人が入院しているという特殊な事情があるとはいえず、一日中検査済の血液やタンなどの汚物を処理するという危険な仕事をしていながら一時間百二十円というべらぼうな賃金である。そのうえSさんは毎日勤務であり、交通費は定期代が支給されているのに休むとその日の往復の電車賃が差し引かれるというしまつである。

労組の抗議にたいする病院側の態度は、「現在の時間給のなかに危険手当が含まれている」という驚くべき返答である。Sさんをはじめパート労働者の涙の抗議にたいして、ついに永井事務部長は、「危険手当を含め賃金を上げるよう検討する。手袋は必要とき気持よく出します。」また電車賃の差し引きについては、「もしそれが事実であれば間違いである。調査して差し引いた分は返す」と。Sさんをはじめパートの労働者は、わずかのお金を返せといっているのだから。「わずかの金」——わずかであればあるほど差別にたいする怒りや屈辱感はいくら深いのである。

一方、労組は、十一月二十七日、

「会議室には既にテープレコーダーが用意してあり、川合副院長、小河副院長、松井医局長、細井総務部長、井上医師、毛利婦長、宮入総務部長、永井事務部長、あとから笹井院長、森医師が出席するというものもしいい雰囲気でした。……冒頭、川合副院長は、私達に、『何をもちてショックと断定したのか、ショックの定義を言いなさい。』と切り出しました。まさに業務会議といえるものではなく、地域労組員をだまし打ちにし、つるし上げをしようとする意図さえ見られるような会議でした」

病院側の主張の中心は、H看護婦の遭遇した事故はブスコパンによるショックではなく、ブスコパンの副作用の強いものであつた。地域労組のニュースで訂正をだせ、というこ

とであった。△ショック▽であるのか△副作用▽であるのか△重要なことではない、患者をこのような状態にいたらしめたことが問題であり、二度とこのような事態を発生させないためにどうするのか、という労組員の主張はいれられず、△今回の事故はショックではなく副作用の強いものである▽と呼ぶよう、これを病院の統一見解とする。

さらに一月二十六日、病院当局から謝罪要求書と称する内容証明郵便が労組宛に送られてくる。内容は三点からなっている。

① 一月十九日付発行された「組合ニュース」第十八号は事実と相違する旨、京都府地域労働組合名義で謝罪文を掲示すること。

② 直ちに署名押印した公式の謝罪文を医療法人健康会理事長笹井外喜雄宛に提出すること。

③ 右は来る昭和四十六年一月二十九日午後五時までにすべて実施終了すること。右の要求が容れられない場合は、当院としては一定の処置をとることを念のため、付記しておく。

なお病院当局が労組に要求した「

昭和四十六年三月三〇日

これにたいして大要次のような抗議が、四月十六日に「保安処分」に反対する委員会」から南病院管理委員会にはつけられた。

「保安処分」問題で最も恐れているのは、権力の野望でなく、精神障害者にたいし、一般市民の偏見や差別がこの野望をみだす手段となること、この危惧している事態が現実のものになる。今回の「請願署名事件」が問題点の第一に加害者は精神鑑定に基づき刑事責任の免訴、精神病院へ措置入院させられた（まさに体制による「保安処分」）。これに同意を与え、かつ同意を与えるよう運動した。まさに精神障害者にたいする医療の名による差別と抑圧である。第二に、第一の事実が底辺人民に開かれた民主的地域医療機関の南病院管理委員会によってなされたことの二点に要約される。

委員会より管理委員会への要請は、第一に管理委員会が自己批判し責任ある態度表明を行う。第二にこの運動を中止する。第三の管理委員会が他三組織を責任をもって説得する。第四に①請願書の取り下げ、②請願署名者への説得。③ビラの撤回の告示と釈明ビラ発行等の具体的処置をすること、以上の四点である。

謝罪文」は次の内容である。（労組がこれを拒否したことは申すまでもない。）

### 謝罪文

去る一月十九日に組合ニュース第十八号を配布しましたが、内容において事実と相違しており、私共の独断と偏見にもとづくもので、貴病院並びに関係医師の名譽を著しく毀損し、貴病院職員並びに患者に対して多大の不安を与え、行為であったことを認め、ここに右ニュースの配布について反省し、貴病院及び関係医師に対し深く謝罪いたします。

昭和四十六年一月 日

関西反「医学 七一年四月、  
会総会」を告発 東京で開催され

た「反『日本医学会総会』——医療を告発するすべての人々の集い」の関西版ともいべき「四、一八生命を守り、医療の荒廃と闘う人々と医療従事者の集会」が京都大学で催された。

この呼びかけ人のなかに南病院副

委員会の抗議にたいして、南病院は管理委員会の名をもって六項目の返答をよせた。

- ① 予防拘禁に同意する意図で作られたものではないが、その危険性が十分にありうるので、この認識不足から生じた危険性についてあらためて自己批判する。
- ② 院内における内部討論を深める。
- ③ 運動の中止については、本日は結論を出さない。ただし明確な結論が得られるまで積極的な運動はしない。具体的には院内室内における署名及びビラ配布を中止する。
- ④ 他の三組織への説得は行えない。
- ⑤ 被災者の救援については、具体的な提案を期待する。
- ⑥ 本回答は院内週報で職員に告示する。

だががよんでも明らかなように、この回答書では根底からの自己批判とはなっていない。従って、「集会」では、精神科医師闘争委、関西障害者解放委員会、関西部落研究会連合、保安処分に反対する委員会から鋭く追求され、川合副院長が自己批判することとなる。

しかし、発言内容を見ると、言葉のうえだけの自己批判しかできない川合医師の思想性が如実にあらわれ

院長の川合一良氏はいつており、しかも南病院がその事務局を担当しているということである。

集会は、冒頭に、当集会の事務局世話人となっている川合副院長にたいし、地域労組員からの鋭い告発と自己批判の要求で幕をあげねばならなかった。告発は、すでに地域労組のたたかいで明らかとなつていま南病院医療従事者にたいしてかれがとつてきた態度と行為の数々と、いわゆる「保安処分」問題の二点からなされた。

第一の問題については、すでに明らかであるので、第二の内容について報告しておく。この発端は、南病院が中心になって△精神障害者による重大被災者への救済に関する請願に御協力下さい！▽というビラを配布し、京都市会議長あてに請願書をだしたことに始まる。

### 「請願に御協力を」

京都南病院職員一同  
新産別 京滋地連  
全専売労組関西地方本部  
京 都 南 健 康 会

ている。

「まず、このようなビラになってしまった根底には、われわれの思想性の問題があることをはっきり認める。私どもたえず、日雇い労働者だとか、未解放部落の人たちといっしょになって診療活動を続けているのであるが、知らず知らずのあいだに間違つた思想が身についてしまつてしまつた。それがこのビラに表現されてしまつた。わたしらですらそれがあつた。まして保安処分とか精神衛生法なんか聞いたこともないたくさんの人々のなかにはそういう思想がある。私も内科医であるが、あるていど保安処分のことは知っているのにやはりこういうことになつた。」

もはや説明を必要としない。「わたしらで△すら▽」という言葉は、「あなたがた△だから△を▽」とおきかえてお返しすることで十分である。「差別されている労働者にとつては、差別の事実の一つひとつは自分の肉体につきつけられた刃とおなじ意味をもつ。ところが差別している側にとつては、いっさい差別したという意識がない、という関係のなかに差別の根源がある。」（「地

昭和四十五年九月一日午前九時頃、京都市南区油小路九条下る西入る附近で、高橋謙一君（当時一才半）は母親と歩行中突然道路工事の精神障害者によってスコップやハンマーで頭部をなぐられ重傷を負い、一時は生命さえも危ぶまれる程でしたが、幸い南病院の適切な処置によって危機をのがれ、現在通院加療中です。

ところで加害者は精神病患者として現在京都市立落南病院に入院しております。このため、被害者への保障はならなされておられません。

京都にはこのような精神障害者による思いがけない事故で被害をうけ泣き入りしている人がかなり多いようです。とくに高橋さんの場合は頭部に骨折をうけたため、将来にわたって再手術又は特別な医療をうけなければならない場合も考えられます。

このような不幸な事件について、わが国にはなら救済する法律はありません。私達はこのような不幸を黙視している訳にはゆきません。幸い京都府はこの被害者の救済について府会がとりあげ具体的に解決する方向で検討しはじめていますが、事件が京都市内で発生しておりましたことから、私共は京都市議会でもとりあげてもらふよう市議会に請願し、被害者救済を実現したいと思つています。皆さんの強力な御支援と請願署名をおねが

域労組ニュース』七〇・一・十五発行合併号)。

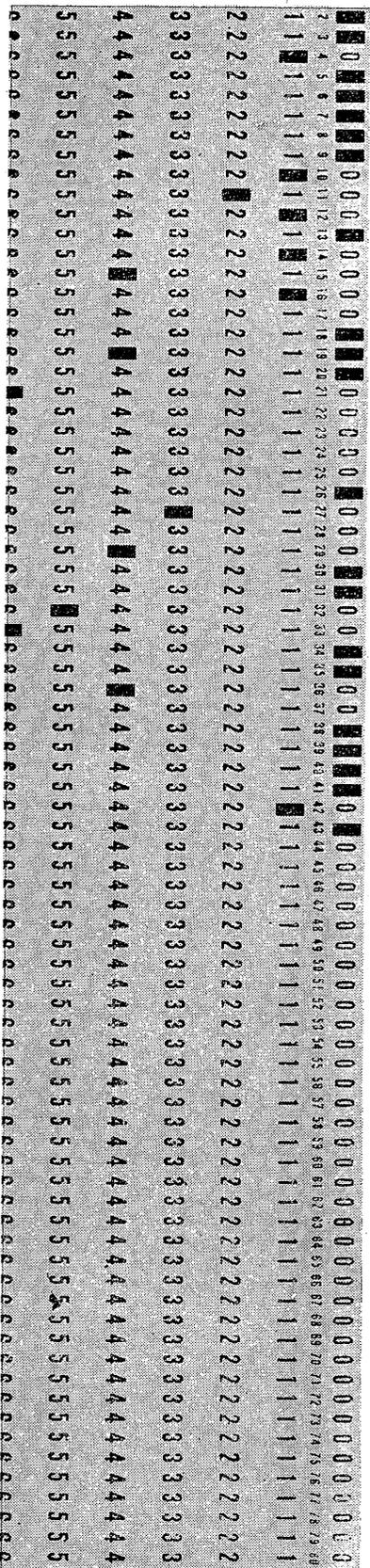
「差別」とたたかう視点こそ労組のいのちである。

二度にわたる解雇撤回闘争に勝利した九条病院闘争の記録、現在たたくわれている南市民センター解雇撤回闘争についても報告する予定であったが、すでにあたえられた原稿枚数を大幅にこえているのでまたの機会にゆづりたい。

労組は、いま、運動論についての討議を深めているが、既存の労働組合がほとんどそうであるように権力機構依存型であるのにたいして、新左翼とよばれる労働者によって展開されている現地実力闘争依存型（＝権力機構の軽視または手段化）の闘争を批判、克服し、権力闘争としての労働組合運動論を模索していることを附記しておきたい。「差別」とのたたかいは座標軸にすえ、△眼のまえの敵を倒せ、敵は雇い主なのだ！▽という視点でもって……。

連絡先 京都市南区西九条唐橋町33  
京都府地域労働組合

TEL 075 672・0913



# 総背番号制度と

## 労働者階級の役割

### 国民情報統合システム批判

玉川 洋次  
高木 真歩

昨年十一月七日、墨田区において自治研究会が行なわれ、「墨田区住

民情報統合システム」になる背番号制度の具体的な踏み出しに対して検証がなされた。このとき、都職労の日共系幹部のNは、背番号制度は徴

兵制度に利用されたり、搾取体制を強化するものとして考えられるとしながらも、しかし、コンピュータそのものは便利なものであり労働条件を改善させることが可能だという趣旨のことを述べている。同じくAは松本市のように協定をとりつけることによって弊害は防げるとし、制度を悪用させないためにも革新自治体を拡大し強化させるべきだとして、結局は選挙の問題にすりかえてしまったのである。

する協定書路線とは何か、どのような内容かについて概略だけでも述べなければならぬ。

都職労墨田支部ニュース『日刊すみだ』第八六三号には、「組合の協定案をほぼ全面的に受け入れた」ものだと、区側の協定案を載せている。それによると、

「電子計算機利用の基本事項ついて、次のとおり協定する。

第一、電子計算機は、区民の福祉増進とサービスの向上をはかることを本旨として運用し、利用する。

第二、電子計算処理による区民の各種行政記録は、前項の目的達成の手段として、区行政運営お

よび行政執行等、区の権限に属する事項の範囲内において、その処理のため全く独自に利用するもので、いわゆる国民総背番号制など他の目的に利用するものではない。

第三、事務の電子計算処理の適用にあたっては、職員の労働条件の改善に努めるとともに新規事務の適用または処理業務の内容変更が労働条件に支障を及ぼすときは、その都度十分協議し、相互の了解のもとに実施または変更するものとする。

#### 第四、略

となっていて、若干の手直しはあるが、たしかに組合案に非常に近いものである。しかし、後述するように「国民総背番号制など他の目的に利用するものではない」と思っていたとしても、そうなるものではないのであって、むしろ積極的外濫理立工事ともいえるべき内容を孕んでいるのである。

『経済』七一年一月号には、情報化社会について、民主連合政府とやらができたときは大いに活用できる技術的基盤を与えるものだという趣

旨が述べられているし、『自治労資料』第十八号別冊などでも自治体の電算化すなわち「近代化」は必要だとされているが、まず第一に、こうした「近代化」が誰のために、誰によってなされるべきかというのを捨象してしまうのは致命的であり、犯罪的である。第二に、「近代化」そのものが公害、労災をふくめて労働者階級にどのような悲惨をもたらして来たのかを意識的に欠落させようとするものであり、第三に、日共としてもわずかに四、五年前には『住民と自治』などで、それは自治体労働者にとっては労働強化であり、住民にとっては収奪と管理の支配機能の強化であると把握していたことの無原則的な転換であって、第四に、全総や新全総に見合って市町村合併がすすみ地域開発なるものが目論まれ、自治庁の省昇格などを通して、あるいは住民基本台帳法などによって中央権力が「革新」自治体も何もかも「合理化」を上からすすめてきたことを見ている。

「電算化」そのものを前提とするこの協定書路線は、背番号制度をふくめてそれによる一切の結果を自治

体労働者および住民たる働く階級に押しつけるものであるが、それによる結果については『現代の眼』七二年二月号に「抑圧的コンピュータリゼーション」として要約的に述べられているような内容を伴うものである。

このあたりについては、本誌前号の「戦後の社会党、共産党の政治的指導としての役割は、日本資本主義の近代化へ積極的な役割を大衆への教育を含めて担った」という事実を現在のにもっと露骨に表明するものということができる。

少なくとも「ウチではコード化はまったく国との結びつきなしでやっています。だいたい国家的規模のコード化なんてムリ……」（『週刊文春』二月七日号）と墨田区の当事者がいくらか善意に思い込んで、それも見こして墨田区が背番号のモデル地区に指定されているのであり、現実には国家規模のコード化は着々とすすめられている（『朝日ジャーナル』一月二八号）のだから、区側の善意を信頼して協定をとりつければなどというのは「知らないうちが花なのよ」ではすまされぬ。

背番号制の問題は、社、共、民同の醜態を如実に示すものはきわめて少ないのである。

#### 二

国民総背番号制の問題は、殆んどあらゆる状況に関わりもつ、これが、どのような実態とねらいをもって進行しつつあるか、については、告発六号「国民総背番号制」および朝日ジャーナル一月二十八日号を参照していただきたい。

ここでは、まず他の角度から問題を提起してみたい。

「昭和六〇年の電々公社のピジョン」のなかで、現時点から昭和六〇年の社会を展望している。それによると、まず近年、都市への集中によって生じた、血縁的地縁的なつながりの断絶を、企業における「ヒューマンリレーションズ」施策が補って来たことをあげ、それは「職能的なつながりによって集団に属させる」役割であった、としている。つきにこのような形の秩序維持も、すでに限界に達した、ととらえている。限界に達したことの理由として、国

際的な経済競争の激化のため雇用構造の変化、従業員の専門家の必要性などによって、年功序列がくずれつつあることが述べられ、このような変容のなかでは「個人生活のあらゆる欲求を職場のみに求めることができなくなり、血縁や地縁による新しい家庭や地域社会にも、あらためて関心をもつことになる。この場合の家庭像は、逃避の場としてのマイホーム主義ではなく、自己啓発の場、あすの成長のための拠点でなければならぬ。また、新しい地域社会は……自分たちの責任にもとづいて、あいつとも豊かな生活を築き上げてゆく友愛と団結の共同体でなければならぬ」と記されている。

すなわち、企業内だけでなく、家庭や地域社会ぐるみの管理支配体制が必要なのだ、と語っているわけである。そして、電々公社の未来の電話サービスは、まさにそのために企画されている。すなわち、「絶えざる自己啓発」をおこなって従業員が「専門化」するために、家庭むけテレビ電話での集団自動学習システムや各種文化情報を流すシステム、外国語の学習のためのサービス、など

を流す計画である。

週二日制などになっても、「あすの成長のための拠点」であるマイホームで、学習にいそしめるように、否いそしめずにはいられぬようにする。これが、個性の発揮とか創造的能力の開発のために電々公社が果す具体的な役割である。(ただし、電々の役割は、これだけではないが)

現在すでに、各企業で、人事配置、労務管理のために個人情報蓄積されていることを思い出せば、右に述べたことが背番号と関係する問題としてとらえられるだろう。蓄積されている個人情報は、当然個人情報がついて整理されるものだし、電々公社のすばらしいサービスをうけて「学習」した結果は、当然何かの形でその個人情報に付加されることになる。したがって、絶え間なく学習を強いられての二四時間労働にのめりこむか、無能力者として一層の単純労働か、ビジョンのなかでえらび得る道は、そのくらいしかない。すでに、各職場でノイローゼや精神病が多発している実態が、背番号制を軸としての総管理によって、一層拍車をかけられるであろう。お

まげに、現行の精神衛生法に基づく強制的な措置入院制度に加えて、刑法の改正による保安処分という新たな道も用意されつつある。労働の内容が変容するだけではない。

地域社会や家庭まで含めた管理支配の強化のためには、地域医療の向上、保健衛生の充実という名のもとに進行しつつある、この面でのコンピュータリゼーションも、ひとつの役割をになうものとなる。何故ならば、経済、社会そして地域ともに、その構造が大きく変化しているゆえに、「地域住民の人間の適応性を拡大する」役割を、公衆衛生や地域医療がになわなくてはならない、と述べているのは、他ならぬ権力の御用学者たちであり、その発想で準備がなされつつある。これは言葉と役割がちがうだけで、電々公社のビジョンを支える発想と、全く一致する。

さらにおなじ源で、町内会などの育成が意欲的におこなわれている。また現在雪崩のごとく進行しつつある各地方自治体の「住民情報統合システム」は現在のところ、住民基本台帳にある各人の基礎的データをコ

ンピュータ記録にうつすだけと公表されているが、「住民育成情報」の蓄積も必要だと、機械化の手引書に「チャンと書かれていたことを思えば、背番号との結びつきは、リアルになってくる。地域社会のメディアとして未来産業の花形などとうたわれている、CATVもまた、町内会などの育成、操作にすぐれた役割を果たすだろう。

国際競争の激化のなかで、独占企業が多額の情報を必要としていて、しかも、ある部分の情報は行政権力を通じて収集しなければならぬ。情報化政策はその体制づくりなのであり、その重要な軸が総背番号制度である、という側面は、朝日ジャーナルで述べておいたのでこれ以上はふれない。今までのべてきたことは、きわめて粗雑ながら、総背番号制のもつもうひとつの側面(と分けてとらえられるものではないのだが)として、企業内、家庭そして地域社会ぐるみの管理支配を貫徹する、そのための情報集約を可能とする体制づくりとして提起したものである。しか、他のさまざまな問題とも関連させてみると、すべての状況に関わ

りをもつ、といっても過言ではない。さらに詳細な把握と展開が必要であるのだが、その能力も紙数もないから、ここで行政のレベルに目を転じたい。すなわち行政権力のもつ情報が、この制度によっていかに「有効」に使われ、管理支配の強化と質的飛躍をたらすか。これも詳細にふれることはできないので大筋だけ述べておきたい。

一、すでに手持ちの情報を、背番号を軸にコンピュータシステムに移すこと、新たに登録されるものなども、おなじく、これで迅速に処理出来ることから、情報の迅速な掌握を通じて、各行政機能が強化される。

この例として、警察のもつ情報機能をコンピュータシステムに切りかえることにより、治安機能が一段と強化されること、がまずあげられよう。労働市場センターについては、オンラインリアルタイム化による、労働力の流動化、とりわけ「重要産業部門」への労働力優先配置が可能ではない。さらに昨年からの労働情報サービスの名で、キメ細かな賃金情報が企業に提供されつつあ

る。賃金水準などが「科学と客観」の名において決められる一方、賃金、労働市場、労働資源としての個人情報総論的把握されて「労働行政」を支えることになる。

二、新たにオンラインネットワークが組まれることにより、あるいはデータの交換によって、管理機能の質的な強化が予想される。

出入口管理のため、在日外国人記録の電算化とともに、法務省と外務省そして主要な港や空港とのあいだに、オンライン・ネット・ワークが組まれつつあるのが、そのひとつの例。

労働市場センターのもつ個人情報が警察に流れること(今までも、警察の個別な問い合わせに応じている)、労働市場センター、労働情報サービスセンターのもつ情報が、経企庁の国民生活実態調査のデータと結びつくなどを考えれば、その一端をとらえることができよう。

三、国をあげてのさまざまな意志の決定、計画が総合的に且つこまかに把握されたデータに基づいてなされるという問題。必然に政治、経済、軍事がより一層の緊密さを

もつことになる。

たとえば、労働力配分は、軍事的資源としてのマンパワーと、経済資源としての労働力とに、もつとも「効果的」であるように、ふりわけ得る。空間的配置を有効におこなうためにまず公共用地の増大、そして配分という計画も、すでに新全総などによって進行しつつある。それらの計画と一体をなして、行政機構における各機能が作用することとなる。

国をあげて大きな「効果」を発揮するように、権力の安定と秩序の維持と、そして経済性の追求、これらをまとめて遂行するため、行政機構の末端に至るまで、そのための戦略的な配備でしかなくなる。墨田区の例にみられるように、現在はその体制づくりの段階であるから、周囲の状況を見ずに(または見ないふりをして)「区が独自になっている」などと思いついでいられる、いわばまだ、シワワセな時代であるのかもしれない。

### 三

すでに見てきたことからしても、

背番号制の問題は単なるプライバシーではない。六七年の羽田闘争以降、とりわけ現在のローラーチェックなどが端的に示しているものは、官憲と資本と自警団の癒着した体制のなかで反戦労働者にとってはプライバシーなどとは存していないのが実態でもある。あるいは、せいぜい治安の強化をつけ加えてみても、やはり把握としては十分ではない。

帝国主義ブルジョアジーの、極限的な効率化としての(『現代の眼』前掲論文)、意志決定の基礎的な条件である、「行政の情報化」によって欠くことができない労働者諸個人の記号化は、まさしく、搾取と収奪の飛躍的な強化であり、管理と抑圧の極限的な徹底化である。これは、またいかにすれば労働者革命の圧殺を意図した資本に忠実な奴隷へと働く階級を陥しこめるものである。

前述のような自治労の日共や民同の犯罪性は全電通の民間にもさらに露骨な形で現われていて、背番号制に関連するデータ通信に関して、平和利用と国民生活の向上に寄与、情報の社会性の維持拡大と民主的管理による民主化の促進、人間疎外の克

服、プライバシーの保護など基本的な人権の完全な保障、などを公社との団交において「明確な形での確認はとらなかつたがその精神を認めさせたと判断する」といった、どうにも救いようがない状態であるが、労線統一派も日共をふくめた体制内反対派も、このような資本の要請に屈服してしまい、ただ条件闘争としての圧力がどれだけ強いか弱いかのみについて競いあつていて、そうした資本の要請の背後に隠れた本質については見ないか矮小化して見るかしかできないのが現状の実態である。

われわれは、背番号の背後に隠された本質を帝国主義ブルジョアジーのいわば最終段階における大合理化として、従つてそれは社会的権力と政治的権力の飛躍的強化として、従つてまた搾取と抑圧の徹底化として見るが故に、その本質にせまる闘いを、とりわけ階級的労働運動の構築にむかつて苦闘するすべての労働者に提起するものである。

民間の基幹産業には新日鉄のAOLやNHKのTOPICSをはじめ、MISの導入はほぼ完成し、職場における労災・職業病や精神障害

(これに関しては、特に保安処分の問題として語らねばならないものがふくまれているが)の多発などますます大きな問題となつてきている。背番号自体がこれらの問題と密接に関連している以上、それを粉砕する闘いもまた、これらの職場の闘いと結合したものでなければならぬ。

なかんずく、民間の基幹産業や官公庁などの他の産業と較べて合理化が最も遅れているといわれる自治体については、背番号それ自体が本格的な合理化攻撃としてかけられるものであり、そこからしても、現在急速ですすみつつある自治体の電算化体制そのものと対決する闘いをおすすすめなければならぬ。

「近代化」には反対しないのだ、ただ住民の福祉の向上のために、もつと行政サービスの向上を、などというのはいかに喰わせてしまふ。

革新自治体なるものほど欺瞞的なものはないこともすでに実証済みである。東がやれなかつた東交合理化を美濃部が労働者に機動隊をさし向けてなしたことは、いまだに記憶に生々しい。まして、政府からの委任事務が自治体の業務に占めてい

る割合など、さまざまの視点から考へても、政府に罷免権を発動させるくらいまで働く階級の立場で闘うのではない限り、やはり豚に喰わせなければならぬ。これに対し研修制度、身分差などの諸問題を通して闘う自治体労働者は断乎とした闘争をすすめつつあるが、背番号制の示す地域総体をふくむ大合理化に対しては、いま反撃の中軸たらんとしている。

三里塚に見るような農村破壊を伴う新全総体制、教育問題をも含めた新経産体制として展開される帝国主義ブルジョアジーのこの攻撃に対し、三里塚闘争を闘い、教育闘争を闘うすべての部分は、自警団体制と対決する救済会運動や保安処分粉砕に向けて闘う労働者学生とともに、自治体の内部から叛乱を展開しようとするこの闘う労働者を中軸としつつ、背番号制の粉砕に向けて決起しなければならぬ。

この闘いは、資本の下への絶望的隷属の鎖を断ち切る闘いであり、コンピュータそのものとの対決の闘いである。機械に支配される労働のかわりに、自分たちの共同による自

## レポート・既成労働運動の枠を破って

### 七〇年代労働運動の内実を問う

台帳		保険金支給台帳	
普通給付	特別給付	普通給付	特別給付
1 1821(あ)		1 1821(あ)	
2 21(あ)		2 21(あ)	
3 112(あ)		3 112(あ)	
4 21(あ)	2621(あ)	4 21(あ)	2621(あ)
5 25(あ)		5 25(あ)	
6 21(あ)		6 21(あ)	
7 23(あ)		7 23(あ)	
8 21(あ)		8 21(あ)	
9 221(あ)		9 221(あ)	
10 1323(あ)		10 1323(あ)	
11 421(あ)		11 421(あ)	
12 23(あ)		12 23(あ)	
13 23(あ)		13 23(あ)	
14 23(あ)		14 23(あ)	
15 221(あ)		15 221(あ)	
16 1323(あ)		16 1323(あ)	
17 421(あ)		17 421(あ)	
18 23(あ)		18 23(あ)	
19 23(あ)		19 23(あ)	
20 23(あ)		20 23(あ)	
21 23(あ)		21 23(あ)	
22 23(あ)		22 23(あ)	
23 23(あ)		23 23(あ)	
24 23(あ)		24 23(あ)	
25 23(あ)		25 23(あ)	
26 23(あ)		26 23(あ)	
27 23(あ)		27 23(あ)	
28 23(あ)		28 23(あ)	
29 23(あ)		29 23(あ)	
30 23(あ)		30 23(あ)	
31 23(あ)		31 23(あ)	
計		計	

台帳		保険金支給台帳	
普通給付	特別給付	普通給付	特別給付
1 1821(あ)		1 1821(あ)	
2 21(あ)		2 21(あ)	
3 112(あ)		3 112(あ)	
4 21(あ)	2621(あ)	4 21(あ)	2621(あ)
5 25(あ)		5 25(あ)	
6 21(あ)		6 21(あ)	
7 23(あ)		7 23(あ)	
8 21(あ)		8 21(あ)	
9 221(あ)		9 221(あ)	
10 1323(あ)		10 1323(あ)	
11 421(あ)		11 421(あ)	
12 23(あ)		12 23(あ)	
13 23(あ)		13 23(あ)	
14 23(あ)		14 23(あ)	
15 221(あ)		15 221(あ)	
16 1323(あ)		16 1323(あ)	
17 421(あ)		17 421(あ)	
18 23(あ)		18 23(あ)	
19 23(あ)		19 23(あ)	
20 23(あ)		20 23(あ)	
21 23(あ)		21 23(あ)	
22 23(あ)		22 23(あ)	
23 23(あ)		23 23(あ)	
24 23(あ)		24 23(あ)	
25 23(あ)		25 23(あ)	
26 23(あ)		26 23(あ)	
27 23(あ)		27 23(あ)	
28 23(あ)		28 23(あ)	
29 23(あ)		29 23(あ)	
30 23(あ)		30 23(あ)	
31 23(あ)		31 23(あ)	
計		計	

## 釜ヶ崎日雇労働者の闘い

大阪環状線の新今宮駅を中心に、その辺り一帯のいわゆる釜ヶ崎に住む日雇労働者を、労働組合に組織しようという試みは、そのことだけですでに多くの本工労働組合が抱え込んでいる枠を越えている。だが、全港湾建設支部西成分会について、そのような視点から通り一辺の評価を下

すだけでは、西成分会がいま直面している深刻な問題に迫ることはできないであろう。

西成分会は、一九六九年五月二十三日に結成された。間もなく、これもできたばかりの三座建築設計事務所組合とともに、全港湾建設支部をつくる。建設支部という名前は、もともと釜ヶ崎の労働者には土建の日雇い仕事が多いこと、一方三座分會(本誌第一号、労働争議地図参照)も直接建設関係の仕事に携わっているところからつけられた。日雇い労働者と三座のインテリを結びつけたのは、大阪地評のオルグの知恵である。この型破りのとり合せが、かまもつ八方破れでかつ強靱なイメージから、建設支部には次々と加入してくる分會が増えた。地図販売の大阪人文社(じんぶんしゃ)分會が入る時には、「道路工事には地図がいるだろう」とこじつけた。だが本当は、「労働組合の建設支部だ」と彼ら自身がいうほどに、既成の運動様式にとらわれ

分たちの労働の支配を目指して萌芽的にではあったが断乎として闘われた東水労の例日闘争の意義をあらためて問い返す必要がある。東水労もそうだし、反帝労組も、社、共、民同の枠を越えて闘おうとするすべての労働者が模索し続けているソビエト運動の展開を通してはじめてコンピュータと労働者の関係を真に解決される方向が生み出される。いまは、ただ、コンピュータそのものとの対決について、あらゆる職場から地域から、領域から、追求していかなければならない。

全国の闘いの交流紙

**新左翼**

発行所  
 大阪市大淀区本庄川崎町  
 2-10 トミヤビル  
 電話 (371) 5304  
 振替口座 大阪 8555

ない、なんととはなしの自由闊達な運動方向が西成分会を中心に短時日のうちに形成されてきたのである。

新今宮の駅前、この界限の風物には似つかわしくない鉄筋コンクリートの十三階建ビルがそびえている。「西成労働福祉センター」だ。六一年以来の度重なる「暴動」を抑える一つの要塞として、七〇年十月に完成されたものだが、建物の至るところにテレビカメラが据えられ、ドヤ代りに設けられたビル内のアパートには多くは手配師が住み、やつれた労働者風の私服がウロツクという、誠にグロテスクなセンターである。その一階で、毎朝手配師がマイクロバスを横付けにして人集めを行ない、そこに日雇い労働者が群がってくる。西成分会の日常活動も、そこで展開されるわけである。

釜ヶ崎の朝は早い。朝五時半には、その日最初の雇用契約が結ばれはじめる。早く仕事にありついた方が、わずかのことで条件がよい。朝八時を過ぎても、一日二千六百円食付といったピラをマイクロバスのフロントに貼って労働者に声をかけているものもあるが、こういうのは労働者の方でかえって警戒し寄りつこうとしない。「どんな仕事をやるのや」と、その好条件をいふかつて手配師に訊ねている風景もみられる。

西成分会の活動時間帯は、この仕事探し時間に規定されて、朝五時半ころから

八時過ぎまで一区切りがつく。活動というものは、「大阪城」という名のフックス刷り半截ビラを、センター一階片隅の粗末な木机の上に置いてそばに立っていることである。この場所を確保し、机一つをとるにも、西成分会はセンター側とかんがりのケンカをした。「大阪城」は毎朝千枚用意する。そのほとんどが、自ら机のところまでビラをとりにくる労働者にもっていかれる。と同時に、その場が日雇労働者からの相談ごと受付所になるわけだ。相談ごとの種類は、日雇失業保険の手続き、労災、契約違反、暴行事件などである。

日雇労働者失業保険手帖（カット参照）の制度は、やはり七〇年十月から発足した。これは、日雇労働者が、過去二カ月間に二十八日以上労働していた場合、二十八日以上は十三日間、三十二日以上は十四日間、三十六日以上は十五日間という具合に、その月仕事にアブレタ時失業保険金がもらえる制度である。その日仕事にアブレたということは、毎朝八時から十五分間くらいで認定される。それはつまり、その時間になっても仕事につけないのは、かりにまだ求人が残っていたとしてもよほど劣悪な条件であるからだ、という考え方である。その認定方法は、週に一度は休日があるべきだと考え方で、一週間に二日以上アブレタ場合、その二日目から認定される。

手帖には一年分の日付欄があつて、仕事に付いた場合にはその日のところに雇主から印紙を貼ってもらふのである。しばしば印紙を貼らない業者がいるが、その場合にはあとから自分で職安に「就労申告書」を出せば、職安が調べて認定してくれる。（これも西成分会がかちとった）

この制度がやわかりにくいために、自分の名札つき顔写真が貼つてある失業保険手帖を、西成分会の机のところに立つ活動家に見せて、今日失業の認定が受けられるか、受けたら七六〇円の失業保険金がもらえるかどうかを聞きにくるというケースが一番多い。朝八時からのアブレの認定は、センター二階の職安窓口で行なわれる。八時丁度に、鉄板製の窓口シャッターが開けられると、その前に並んだ労働者が順々に手帖を職安に預けていく。そこで、西成分会も木机ととも二階へ移つて、再び行列横にビラを置き相談を受けるという仕組みである。

労災や契約違反の相談もよくある。全国に名の通つた建設会社が、数次の下請を経て釜ヶ崎の労働者を使っているわけだが、労災や契約違反はそのような建設現場にかえつて多いという。西成分会の名で大手建設会社を呼びつけると、たいがい逆宣伝を恐れて西成分会には平身低頭で謝りくる。だが、そうしながらも問題が跡を断たないところに、一層深刻

な課題があるのだろう。

相談をもち込んだ労働者も、問題が片付けば多くは西成分会から離れていく。釜ヶ崎一帯には約二万名の日雇労働者がいるといわれており、その中の一人をある時世話したとしても、同一人物に一月以内にもまた会うことができるかどうかかわからない、といった状態だ。逆に、運よく一人の労働者と接触することができ、彼の住むドヤへ訪ねていっても、せいぜい一緒に酒を飲むぐらいのところだ、それ以上はこちらも身を引いてしまふのだ、とある分会活動家は語っていた。というのは、日雇労働者としての労働問題の背後には、釜ヶ崎のおかれたすべての矛盾がざろりと控えているわけだ、それをおつかぶされても、西成分会にはとうい解決能力はないというのだ。しかし、そうはいいづも、西成分会が釜ヶ崎では数少ない信頼されるべき団体として市民権を獲得しつつあるところに、労働組合の一般的な機能に止まらない期待が寄せられているというべきだろう。

ここで、分会内に意見の対立が起つ

七一年夏から釜ヶ崎日雇労働者は一時金を獲得した。これも西成分会が団交を重ねてかちとつたもので、大阪府建設業協会が二〇〇万円、西成分会が二〇〇万円、西成分会が二〇〇万円、西成分会が二〇〇万円を西成分会に渡し、配分は一任するというものであった。

立脚点をつねに釜ヶ崎の日雇労働者の位置に引戻すことではあるまいか。運動が活動家の間だけで担われている限り、分会執行部と越冬実との論争も全く不毛に終るほかないであろう。

西成分会は、これまでの敬服すべき努力によつて一定の市民権を釜ヶ崎の内外にかちえてきた。「三カ月でつぶれる」とタカをくくつた西成警察の託宣は、やがて三年に及ぶ活動実績によつて、見事にくつがえされた。だが、西成分会がそ

### 〈電通臨労支援共闘〉 電通臨労の闘いと告発

議長  
「現実はこの短臨雇を切つた場合のことを想像すると、どうしても非常に問題が出てくると思うのですが、せつかく本部も含めて原案でやつていこうということでありますから原案どおりおさめさしていただきたいと思ひます。」

代議員一同

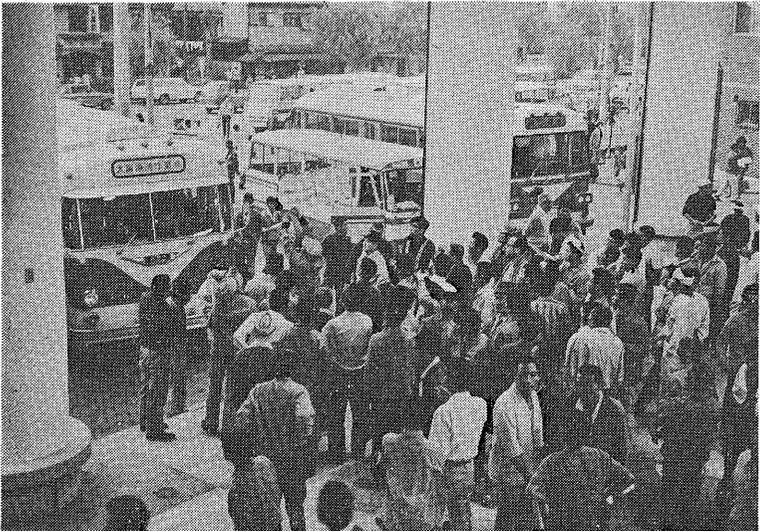
「異議ナシ」  
(第二十四回全電通全国大会より)

春闘に結集する総資本対総労働(太田蕙)の労働者は実に八百万とも一千万とも呼号されている。しかし、その背後に

た。分会執行部は、全港灣関、西日本の助言も受けつつ、失業保険手帖所持者にだけ一時金を渡すことを主張して、釜ヶ崎の全労働者に配れるという活動家グループといひ争うことになったのだ。この論争は、結局執行部の主張が押し勝つて、その時の手帖所持者二千五百名の頭割りで、一千六百円づつが渡された。しかし、この論争はやがて、七一年暮に再燃する。

七一年暮、この活動家グループが中心になつて「越冬対策実行委員会」という組織をつくつた。越冬実の主張は、釜ヶ崎で一番問題をかかえているのは、たとえアル中患者のような人で、とくに年末年始には仕事もなく、一方各地から労働者が集つてきてドヤも一週間の先払いでないといひ出されるため、道端で死んでいく労働者に宿を斡旋し、炊き出しを行なうといった活動をせむとくむべきだといひのである。もちろんその活動も、慈善事業として行なうのではなく、釜ヶ崎の労働者自身が越冬対策活動を担う方向にもつていくという方針が立てられた。実は、七〇年暮にも同様の実行委員会がつくられ、この時は西成分会が小委員会をつくつて参加した。しかし、七一年暮には、年末一時金闘争をまずとりくむべきであるとして分会執行部が腰をあげないままに、越冬実が発足したのである。執行部では、越冬対策はむしろ行政の責任であるし、一時金闘争こそが越

うした過去の栄光に安住している限り、釜ヶ崎という「普通の企業内労働組合とはちがう」条件が返つて目つぶしとなつて、多くの既成企業内労働組合がすでに辿つてきた危険な途に陥るであろう。釜ヶ崎の中に、さらに小階級(手帖持ち)を形成するのではなく、手帖持ちを一つのパネとしつづも、そこから釜ヶ崎の全労働者を射程に入れるような運動が必要なのではなからうか。



「寄り場、で朝の仕事を探す

賃金を要求したのが活動家の「脅かす」にデッチあげられて、何人かの刑事裁判をかかえている。これについても、労働現場で「騒ぎ」を起した活動家と、収拾に入った分会執行部の間には、若い若手見解の相異がある。こうしてみると、西成分会が内包している運動上の問題は、そのまま一般の工場労働組合が持っている問題にひき写されることがわかる。そういえば、西成分会の存在そのものが、そもそも釜ヶ崎の一つの統治機構として支配者の側に重宝されている面も全くなくはないであろう。そこへ自ら墮落しないためには、当然のことながら運動の

し来たかかみえる全電通労働組合と近代  
の合理化産業の花形とも一部で称される  
日本電信電話公社は昭和三十三年秋、臨  
時作業員制度廃止によってこうした臨時  
工的搾取形態に終止符を打ったと大見え  
を切っていた。しかし、それから十年た  
らず、この労使は短時間制臨時雇制度  
(夜専臨時工)なるものの導入によって  
この画期的と称した歴史に終止符を打っ  
たのである。そして、四十五年秋、労使  
一致の円満の制度の中から、その隠蔽さ  
れた差別と抑圧を告発する自然発生的な  
闘いが東京市外電話局を中心とする短時  
間制臨時雇によって開始された。

四十五、十一、二十六、業務変更のた  
め東京市外電話局の短臨雇十八名が第四  
運用部から第五運用部へ強制配転、こ  
の人選を不当とする十八名が不当性をめ  
ぐるピラを作成配布しようとして不発に  
終る。

四十五、十二、一、数名の仲間が組合  
結成を確認。

四十六、三、同一局舎にある東京番号  
案内局の臨時雇(女性)が日頃の言動が  
気に入らないとの理由で契約切れ解雇通  
告、彼女は抗議ピラを作成配布、これを受  
けて数名が「アルバイトの権利を守る  
会」結成、ピラ配布。

さあーあなたも

私達がこれまでピラをまき続ける中  
から日々感じている沢山の不平不満が  
集まっています。私達はこんなに働きの  
悪い職場で働いているのでしょうか。  
前回のピラをまいた後からも、契約更  
新や、給与支払いのとき、印鑑をもっ  
ていって捺印してしまう。アルバイト  
本人が捺印するでもないし、アルバイ  
トが見ている事すら出来ない。「印  
鑑って大切なものなんですよ……」

アルバイトをやめるとき、制服のク  
リーニング代を自己負担させられる。  
更衣室のロッカーを二人に一個しか与  
えられていません。一部のアルバイト  
の人がお風呂に入っていると聞きまし  
たが、ほとんどのアルバイトが知らさ  
れていません。アルバイトはお風呂に  
入ってもいいのでしょうか？  
アルバイトは医務室を使っています。  
できることなら使いたいです。  
が、アルバイトは医務室を使用しても  
よいのでしょうか？

祝・祭日に、わざわざ出勤してもな  
んの手当ももらえません。  
有給休暇が全然ないので、病欠欠勤  
も思うようにできません。  
(私達が調べたところ、この間迄は番  
号案内局に限られたものでした)  
急用の電話でも取り次ぎしてくれな

いで、ことづけにしていまい、その伝  
言も実際には用をなまなかった。  
なお、前回のピラでハンガリーの数が  
少ない、と書いたところ公社の方で  
は、実情調査を始めたもようです。  
これからは私達は力を合せて、働き  
易い職場をつくっていかなければなら  
ないのではないのでしょうか。  
「アルバイトの権利を守る会」

四十六、四、前記組合結成工作メンバ  
ーと、「アルバイトの権利を守る会」合  
同討論、二十四名結集。

四十六、五、「組合規約作成委員会」  
「要求項目作成委員会」「情宣部」設置  
四十六、六、六、短臨雇七十名「電気  
通信全臨時労働者組合」(電通臨雇)結  
成、次のスローガン確認。

- ① 男子短臨雇首切り反対
- ② 十四項目要求を獲得しよう
- ③ 全ての臨時工を電通臨雇に組織し  
よう
- ④ 団交を勝ちとろう

(注) 十四項目要求とは時給増、基  
本給、一時金支給、退職金支給、休憩時  
間延長、生休付与、安定雇用保障等々。  
四十六、六、七、社側に組合結成通知  
団交申し入れ、社側文書受取り拒否。  
四十六、六、八、規約によると全国組  
織であると思われるので本社へ行って  
くと団交拒否。

四十六、六、十、本社において社側文  
書受領し「調査時間が欲しい」と団交断  
る。

四十六、六、十七、都労委あつせん依  
頼。

四十六、六、十九、三須委員長解雇、  
解雇理由① 本人は既に学校を卒業して  
いる。② ここは女性の職場である。以  
上に抗議して二十名、面会に徹夜入り込  
み。

四十六、六、二十、夕刻より三十名デ  
モ就労闘争、社側職制百名動員しロッ  
クアウト。

四十六、六、二十三、全電通東京地本  
にて全電通中央本部高城組織部長はじめ  
五名、電通臨雇執行部五名と懇談、全電  
通としては

- ① 臨時工本工化の、二重構造打破の  
闘いの今日的意義
- ② 市外局は個人所有の職場である。
- ③ 短臨雇制度は漸定的に認められたも  
のである。
- ④ 短臨雇制度は十月末をもって廃止  
し以後は社員をもって夜間呼対策にあ  
たる。

以上の四条件を認めるならば支援共闘  
するにやぶさかでないと言、臨雇持ち  
帰って検討することとする。(検討の結  
果、認め得ず、以後全電通は事態傍観の  
構え)

四十六、七、六、西村書記長解雇、二

十数名職場内入り込み、公社二百名以上  
動員し実力排除。

四十六、七、八、機動隊導入二名解雇、  
二十一名警告書。

四十六、七、十三、四名無期限ハン  
スト突入。

四十六、七、十五、労務及び機動隊百  
名ハンスト実力排除。

四十六、七、二十二、五名の組合員脱  
落。

四十六、七、二十六、地裁に団交応諾  
仮処分申請。

四十六、七、三十、東京電気通信局に  
て団交予備交渉に入る。

四十六、八、九、予備交渉にて団交へ  
の確認。

四十六、八、二十、団交ルール、文書  
交換第一回団交の日を八月三十日とする。

四十六、八、二十一、山形市にて第二  
十四回全電通全国大会開催、代表二名派  
遣、会場前カンパ、及びピラ配布、全電  
通中央本部宛、公開質問状を発す。

四十六、八、二十四、全電通全国大会  
は短臨雇を切ることを決定し閉幕。

四十六、八、二十八、東京警視庁は公  
社側告訴により、一ヶ月さかのぼる七月  
十三日行動における行動による暴行傷害  
容疑をもって三須委員長以下四名の逮捕  
状を執行、(三須委員長起訴、他釈放)

四十六、九、八、救済活動。

四十六、九、二十二、支援共闘会議結

成。

四十六、九、三十、支援共闘会議の支  
援の下に就労闘争。

四十六、十、一、支援共闘会議の支援  
の下に就労闘争。

四十六、十、五、支援共闘会議と共に  
ピラ配布。

四十六、十、六、女子組合員不当解雇  
に抗議し午後五・三十〜十・三十まで指  
名スト及び就労闘争、支援共闘会議四十  
数名結集、機動隊出動。

四十六、十一、三須委員長裁判官判に  
備えて、支援共闘会議方針討論。

こうしていまや公社の電通臨雇パー  
スは既に職場から大多数の組合員解雇、及  
び正当な組合活動であるなしににもかか  
わらず、徹底的組合ボイコット、ロッ  
クアウトによって防衛線を張り、他方、全  
電通との間に短臨雇に代る特別社員制度

### 〈長船労組の闘い〉

## 34 論の亡霊を打ち破る

——初出から三日間公然と四時退場——

七二年は、時短、闘争で開始された。  
第一、第二組合とも会社ペースで終始す  
る中で、わが長船労組(第三組合)のみ  
が、時短に挑戦したのである。  
年末、年始の団交、そして慎重に続け

なるものを導入することによって、夜間  
呼対策を乗り切ろうとしている。この特  
社制度導入(四月一日)までの期間を二  
ヶ月限りの臨時雇と残る短臨雇によっ  
て、非常事態を回避し、新たな近代  
外皮をまとった差別構造(この他に例を  
見ない特別社員なるもののマヤカシはい  
ずれ別の機会に検討したい)への逃げ込  
み策動を労使一致団結して試みつつあ  
る。ここでは、明らかに企業と本工組合  
が互いの利害の一致の下に一体となつて  
事態の本質を隠蔽し、階級に対しては  
わが帝国主義の相補的パートナーとして  
ふるまっている。それは高まりつつある  
帝国主義的労働者解放攻撃の共同の環を  
なす反階級的、すなわち帝国主義労働運  
動の論理そのものとして我々の眼前に展  
開しつつある。

(連絡先) 都内東中野四一八八一  
たいとう社 三六二一八八〇五

られた全体の意志統一、われわれの決意  
は決まった。七二年の初出、全体が四時  
半まで就労する中で、職制の妨害をも  
とめせず、断固として四時退場が実行さ  
れた。

四時退場は六日、七日と続いた。三日  
間の闘いの成果をふまえ、八日の団交で  
時短のみ妥結した。

今、長船労組は新たな闘いを開始して  
いる。全組合員が年末年始の闘いの意義  
をはっきりつかみとり、一人でも多くの  
労働者と討論をし、より一層鮮明に長船  
労組の立場を明らかにしていこうではな  
いか。

### 〈時短で会社は大儲け〉

昨年四月石川島では時短が始まった。  
その「成果」は、会社側が高く評価し、  
時短導入をたたえなのである。

三菱重工の狙いも明らかである。年々  
ずか三十九・五時間の短縮とひきかえ  
に、会社がとりかえす獲得物ははかり知  
れないものがある。十分前入浴の職場  
慣行を、終業時刻後にさすことによつて  
年間では四十五時間余りとなり、これだ  
けでも三十九・五時間はふきとんでしま  
う。おまに残業増などの減収は、われ  
われの追及の前について会社も認め「時  
短だからしかたがない」とうそをふいた。  
四十年の十二月、長船で強行された分  
裂は、三菱資本の全面的な攻撃の開始で  
あった。

以来、分裂下の歴史は、職場における  
既得権が次々と剝奪される歴史であった。  
職場では、労働者相互間の不信をおお  
りたてる政策とあいまって、重く暗い奴

隷労働が作り出されてきた。

こうした職場にも、まだいくつかの有  
利な慣行はあった。勿論それも、心ある  
労働者の抵抗によって保持されていたこ  
とはいまでもない。会社は一気にその  
剝奪にのりだした。時短という売名のも  
と時間管理の貫徹、これである。

労資協調、いや、労資一体を基調とす  
る同盟路線からみるならこうした会社攻  
撃は、攻撃とはみえまい。自らも会社案  
とそっくりの要求を提出した事実の中に  
表われている。従って、同盟路線と対決  
をめざす労働者の任務は、会社の攻撃を  
攻撃としてうけとめ、その本質、具体的  
内容を暴露し、職場の労働者の決起を促  
すことである。

それは単なる宣伝、煽動だけではな  
い。自らが一步でも、二歩でもふみこ  
み、具体的行動を通じて闘うことであ  
る。

長船分会（全造船長船分会＝第一組  
合）に代表される三菱支部も、ピラ等  
を通じての宣伝は精力的に行った。その内  
容においていくつかの批判はあるが立派  
であったといえよう。

だが、自らはいかに闘うか、という段  
階になるや、「同盟が妥結したら闘えな  
い」「 $\frac{3}{4}$ 論で強行される」「時短と時間  
管理はワンセットで切り離せない」な  
ど、思いつく限りの理由を並べ、闘いの  
圧殺にかかった。

職場で苦闘する労働者の闘う意欲を結  
集し、前進しようと努力する姿は全く見  
られず、逆に職場を恫喝する官僚そのも  
のでしかなかった。

力およばずして敗れようとも闘わずし  
て屈することを拒否する一結成以来わが  
組合の姿勢はこれである。

一部の諸君は「極左」「ハネ上り」と  
われわれを批判する。だが考えてもみ  
よ、大多数が同盟に結集している中で、  
なおかつ公然と反同盟の立場を明らかに  
していること自体、極左でありハネ上り  
ではないか。であるなら「極左」は「極  
左」らしくふるまおう、時短闘争を討議  
する中で、われわれはそう決意した。

勿論、闘う以上、闘いの意義と展望を  
全体が確認しなければならぬ。年末年  
始連日の団交とあわせ慎重な討議が続  
いた。

### ＜ $\frac{3}{4}$ 強行恐れるにたらず！＞

$\frac{3}{4}$ 論強行を理由に第一組合は屈した。  
われわれは逆に $\frac{3}{4}$ 論恐れるにたらず、と  
結論した。そもそも労組法第十七条で規  
定されている $\frac{3}{4}$ 論とは、労働者に対する  
保護規定である。

$\frac{1}{4}$ 以下の労働者が未組織で、労働条件  
の低下を防ぎ、そのことによって $\frac{3}{4}$ 以上  
の労働者の条件低下も防止する、とい  
うのが法の精神であろう。従って今回の場  
合、 $\frac{3}{4}$ 以上は妥結したが、

①  $\frac{1}{4}$ 以下ではあってもわれわれは未組  
織ではなく組合として組織されている  
② さらに今回の時短と諸対策は、労働  
条件の向上ではなく、低下である  
③ という点からみて $\frac{3}{4}$ 論の自動的適用は  
不当である。

それでもなお会社がわれわれに対し、  
 $\frac{3}{4}$ 論を適用し、強行したなら、われわれ  
は受けて立つ。

労働条件が低下する場合、 $\frac{3}{4}$ 論の適用  
はありえない、という多数学説は、われ  
の確信を一層深めた。綿密な賃金計算も  
行ない、われわれは断固として日本で初  
の民事訴訟も辞せず、そう結論したので  
ある。

闘いの展望は明確になった。十二月二  
十八日、年末最後の団交は、午後二時半  
から五時までで開かれた。終始会社への  
追及を行なったが、「八時タイムカー  
ド打刻は就業規則違反か、違反だとすれ  
ば第何条か」と問うたのに対しついに会  
社は絶句。組合側も断固その回答を求め  
沈黙、双方が四十分間にわたって沈黙を  
続ける中で終った。

かくして、七二年を迎えた。時短の実  
施は始まった。第一・第二の組合員とも  
これに従う中で、われわれは四時前入浴  
四時退場を履行した。

あわてた現場の職制は「就業規則が変  
わったから従え」「第一組合も従ってい  
るお前たちも従え」「三十分は賃金カッ

結成以来わずか一年五月月とはいえ、  
第三組合の確固たる地位は「少数組合で  
も闘えるのだ」という確信と展望をゆる  
ぎないものとした。

三菱長崎造船労働組合  
〈連絡先〉長崎市秋月町一―二

この文章は長船労組機関紙66号、67  
号より収録したものです。

(編集委員会)

## ＜全昭電青年労働者共闘会議＞ 「内部からすべてを明るみに出せ」

昭電労働者は新潟水俣病をどう考えるか

新潟水俣病判決から、はや四ヶ月を経  
て、昭電社内においては、もう終つ  
た事という受け取り方が広まり、資本  
は、「農業説の正しさは、歴史が証明す  
るだろうが、ともかく社会責任は、果た  
した」と公企業イメージを、糊塗す  
るのに懸命で、労組連合会（昭和では各  
事業場が単組を作りその連合体）は、会  
社の上訴権放棄には、賛意を表する。判  
決が絶対的に正しいかどうかはともか  
く、「企業のあるべき姿を示した」と資  
本との癒着を見事にさらけだしている。  
そして資本・労組双方の、この強弁の下

に、またドルショック等による化学産業  
の下落の下の合理化強行を控えて、昭電  
社内には、「物言えば唇寒し」の重苦し  
い雰囲気は充満している。

しかし実際には、何も終った訳ではな  
い。判決以後上流から、中流から阿賀野  
川全流域にわたって、新たに、患者さん  
が続々と認定され学童までが、有機水銀  
中毒の苦しみを強いられている。また患  
者さん達の病状は、一向に好転せず、む  
ろこの頃になって視野狭窄（筒でのぞい  
したように視界がせばまる）が顕著にな  
るなど悪化する例がほとんどである。

トする」などおおよそ思いつく限りの恫喝  
を加えてきた。  
勿論、わが組合員はそんな妨害に屈し  
はしなかった。折りから異例の初出団交  
が開催されていたが、この団交も四時と  
同時に「われわれの定時は四時」と通告  
し、打ち切り、全体が四時退場を貫徹し  
たのである。

### ＜時短は妥結、時間管理は 継続交渉＞

闘いは初出に始まり、六日、七日と続  
いた。こうした公然たる闘いと結合し、  
初出団交を皮切りに団交も連日開催され  
た。

こうした闘いを経ながら、われわれは  
六日の討議で次の方針を決定した。

①  $\frac{3}{4}$ 論の強行を認めず、われわれに対し  
ては妥結後とする。  
② 従って四時退場を定時とし、ノーカッ  
トとする。

③ 時間管理については継続交渉とし、同  
時妥結しない。

④ 以上の方針を認めれば、時間短縮につ  
いてのみ妥結をする。

七日午後一時半から始まった団交で組  
合態度を表明。何回かの休けいを取り会  
社は検討をしたが、会社は就業規則は一  
月一日実施とする。しかし、四時退場は  
勤務無事故、賃金はカット、と主張しゆ  
らず、組合は、これでは認められない

新認定の未認定の、また値切り倒され  
た補償金が片付けられようとしている患  
者さん達を前にして、何が終ったなど  
いえるのか。むしろ昭電資本のなした非  
道な犯罪＝公害は全貌を明らかにしよう  
としているといわねばならない。

私達は、このような資本、組合の目論  
見を粉砕すべく、去る十二月二十四日「  
新認定患者さん全面支援」キャンペーン  
の統一ピラ入れを昭電十工場（全部で十  
五工場）で履行した。これに対して、資  
本、組合の双方から懲戒の予告が行なわ  
れたが、中央研究所青年部や秩父第一労  
組が共に連帯して独自にピラ入れを行な  
い、また私達共闘の支援に「ゼネ石  
精」「新日本窒素」「告発する会」など  
諸労組、市民運動が立つ中で直接的な弾  
圧には、移れないでいる。

自らの手が自らの労働が公害を生みだ  
すという板ばさみの苦悩から、自己の無  
気力と卑劣さを「恥」として組みこむ中  
から生まれた、私達の内部告発の声は、  
今や犯罪的な資本と、それを補充する組  
合とのただ中において、まだまだ不十分  
とはいえ、確固とした一つの潮流とな  
り、戦闘的橋頭堡を築き上げつつある。  
しかしこの運動は始めから目的意識的  
に行なわれた訳ではなかった。何の展望  
もみこみもない状況の中から、人間とし  
て、労働者として、あたりまえの事をや  
ってゆこうという事だけだった。正直な

話、私事になるが、私が入社した時、新潟水俣病の事は何も知らなかった。知ったのは入社してしばらくして、会社の「農薬説」を説明するパンフにおいてだった。総評と同盟の違いも昭電労組がどこ系かも知らなかった。「公害企業だなんて片身が狭いわね」と同僚と語り合う中から、一・二、安田啓を知った。「あんなにまでして何を訴えたいのだろう」と考えた。ゼネ石精の闘いや、新日本窒素労組が水俣病反対のストをやったのを知った。「農薬説なんてインチキじゃないか」。私達も何かやらなければいけないのじゃないか」と考えるようになった。そしてまずできる事をやってみようという事で一昨年の十月仲間と語りあって青年婦人部選挙(労組の下部組織)に出てみる事にした。それは迄は信任投票だったのが、組合執行部は、私達が御用派でないのを敏感に察知して対立をたてた。激しい選挙戦の結果、一六〇対一五六の四票差で敗れ開票開票を要求したところ拒否され、不明朗なものを感じた。選挙終了後二週間とたたないうちに、私達の選挙運動を最も熱心に応援したMさんに昭電から別会社への出向内示がされた。女子社員の出向など今迄例がなく、選挙の報復人事、組合内反対派は芽のうちからつみとる意図である事は明らかだった。更に女子労働者合理化の先例を作る意図であるかもしれなかった。不

当配転回闘争に何一つ取り組まない御用組合に対し「守る会」を結成して闘争に突入、ビラ入れを行い、連日組合に押しかける。組合は会社の説明をくり返すのみで「守る会」のビラ入れをルール違反として、全組合員に「守る会」攻撃の「速報」を流す。強行発令を目前にして共産党系の人達の戦術ダウンの提起を聞いて、裁判持ち込み、強行就労の構えをみせると資本は終に屈服し、「Mみたい」に思慮深く、わがままなのはむこうでいいらないうだ」なる回答のもとに内示を全面撤回した。この名誉毀損もの回答を組合は、実名入りで組合情報に掲載、しかもMさんの主張を全くとり上げず、守る会攻撃に終始した。私達はこれ程の組合の墮落、腐敗をみて幻想は吹飛んだ。組合が資本の別動隊であり、労働者を圧殺するためにある事を思い知らされた。この撤回闘争を通して、昭電社内各事業場にも、いくつかの執行部批判グループがある事を知り、支援を受けた。昨年二月呼びかけて、戦闘的労働運動の企業内告発運動の母体形成を討議した。安保の経験のある学卒グループ、現場労働者のグループ、私達本社女子のグループ、三里塚に取り組んでいるグループ等が参加し、主張に幾分の差異はあったが、公害企業労働者の責任と現行連合会の犯罪の体質は確認され、全昭電青年労働者共闘会議が五月になって、学卒グ

ループから本社前デモ、連合会抗議行動の提起をうけ取り組む事となる。前日になって警察より会社に連絡が入り、会社に恫喝された組合は、あわてて私達に「当日(二十五日)会社を休んだものは全員処分する」という通達をだした。するとデモ提起した学卒グループは「三年早かった。みすみす弾圧に食らいつく事は無い」と脱落し、また内部に処分問題をかかえるグループも脱落し、当初五十名以上の参加が見込まれていたのが激減したが、福島県喜多方工場の四十代の人をも含む現場労働者の人達と、私達本社女子だけで決行する。

中は一切のストライキ行動をしない)違反だとし、組合の統制を乱したというのが、私達に対する組合の懲戒理由であった。七月に入るといよいよ懲戒委員会が開かれ彼等は処分するために、なりふり構わず規約無視を行なう。労働者の人間の魂を売り渡した資本の番犬どものさびしさをつくづく感じた。また現地(新潟)に行き、患者さんにお会いし今迄何もなかった事を本心に恥しく思った。八月に入りビラ入れ、パンフ作りのかわら、坂東弁護士を新潟から招き、講演会を開く。デモを提起したはずの学卒グループは死んだふりだったが若い人達を中心に運動の波はひろがっていった。私達のひるまぬ闘いに、終に御用組合執行部は、当初の除名の野望をあきらめ、組合員権利全面停止一カ月という処分を決定した。しかしこの一カ月間を九月から十月にかけて、私達の九月判決に向けての行動を資本の前に丸裸にする事は忘れなかった。

達は闘いを通して、社内外から多くの支援をうけ、また多くの闘う人達と、また公害被災者の皆さんと結びつく事ができ、連帯の喜しさをかみしめる事ができ、また昭電資本を大きく動揺させ得たと信じている。勿論私達は今も全くの少数派であり(尤も不名誉な事だとは全然思っていない)一切の展望は今後の闘いのみかかっていると覚悟しているし、昭電資本との本当の抗争はこれから始まるのだと思っている。特に現在不況の名の下に配転、首切り(とりわけ内部告発者のねらい)が公然とささやかれており、これをはね返し反合理化闘争を組んでいく事が昭電水俣病の徹底的追求と共に当面の課題であり正念場だと決意している。

「その行動を起すなら、その意義を言ってくれ」などと言うのは卑きようだ。黙って逃げだすならともかく、かっつけで逃げたがる。「ヤル」展望を私達に要求する前に「ヤラナイ」展望をいうべきだ。また御用組合派と口をそろえて「はね上りだ」などと合唱するのは許されまい。「女の子だから、現場の労働者だからできる」などと、公言するのは許されまい。

共産党系の人達は更にひどかった。私達が彼等を誹謗したり中傷した事もなく、むしろ当初は一語に闘えるのじゃないかと思ったりもしていた。しかし彼等はいたづらに組織論なるものを振り回し昭電水俣病に關しても、新潟水俣病共闘会議と思想的には親近でありながら、昭電内においてビラ一つ、カンパ一つせずむしる内部告発に立ち上った私達の非難をするのみだった。そして更に彼等がヘゲをとりついていた青年婦人部協議会(連合会一万二千人の中の三十才未満四千人で構成)において「労共闘の行動は民主的運営を破壊するもの」と声明を発し、見事に御用組合の処分に加担した。彼等はもはや御用組合を補完する反対派としての役割すら放棄しようとしている。

私達は公害被災者の皆さんと、真に結びついていく途を模索し、また闘う多くの人達と熱い連帯の隊列を組んで公害絶滅、戦闘的労働運動の構築へと進撃する。私達は公害被災者の皆さんと、真に結びついていく途を模索し、また闘う多くの人達と熱い連帯の隊列を組んで公害絶滅、戦闘的労働運動の構築へと進撃する。

学卒の人などが脱落した事は非常に残念だが、ある面ではうなづけるものもある。彼等は常に転回可能の地点から進歩的な事をおしやべりしたいのだろう。しかし口先だけで革命的な事を言いながら

私達はあの非道な犯罪を犯し、そして現在に至るも全く責任を感じない資本を前にして、それとユ着し切った組合を前にして、その所謂「反対派」のバカ踊り

今更、チッソの無能をとりあげる必要もあるまいが、断じてチッソを許してはならない。患者さんが自主交渉を、と上京した。それを暴力で寒空に放り出す。チッソ資本が発狂した。そしてその本質をバクロした。

私達は企業内労働者として、また日本の労働者として、このような事件を起こしてしまつたことを自分たちの責任であると強く自己批判します。私たちは日本の労働者として、企業内労働者はあくまでも自立した人間の立場であると断言します。(以下略)

# 企業倒産・大量解雇といかにたたかうか

編集部では、労働運動の比較的経験の浅い活動家を対象に、実際の闘争に役立つ読物を企画した。時短、交替制勤務、賃金体系の変更、権利問題……。毎号、その時期に適合したテーマでシリーズを組んでいきたい。題して「闘いのハンドブック」。最初は、二、三月に集中的にあらわれるであろう「企業倒産と大量解雇といかに闘うか」をテーマに追求した。すでに、多種多様に見うける、いわゆる「労働講座的」なものとは異なる個性を発揮したいと考え、実践的活動家の経験を中心にまとめみた。いわば、従来の「講座」が教科書風の、静的な手引きであるとするならば、このシリーズは敗北も含めた労働者の生きた経験であり、闘いの中での検証を深めていただく、一つの問題提起でありたいと願っている。したがって、読者はこれを完成した処方箋とするのではなく、それぞれの闘いによって書き加えていくべき「ノート」としてうけてとめていただければ幸いである。

(編集部)

## 一 はじめに

昨年八月のニクソン「新経済政策」発表以後の「ドル・ショック」は、早くも中小企業の倒産、大量解雇、大企業における工場閉鎖、縮少、指名、希望退職という現象として労働者階級に対する資本の攻撃に転化している。その最初の、本格的なあらわれは八月下旬に発表された日立の中、高卒求人三千人の取り消しであった。続いて、日本電気、富士電機、日本楽器などの大企業の新規採用の取り消し、東芝の五千人の採用予定の中止など、ニクソン声明後二カ月(十月三十一日現在)にして約七万五千人の新規採用の取り消しが、「ドル・ショック」への独占資本の対症療法として強行されたのである。

東レの二千三百人、日本コロムビアの二千人の大量人員整理がこれに続いた。

このようにして、「ドル・ショック」とそれに続く円切り上げ後の日本帝国主義の「新経済政策」は、まず労働者に対するむきだしの強権的な「人べらし合理化」として貫徹されようとしているのである。その形態はけっして一義的なやり方ではなく、さまざまな形態を通して現象しているが、その主要な方法は次のようなものである。

さらに、このことは新規採用の取り消しにとどまらず、現有の労働力の大量にして一方的な解雇、削減となつて現象してきた。繊維産業のユニチカの全従業員数約二万人の四分の一にあたる五千人の人員削減、化学産業の三井東庄の約二千五百人、

新規採用の取り消し、または大幅削減(日立、東芝など)、とりわけ中、高年令層への強制解雇・指名退職(化学産業など)、希望退職という名の肩たたき解雇(三井東庄、三井精糖、日本カーバイドなど)、雇体制の導入(日立、帝人、神鋼電機など)、社外工、臨時工、パートタイマーの首切り(遠州製作、国際電機など)、そして、工場閉鎖、「不採算部門」の縮小等に伴う配転・退職等々の形態が、今日の「人べ

らし合理化」の主要なやり方である。

らかにした。

このようにして、独占資本自らのブルジョアの危機をまづもって、労働者階級への直接的な攻撃、抑圧、犠牲転嫁によって切り抜けようとするともに、中・小企業の選別淘汰を平行的におし進め、すでに六五年不況時に予行演習していたところの周知の戦略たる「不況時の産業再編成」を強行的に遂行しようとしているのである。六五年不況に際しては「自由化時代に即応しうる体制づくり」をスローガンに、寡占体制化への道を真しぐらに歩んだとすれば、今回は「旧時代の産業・経済体制づくり」が彼らのスローガンである。それはより積極的にして能動的な国際競争、世界市場争奪戦への布石であり、文字どおりの帝国主義の社会、経済、政治再編と階級再編の重要な一環として貫徹しようとしているのである。

昨年十二月十九日の、円の十六・八八% (一ドル＝三〇八円) の円切り上げを発表した政府は、同時に今後の経済政策の基本方向として、いわゆる「四項目」の重点施策を明

第一は、「国民福祉の充実」であり、第二は、「当面の景気浮揚対策」であり、第三は、「総合的な対外経済政策の推進」であり、第四は、「沖縄における経済の振興開発と県民の福祉向上のための施策」である。この「四項目」を詳細に検討することは、この小論の任務ではないので割愛するとしても、いわゆる今回の「ドル・ショック」とそれに続く円切り上げという事態は、支配階級にとつては、かの「黒船到来」時のごとき、いわば青天霹靂のショックなどではなく、彼らなりの一定の「予測」と「対策」の枠内における「外的衝動」として処理せんとしていることをまず評価する必要がある。

「ドル・ショック」を、ブルジョア経済学者から、ジャーナリズムにいたるまで、大々的に煽りたて、その持てるイデオロギー装置を全面的に駆使して、「日本資本主義の危機」をがなりたてたブルジョア階級は、それが、社・共までも民族排外主義(「屈辱の円切り上げ」)の枠組みに封殺しえたとみるや、次

に、七〇年代の帝国主義的膨張とそれに伴う国内体制の強化のための国家独占資本主義的諸方策(大型赤字予算による独占資本の保護、公共料金の大幅値上げによる労働者、国民諸階層からの強行的収奪、中小企業の切り捨てと系列化の一層の進展等々)を大胆に、そして強権的に遂行せんとしてきたのである。いわば、外的衝動を内的な活力に転化するための過渡的準備期間が、この数カ月間のドラスチックな産業再編成であり、階級支配の強化なのである。

したがって、労働者階級にとつて、企業倒産、工場閉鎖、大量解雇等々の諸現象として立ちあらわれるブルジョア階級の攻撃に対する闘いはたんなる「人べらし合理化」という経済的現象に還元してしまつてはならない。「人べらし合理化」という経済現象の背景にひそむブルジョア階級の階級的陰謀の総体に対するプロレタリアートの反撃として位置づけ、闘わなければならない。ブルジョアの危機を、プロレタリアート、人民に転嫁させようとする攻撃に対する闘いとして展開するとともに、彼らの「予測」と「対策」の枠

組みを突破し、「危機」のブルジョアの解決か、プロレタリアの解決かの二者択一の選択を迫りうるまでに闘いの局面を上昇させることがわれわれの課題なのである。

きたるべき春闘は、このような状況の下で闘われるのであるが、それはもはや戦後十数年続いてきた「高度成長下における賃金闘争」という民間型労働運動への終焉を実践的に告げるものでなければならぬであろう。いわば、工場の外にあって(企業別労働組合の単純総和的結集)階級の即自的意識(賃金奴隷的意識)を量的に結集させてきた民間型労働運動は、今まさに資本のドラスチックな攻撃の前になすすべもなく敗退しつつあるのであるが、われわれは、その死滅を資本の手によって遂行させるのではなく、革命的プロレタリアートの革命的实践によって葬り、止揚しなければならぬ。

すでに、いくつかの実験と貴重な教訓をもつたわれわれは、今日の状況の下であらためて、その経験と教訓を普遍化し、資本の攻撃に対して果敢な闘いを展開している多くの仲間たちと交流し、問題を提起し

ていきたいと考える。

この小論は、関西在住のいく人かの若い労働者活動家と労働争議に先進的、献身的に闘ってこられた弁護士松本健男氏、戦後初期の尼岡闘

## 二 最近の企業倒産、工場閉鎖、大量解雇 攻撃の形態と闘争の状況

### 1 金属の戦線から

今日までの状況は、企業倒産にいたる前段階の状況（規模縮小、人員削減等）が顕著である。しかし、全国金属労組関係でもすでに企業倒産、全員解雇に対して闘っている組合がいくつがある。その際、闘いをすすめていくうえで重要だと思われるのは、倒産には二つの型が存在することである。一つは、いわゆる会社更生法の適用、商法整理、内整理とよばれる倒産の形態であり、いま一つは、産業再編成上の選別淘汰によるスクラップ倒産の形態である。全金関係は周知のように圧倒的に中小企業が多いが、ほとんどの倒産は、この第二の形態をとってあらわれている。

争から一貫して労働運動の第一線で闘ってきた関労活（準）世話人代表の杉本昭典氏との共同討議を編集部の責任で要約し執筆したものである。

る。いわば、独占体の企業系列化に伴う切り捨て、統合化の現象なのである。

ところで、第一の形態に属する倒産は、センター工業（会社更生法適用）、吉田鉄工（内整理）などが該当する。これらの企業は独占資本の系列化に入っていないで、経営上のまずさからくる倒産ということがいえる。このような企業倒産に対する闘いの一つの典型として、吉田鉄工における闘いを紹介しよう。

まず、吉田鉄工は全金の結成時からの労組が存在し拠点の経営支部であった。したがって、今後の運動の展開上からもこの闘いをいかに持続し、勝利させていくかが金属労働者にとって共通の課題である。まず、

闘いは経営者から「債権譲渡」を労組が獲得するところから始まった。これは、賃金、一時金、解雇予告手当、退職金等の未払いに該当するものとして、第三者の手に債権が移行する以前に、労働者が獲得しなければならぬものである。そして、同時に、工場には多くの半製品が山積されているが、それを製品化し、工場を労働者の手で自主管理するためのステップとして、使用者との間で、「工場使用協定」を獲得していった。このことは、同時に工場における労働者の闘いを継続させていくうえで、権力の不当な介入を阻止するための、一定の合法性の獲得という側面も合せてもっている。

第二の形態に属する企業としては、大和メッキ（南大阪）、三星工業（十三）、フジトモ、九条シャワー（南大阪）、さらに関西以外で中安工業（埼玉）、北極富士（富山）、川岸仙台（宮城）等が主要な企業であり、また闘争中の職場である。

これらのスクラップ倒産の特徴は、解雇予告手当はもろろんのこと、退職金も支払わずに経営者が逃亡しているという状況である。この

いう性格が強いことをものがたっている。

以上が最近の企業倒産の形態と闘いの現状であるが、いまひとつの、倒産にはいたらないが、これまでとはレベルの異なる大巾な人員削減、企業整理の状況を明らかにしたい。

ヤンマーディーゼルの場合、農機具専門メーカーであって、典型的な同族会社であり、経営改革が圧倒的に遅れていたということもあり、政府の「産業構造改善政策」のアホリを正面からあびてきた。（三割減反を端初とする農業の切り捨て等々）

そこで、資本は「中期三カ年計画」なるものを発表した。その内容はまず第一に、系列会社の整理・統合、再編成、第二に、直系企業の合理化である。第一については、前述した第二の倒産形態たるヤンマー資本の手によって強行するというものである。第二の合理化の内容は、ひとつは公害問題を大義名分にした工場閉鎖という新しい合理化の形態をとっていること、いまひとつは、六千人の内約千人の現場の労働者の販売部門への配転（地方に二年間の単身赴任というもので、実質的には解

雇にひとしい）という名の首切りである。そして、さらに不採算部門の

縮小（売りあげ四〇%減だから人員四〇%減！）という形態をとってきた。この場合、名目はあくまでも希望退職という形態であったが、退職金の引きあげ等により、労働者を内部から切り崩していった。

三星工業の場合、スクラップ倒産にいたるまでに、実に、三次にわたる希望退職を強行し、また組合も有効な反撃をしなかった。というのは、組合執行部は日共系が主流であり、「中小企業は客観的には反独占の側に立つ」という論理で、不況時の闘争は自から要求を控えたり、希望退職攻撃に対しても何らの闘いも組み得なかつたからである。そして、ついに三次にわたる希望退職攻撃の中で、当初の約百名の組合員が三九名にまで激減してしまったのである。そして、この段階で工場閉鎖、破産宣告といふ最後の攻撃が加えられた。資本の側は、明らかに当初から組合つぶしを戦略として、攻撃してきたのであり、その際、組合執行部の階級的な意識の弱さが今日の敗北的局面を招いてしまったとい

える。

これにひきかえ北陸機械の場合では、地域共闘が成功した例であり、希望退職攻撃に対して、闘いが一挙に「倒産か再建か」の二者択一を資本に迫るといふレベルにまで到達しえた結果、組合側の全面的勝利に終わった。

このような資本の側の希望退職という形態による攻撃に対しては、それが最終的には組合つぶしを企図しており、企業の倒産をかけても貫徹しようとする資本の意志の端初的表現であることを見ぬいて、労働者は一挙に「倒産か再建か」のレベルに闘いをひきあげ、一歩も後退しないという決意を最初から構築することが勝利につながるのである。

この当然すぎる確認をあらためて強調するのは、実際の闘いでは「希望退職までは」という安易な状況認識がはびこっていると考えるからである。

### 2 化学の戦線から

昨年九月頃以降、倒産、工場閉鎖による首切りの状況は、合化労連傘

ことは、倒産時にはすでに系列親会社によって資産が差押えられているという、いわば計画的、見込み倒産の場合が圧倒的に多いからである。したがって、闘争相手は必然的に親会社資本にならざるをえず、直接的な独占資本との闘いに発展せざるをえない。労働者の闘いがこのように独占資本との闘いに入るや、彼らはただちに退職金を上積みしたりして

（三星工業の場合は、実に五倍の退職金を提示）、何とか金で倒産を労働者に認めさせようとしてくるのが特徴である。何ゆえに、このような「倒産劇」を演ずるかといえば、周知のように独占資本にとって、中小企業を系列化することのウマミは、いわゆる「材料高の製品安」といわれる中小企業労働者からの二重、三重の搾取と収奪の構造にあったのが、この数年間の地域・産別の闘いを通して、中小企業労働者の階級意識の高揚と賃金上昇の結果、そのウマミが急速に失われていったことによるのである。このことは、現在進行中のスクラップ倒産は、ほとんどが労組の力の強い企業であり、明確に組合つぶしのための「倒産劇」と

下で八社約三千人、未加盟を含めると約五千人にのぼっている。これに三井東庄の二千五百人の首切りが加わるわけである。しかも重要なことは、社外工、臨時工、パートタイム労働者がこれらに先行して大量解雇されているのであるから、実際の数字はかなり大規模である。

化学産業における倒産、工場閉鎖の主要な要因は、過当競争にもとづく過剰設備投資、過剰生産であり、慢性的な放慢経営でありながら「ドル・ショック」にかこつけて「不況」宣伝の合理化の口実につかわれてきたといえる。たとえば、九月の各業種の操業度は硫酸四二・六、尿素五八・六、塩ビ五三・四であり、石油化学、エチレンですら八四%に落ちこんできている。したがって、今日の化学における合理化は、自らの無政府的、無計画的な過剰設備投資による損失を「ドル・ショック」という「民族的危機」意識に訴えかけることによって、労働者に犠牲を強いているといえるのである。三井東庄などに典型的にみられるのは、古い工場部門を切り捨て、新鋭工場に（千葉・大阪）に人員を集中・縮

少させるという形態で首切りを強行して、他に志村化工の伊丹工場の閉鎖などもその一例である。さらに、日本合成の熊本工場の閉鎖、日本カーバイド、東京セロファン等々化学産業全般にまたがって同一の傾向がみられる。関西では、世界長ゴムの西宮工場の閉鎖、山村ガラス、三井精糖の大阪工場の閉鎖が顕著な例である。これらのほとんどは三井資本系列会社であることをみると、明らかに「ドル・ショック」に便乗して、独占資本相互の不況カルテルの形成に向けての労働力対策であることが判るのである。

ところで、このような傾向に共通する特徴は、第一に、不採算部門、旧式工場の閉鎖と新鋭工場への集中という形態である。第二に、労働者の抵抗を未然に回避するために、金属の戦線からの報告にもあったように退職という形態をとっていることである。しかも、この希望退職という形態をとっていることである。しかも、この希望退職も化学産業では四〇才から五五才に集中し（この年齢層には比較的高い退職金を提示することによって操作）、比較的高賃

金労働者で、しかも、新鋭工場への配転には即応し難い中、高年齢のスクラップ化という意図が、きわめて露骨に表現されている。これは、金属などのまだ旧型熟練労働者がかなりの中核的労働に従事している職場と異って、この数年間、オートメーションと装置産業化が進行してきた化学産業においては、ひとつはかなり高度の知的労働と、いまひとつは圧倒的に多い単純労働とのいずれにおいても若年労働力の方がより順応し易く、しかも安上りであるという事情を反映している。これらの資本の攻撃に対する組合の側の対応は、工場閉鎖に対しては、あるていどの闘争を展開（東京セロファンなど）しているが、実質的解雇である希望退職に対しては、そのほとんどが条件闘争に流れてしまつて、十分な反撃がなされていないのが現状である。

こうした状況も、民間労働運動の伝統的な体質を端的に象徴している。すなわち、工場閉鎖——解雇という目に見えた赤裸々な攻撃に対しては、受動的抵抗は組み得ても、希望退職というそれほど極限的な破

集まり、交流を深めているが、それが単なる昔話を語り合う場に終らせないために、全金への個人加盟を申請したが受け入れられていない。口では産業別労働組合を唱えているが、その実態は企業別労働組合の寄せ集めにすぎず、しかも、産別集中を実際の闘いの中から追求しようとはしない今日の日本の労働組合の体質を象徴している。

ところで、この東洋ダイカストの闘いを通じて教訓化しうるいくつかの諸点がある。第一に、企業倒産、工場閉鎖に対する闘いは、多くの職場、企業で闘われているが、それを労働運動の内在的論理に即して闘い続けている例はきわめて少ない。東洋ダイカストの闘いはその少ない経験のひとつである。わずか一年半の間ではあっても、この闘争からわれわれが学びとる教訓は数多い。多くの争議にあつては、争議団の形成と裁判闘争というサイクルの中で、闘争が何らかの政党の選挙活動のための道具（日共系労働争議に顕著）と化し、争議団がその手足と化してしまつている例が多い。（政治主義的「指導」の

局とはとらえ難い攻撃に対しては、より積極的、意識的な闘争として、「希望退職粉砕、一切の労働条件悪化阻止」の闘いへとさかのぼりえなものである。現象の根底にひそむ本

### 三 いくつかの闘争例と実践的教訓

#### 1 東洋ダイカストの闘い

一九六七年から六九年にかけて闘われた神戸の東洋ダイカストの例をみてみよう。

この闘争は、最終的には機隊隊導入という弾圧によって、工場占拠を解かれたため、親会社である三菱電機からかなりの退職金の上積みをおこちとして終息した。しかし、この闘争の過程で多くの貴重な経験を学びとつたといえる。もともとこの職場は、全金兵庫地本の中核的存在であり、労働条件もとびぬけて高いレベルに達していた。というのは、全金の職場ではかなり一般的にみられる状況であるが、従業員数は百名前後というもともとまとまりやすい規模の工場であり、しかも、熟練工中心

質の把握と、闘争の統一的、全体的指導という側面において民間労働運動は決定的な弱点を有してきたし、今日でも依然としてそうである。

の典型的な職人的労働者（平均年齢四〇才）の結合として組合が存在していた。したがって、生産における裁量権も圧倒的に労働者の側が掌握しており、資本の合理化攻撃がほとんど貫徹しえないという職場であったのが特徴である。

ところで、資本、とりわけ、親会社の三菱電機は、このような職場における労働者の力を一挙にたたきつぶすために、突如として「赤字倒産」を宣告してきたのである。しかし、これは明らかに偽装倒産であり、組合つぶしのため以外の何ものでもないわけであるから、当然のこととして闘いが一挙に爆発した。（もともと、当時兄弟会社であり、組合も連合組織であった川崎では、日共系の弁護士指導により、約二

典型）また、闘争がいかに多くの退職金をかちとるか（民間系労働争議）に至少化され拡散してしまう例が一般的である。（経済主義的「指導」の典型）これらの闘いは、いかに長期化したり、またいかに多くの金をひきだしたにしても、それ自体、自己完結的闘争パターンであり、闘争の主体の階級意識を覚醒させ、他の労働者に波及しうる普遍性を有してはいない。

東洋ダイカストの闘いは、倒産による経営者と資本家の逃亡という条件の下で、生産と労働の主人公としての労働者階級の主導的な役割とその能力を具体的に表現しえた闘いなのである。工場占拠、生産管理という闘争形態は争議の有効な戦術であるとともに、それを通じて、労働者階級が工場と社会の指導的階級たることを一時的にせよ顕在化させたのである。いわば、企業倒産、首切りという資本の論理に労働の論理を対置させた闘いであつた。

第二に、このことを可能にしたのは、日常的に生産過程における労働者の力、ヘゲモニーが資本のそれと対抗し、反合闘争を始めとして、

械搬出の防衛排除処分申請」を提出し、機動隊の導入により工場占拠闘争は敗北した。したがって、最終的には、親会社に対する闘争として続行させ、退職金を獲得することに

よって終息せざるをえなかつた。今日でも、年一回は昔の闘った仲間が

絶えず前進拠点（労働条件、権利意識、労働と生産の裁量権等々）を確保してきたが故に、であつたことである。オートメーション工場ではなく、町工場的な、個々の労働者の技能水準の熟練度に依拠せざるをえず、比較的労働者の労働裁量権が強く作用しうる工場であり、生産工程であつたことが有利な条件であつたことは否めない事実である。しかし同時に、このことは中小企業労働者にかんがりの程度に共通しうる条件であること、また、中小企業にとどまらず、オートメーション工場においても、より困難ではあるが労働者が日常的な闘いの中にかかると条件を獲得することの重要性を指ししめすものだともいえるであろう。

第三に、日共のごとき反独占の概念を、平板な独占資本対非独占ブルジョアジー、労働者階級、人民階級という図式で規定するのではなく、具体的な個別の闘いを通して独占資本との対決にまでさかのぼらねば、その反独占闘争は、労働者階級のヘゲモニーによる闘いには決してなりえないことも明らかにした。しかも、非独占ブルジョアジーたる中小

企業ブルジョアジーも、独占資本の系列化の過程で一つの独占体という共同体を形成しているのであるから、このことの確認はより重要である。

東洋ダイカストの闘いは、直接、現在の「ドル・ショック」を契機とする倒産に対する闘争例ではないが、貴重な教訓を内包していると思うので紹介してみたわけである。

## 2 三井精機の闘い

三井精糖は昨年、従来の大阪精糖、横浜精糖、芝浦精糖の三社が合併し、資本金三三億円、マーケットシェア一五%という、日本で最大の精糖会社に飛躍した企業である。精糖産業は、一九六三年頃までは成長産業であり、ブームに乗っていた。しかし、この時期の過剰設備投資により、過剰生産傾向に陥入り、赤字の累積が進行した。労組は、従来の三企業の連合体であり、しかも全食品からは政党との関係をめぐって脱退するという組合なのであるが、賃金闘争をはじめとする経済闘争はかなり戦闘的に闘ってきた特異

な労組である。とりわけ、大阪精糖労組の場合は、この二年連続して平均一万五千円のベース・アップを獲得するとともに、初任給における中卒労働者と大卒労働者との格差は約一万五千円といどという、賃金格差の比較の少ない、組合の力の強い職場であった。

ところで、前述の一九六三年以降の過剰生産化の過程で、一九六五年頃から大阪工場の部分的な人員削減が強行されてきた。(半減) 労組は、この過程で団交による協定を打ちとり、その内のいくつかは労働運動にとって貴重な協定である。たとえば、首切りを一方的に強行させないための「雇用保全に関する協定」、また、解雇、配転に関する同意約款をとりつけるなどである。さらに、大阪工場の敷地は二年前に三井系資本である東綿に売却してしまっているのだが、それに対して、労組は新工場移転に伴う協定を結び、全員新工場に移転させること、それができない場合は現工場を生産を続けるという協定を締結した。いわば、職場のすべての労働条件を協定によって確保することを通じて、労働者の

職場における労働条件を、資本、職制の恣意的な支配、干渉から擁護しようとしたといえる。したがって、その意味では戦後型労働運動のすぐれた質を継承しようとしてきたといえるであろう。

ところが、昨年の十一月に突如として、「企業合理化対策」なるものが発表された。その内容は、①ベ・アの凍結 ②年末一時金は支給しない。③諸手当超勤の労基法通り施行(労基法の基準を上回っていた) ④大阪工場の閉鎖と希望退職者の募集等々である。闘争は、ここから開戦するのであるが、会社側は事実上のロックアウトである「自宅待機命令」を出すなど露骨な弾圧態勢をとってきた。そこで、組合側の対応は、ただちに組合事務所と食堂に泊り込みの態勢をとり、会社側のロックアウトに備えるとともに、闘争拠点を持続するために、工場を占拠する反撃に移っていった。さらに、以下の仮処分を地裁に申請し、そのほとんどが受理された。① 工場内への立入り防禁禁止 ② 就労態勢の防禁禁止 ③ 製品、半製品、原料、機械、什器、備品類の工場外搬

出禁止 ④ 本人及び組合の同意なく移動命令の禁止 ⑤ 賃金の支払 ⑥ 組合関係者の工場内立入り防禁禁止……等である。

大阪地裁は、この組合側の申請をほぼ全面的に認め、①、②については「組合の同意なく工場を閉鎖しないこと」、③については、「製品を除いて工場外への搬出禁止」、その他については全面的に申請を受理した。

今日までのところ、組合側の対応はこれまでの正面対決から転換し、組合の分裂を陰然とすすめるという戦術的迂回作戦に転じている。三井精糖の場合は、東洋ダイカストとは異なり、文字どおりの独占資本に対する闘い方なのであるが、今日までの局面は闘争を有利にするための条件を確保しているという段階である。その場合、特徴的なところが、まず、労働者が生産現場を掌握し、そこを闘争拠点に設定していることである。しかも、そのために現行法の利用しうるすべての可能性を追求していることである。今後、三井精糖の闘いがどのような展開をとげるかは、われわれの(闘争

活) 現在の力量を超える問題であるが、われわれが教訓化しうることは、東洋ダイカストの闘いと同様ならず、労資の闘いの主戦場である生産拠点を労働者が掌握すること、闘いの第一の核心はここに存在することを確認しておく必要がある。闘いに従属し、彼我の力関係を有利に展開してゆくうえで、利用可能な条件として最大限に追求していくことであらう。

三井精糖大阪工場労組の場合、こうした発想が生まれてくる土壌として、日常的な「協定化闘争」が先行していた。現在の多くの労組、とりわけ大企業労組においては、賃金以外の労働条件については、そのほとんどが資本と職制の恣意的、専制的職場支配秩序の枠に封殺されてしまっている。たとえば、生産増強の際には労働者の知らない間に、ベルトコンベアのスピードがあがっていたり、また、日常的にはQC・ZD運動などによって、個々の労働者は完全に資本の命令系統の中に組み込まれてしまっているのが現状である。「協定化闘争」は、それ自体、現在の労資の力関係を制度化することに

よって、資本と職制の恣意的な職場支配に歯止めをかけようとするものであるから、あくまでも防衛的な性格をまぬがれない。したがって、「協定化闘争」それ自体を自己目的化するとはしばしば闘争に保守的な性格を付与することに結果するであろう。また、それが力関係の一定の反映物であるかぎり、協定を絶対化するとは誤りである。それは、あくまでも商品としての労働力を前提にしたうえで成立しうるものである。しかし、闘争が長期にわたり持続し、労働運動がなお改良闘争の局面にとどまっている段階においては、労働者は自からの闘争の結果を一定の協定として資本に押しつける

## 四 今後の闘いの方向——若干の問題提起

すでに、これまでのところで明らかのように、倒産、工場閉鎖、大量解雇というドラマチックな資本の攻勢は、突如として、一挙的な現象として労働者の目に映るが、しかし、より仔細に検討してみれば、そのほとんどは資本の計画的、意図的な準

備と前段の布石が一連のものとしてうたれていることを見ぬかねばならない。

「ドル・ショック」は、一九三〇年代のそれのように、資本主義世界の統一的な世界市場が分断し、国内の信用崩壊、大不況、大量失業とい

うサイクルとしては結果してこなかった。資本主義世界における世界市場の崩壊と各国の保護貿易化、ブロック化への逆行は、そのまま世界資本主義の最後の崩壊へと帰結するが故に、昨年十二月の十カ国蔵相会議に象徴的にみられるように一定の「協調」と「再編」の方策を必死になら追求せざるをえないのである。

この「協調」と「再編」は、たしかに矛盾の一次的解決以上のものではなく、矛盾のより根本的、本質的解決はもはやブルジョアジーの手によって果すことはできないであろう。しかし同時に、ブルジョアジーは矛盾の一次的解決と国内におけるあらゆる国家独占資本主義的諸方策を駆使して、新たな世界再編による危機の回避とそれに即応しうる国内体制の構築を急いでいるのである。その重要な一環として産業体制の再編成と新労務政策が登場している。であり、彼らなりの意識的な政策の遂行過程のうえに、今回の「不況」宣伝、合理化対策、労働再編が現象しているのである。このことは、一九五〇年前後の、日本帝国主義の復活、再編過程における最初の資本か

らの攻撃であった、ドッジプランの強行とレッド・パージの強権的推進と以降の高度成長経済への突入、一九六〇年代初期の新産業体制秩序と重化学産業の育成・強化、基幹産業プロレタリアートの体制内困い込み、一九六五年不況を直接的契機とする帝国主義的膨張政策と労働運動の体制内統合化という、一連の日本帝国主義の社会、経済、政治再編と階級支配の歴史的過程のうえに位置づけられねばならない。同時に、一九七〇年代の今日においては、明確に戦後初期から六〇年代にかけての、いわば日本資本主義の内

### 底辺層の向上に

大阪・前田 哲夫

## 投稿

「季刊労働運動」第一号をみてまず感じたことは、労働運動の現状とこれからの役割についてよく書かれていたことだ。

労働戦線の統一問題（右翼化）についての批判、そして労働者階級の運動、対資本に対する闘争はどうあるべきか、読んでいて私に強く訴えてきた。しかし、読みながら感じたことが、むしろかきかきと文章が多く、内容をほとんどつかみきれなかった。専門用語の解説を、と願う。（例）階級的労働運動 この本を読んでふと思った事は、諸団体の欠点の批判は的確になされているが、それでは、自分達はどう闘いをするのだ、ということが少なかつたように思う。

的膨張と対外進出のための基盤の創出という段階とは質的に異なり、アメリカに代る東南アジアの盟主としての位置と、ヨーロッパにおける西ドイツとならぶ、資本主義世界の一方の大国としての位置を確保するという、まぎれもない帝国主義強国たるための国内再編として貫徹しようとしているのである。

高度成長経済体制に即応する新職場秩序の導入とそれに伴う労働力配置、再編と労組の経済主義的困いこみを主軸としてきた。しかし、今日のそれは帝国主義的膨張に見合う、労働者のイデオロギー統合（国家主義、排外主義）を戦略的基調とする、より能動的、政治的困いこみを展望し、そこからみ出るいっさいの労働運動の強権的弾圧をめぐらしているのである。すでに、慢性的なスタグフレーションと、この数年間の下部労働者の山猫ストに悩んでいたイギリス資本主義は、最近になって、いわゆる「労使関係法」なるも

また、階級闘争においても、たしかに自分達も立ち上り、資本と闘わねばならないと思う。しかし、成功したその後の社会というものを考えた場合、現在と大した違いはないのではないかと思う。たしかに、福祉・労働条件などはよくなるかも知れない。しかし、公害の絶対量は減らすことは出来ないし、労働密度は高くなると思う（たんに同じマスの中の配分が違っただけで絶対量は変わらないから）。それから、階級闘争の場合、特に底辺層の意識の向上につとめなければならぬと思う。自分達だけが階級性を目ざめるのではなく、ほとんどの労働者が意識に目ざめて闘ってこそ、この闘争を勝利にみちびき、労働者階級独裁国になれると思う。私が願うのは、私達底辺のものでもすぐ読めるような本にしてもらいたいと思う。次号を楽しみにしています。

すめられていることを確認しようであろう。

（注）「三菱樹脂事件」とは、学生運動の活動歴を明らかにしていなかったという理由で採用取り消しになり、一・二審とも労働者側が勝利し、現在、最高裁大法廷で争われている事件

ところで、かかるブルジョア階級の階級意志に対する、プロレタリアートの反撃は明確に、意識的、計画的なものとして展開されているとはいえない。民同型労働運動は相も変らぬ賃金闘争における一定の闘い以上を超えようとしなければ、か、希望退職、社外工、臨時工、パートタイマーに対する首切り攻撃に

対しては何らの有効な反撃も加えることができない。こうした攻撃が、企業倒産、工場閉鎖、大量解雇の先ぶれとして展開されているのであり、この闘いにおける後退が以後の全面的な敗北に帰結するという認識すら希薄である。せいぜいのところ、解雇の条件をより有利にという闘いに終始しているのが現状である。（希望退職攻撃と指名解雇攻撃の区別

さらに、こうした発想からは倒産

後の闘いにおいても、圧倒的な組合の採用する戦術として裁判闘争に終始してしまうのである。例えば、いわゆる「全自交方式」とよばれる倒産後の比較的戦闘的労組とよばれる闘争形態ですら、生産手段たる青ナ

ンバー自動車（営業認可）を組合の管理の下におきながら、闘争実態は裁判闘争においていかに有利な補償金をひきだすかに終始しているのが現状である。争議団は、一つは他労組との交流、いま一つは政党の選挙活動の手足という歪少化された、特定党派の党勢拡張の道具と化してしまっている。

このように考えてくれば、我々は「いかに既存労組、幹部であろうと、企業倒産、大量解雇という激烈な敵階級の攻撃に対しては最低限の歯止めの役割りを果たすであろう」という幻想を最終的に拭きなければならぬであろう。

むしろ、今日、我々が依拠し学びとるべきものは、戦後初期の「生産管理闘争」のさまざまな経験、さらに、一九五〇年前後のドッジプラン下の大量解雇に対する富士三鷹、東芝川岸等の工場で闘われた「生産管

理闘争」等々の、労働者の自然発生的闘いの経験の内に萌芽しているといえるのではないだろうか。

総評の中から登場した太田、岩井ラインは、高野の「ぐるみ闘争」に対する一定の合法性（産別闘争）を有していたが故に、日本の労働運動の主流的潮流としてこの十数年間君臨してきた。しかし、この路線は労働者階級をして労働力販売者という、資本主義社会における即自的な階級意識の量的拡大以外の何ものも生み出すことができず、労働組合をして同業組合主義的労働力販売団体と化してしまつたのである。

いわれるところの総評の「政治主義」も、この同業組合主義的労働組合を一時的、偽似的に「団結」させるための便宜的手段として、工場の外で、しかも議会にむけて「政治的課題」を並列させ、経済主義に接木させたものにすぎない。労働者は、一方において労働力販売者としての自己を消費社会の中に意識し、他方において市民社会の中で一個の市民として政治闘争に参加する分子にすぎなかった。彼の一義的価値観は、雇主との関係を意識する企業意

識であり、議会制民主主義の枠内におけるブルジョアの市民概念にはかならない。ただし、かかる労働組合と労働者が、自からの即自的意識を超えて、生産と労働に関わる階級的、対自的意識が求められる公害闘争に敵対し、資本の別動隊に転化する

のを強行に制定したが、そこではむきだしの「解雇の自由」を唱いあげ、それを法制化してきた。その内容は、日本における分限免職の内容とはほぼ共通している。いわば、これまでのブルジョアの法秩序の原理であった「法の下における平等、自由」のたて前をかなぐり捨て、ブルジョアの自由の一方的な優先を唱いあげているのである。我国においても、現在「三菱樹脂事件」（注）が最高裁で争われているが、それに対して官沢俊治、我妻栄などという、いわゆる「権威者」が連名で最高裁に意見書を提出し、そこでは「我国の体制は自由主義体制であるから、この体制を否認するイデオロギーを排除することは合法的である」という趣旨のことをきわめて露骨に表明している。かつての、レッド・パージという占領軍権力の下に強行された弾圧ですら、解雇の理由に「共産主義者であるから」という項目は、少くとも表向きはあげられていなかったことを想起してみても、最近の司法の反動化の到達レベルと、政治反動がブルジョア階級の全体的な階級的意志の下に統一的に

識であり、議会制民主主義の枠内におけるブルジョアの市民概念にはかならない。ただし、かかる労働組合と労働者が、自からの即自的意識を超えて、生産と労働に関わる階級的、対自的意識が求められる公害闘争に敵対し、資本の別動隊に転化することは容易なことである。また、分配の領域をこえて、生産のシステム、労働過程の変化を伴う領域において、資本の専制的合理化攻撃と新たなブルジョアの職場秩序の導入に対して、何らの抵抗闘争も組み得てこなかったのも当然のことである。その点においては、民労懇、JC系の労組と本質的な差異は見い出しえない。

今日のブルジョアの危機は、そっくりそのままプロレタリアートの危機としてうけとめ、資本のイデオロギー攻勢の前に屈服するにいたる過程は、この十数年間の民同労働運動の内々に包摂されていたのである。

我々は、前述した戦後一時期の日本のプロレタリアートの自然発生的な闘いの経験を、それが目的意識的に領導しうる前衛党の不在という歴

史的事実によって敗北したが故に、あまりにも不当に過少な評価を下し、ときはしなかつたであろうか。すでに、紹介した最近の労働者の先進的な闘いは、自然発生的な闘いにもかかわらず、日本の階級闘争の革命的な伝統を今日に継承しようとするいくつかの注目すべき経験を有している。そして、これらの闘いこそ企業倒産、工場閉鎖、大量解雇という形態を通して進行している、日本帝国主義の階級再編に対する最も強固にして有効な反撃の形態である。先進的なプロレタリアートは、敵階級の攻撃に対して防衛の闘いの段階から、ブルジョアの危機の顕在化とその矛盾の拡大・深化を追求する闘いへと大衆をひきあげ、組織する結節環に工場における労働者管理の闘いを志向し、指導すべき任務をになつていく。

たしかに戦後初期の労働争議を大きく規定していた「失業と飢え」の条件から、今日の労働者は比較的「自由」である。希望退職攻撃に対して、最も戦闘的で献身的な若い労働者はどきどきと工場を去っていくのが現状だといわれている。このこと

は、労働運動が単純な「くらしを守る」運動にとどまっていたのでは、資本のドラスタックな攻撃に対して、労働者を真に組織することができないことを教えている。しかし、それは条件の差異にすぎないのであり、今日の労働運動が戦闘的で献身的な労働者を個人的な心情と価値観の下に委ねておいてよいということを示しているのではない。企業倒産、工場閉鎖、大量解雇という、これまでの比較的「平和的」な攻撃の形態から一挙に暴力的な形態を通じて、資本の危機が現象している今日は、「プロレタリアートが、飢えや失業によって行動にかりたてられるのではなく、生産管理のために闘争する。」(A・グラムシ)条件が広範に存在していることをものがたっているのだ。ブルジョアジーによる一方的な解雇、工場の閉鎖、生産の量とスピードの決定、生産物の選択と制限等に対して、労働者の拒否と管理の闘いを労働者統制(レーニン)と労働者管理に向うべき端緒として切り開いていくべき絶好の契機である。いわば、工場におけるブルジョアの秩序の神聖不可侵性の神話を粉砕して

いく闘いに決起するときがきたのである。この闘いは、同業組合主義的団結にもとづく産別労働組の上からの指令を待機するのではなく、労働者を一つの有機的集団として組織して、ある単一の生産ユニット工場における労働者組織(それが、戦闘的単組であるか、労働者行動委員会であるか、いずれにせよ名称の問題ではない)によって火の手があげられ、

多くの意見はあるであろうが、本誌の目的はまず何よりも、現実に行われる労働者の反抗、抵抗、闘いを取り上げ、それを横へつた役割にあると思われ、二号がその任務をいささかも果し得ておれば幸いである。(菊)

「田切り上げ不況」という表現を、総評はじめ多くの組合が使っている。だが、これでは、こんにちの不況が通貨問題の結果だという印象に終ってしまふ。労働者自身のこれまでの思想が問われるものとして、「マル生不況」という表現はどうであろう。(お)

創刊号が予想外に好評(?)で、文

地域の労働者共闘を創出し、産別に核を形成していく闘いとして展望されていくべきである。

今春闘こそ、七〇年代労働運動を階級的労働運動として規定していくためのまたとない好機であることを確認するとともに、戦後型労働運動を実践的に止揚しうる闘争の質を形成していかなければならない。

### 編集後記

字通り北は北海道から南は九州まで問合せと購読申込みが殺到した。それにしても「労働運動誌は売れない」というタブーの当てにならないことを痛感するとともに、責任の重大さによりやく気づいたというところ。(K)

反帝労働運動の構築の足がかりとして出された創刊号に続いて、七二春闘を特集した今号が職場生産点で苦闘している労働者に方向性を提示しえるかどうか真価が問われている。すでに職場では春闘が発火しているが、春闘を階級的に闘う活動家に役立つことを祈る。(M)

●新刊 C・マラパルテ著 矢野 秀 訳  
**クーデターの技術** 付論 長崎浩 四六判 定価 880円  
 パブーフ=ブランキの政治思想の系譜の上に、ソレルと共に聳立する未紹介の特異な貌をもつ思想家の書。国家権力の奪取と防衛をクーデター戦術の分析によって追究した名著ノ

●既刊 平岡正明著  
**永久男根16** 好評発売中 四六判上製 950円  
 60年代から70年代への著者の(あくまでホット)な思想営為を集約!! 三島自死の衝迫による長編評論「反面同志の死」を軸に、犯罪者同盟で有名な「韃靼人ふう」等16編を徹底するものは60年代をジャズとして生きた著者の(魔のスイング)なのだ。

●既刊 滝村隆一著 四六判 880円  
**革命とコンミュン** 好評重版!!  
 イザラ叢書II ビューヒーナー / ヴァイディヒ 森 光昭 訳  
**革命の通信** ヘッセンの急使 A 5 函入 1200円  
 解説・エンツェンスベルガー 付論・菅谷規矩雄  
 イザラ叢書I L・ゴルドマン著 川俣晃自訳 A 5 函入 1500円  
**人間科学の弁証法** 付論・徳永恂



## イザラ書房

東京都文京区本郷4-8-7 113  
 電話 811-8753 振替東京148025

## 鹿砦社

東京都千代田区神田駿河台三の二  
 二九三九八二一 / 振東一六二六六

### 赤軍の形成

革命軍事論研究会編訳 二月刊  
 赤軍は如何に形成されたのか? 本書は、一九一七―二〇年におけるロシア革命の動態の中に党大会を基軸とする赤軍形成への苦闘を、第一次、第二次軍事反対派とその止揚・克服過程に追求する。トロツキー、スマリガ、ベルクマンの論考の他に、藤本和貴夫「赤衛隊から赤軍へ」を附して、革命と軍事に肉迫する

### クロンシュタット叛乱

イダ・メット L・トロツキー著 湯浅勉男解説 七二〇円 反革命か第三ソヴェト革命か? という不毛な両極に揺れるクロンシュタット叛乱を豊富な未紹介資料を駆使したメット「クロンシュタット・コムニオン」とトロツキー未発表論考三篇で再構成しプロ独裁の内実を逆照射する

### スパルタクス書簡

中村・山崎・船戸訳 価一〇〇〇円  
 第一次大戦と共に崩壊する第二インターと来るべき第三インターとの狭間で、牢獄或は監獄より帝国主義戦争を世界革命に転ずべく唯一発し続けられたスパルタクス団の地下政治書簡集。ローザ、リーブクネヒト、メーリング等による初完訳革命資料

### ★既刊

マルクス主義軍事論―中村丈夫他編訳 価一三〇〇円 二二〇〇円  
 左翼エスエル戦闘史―スタインベルグ著・荒畑寒村解説 九六〇円  
 ★続刊  
 革命の錬金場にて―スタインベルグ著 / 左翼エスエル党によるロシア一九一七―二一年の革命史 武装蜂起―ノイベルグ著 / コミンテルンの蜂起教程。二〇年代諸峰起の経過分析の批判的総括 ★小社刊行物はウニタ等特定書店に常備。又は直接注文下さい

この狂気と技術の結合をみよ!

# 虐殺者の記録

ナチス・シエノサイド

岩淵正嘉 / 「文化的」なドイツ国民が、狂気と技術とによってつくりだしたユダヤ人・ポーランド人絶滅政策の実行とそれへの抵抗を日本人の眼で叙述  
六〇〇円

# 続新左翼の労働組合論

藤田若雄・清水一編 / 「労働問題研究」第4集。混乱期の運動(藤田) 配置転換と労働契約(渡辺章)と、中核、第四インター、ブント、MLの労働論  
四〇〇円

# 入管体制資料集

東大法共編 / 国内植民地体制を温存、再編・強化した支配機構を、新入管法に照準を合わせ、入管令以降の諸法令を網羅し、国際法関係の資料を付す。  
一〇〇〇円

# 消費問題

野村かつ子・青山三千子・山手茂 / 運動の全体像を明らかにする。変革期の消費者問題(青山) 運動の現状と課題(山手) 米・日の消費者運動(野村)で構成。  
九五〇円

# 亜紀書房

東京・神田神保町1-51

# 宇井純公害原論

全3冊 価一六五〇円

季刊 労働運動 2

一九七二年春季号通巻第二号  
一九七二年三月一日発行

編集発行

季刊労働運動編集委員会

尼崎市東難波町三丁目二二二〇  
阪神現代社 〇六一四八二一〇〇六六  
東京都中野区東中野四六一二最上荘十八号  
たいとう社 〇三二一八二一八八〇五

価三五〇円

# 三一書房

東京神田駿河台2  
振替 / 東京 84160

●四次防にむらがる防衛産業の実態!

# 軍国主義と日本経済

木川田 栄著

三一新書・350円

七二年から約五兆八千億円を費して実施される四次防は、航空機・ミサイルを中心に装備の国産化にともなう、三菱重工をはじめ防衛産業の長期的発展を保証し、日本経済の軍国主義化をおしすすめる。  
本書は、四次防にともなう軍需産業の進行状況を克明に伝える注目の書。

●労働運動の原点と現代の課題

# トロッキー労働組合論

帝国主義期の労働組合の戦略と戦術はいかにあるべきか ■浦田伸一編訳 / 三一新書・350円

# 労働組合と国民生活

国民的課題を担う労働組合と運動の展望をイタリアにみる / ■河野稜著 / 三一新書・350円